

改定案（令和7年版）	現行（令和4年版）	改定	
		有無	改定理由
<p>土木工事施工管理基準</p> <p>令和7年4月</p> <p>鹿児島県土木部</p>	<p>土木工事施工管理基準</p> <p>令和4年1月</p> <p>鹿児島県土木部</p>	<p>無</p> <p>有</p> <p>無</p>	

改定案（令和7年版）	現行（令和4年版）	改定	
		有無	改定理由
<p>1 総則</p> <p>土木工事施工管理基準は、鹿児島県土木部制定土木工事共通仕様書に規定する土木工事の施工管理の基準を定めたものである。</p> <p>(1) 目的</p> <p>この基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 適用</p> <p>この基準は、鹿児島県土木部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p> <p>なお、港湾漁港工事については港湾漁港編により管理するものとし、これにない項目は、一般土木編を準用する。</p> <p>(3) 構成</p> <p>土木工事施工管理基準は下記の構成による。</p> <p>...</p> <p>(4) 管理の実施</p> <p>(ア) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。</p> <p>(イ) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。</p> <p>(ウ) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。</p> <p>(エ) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の要請に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(オ) 受注者は、測定（試験）値が偏向する場合、バラツキが大きい場合又は規格値の範囲を外れる場合は、その原因を追求し監督職員と協議の上、手直し、補強、やり直し等の処理を行わなければならない。</p> <p>(カ) 受注者は、管理内容等に疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議し、この指示に従わなければならない。</p> <p>(5) 管理項目及び方法</p> <p>(ア) 工程管理</p> <p>受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できる。</p> <p>(イ) 品質管理</p> <p>受注者は、品質を品質管理に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。</p> <p>この品質管理の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。</p> <p>また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書又は監督職員の指示がある場合に実施するものとする。</p> <p>(ウ) 出来形管理</p> <p>受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。</p>	<p>1 総則</p> <p>土木工事施工管理基準は、鹿児島県土木部制定土木工事共通仕様書に規定する土木工事の施工管理の基準を定めたものである。</p> <p>(1) 目的</p> <p>この基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 適用</p> <p>この基準は、鹿児島県土木部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督職員の承諾を得て他の方法によることができる。</p> <p>なお、港湾漁港工事については港湾漁港編により管理するものとし、これにない項目は、一般土木編を準用する。</p> <p>(3) 構成</p> <p>土木工事施工管理基準は下記の構成による。</p> <p>...</p> <p>(4) 管理の実施</p> <p>(ア) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。</p> <p>(イ) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。</p> <p>(ウ) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。</p> <p>(エ) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の要請に対し速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>(オ) 受注者は、測定（試験）値が偏向する場合、バラツキが大きい場合又は規格値の範囲を外れる場合は、その原因を追求し監督職員と協議の上、手直し、補強、やり直し等の処理を行わなければならない。</p> <p>(カ) 受注者は、管理内容等に疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議し、この指示に従わなければならない。</p> <p>(5) 管理項目及び方法</p> <p>(ア) 工程管理</p> <p>受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式など）により作成した実施工程表により行う。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できる。</p> <p>(イ) 品質管理</p> <p>受注者は、品質を品質管理に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。</p> <p>この品質管理の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。</p> <p>また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書又は監督職員の指示がある場合に実施するものとする。</p> <p>(ウ) 出来形管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の種類別、規模を問わず全面的に実施する。 ・出来形管理は、設計値と実測値とを対比して記録した出来形管理図表又は出来形管理図を作成し、出来形管理基準に基づき管理する。 	<p>無 無</p> <p>無 無</p> <p>無 有</p> <p>無 無 無 無</p> <p>無 無</p> <p>有 無 無</p> <p>無 無 有</p> <p>無 無</p> <p>無 無</p> <p>無 有 有</p> <p>無</p> <p>無</p> <p>有 有</p>	<p></p> <p>[修正] 国に準拠</p> <p></p> <p>[修正] 国に準拠 検査時に→工事完成時に</p> <p></p> <p>[修正] 国に準拠</p> <p></p> <p>[県独自] 監督員の指示がある場合</p> <p>[削除] 国に準拠 [修正] 国に準拠</p>

改定案（令和7年版）	現行（令和4年版）	改定	
		有無	改定理由
<p>なお、測定基準において測定箇所数「○○につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。</p> <p>(エ) 写真管理 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(6) 規格値 受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。</p> <p>(7) その他</p> <p>(7) 成果品の提出 成果品の提出は、鹿児島県電子納品ガイドラインによるものとする。</p> <p>二重化運用基準により二重化した成果品（紙媒体）や電子化が困難な紙媒体の資料は、簡易加除式ファイルでの納品を標準とし、1部提出するものとする。</p> <p>(4) 3次元データによる出来形管理 ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。</p> <p>(7) 施工箇所が点在する工事 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>・測定基準において測定箇所数「○○につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。</p> <p>(エ) 写真管理 ・写真管理は、工事の完成後では明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、工事着手前の状況、材料検収、品質確認、安全管理状況及び工事中の災害状況等を写真管理基準及び設計図書に基づいて行うものとし、工事の種別、規模を問わず全面的に実施する。</p> <p>(6) 規格値 (7) 規格値とは、設計仕様の数値と出来上がり数値との差の許容限界をいう。 (イ) 受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値について、すべて規格値を満足しなければならない。 (ウ) 出来高に關係のある個々の測定値の平均値は、設計図書等の数値を下回ってはならない。 (エ) 規格値の明示がないものについては、設計図書及び監督職員の指示による。</p> <p>(8) 資料の提出 資料の提出は、鹿児島県電子納品ガイドライン（案）によるものとする。 成果品を紙で提出する場合は、監督職員と協議の上、原則1部提出するものとする。</p> <p>(7) その他 (7) 測定基準 測定（試験・検査・計測）基準は管理箇所及び頻度を示したもので、これによりがたい場合は設計図書による。</p> <p>(4) 資料の提出 資料の提出は、鹿児島県電子納品ガイドライン（案）によるものとする。 成果品を紙で提出する場合は、監督職員と協議の上、原則1部提出するものとする。</p> <p>(ウ) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。 また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。 河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p>(エ) 施工箇所が点在する工事 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	有	[修正] 国に準拠
		有	[修正] 国に準拠
		無	
		有	[削除] 国に準拠
		有	[修正] 国に準拠
		有	[削除] 国に準拠
		有	[削除] 1-(2)と重複
		有	[削除] 前回改定時削除漏れ
		有	[削除] 前回改定時削除漏れ
		有	[削除] 前回改定時削除漏れ
		無	
		有	[削除]
		有	[削除]
		有	1-(2)と重複
		有	[修正] 資料→成果品、(案)削除
		有	[修正] 電子納品ガイドラインを参考に修正
有	[修正] (ウ)→(イ)		
有	[修正] 国に準拠 国R4修正		
有	[削除] 国に準拠		
有	[削除] 国に準拠		
無			
有	[修正] (エ)→(ウ)		
無			
無			

改定案（令和7年版）	現行（令和4年版）	改定	
		有無	改定理由
2 工程管理	2 工程管理	無	

改定案（令和7年版）	現行（令和4年版）	改定	
		有無	改定理由
工程管理	工程管理		
<p>(1) 工程管理基準 この工程管理基準は、土木工事施工管理基準(5)の(ア)に規定する工程管理の基準を定めたものである。</p> <p>工程管理は、組合せ工種が多い工事についてはネットワーク（PERT-CPM）により、単純な工事については横棒式工程表（バーチャート）あるいは斜線式工程表により作成し管理を行う。</p> <p>工事内容に応じて適切な工程表の様式を選択し管理する。</p>	<p>(1) 工程管理基準 この工程管理基準は、土木工事施工管理基準(5)の(ア)に規定する工程管理の基準を定めたものである。</p> <p>工程管理は、工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式）により作成した実施工程表により管理し、工事の種別、規模を問わずすべての工事について実施する。</p>	無 無	
<p>(2) 工事進捗の把握 受注者は、毎月の工程の進捗状況を工程表により把握し、監督職員の要求に対し、速やかに提示しなければならない。</p> <p>なお、該当月の進捗状況を月末までに監督職員に提出する。</p>	<p>(2) 工事進捗の把握 請負者は、毎月の工程の進捗状況を工程表により把握し、監督職員の要求に対し、速やかに提示しなければならない。</p> <p>なお、該当月の進捗状況を月末までに監督職員に報告する。</p>	有 有	[修正] 国 施工管理の手引き準拠
<p>(3) 実施工程表の作成に当たり考慮すべき条件 (ア) 工事及び作業の制約 (イ) 環境（地形、地質、気象、水理）を考慮した施工計画 (ウ) 施工順序 (エ) 労務、機械の使用計画 (オ) 作業能力及び標準稼働時間の決定 (カ) 工事期間の作業可能日数の算定</p>	<p>(3) 実施工程表の作成に当たり考慮すべき条件 (ア) 工事及び作業の制約 (イ) 環境（地形、地質、気象、水理）を考慮した施工計画 (ウ) 施工順序 (エ) 労務、機械の使用計画 (オ) 作業能力及び標準稼働時間の決定 (カ) 工期内の作業日数の決定</p>	無 無 無 無 無 有	[追加] 国 施工管理の手引き準拠
<p>(参考資料)</p> <p>1 ネットワークによる工程表</p> <p>2 バーチャートによる工程表</p>	<p>(参考資料)</p> <p>1 ネットワークによる工程表</p> <p>2 バーチャートによる工程表</p>	無 無	[修正] 国 施工管理の手引き準拠

改定案 (令和7年版)

現行 (令和4年版)

改定

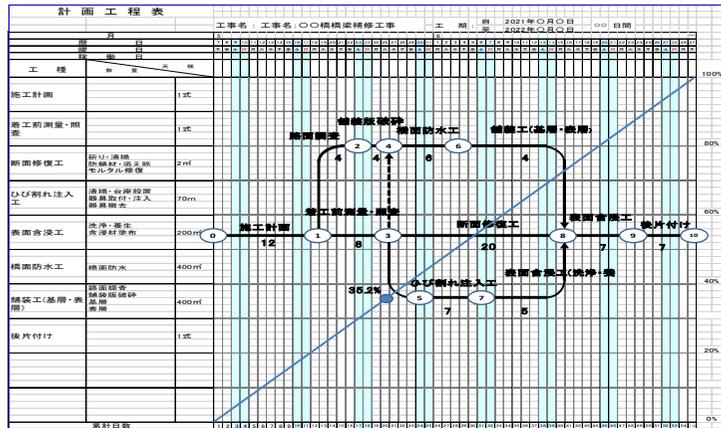
有無

改定理由

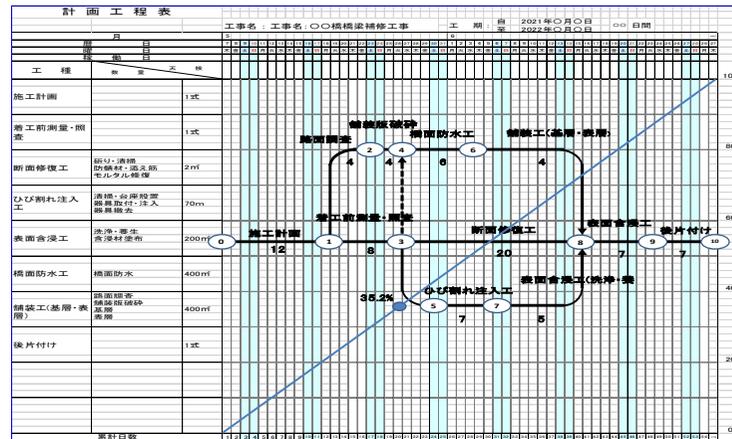
無
無

無
無

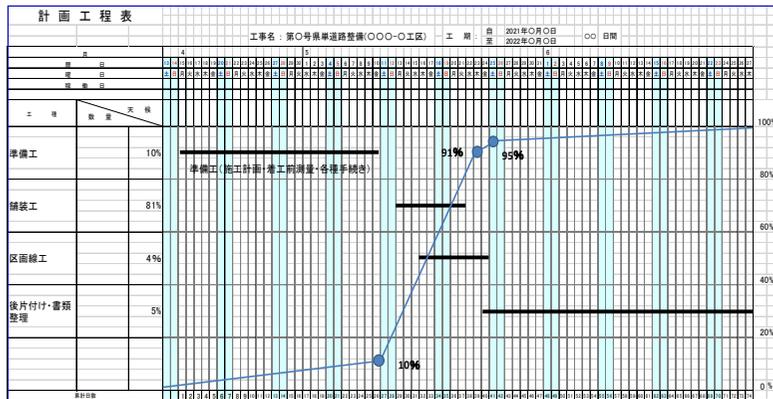
1 ネットワークによる工程表



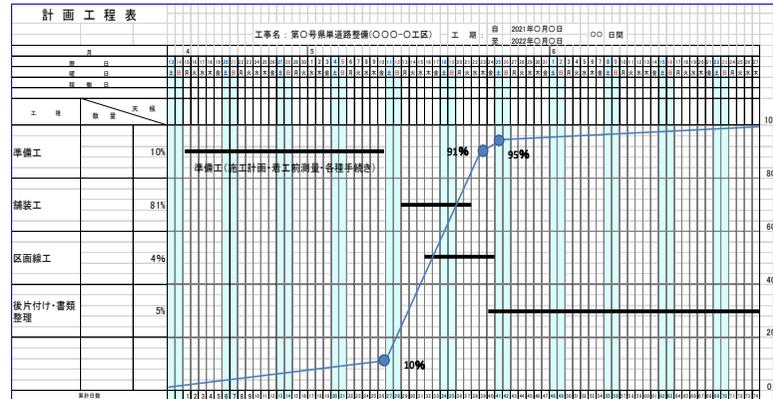
1 ネットワークによる工程表



2 バーチャートによる工程表



2 バーチャートによる工程表



改定案（令和7年版）	現行（令和4年版）	改定	
		有無	改定理由
<p>一般土木編 3 品質管理</p>	<p>一般土木編 3 品質管理</p>	<p>無 無</p>	

改定案（令和7年版）	現行（令和4年版）	改定	
		有 無	改定理由
品 質 管 理	品 質 管 理	無	
(1) 品質管理基準 この品質管理基準は、土木工事施工管理基準(5)の(イ)に規定する品質管理の基準を定めたものである。	(1) 品質管理基準 この品質管理基準は、土木工事施工管理基準(5)の(イ)に規定する品質管理の基準を定めたものである。	無	
(2) 品質管理 品質管理資料として、主に作成する書類は以下のとおりである。	(2) 品質管理	有	[追加] (国) 施工管理の手引き準拠
(7) 品質管理総括表・・・既済部分・中間検査時に提示、工事完成時に提出		有	[追加] (国) 施工管理の手引き準拠
(イ) 品質管理図表・・・施工中は提示、工事完成時に提出		有	[追加] (国) 施工管理の手引き準拠
※「測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）」については品質管理図表にて代用可能なため提出は不要。（提示を求める場合がある）		有	[追加] (国) 施工管理の手引き準拠
<測定点が10点未満の場合>		有	[追加] (国) 施工管理の手引き準拠
品質管理図表として整理した資料は作成不要。ただし、「測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）」は施工中は提示、工事完成時に提出。		有	[追加] (国) 施工管理の手引き準拠
(ウ) 材料品質証明資料・・・設計図書で指定した材料については提出（使用した材料の品質を証明する品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管）		有	[追加] (国) 施工管理の手引き準拠
	品質管理は、品質管理基準により実施し、その管理内容に応じて工程能力図又は品質管理図表（X-R管理図、 $X-R_s-R_m$ 、ヒストグラムなど）を作成する。ただし、原則として、セメントコンクリート工を除き、測定数が10点未満の場合は試験結果一覧表のみとし、工程能力図及び管理図表の作成は不用とする。	有	[削除] (国) 準拠 (国) H23削除済み
	この品質管理の適用は、下記に掲げる工種(7)、(イ)の条件に該当する工事を除き試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施する。	有	[削除] (国) 準拠 (国) H23削除済み
	なお、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書又は監督職員の指示がある場合に実施する。	有	[削除] (国) 準拠 (国) H23削除済み
	(7) 路盤 維持工事等の小規模なもの。（施工面積1,000㎡未満のもの）	有	[削除] (国) 準拠 (国) H23削除済み
	(イ) アスファルト舗装 維持工事等の小規模なもの。（同一配合の合材が100t未満のもの）	有	[削除] (国) 準拠 (国) H23削除済み
	注) セメントコンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁（高さ2.5mを超えるもの）については鉄筋コンクリートに準じる。	有	[削除] (国) 準拠 (国) H23削除済み

改定案（令和7年版）	現行（令和4年版）	改定	
		有無	改定理由
	(3) 品質管理の方法	有	[削除]国に準拠
	(ア) 品質管理総括表	有	[削除]国に準拠
	品質管理総括表（標準－1）に試験項目をまとめなければならない。	有	[削除]国に準拠
	(イ) 工程能力図による管理	有	[削除]国に準拠
	測定値を試験成果一覧表（標準－3）にまとめて、管理方法に明示のあるものについて工程能力図（標準－5，6）に打点し規格値の下限値（上限値）を線引きする。	有	[削除]国に準拠
	(ウ) 成果総括表	有	[削除]国に準拠
	コンクリート強度，スランプ，空気量，土工の密度，アスファルト舗装等の一連の成果を成果総括表（標準－2）に記入する。	有	[削除]国に準拠
	(エ) コンクリート強度など，そのバラツキ状態を把握することが望ましい項目について作成する工程能力図又は品質管理図表により管理する。	有	[削除]国に準拠
	(4) 品質管理資料のまとめ方	有	[削除]国に準拠
	品質管理資料は原則としてA4判とする。	有	[削除]国に準拠

改定案 (令和7年版)		現行 (令和4年版)		改定	
				有無	改定理由
		目 次			
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	Ⅲ - 1	1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	Ⅲ - 1	無	
2 プレキャストコンクリート製品 (JIS I類)	Ⅲ - 4	2 プレキャストコンクリート製品 (JIS I類)	Ⅲ - 4	無	
3 プレキャストコンクリート製品 (JIS II類)	Ⅲ - 4	3 プレキャストコンクリート製品 (JIS II類)	Ⅲ - 4	無	
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	Ⅲ - 6	4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	Ⅲ - 4	無	
5 ガス圧接	Ⅲ - 6	5 ガス圧接	Ⅲ - 5	無	
6 既製杭工	Ⅲ - 7	6 既製杭	Ⅲ - 6	有	誤記修正
7 基礎工	Ⅲ - 7			有	新規追加
8 場所杭工	Ⅲ - 7			有	新規追加
9 既製杭工 (中掘り杭工コンクリート打設方式)	Ⅲ - 7			有	新規追加
10 下層路盤	Ⅲ - 8	7 下層路盤	Ⅲ - 7	有	修正
11 上層路盤	Ⅲ - 9	8 上層路盤	Ⅲ - 7	有	修正
12 アスファルト安定処理路盤	Ⅲ - 9	9 アスファルト安定処理路盤	Ⅲ - 8	有	修正
13 セメント安定処理路盤	Ⅲ - 9	10 セメント安定処理路盤	Ⅲ - 8	有	修正
14 アスファルト舗装	Ⅲ - 11	11 アスファルト舗装	Ⅲ - 8	有	修正
15 転圧コンクリート	Ⅲ - 14	12 転圧コンクリート	Ⅲ - 10	有	修正
16 グラスアスファルト舗装	Ⅲ - 14	13 グラスアスファルト舗装	Ⅲ - 13	有	修正
17 路床安定処理工	Ⅲ - 15	14 路床安定処理工	Ⅲ - 13	有	修正
18 表層安定処理工 (表層混合処理)	Ⅲ - 16	15 表層安定処理工 (表層混合処理)	Ⅲ - 14	有	修正
19 固結工	Ⅲ - 16	16 固結工	Ⅲ - 15	有	修正
20 アンカー工	Ⅲ - 16	17 アンカー工	Ⅲ - 15	有	修正
21 補強土壁工	Ⅲ - 17	18 補強土壁工	Ⅲ - 15	有	修正
22 吹付工	Ⅲ - 19	19 吹付工	Ⅲ - 16	有	修正
23 現場吹付法枠工	Ⅲ - 21	20 現場吹付法枠工	Ⅲ - 18	有	修正
24 河川土工	Ⅲ - 22	21 河川土工	Ⅲ - 20	有	修正
25 海岸土工	Ⅲ - 23	22 海岸土工	Ⅲ - 21	有	修正
26 砂防土工	Ⅲ - 23	23 砂防土工	Ⅲ - 22	有	修正
27 道路土工	Ⅲ - 24	24 道路土工	Ⅲ - 22	有	修正
28 捨石工	Ⅲ - 25	25 捨石工	Ⅲ - 23	有	修正
29 コンクリートダム	Ⅲ - 28	26 コンクリートダム	Ⅲ - 23	有	修正
30 覆工コンクリート (NATM)	Ⅲ - 30	27 覆工コンクリート (NATM)	Ⅲ - 26	有	修正
31 吹付けコンクリート (NATM)	Ⅲ - 32	28 吹付けコンクリート (NATM)	Ⅲ - 28	有	修正
32 ロックボルト (NATM)	Ⅲ - 32	29 ロックボルト (NATM)	Ⅲ - 30	有	修正
33 路上再生路盤工	Ⅲ - 33	30 路上再生路盤工	Ⅲ - 31	有	修正
34 路上表層再生工	Ⅲ - 33	31 路上表層再生工	Ⅲ - 31	有	修正
35 排水性舗装工・透水性舗装工	Ⅲ - 34	32 排水性舗装工・透水性舗装工	Ⅲ - 32	有	修正
36 プラント再生舗装工	Ⅲ - 35	33 プラント再生舗装工	Ⅲ - 33	有	修正
37 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	Ⅲ - 35	34 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	Ⅲ - 34	有	修正
38 ガス切断工	Ⅲ - 36	35 ガス切断工	Ⅲ - 34	有	修正
39 溶接工	Ⅲ - 38	36 溶接工	Ⅲ - 35	有	修正
40 中層混合処理	Ⅲ - 39	37 中層混合処理	Ⅲ - 37	有	修正
41 鉄筋挿入工		38 鉄筋挿入工	Ⅲ - 38	有	修正
注) なお、各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績書やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検収を実施する。空欄の項目については、必ず現場検収を実施する。		注) なお、各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績書やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検収を実施する。空欄の項目については、必ず現場検収を実施する。		無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	有無	改定理由
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート）	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	/	○		1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート）	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	/	○		無	
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート）	材料	クレンジイミックスコン	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○		1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート）	材料	クレンジイミックスコン	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○		有	【修正】国に準拠
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	をレゾ使用イ他サミJ場合はトマ除くク表示された	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気伊酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材用）	1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	をレゾ使用イ他サミJ場合はトマ除くク表示された	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気伊酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材用）	有	【修正】国に準拠
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート）	材料	トレデータイミックスコンクリ	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/12ヶ月以上及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○		1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート）	材料	トレデータイミックスコンクリ	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○		有	【修正】国に準拠

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準 (参考)	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	有無	改定理由	
1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	セメント使用量以外のミキサ配合は除く	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	/		1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	セメント使用量以外のミキサ配合は除く	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	/	○	無	
1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・)	材料	クレディートミクスコン	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/上/12ヶ月及び産地が変わった場合。	/		1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・)	材料	クレディートミクスコン	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	有	〔修正〕 図に準拠
1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・)	材料	クレディートミクスコン	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。	/		1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・)	材料	クレディートミクスコン	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。	/	○	無	
1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・)	材料	クレディートミクスコン	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	/		1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・)	材料	クレディートミクスコン	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	/	○	無	
1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・吹付けコンクリートを除く)	材料	セメント使用量以外のミキサ配合は除く	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12ヶ月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	セメント使用量以外のミキサ配合は除く	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定		
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	改定理由		
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・掘削工）	材料	クレディティミクストコン	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上	/		1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・掘削工）	材料	クレディティミクストコン	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上	/			無	
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・掘削工）	材料	クレディティミクストコン	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上	/		1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・掘削工）	材料	クレディティミクストコン	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上	/			無	
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・掘削工）	材料	クレディティミクストコン	セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210（ポルトランドセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上	/		1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・掘削工）	材料	クレディティミクストコン	セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210（ポルトランドセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上	/			有	【追加】 国に準拠
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・掘削工）	材料	クレディティミクストコン	セメントの蛍光線分析	JIS R 5204	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上	/		1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・掘削工）	材料	クレディティミクストコン	セメントの蛍光線分析	JIS R 5204	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上	/			有	【追加】 国に準拠
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・掘削工）	材料	ミクスチャー	練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12ヶ月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・掘削工）	材料	ミクスチャー	練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		有	【修正】 国に準拠	
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・掘削工）	材料	ミクスチャー	練混ぜ水の品質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12ヶ月及び水質が変わった場合。スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・掘削工）	材料	ミクスチャー	練混ぜ水の品質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		有	【修正】 国に準拠	
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・掘削工）	製造（ブランド）	計量設備の計量精度	計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・掘削工）	製造（ブランド）	計量設備の計量精度	計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		無		

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による値	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による値	適用基準（参考）	有無	改定理由
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造（フラント）	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合：コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、種管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○		1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造（フラント）	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合：コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、種管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○		有	〔修正〕 国に準拠
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造（フラント）	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、種管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○		1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造（フラント）	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、種管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○		有	〔修正〕 国に準拠
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリートを除く）	製造（フラント）	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○		1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリートを除く）	製造（フラント）	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○		無	
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリートを除く）	製造（フラント）	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○		1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリートを除く）	製造（フラント）	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○		無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	有無		
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・権工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による		<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）			1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・権工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による			<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）			無
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・権工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保に伴う単位水量の測定について」〔平成21年6月12日技術管理課長通知〕による					1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・権工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保に伴う単位水量の測定について」〔平成21年6月12日技術管理課長通知〕による						無

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定		
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準 (参考)	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準 (参考)	有無	改定理由	
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリート・コンクリート・コンクリート・コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	スランptest	JIS A 1101	スランp5cm以上8cm未満；許容差±1.5cm スランp8cm以上18cm以下；許容差±2.5cm スランp2.5cm；許容差±1.0cm	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランptestの結果が安定し良好な場合はその後スランptestの頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができ、1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、函渠工、樋門、種管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)			1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリート・コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	スランptest	JIS A 1101	スランp5cm以上8cm未満；許容差±1.5cm スランp8cm以上18cm以下；許容差±2.5cm スランp2.5cm；許容差±1.0cm	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランptestの結果が安定し良好な場合はその後スランptestの頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができ、1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、函渠工、樋門、種管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)				無	
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリート・コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場の出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個 (σ3) を追加で採取する。 ・材令28日強度については、公的機関での試験とする。ただし、これにより難い場合は、監督職員等の立ち会いにより行うこと。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができ、1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、函渠工、樋門、種管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)			1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリート・コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個 (σ3) を追加で採取する。 ・材令28日強度については、公的機関での試験とする。ただし、これにより難い場合は、監督職員等の立ち会いにより行うこと。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができ、1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、函渠工、樋門、種管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)			有	[修正] 国に準拠	
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリート・コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができ、1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、函渠工、樋門、種管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)			1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリート・コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができ、1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、函渠工、樋門、種管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)				無	

改定案（令和7年版）											現行（令和4年版）											改定	
品質管理基準及び規格値											品質管理基準及び規格値											有無	改定理由
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準	(参考)	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確				
1	セメント・コンクリート	施工	必須	コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。	材令28日強度については、公的機関での試験とする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員等の立ち会いにより行うこと。			1	セメント・コンクリート	施工	必須	コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。	材令28日強度については、公的機関での試験とする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員等の立ち会いにより行うこと。			無	
1	セメント・コンクリート	施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	/			1	セメント・コンクリート	施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	/			無	
1	セメント・コンクリート	施工	その他	コンクリートの洗い分け試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	/			1	セメント・コンクリート	施工	その他	コンクリートの洗い分け試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	/			無	
1	セメント・コンクリート	施工後試験	必須	ひび割れ調査	「土木コンクリート構造物の品質確保についておよびその運用について」〔平成15年4月30日土木部技術管理課長通知〕による		高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底板等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領（案）で定める写真の提出で代替することができる。				1	セメント・コンクリート	施工後試験	必須	ひび割れ調査	「土木コンクリート構造物の品質確保についておよびその運用について」〔平成15年4月30日土木部技術管理課長通知〕による			/			有	〔修正〕国に準拠

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	有無	改定理由	
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・複工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査						1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・複工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査							
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・複工コ	施工後試験	その他	コアによる強度試験						1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・複工コ	施工後試験	その他	コアによる強度試験							
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・複工コ	施工後試験	その他	配筋状態及びひきぶり						1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・複工コ	施工後試験	その他						有	[追加] 国に準拠	
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・複工コ	施工後試験	その他	強度測定						1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・複工コ	施工後試験	その他						有	[追加] 国に準拠	
2	プレキャストコンクリート製品（JIS I類）	材料	必須	JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認						2	プレキャストコンクリート製品（JIS I類）	材料	必須	JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認							
2	プレキャストコンクリート製品（JIS I類）	施工	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）						2	プレキャストコンクリート製品（JIS I類）	施工	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）							
3	プレキャストコンクリート製品（JIS II類）	材料	必須	製品検査結果（寸法・形状・外観、性能試験）※協議をした項目						3	プレキャストコンクリート製品（JIS II類）	材料	必須	製品検査結果（寸法・形状・外観、性能試験）※協議をした項目							

改定案（令和7年版）											現行（令和4年版）											改定
品質管理基準及び規格値											品質管理基準及び規格値											改定理由
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由		
3	プレキャストコンクリート製品（JIS II類）	材料	必須	JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視（写真撮影）	設計図書による。				3	プレキャストコンクリート製品（JIS II類）	材料	必須	JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視（写真撮影）	設計図書による。				無		
3	プレキャストコンクリート製品（JIS II類）	施工	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）	目視検査（写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数			3	プレキャストコンクリート製品（JIS II類）	施工	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）	目視検査（写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数			無		
4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○		4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。			○			
4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による			○		4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による				○			
4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	コンクリートのスラング試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/日以上	○		4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	コンクリートのスラング試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/日以上			○		
4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回/日以上	○		4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回/日以上			○		
4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	コンクリートの空気量測定（凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品）	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5%（許容差）	1回/日以上	○		4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	コンクリートの空気量測定（凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品）	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5%（許容差）	1回/日以上			○		
4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	骨材のふるい分け試験（粒度・粗粒率）	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	○		4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	骨材のふるい分け試験（粒度・粗粒率）	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。			○	有	〔修正〕 国に準拠

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定				
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準 (参考)	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準 (参考)	改定理由				
4	プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1 ～ 5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェノキスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○		4	プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1 ～ 5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェノキスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○		有	[修正] 国に準拠			
4	プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/年以上12ヶ月及び産地が変わった場合。		○		4	プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/年以上及び産地が変わった場合。			○		有	[修正] 国に準拠		
4	プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	骨材の微粒子試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合には5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○		4	プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	骨材の微粒子試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材: 1.0%以下 細骨材: コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	1回/月以上及び産地が変わった場合。 (微粒子の多い砂1回/週以上)			○		有	[修正] 国に準拠		
4	プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	骨材の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の有機圧縮強度による試験方法」による。	○		4	プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	骨材の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の有機圧縮強度による試験方法」による。			○		無		
4	プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		4	プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	1回/月以上及び産地が変わった場合。			○				無	
4	プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 製作開始前、1回以上/12ヶ月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 製作開始前、1回以上/12ヶ月及び産地が変わった場合。		○		4	プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 製作開始前、1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 製作開始前、1回/年以上及び産地が変わった場合。			○		有	[修正] 国に準拠		

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定		
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	有無	改定理由	
4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	試験表示されたコンクリートレイアウトをミ	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	1回/月以上	/		4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	試験表示されたコンクリートレイアウトをミ	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	1回/月以上	/		○	無	
4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	試験表示されたコンクリートレイアウトをミ	セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	1回/月以上	/		4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	試験表示されたコンクリートレイアウトをミ	セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	1回/月以上	/		○	無	
4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	試験表示されたコンクリートレイアウトをミ	コンクリート用混和剤・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201（フライッシュ） JIS A 6202（膨張材） JIS A 6204（化学混和剤） JIS A 6206（高炉スラグ微粉末） JIS A 6207（シリカフェューム）	1回/月以上 ただし、JIS A 6204（化学混和剤）は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。		4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	試験表示されたコンクリートレイアウトをミ	コンクリート用混和剤・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201（フライッシュ） JIS A 6202（膨張材） JIS A 6204（化学混和剤） JIS A 6206（高炉スラグ微粉末） JIS A 6207（シリカフェューム）	1回/月以上 ただし、JIS A 6202（膨張材）は1回/月以上、JIS A 6204（化学混和剤）は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。		○	無	
4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	試験表示されたコンクリートレイアウトをミ	練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合、JIS A 5308(附属書J)	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回以上/12ヶ月及び水質が変わった場合。	○		4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	試験表示されたコンクリートレイアウトをミ	練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合、JIS A 5308(附属書C)	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		有	[修正] 国に準拠
4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回/月又は入荷の都度	試験成績表による。		4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回/月又は入荷の都度	試験成績表による。		○	無	
4	プレキャストコンクリート製品（その他）	施工	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）	目視検査（写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数	/		4	プレキャストコンクリート製品（その他）	施工	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）	目視検査（写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数	/			無	

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										有無
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準 (参考)	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	改定理由	
5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 ・圧接面の研磨状況 ・垂れ下がり ・焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) ・軸心の偏心 ・ふくらみ ・ふくらみの長さ ・圧接部のずれ ・折れ曲がり ・等	熱間押接法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径 (径が異なる場合は、細い方の鉄筋) の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径 (径が異なる場合は、細い方の鉄筋) の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径 (径が異なる場合は、細い方の鉄筋) の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径 (径が異なる場合は、細い方の鉄筋) の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径 (径が異なる場合は、細い方の鉄筋) の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押接ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。			5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 ・圧接面の研磨状況 ・垂れ下がり ・焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) ・軸心の偏心 ・ふくらみ ・ふくらみの長さ ・圧接部のずれ ・折れ曲がり ・等	熱間押接法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径 (径が異なる場合は、細い方の鉄筋) の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径 (径が異なる場合は、細い方の鉄筋) の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径 (径が異なる場合は、細い方の鉄筋) の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径 (径が異なる場合は、細い方の鉄筋) の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径 (径が異なる場合は、細い方の鉄筋) の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押接ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。			無
5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 ・圧接面の研磨状況 ・垂れ下がり ・焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) ・軸心の偏心 ・ふくらみ ・ふくらみの長さ ・圧接部のずれ ・折れ曲がり ・等	熱間押接法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押接ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。			5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 ・圧接面の研磨状況 ・垂れ下がり ・焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) ・軸心の偏心 ・ふくらみ ・ふくらみの長さ ・圧接部のずれ ・折れ曲がり ・等	熱間押接法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押接ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。			無

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定				
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値														
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	有無	改定理由			
5	ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測（詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熟間押技法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熟間押技法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。			5	ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測（詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熟間押技法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熟間押技法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。				無	
5	ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測（詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熟間押技法の場合 ①ふくらみを押戻した後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熟間押技法の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。		5	ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測（詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熟間押技法の場合 ①ふくらみを押戻した後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熟間押技法の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。				無		
5	ガス圧接	施工後試験	必須	超音波探傷検査	JIS Z 3062 ・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルの-24dbとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承諾を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。			5	ガス圧接	施工前試験	必須	超音波探傷検査	JIS Z 3062 ・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承諾を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。				有	[誤記修正]		
6	既製杭工	材料	必須	外観検査	目視 目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○		6	既製杭工	材料	必須	外観検査	目視 目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○			無			

改定案（令和7年版）											現行（令和4年版）											改定
品質管理基準及び規格値											品質管理基準及び規格値											改定理由
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	有無	改定理由	
6 既製杭工	施工	必須	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下	/	・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。			6 既製杭工	施工	必須	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下	/	・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。			無		
6 既製杭工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接透過探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。	/		6 既製杭工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接透過探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。	/				無		
6 既製杭工	施工	必須	鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	/		6 既製杭工	施工	必須	鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	/				無		
6 既製杭工	施工	その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。			6 既製杭工	施工	その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。			無		
6 既製杭工	施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭（根固め）水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%（中掘り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数に一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	/		6 既製杭工	施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭（根固め）水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%（中掘り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数に一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	/				無		
6 既製杭工	施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭（根固め）セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数に一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm ²			6 既製杭工	施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭（根固め）セメントミルクの圧縮強度試験 JIS A 1108	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数に一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm ²			無		

改定案（令和7年版）											現行（令和4年版）											改定	
品質管理基準及び規格値											品質管理基準及び規格値											改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	改定理由			
7	基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定められた方法を満足していること	中掘り杭工法（セメントミルク噴出攪拌方式）、フレゴールセメント杭工法、鋼管ソールセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値（オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。														有 [追加] 国に準拠		
8	場所杭工	施工	必須	孔底沈降物の管理	検測テープ	設計図書による	孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する。														有 [追加] 国に準拠		
9	既製杭工（中掘り杭工コンクリート打設方式）	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による	泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する。														有 [追加] 国に準拠		
10	下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上）アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・ 20cm 東北地方・・・・・・ 30cm その他の地方・・・・・・ 40cm	施工前、材料変更時			7	下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上）アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・ 20cm 東北地方・・・・・・ 30cm その他の地方・・・・・・ 40cm	施工前、材料変更時					無	
10	下層路盤	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照				7	下層路盤	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照						無	
10	下層路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	施工前、材料変更時	・鉄鋼スラグには適用しない。			7	下層路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	施工前、材料変更時	・鉄鋼スラグには適用しない。				無
10	下層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下	施工前、材料変更時	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。			7	下層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下	施工前、材料変更時	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。				無
7	下層路盤	材料	必須	道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	施工前、材料変更時				7	下層路盤	材料	必須	道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	施工前、材料変更時				無	
10	下層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	施工前、材料変更時	・再生クラッシュランに適用する。			7	下層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	施工前、材料変更時	・再生クラッシュランに適用する。				無

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	有無	改定理由	
10	下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。			7	下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。						
10	下層路盤	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			7	下層路盤	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。				
10	下層路盤	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215	1,000m ² につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。			7	下層路盤	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215	1,000m ² につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。				
10	下層路盤	施工	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	異常が認められたとき。				7	下層路盤	施工	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	異常が認められたとき。					
10	下層路盤	施工	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	異常が認められたとき。			7	下層路盤	施工	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	異常が認められたとき。				
10	下層路盤	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	異常が認められたとき。			7	下層路盤	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	異常が認められたとき。				
11	上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	施工前、材料変更時	○		8	上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	施工前、材料変更時	○			
11	上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上	施工前、材料変更時	○		8	上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上	施工前、材料変更時	○			・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びIMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。
11	上層路盤	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時	○		8	上層路盤	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時	○			

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	有無	改定理由	
11 上層路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	施工前、材料変更時	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。	○		8 上層路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	施工前、材料変更時	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。	○	無		
11 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-73	呈色なし	施工前、材料変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○		8 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-73	呈色なし	施工前、材料変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○	無		
11 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下	施工前、材料変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○		8 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下	施工前、材料変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○	無		
11 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-75	1.2Mpa以上(14日)	施工前、材料変更時	・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○		8 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-75	1.2Mpa以上(14日)	施工前、材料変更時	・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○	無		
11 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-131	1.50kg/L以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○		8 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-131	1.50kg/L以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○	無		
11 上層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	施工前、材料変更時	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。	○		8 上層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	施工前、材料変更時	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。	○	無		
11 上層路盤	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	施工前、材料変更時		○		8 上層路盤	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	施工前、材料変更時		○	無		
11 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。			8 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、孔々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。	有	[誤記修正]				
11 上層路盤	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±15%以内	定期的または随時 (1回~2回/日)				8 上層路盤	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±15%以内	定期的または随時 (1回~2回/日)				無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	有無	改定理由	
11	上層路盤	施工	必須	粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±6%以内	定期的または随時（1回～3回/日）	/		8	上層路盤	施工	必須	粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±6%以内	定期的または随時（1回～3回/日）	/		無	
11	上層路盤	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215	/	1,000m ² につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。		8	上層路盤	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215	/	1,000m ² につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。		無	
11	上層路盤	施工	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。	/		8	上層路盤	施工	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。	/		無	
11	上層路盤	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。	/		8	上層路盤	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。	/		無	
12	アスファルト安定処理路盤	施工	その他	アスファルト舗装に準じる	/	/	/	/		8	アスファルト安定処理路盤	施工	その他	アスファルト舗装に準じる	/	/	/	/		有	〔誤記修正〕
13	セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa（アスファルト舗装）、2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。	施工前、材料変更時	・安定処理材に適用する。		10	セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa（アスファルト舗装）、2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。	施工前、材料変更時	・安定処理材に適用する。		無	
13	セメント安定処理路盤	材料	必須	骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	施工前、材料変更時	/	○	10	セメント安定処理路盤	材料	必須	骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	施工前、材料変更時	/	○	無	
13	セメント安定処理路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-167	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	施工前、材料変更時	/		10	セメント安定処理路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-167	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	施工前、材料変更時	/		無	
13	セメント安定処理路盤	施工	必須	粒度（2.36mmフルイ）	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	定期的または随時（1回～2回/日）	/		10	セメント安定処理路盤	施工	必須	粒度（2.36mmフルイ）	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	定期的または随時（1回～2回/日）	/		無	
13	セメント安定処理路盤	施工	必須	粒度（75μmフルイ）	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	異常が認められたとき。	/		10	セメント安定処理路盤	施工	必須	粒度（75μmフルイ）	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	異常が認められたとき。	/		無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	有無	改定理由
13	セメント安定処理路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。			10	セメント安定処理路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・縮固め度は、孔々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。			有	[誤記修正]
13	セメント安定処理路盤	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。			10	セメント安定処理路盤	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。			無	
13	セメント安定処理路盤	施工	その他	セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-293, [4]-297	±1.2%以内	異常が認められたとき（1～2回/日）			10	セメント安定処理路盤	施工	その他	セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-293, [4]-297	±1.2%以内	異常が認められたとき（1～2回/日）			無	
14	アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時			11	アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時			無	
14	アスファルト舗装	材料	必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	施工前、材料変更時			11	アスファルト舗装	材料	必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	施工前、材料変更時			無	
14	アスファルト舗装	材料	必須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	施工前、材料変更時			11	アスファルト舗装	材料	必須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	施工前、材料変更時			無	
14	アスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	施工前、材料変更時			11	アスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	施工前、材料変更時			無	
14	アスファルト舗装	材料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	施工前、材料変更時			11	アスファルト舗装	材料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	施工前、材料変更時			無	
14	アスファルト舗装	材料	必須	フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	施工前、材料変更時			11	アスファルト舗装	材料	必須	フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	施工前、材料変更時			無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	有無	改定理由	
14	アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	施工前、材料変更時	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。		11	アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	施工前、材料変更時	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○	無	
11	アスファルト舗装	材料	その他	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下	施工前、材料変更時	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。		11	アスファルト舗装	材料	その他	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下	施工前、材料変更時	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○	無	
14	アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-74	3%以下	施工前、材料変更時	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。		11	アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-74	3%以下	施工前、材料変更時	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○	無	
14	アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1/4以下	施工前、材料変更時	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。		11	アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1/4以下	施工前、材料変更時	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○	無	
14	アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	施工前、材料変更時			11	アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	施工前、材料変更時		○	無	
11	アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率：3.0%以下	施工前、材料変更時			11	アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率：3.0%以下	施工前、材料変更時		○	無	
14	アスファルト舗装	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下	施工前、材料変更時			11	アスファルト舗装	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下	施工前、材料変更時		○	無	
14	アスファルト舗装	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	施工前、材料変更時			11	アスファルト舗装	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	施工前、材料変更時		○	無	
14	アスファルト舗装	材料	その他	針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	施工前、材料変更時			11	アスファルト舗装	材料	その他	針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	施工前、材料変更時		○	無	
11	アスファルト舗装	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	施工前、材料変更時			11	アスファルト舗装	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	施工前、材料変更時		○	無	
14	アスファルト舗装	材料	その他	伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	施工前、材料変更時			11	アスファルト舗装	材料	その他	伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	施工前、材料変更時		○	無	
14	アスファルト舗装	材料	その他	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミアローンアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時			11	アスファルト舗装	材料	その他	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミアローンアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時		○	無	
14	アスファルト舗装	材料	その他	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	施工前、材料変更時			11	アスファルト舗装	材料	その他	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	施工前、材料変更時		○	無	
14	アスファルト舗装	材料	その他	薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	施工前、材料変更時			11	アスファルト舗装	材料	その他	薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	施工前、材料変更時		○	無	
14	アスファルト舗装	材料	その他	蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1	施工前、材料変更時			11	アスファルト舗装	材料	その他	蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1	施工前、材料変更時		○	無	
14	アスファルト舗装	材料	その他	密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	施工前、材料変更時			11	アスファルト舗装	材料	その他	密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	施工前、材料変更時		○	無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定		
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	有無	改定理由		
14	アスファルト舗装	材料	その他	高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	舗装施工便覧参照・セミプローンアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時			11	アスファルト舗装	材料	その他	高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	舗装施工便覧参照・セミプローンアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時			無		
14	アスファルト舗装	材料	その他	60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224	舗装施工便覧参照・セミプローンアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時			11	アスファルト舗装	材料	その他	60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224	舗装施工便覧参照・セミプローンアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時			無		
14	アスファルト舗装	材料	その他	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	舗装施工便覧参照・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	施工前、材料変更時			11	アスファルト舗装	材料	その他	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	舗装施工便覧参照・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	施工前、材料変更時			無		
14	アスファルト舗装	ブランド	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 基準粒度	定期的または随時。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回/日			11	アスファルト舗装	ブランド	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 基準粒度	定期的または随時。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回/日			無		
14	アスファルト舗装	ブランド	必須	粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内 基準粒度	定期的または随時。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回/日			11	アスファルト舗装	ブランド	必須	粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内 基準粒度	定期的または随時。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回/日			無		
14	アスファルト舗装	ブランド	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	定期的または随時。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回/日			11	アスファルト舗装	ブランド	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	定期的または随時。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回/日			無		
14	アスファルト舗装	ブランド	必須	温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時			11	アスファルト舗装	ブランド	必須	温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時			無		
14	アスファルト舗装	ブランド	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認		11	アスファルト舗装	ブランド	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認			無	
14	アスファルト舗装	ブランド	その他	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認		11	アスファルト舗装	ブランド	その他	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認			無	
14	アスファルト舗装	ブランド	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認		11	アスファルト舗装	ブランド	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認			無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定		
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	有無	改定理由	
14	アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：歩道の縮固め度は、平均値が基準密度の92%以上とする。 ただし、乗り入れ部などで舗装構成が車道と同じ場合は、車道の縮固め度とする。	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理。または転圧回数による管理を行う。		11	アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：歩道の縮固め度は、平均値が基準密度の92%以上とする。 ただし、乗り入れ部などで舗装構成が車道と同じ場合は、車道の縮固め度とする。	・縮固め度は、孔々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理。または転圧回数による管理を行う。			有	[誤記修正]
14	アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。	110℃以上	※ただし、混合物の種類によって数均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、縮固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の縮固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。		11	アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。	110℃以上		測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。			有	[修正] 図に準拠
14	アスファルト舗装	舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視					11	アスファルト舗装	舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視						無	
14	アスファルト舗装	舗設現場	その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧[1]-101	設計図書による		舗設車線毎200m毎に1回		11	アスファルト舗装	舗設現場	その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧[1]-101	設計図書による		舗設車線毎200m毎に1回			無	
15	転圧コンクリート	ミオクリスレトコン	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-31による。目標値 修正VC値：50秒		当初		12	転圧コンクリート	ミオクリスレトコン	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-31による。目標値 修正VC値：50秒		当初			無	
15	転圧コンクリート	ミオクリスレトコン	必須	マーシャル突き固め試験		舗装施工便覧8-3-31による。目標値 縮固め率：96%		当初		12	転圧コンクリート	ミオクリスレトコン	必須	マーシャル突き固め試験		舗装施工便覧8-3-31による。目標値 縮固め率：96%		当初			無	
15	転圧コンクリート	ミオクリスレトコン	必須	ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-31による。目標値 縮固め率：97%		当初		12	転圧コンクリート	ミオクリスレトコン	必須	ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-31による。目標値 縮固め率：97%		当初			無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	有無	改定理由	
15	転圧コンクリート	必須	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましい。			12	転圧コンクリート	必須	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましい。		無		
15	転圧コンクリート	必須	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回。				12	転圧コンクリート	必須	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回。			無		
15	転圧コンクリート	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3. 3. 20 粗骨材表-3. 3. 22	細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに1回、あるいは1回/日。		○		12	転圧コンクリート	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3. 3. 20 粗骨材表-3. 3. 22	細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに1回、あるいは1回/日。		○	無		
15	転圧コンクリート	その他	骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに1回、あるいは1回/日。		○		12	転圧コンクリート	その他	骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに1回、あるいは1回/日。		○	無		
15	転圧コンクリート	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○		12	転圧コンクリート	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○	無		
15	転圧コンクリート	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時	ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○		12	転圧コンクリート	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時	ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○	無		
15	転圧コンクリート	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外（砂等） 3.0%以下（ただし、砕砂で粘土、シルト等含まない場合は5.0%以下）	工事開始前、材料の変更時		○		12	転圧コンクリート	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外（砂等） 3.0%以下（ただし、砕砂で粘土、シルト等含まない場合は5.0%以下）	工事開始前、材料の変更時		○	無		
15	転圧コンクリート	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○		12	転圧コンクリート	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	無		
15	転圧コンクリート	その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○		12	転圧コンクリート	その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	無		
15	転圧コンクリート	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○		12	転圧コンクリート	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○	無		

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	有無	改定理由
15	転圧コンクリート	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		12	転圧コンクリート	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		無	
15	転圧コンクリート	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上	/	○		12	転圧コンクリート	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上	/	○		無	
15	転圧コンクリート	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上	/	○		12	転圧コンクリート	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上	/	○		無	
15	転圧コンクリート	その他	練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12ヶ月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		12	転圧コンクリート	その他	練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		有	【修正】国に準拠
15	転圧コンクリート	その他	練混ぜ水の品質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12ヶ月及び水質が変わった場合。スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		12	転圧コンクリート	その他	練混ぜ水の品質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		有	【修正】国に準拠
15	転圧コンクリート	その他	計量設備の計量精度	/	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○		12	転圧コンクリート	その他	計量設備の計量精度	/	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○		無	
15	転圧コンクリート	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○		12	転圧コンクリート	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○		有	【修正】国に準拠
15	転圧コンクリート	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○		12	転圧コンクリート	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○		有	【修正】国に準拠

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定		
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由		
15	転圧コンクリート	示されたコンクリート	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		12	転圧コンクリート	示されたコンクリート	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	無		
15	転圧コンクリート	示されたコンクリート	その他	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		12	転圧コンクリート	示されたコンクリート	その他	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	無		
15	転圧コンクリート	施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。			12	転圧コンクリート	施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。			無		
15	転圧コンクリート	施工	必須	マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。			12	転圧コンクリート	施工	必須	マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。			無		
15	転圧コンクリート	施工	必須	ランマー突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。			12	転圧コンクリート	施工	必須	ランマー突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。			無		
15	転圧コンクリート	施工	必須	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材令28日）。	材令28日強度については、公的機関での試験とする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員等の立ち会いにより行うこと。		12	転圧コンクリート	施工	必須	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材令28日）。	材令28日強度については、公的機関での試験とする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員等の立ち会いにより行うこと。			無	
15	転圧コンクリート	施工	必須	温度測定（コンクリート）	温度計による。	温度計による。	2回/日（午前・午後）以上			12	転圧コンクリート	施工	必須	温度測定（コンクリート）	温度計による。	温度計による。	2回/日（午前・午後）以上				無	
15	転圧コンクリート	施工	必須	現場密度の測定	R1水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mlに1回（横断方向に3ヶ所）			12	転圧コンクリート	施工	必須	現場密度の測定	R1水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mlに1回（横断方向に3ヶ所）				無	
15	転圧コンクリート	施工	必須	コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-353		1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定			12	転圧コンクリート	施工	必須	コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-353		1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定				無	
16	グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時	○		13	グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時	○		無		
16	グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	施工前、材料変更時	○		13	グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	施工前、材料変更時	○		無		
16	グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	施工前、材料変更時	○		13	グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	施工前、材料変更時	○		無		

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	有無	改定理由	
16	グース アス ファルト 舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	施工前、材料変更時	○		13	グース アス ファルト 舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	施工前、材料変更時	○		無	
16	グース アス ファルト 舗装	材料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	施工前、材料変更時	○		13	グース アス ファルト 舗装	材料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	施工前、材料変更時	○		無	
16	グース アス ファルト 舗装	材料	必須	フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	施工前、材料変更時	○		13	グース アス ファルト 舗装	材料	必須	フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	施工前、材料変更時	○		無	
16	グース アス ファルト 舗装	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	施工前、材料変更時	○		13	グース アス ファルト 舗装	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	施工前、材料変更時	○		無	
16	グース アス ファルト 舗装	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	施工前、材料変更時	○		13	グース アス ファルト 舗装	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	施工前、材料変更時	○		無	
16	グース アス ファルト 舗装	材料	その他	針入度試験	JIS K 2207	15～30 (L/10mm)	施工前、材料変更時	○		13	グース アス ファルト 舗装	材料	その他	針入度試験	JIS K 2207	15～30 (L/10mm)	施工前、材料変更時	○		無	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。
16	グース アス ファルト 舗装	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃	施工前、材料変更時	○		13	グース アス ファルト 舗装	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃	施工前、材料変更時	○		無	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。
16	グース アス ファルト 舗装	材料	その他	伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)	施工前、材料変更時	○		13	グース アス ファルト 舗装	材料	その他	伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)	施工前、材料変更時	○		無	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。
13	グース アス ファルト 舗装	材料	その他	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%	施工前、材料変更時	○		13	グース アス ファルト 舗装	材料	その他	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%	施工前、材料変更時	○		無	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。
16	グース アス ファルト 舗装	材料	その他	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上	施工前、材料変更時	○		13	グース アス ファルト 舗装	材料	その他	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上	施工前、材料変更時	○		無	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。
16	グース アス ファルト 舗装	材料	その他	蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	施工前、材料変更時	○		13	グース アス ファルト 舗装	材料	その他	蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	施工前、材料変更時	○		無	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。
16	グース アス ファルト 舗装	材料	その他	密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm3	施工前、材料変更時	○		13	グース アス ファルト 舗装	材料	その他	密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm3	施工前、材料変更時	○		無	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。
16	グース アス ファルト 舗装	ブランド	必須	買入試験 40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-402	買入量（40℃）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	○		13	グース アス ファルト 舗装	ブランド	必須	買入試験 40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-402	買入量（40℃）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	○		無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由	
16	グースアスファルト舗装	ブランド	必須	リュエール流動性試験 240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-407	3～20秒（目標値）	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	○		13	グースアスファルト舗装	ブランド	必須	リュエール流動性試験 240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-407	3～20秒（目標値）	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	○	無		
16	グースアスファルト舗装	ブランド	必須	ホイールトックキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	○		12	グースアスファルト舗装	ブランド	必須	ホイールトックキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	○	無		
16	グースアスファルト舗装	ブランド	必須	曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-79	破断ひずみ（-10℃、50mm/min）8.0×10-3以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	○		13	グースアスファルト舗装	ブランド	必須	曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-79	破断ひずみ（-10℃、50mm/min）8.0×10-3以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	○	無		
16	グースアスファルト舗装	ブランド	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	定期的または随時。印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○		13	グースアスファルト舗装	ブランド	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	定期的または随時。印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○	無		
16	グースアスファルト舗装	ブランド	必須	粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	定期的または随時。印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○		13	グースアスファルト舗装	ブランド	必須	粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	定期的または随時。印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○	無		
16	グースアスファルト舗装	ブランド	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	定期的または随時。印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○		13	グースアスファルト舗装	ブランド	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	定期的または随時。印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○	無		
16	グースアスファルト舗装	ブランド	必須	温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石粉：常温～150℃	随時	○		13	グースアスファルト舗装	ブランド	必須	温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石粉：常温～150℃	随時	○	無		
16	グースアスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時			13	グースアスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時				
17	路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			14	路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。				
17	路床安定処理工	材料	必須	CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227, [4]-230	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			14	路床安定処理工	材料	必須	CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227, [4]-230	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。				
17	路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			14	路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。				
17	路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点			14	路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点		有	〔誤記修正〕	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定		
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	有無	改定理由	
17	路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			14	路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			無		
17	路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同程度の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			14	路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同程度の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			無		
17	路床安定処理工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215	延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。			14	路床安定処理工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215	延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。			無		
17	路床安定処理工	施工	その他	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			14	路床安定処理工	施工	その他	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			無		
17	路床安定処理工	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。			14	路床安定処理工	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。			無		
17	路床安定処理工	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施			14	路床安定処理工	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施			無		
18	表層安定処理工（表層混合処理）	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。		15	表層安定処理工（表層混合処理）	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			無	
18	表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			15	表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			無		
18	表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須		または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による	設計図書による。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。			15	表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による	設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。			有	[誤記修正]

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由	
18	表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須		または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			15	表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須		または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			無	
18	表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須	ブルーフロローリング	舗装調査・試験法度規 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。			15	表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須	ブルーフロローリング	舗装調査・試験法度規 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。			無	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同程度の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
18	表層安定処理工（表層混合処理）	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			15	表層安定処理工（表層混合処理）	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			無	
18	表層安定処理工（表層混合処理）	施工	その他	現場CBR試験	JIS A 1222		設計図書による。			15	表層安定処理工（表層混合処理）	施工	その他	現場CBR試験	JIS A 1222		設計図書による。			無	
18	表層安定処理工（表層混合処理）	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203		設計図書による。			15	表層安定処理工（表層混合処理）	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203		設計図書による。			無	
18	表層安定処理工（表層混合処理）	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法度規 [2]-16（ベックマンビーム）		ブルーフロローリングでの不良箇所について実施。			15	表層安定処理工（表層混合処理）	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法度規 [2]-16（ベックマンビーム）		ブルーフロローリングでの不良箇所について実施。			無	
19	固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		設計図書による。なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものである。			16	固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		設計図書による。なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものである。			無	
19	固結工	材料	必須	ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。			16	固結工	材料	必須	ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。			無	
19	固結工	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。			16	固結工	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。			無	・ボーリング等により供試体を採用する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。
19	固結工	施工	必須	土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216		①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上、計3回。なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものである。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。			16	固結工	施工	必須	土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216		①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上、計3回。なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものである。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。			有	[修正] 国に準拠

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定		
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準 (参考)	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準 (参考)	有無	改定理由	
20	アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回 (午前・午後) / 日			17	アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回 (午前・午後) / 日				無	
20	アンカー工	施工	必須	モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018	10~18秒 Pレポート (グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)	繰り返し開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。			17	アンカー工	施工	必須	モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	JSCE-F 521-2018	10~18秒 Pレポート (グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)				有	[修正] 国に準拠
20	アンカー工	施工	必須	適性試験 (多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。			17	アンカー工	施工	必須	適性試験 (多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。				無	
20	アンカー工	施工	必須	確認試験 (1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。			17	アンカー工	施工	必須	確認試験 (1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。				無	
20	アンカー工	施工	その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。	・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。			17	アンカー工	施工	その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。	・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。				無	
21	補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			18	補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。				無	
21	補強土壁工	材料	必須	外観検査 (ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左			18	補強土壁工	材料	必須	外観検査 (ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左				無	
21	補強土壁工	材料	必須	コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左	○		18	補強土壁工	材料	必須	コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左			○	無	
21	補強土壁工	材料	その他	土の粒度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。			18	補強土壁工	材料	その他	土の粒度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。				無	
21	補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 (※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。)	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			18	補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 (※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。)	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。				無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定		
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	有無	改定理由	
21	補強土壁工	施工	必須		または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 ・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上			18	補強土壁工	施工	必須		現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 ・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上			無	
21	補強土壁工	施工	必須		または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体、路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			18	補強土壁工	施工	必須		現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体、路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			無	
22	吹付工	材料	必須	アルカリリカ反応抑制対策	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）」について」（平成14年8月13日土木部長通知）による	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○		19	吹付工	材料	必須	アルカリリカ反応抑制対策	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）」について」（平成14年8月13日土木部長通知）による	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。			○		無	
22	吹付工	材料	任意	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1 ～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○		19	吹付工	材料	任意	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1 ～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○		無		

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定		
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準 (参考)	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準 (参考)	有無	改定理由	
22	吹付工	材料	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1 ～ 5 JIS A 5021	骨材の密度及び吸水率試験	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)		19	吹付工	材料	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1 ～ 5 JIS A 5021	骨材の密度及び吸水率試験	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)			有	[修正] 国に準拠
22	吹付工	材料	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	骨材の微粒分量試験	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 (砂利等) 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)			19	吹付工	材料	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	骨材の微粒分量試験	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 (砂利等) 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)			無		
22	吹付工	材料	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	砂の有機不純物試験	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			19	吹付工	材料	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	砂の有機不純物試験	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。				無	
22	吹付工	材料	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	モルタルの圧縮強度による砂の試験	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。			19	吹付工	材料	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	モルタルの圧縮強度による砂の試験	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。				無	
22	吹付工	材料	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	骨材中の粘土塊量の試験	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			19	吹付工	材料	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	骨材中の粘土塊量の試験	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。				無	

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準 (参考)	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準 (参考)	改定理由	
22	吹付工	材料	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利； 工事開始前、工事中1回以上/12ヶ月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石； 工事開始前、工事中1回以上/12ヶ月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		19	吹付工	材料	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利； 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石； 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		有	[修正] 国に準拠
22	吹付工	材料	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		19	吹付工	材料	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		無	
22	吹付工	材料	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		19	吹付工	材料	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		無	
22	吹付工	材料	練混ぜ水の 水質試験	上水道水及び 上水道水以外 の水の場合； JIS A 5308附 属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量： 1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L 以下 セメントの凝結時間の差： 始発は30分以内、終結は60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材 齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以 上/12ヶ月及び水質が変 わった場合。	上水道を使用している場合 は試験に換え、上水道を使 用していることを示す資料 による確認を行う。	○		19	吹付工	材料	練混ぜ水の 水質試験	上水道水及び 上水道水以外 の水の場合； JIS A 5308附 属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量： 1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以 下 セメントの凝結時間の差： 始発は30分以内、終結は60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材 齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/ 年以上及び水質が変わった 場合。	上水道を使用している場合 は試験に換え、上水道を使 用していることを示す資料 による確認を行う。	○		有	[修正] 国に準拠
22	吹付工	材料	練混ぜ水の 水質試験	回収水の場合； JIS A 5308附 属書C	塩化物イオン量：200mg/L 以下 セメントの凝結時間の差： 始発は30分以内、終結は60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材 齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以 上/12ヶ月及び水質が変 わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/ 日	その原水は、上水道水及び 上水道水以外の水の規定に 適合するものとする。	○		19	吹付工	材料	練混ぜ水の 水質試験	回収水の場合； JIS A 5308附 属書C	塩化物イオン量：200ppm以 下 セメントの凝結時間の差： 始発は30分以内、終結は60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材 齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/ 年以上及び水質が変わった 場合。 スラッジ水の濃度は1回/ 日	その原水は、上水道水及び 上水道水以外の水の規定に 適合するものとする。	○		有	[修正] 国に準拠
22	吹付工	材料	必須 細骨材の表 面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンク リート以外の場合に適用す る。			19	吹付工	材料	必須 細骨材の表 面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンク リート以外の場合に適用す る。			無	
22	吹付工	材料	必須 粗骨材の表 面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンク リート以外の場合に適用す る。			19	吹付工	材料	必須 粗骨材の表 面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンク リート以外の場合に適用す る。			無	
22	吹付工	その他	計量設備の 計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合 は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/ 6ヶ月以上	・レディーミクストコンク リートの場合、印字記録に より確認を行う。 ・急結剤は適用外	○		19	吹付工	その他	計量設備の 計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合 は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/ 6ヶ月以上	・レディーミクストコンク リートの場合、印字記録に より確認を行う。 ・急結剤は適用外	○		無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	有無	改定理由
22	吹付工	その他	吹き寄せ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合：コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストロコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、種管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○		19	吹付工	その他	吹き寄せ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合：コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストロコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、種管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○		有	〔修正〕国に準拠
22	吹付工	その他	吹き寄せ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストロコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、種管、水門、水路（内幅2.1m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○		19	吹付工	その他	吹き寄せ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストロコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、種管、水門、水路（内幅2.1m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○		有	〔修正〕国に準拠
22	吹付工	施工	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）」について〔平成14年8月13日土木部長通知〕による	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）」について〔平成14年8月13日土木部長通知〕による		・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストロコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2011, 503-2011）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、種管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）			19	吹付工	施工	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）」について〔平成14年8月13日土木部長通知〕による	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）」について〔平成14年8月13日土木部長通知〕による		・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストロコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、種管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）			無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定		
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	有無	改定理由	
22	吹付工	施工	その他	スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満；許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下；許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照			19	吹付工	施工	その他	スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満；許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下；許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照			無		
22	吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取り、キャッピングを行う。原則として1回に3本とする。 ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照。 ・材令28日強度については、公的機関での試験とする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員等の立ち会いにより行うこと			19	吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取り、キャッピングを行う。原則として1回に3本とする。 ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照。 ・材令28日強度については、公的機関での試験とする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員等の立ち会いにより行うこと			無		
22	吹付工	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照			19	吹付工	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照			無		
22	吹付工	施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			19	吹付工	施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			無		
23	現場吹付法砕工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年11月13日土木部長通知〕による	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○		20	現場吹付法砕工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。			○			
23	現場吹付法砕工	材料	ステレオマイク	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	20	現場吹付法砕工	材料	ステレオマイク	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			○	有	〔修正〕国に準拠

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定		
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	有無	改定理由	
23	現場吹付法砕工	材料	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については概要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：右炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)			20	現場吹付法砕工	材料	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については概要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)			有	[修正] 国に準拠	
23	現場吹付法砕工	材料	骨材の微粒分試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が51%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)				20	現場吹付法砕工	材料	骨材の微粒分試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)				無		
23	現場吹付法砕工	材料	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合には使用できる。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。			20	現場吹付法砕工	材料	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合には使用できる。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。			有	[修正] 国に準拠	
23	現場吹付法砕工	材料	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。				20	現場吹付法砕工	材料	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。					無	
23	現場吹付法砕工	材料	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。				20	現場吹付法砕工	材料	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。					無	
23	現場吹付法砕工	材料	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。			20	現場吹付法砕工	材料	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。			有	[修正] 国に準拠	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定		
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	有無	改定理由	
23	現場吹付 法砕工	材料	レディミックス トコンクリ ートの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○		20	現場吹付 法砕工	材料	レディミックス トコンクリ ートの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○		無		
22	現場吹付 法砕工	材料	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○		20	現場吹付 法砕工	材料	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○		無		
23	現場吹付 法砕工	材料	練混ぜ水の表示とこれに関するレディミックスをミ	練混ぜ水の 水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	工事開始前、工事中1回以上/12ヶ月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		20	現場吹付 法砕工	材料	練混ぜ水の表示とこれに関するレディミックスをミ	練混ぜ水の 水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	工事開始前、工事中1回以上/12ヶ月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		有	〔修正〕国に準拠	
23	現場吹付 法砕工	材料	練混ぜ水の表示とこれに関するレディミックスをミ	練混ぜ水の 水質試験	回収水の場合： JIS A 5308附属書C	工事開始前、工事中1回以上/12ヶ月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		20	現場吹付 法砕工	材料	練混ぜ水の表示とこれに関するレディミックスをミ	練混ぜ水の 水質試験	回収水の場合： JIS A 5308附属書C	工事開始前、工事中1回以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		有	〔修正〕国に準拠	
23	現場吹付 法砕工	トタ コ ン ク リ ー ト ス	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミックストコンクリート以外の場合に適用する。	○	20	現場吹付 法砕工	トタ コ ン ク リ ー ト ス	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミックストコンクリート以外の場合に適用する。	○		無	
23	現場吹付 法砕工	トタ コ ン ク リ ー ト ス	必須	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディミックストコンクリート以外の場合に適用する。	○	20	現場吹付 法砕工	トタ コ ン ク リ ー ト ス	必須	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディミックストコンクリート以外の場合に適用する。	○		無	
23	現場吹付 法砕工	トタ コ ン ク リ ー ト ス	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミックストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	20	現場吹付 法砕工	トタ コ ン ク リ ー ト ス	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミックストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○		無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	有無	改定理由
23	現場吹付 法砕工	製造 コン クリ ート マ ー ク を 使 用 表 示 さ れ た レ デ イ ミ ク	その他	ミキサの練 混ぜ性能試 験	パッチミキサ の場合； JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合； コンクリート内のモルタル 量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材 量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率： 7.5%以下 コンクリート内空気量の 偏差率：10%以下 コンステンシー（スラ ンプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回 以上/12ヶ月。	○		20	現場吹付 法砕工	製造 コン クリ ート マ ー ク を 使 用 表 示 さ れ た レ デ イ ミ ク	その他	ミキサの練 混ぜ性能試 験	パッチミキサ の場合； JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合； コンクリート内のモルタル 量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材 量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率： 7.5%以下 コンクリート内空気量の 偏差率：10%以下 コンステンシー（スラ ンプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回 /年以上。	○		有	【修正】国に準拠
23	現場吹付 法砕工	製造 コン クリ ート マ ー ク を 使 用 表 示 さ れ た レ デ イ ミ ク	その他	ミキサの練 混ぜ性能試 験	連続ミキサ の場合； 土木学会規 準 JSC-E-1 502- 2013	コンクリート中のモルタル 単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨 材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回 以上/12ヶ月。	○		20	現場吹付 法砕工	製造 コン クリ ート マ ー ク を 使 用 表 示 さ れ た レ デ イ ミ ク	その他	ミキサの練 混ぜ性能試 験	連続ミキサ の場合； 土木学会規 準 JSC-E-1 502- 2013	コンクリート中のモルタル 単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨 材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回 /年以上。	○		有	【修正】国に準拠
23	現場吹付 法砕工	施工 その他	スランプ試 験 （モルタル 除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満 ：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以 下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重 要度と工事の規模に応じて 20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及 び荷卸し時に品質変化が認 められた時。	○		20	現場吹付 法砕工	施工 その他	スランプ試 験 （モルタル 除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満 ：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以 下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重 要度と工事の規模に応じて 20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及 び荷卸し時に品質変化が認 められた時。	○			無		

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定		
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	有無	改定理由	
23	現場吹付法砕工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（φ7…3本、φ28…3本、）とする。	※参考値：18N/mm ² 以上（材令28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。		20	現場吹付法砕工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（φ7…3本、φ28…3本、）とする。	※参考値：18N/mm ² 以上（材令28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。			無	
23	現場吹付法砕工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。	※小規模工種については、スランptest試験の項目を参照		20	現場吹付法砕工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。	※小規模工種については、スランptest試験の項目を参照			無	
23	現場吹付法砕工	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。		20	現場吹付法砕工	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。			無	
23	現場吹付法砕工	施工	その他	ロックボルトの引抜き試験	参考資料 「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上	設計図書による。			20	現場吹付法砕工	施工	その他	ロックボルトの引抜き試験	参考資料 「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上	設計図書による。				無	
23	現場吹付法砕工	施工	他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			20	現場吹付法砕工	施工	他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				無	
24	河川土工	材料	必須	土の締め固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			21	河川土工	材料	必須	土の締め固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				無	
24	河川土工	材料	他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			21	河川土工	材料	他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				無	
24	河川土工	材料	他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			21	河川土工	材料	他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				無	
24	河川土工	材料	他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			21	河川土工	材料	他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				無	
24	河川土工	材料	他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			21	河川土工	材料	他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				無	
24	河川土工	材料	他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。			21	河川土工	材料	他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。				無	
24	河川土工	材料	他	土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説 【第一回改訂版】	設計図書による。	必要に応じて。			21	河川土工	材料	他	土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。				有	【修正】 図に準拠

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定		
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準 (参考)	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準 (参考)	有無	改定理由	
24	河川土工	材料	他その	土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。			21	河川土工	材料	他その	土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。			無		
24	河川土工	材料	その他	土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説【第一回改訂版】	設計図書による。	必要に応じて。			21	河川土工	材料	その他	土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。			有	[修正] 図に準拠	
24	河川土工	材料	他その	土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。			21	河川土工	材料	他その	土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。			無		
24	河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25%≦75μmふり通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土 (50%≦75μmふり通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	築堤は、1,000m3に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。			21	河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25%≦75μmふり通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土 (50%≦75μmふり通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	築堤は、1,000m3に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。			無		
24	河川土工	施工	必須	「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25%≦75μmふり通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土 (50%≦75μmふり通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は、500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満: 5点 ・500m2以上1000m2未満: 10点 ・1000m2以上2000m2未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			21	河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25%≦75μmふり通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土 (50%≦75μmふり通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は、500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満: 5点 ・500m2以上1000m2未満: 10点 ・1000m2以上2000m2未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			無	
24	河川土工	施工	必須	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				21	河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			無		
24	河川土工	施工	他その	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。			21	河川土工	施工	他その	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。			無		
24	河川土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。			21	河川土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。			無		
25	海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			22	海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			無		
25	海岸土工	材料	他その	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			22	海岸土工	材料	他その	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			無		
25	海岸土工	材料	他その	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			22	海岸土工	材料	他その	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			無		
25	海岸土工	材料	他その	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			22	海岸土工	材料	他その	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			無		
25	海岸土工	材料	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			22	海岸土工	材料	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			無		
25	海岸土工	材料	他その	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。			22	海岸土工	材料	他その	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。			無		

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	有無	改定理由
25	海岸土工	材料	その他	土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説 【第一回改訂版】	設計図書による。	必要に応じて。			22	海岸土工	材料	その他	土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。			有	【修正】国に準拠
25	海岸土工	材料	他その他	土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。			22	海岸土工	材料	他その他	土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。			無	
25	海岸土工	材料	その他	土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説 【第一回改訂版】	設計図書による。	必要に応じて。			22	海岸土工	材料	その他	土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。			有	【修正】国に準拠
25	海岸土工	材料	他その他	土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。			22	海岸土工	材料	他その他	土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。			無	
25	海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧【4】-256 突砂法 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧【4】-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	築堤は、1,000m3に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		22	海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧【4】-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	築堤は、1,000m3に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		無	
25	海岸土工	施工	必須		または、「RI計器を用いた盛土の締め固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		22	海岸土工	施工	必須		または、「RI計器を用いた盛土の締め固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		無	
25	海岸土工	施工	必須		または、「TS・GNSSを用いた盛土の締め固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			22	海岸土工	施工	必須		または、「TS・GNSSを用いた盛土の締め固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			無	
25	海岸土工	施工	他その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。			22	海岸土工	施工	他その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。			無	
25	海岸土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧【13】-273	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。			22	海岸土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧【13】-273	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。			無	
26	砂防土工	材料	必須	土の締め固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			23	砂防土工	材料	必須	土の締め固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			無	
26	砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧【4】-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000m3に1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		23	砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧【4】-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000m3に1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定		
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	有無	改定理由	
26	砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。		1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			23	砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。 または、「RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。						
26	砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。		1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				23	砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。 または、「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。						
27	道路土工	材料	必須	土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。ただし、法面、路肩部の土量は除く。			24	道路土工	材料	必須	土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。ただし、法面、路肩部の土量は除く。					
27	道路土工	材料	必須	CBR試験（路床）	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。（材料が岩砕の場合は除く）			24	道路土工	材料	必須	CBR試験（路床）	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。（材料が岩砕の場合は除く）					
27	道路土工	材料	他その	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			24	道路土工	材料	他その	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。					
27	道路土工	材料	他その	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			24	道路土工	材料	他その	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。					
27	道路土工	材料	他その	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			24	道路土工	材料	他その	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。					
27	道路土工	材料	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			24	道路土工	材料	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。					
27	道路土工	材料	他その	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			24	道路土工	材料	他その	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。					
27	道路土工	材料	その他	土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説【第一回改訂版】	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			24	道路土工	材料	その他	土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。					
27	道路土工	材料	他その	土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			24	道路土工	材料	他その	土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。					
27	道路土工	材料	その他	土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説【第一回改訂版】	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			24	道路土工	材料	その他	土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。					
27	道路土工	材料	他その	土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			24	道路土工	材料	他その	土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。					

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										有無	改定理由
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準 (参考)	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準 (参考)	有無	改定理由
27	道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフイカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフイカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8%。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上、路床及び構造物取付け部の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			24	道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフイカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフイカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8%。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上、路床及び構造物取付け部の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			無	
27	道路土工	施工	必須	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフイカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。その他、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしている点も、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。			24	道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフイカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフイカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8%。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。その他、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしている点も、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。	有	〔修正〕 国に準拠	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由	
27	道路土工	施工	必須		または、「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			24	道路土工	施工	必須		現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
27	道路土工	施工	必須	ブルーフロローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。			24	道路土工	施工	必須	ブルーフロローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締め固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			
27	道路土工	施工	他その	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。			24	道路土工	施工	他その	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。			
27	道路土工	施工	他その	現場CBR試験	JIS A 1222		設計図書による。			24	道路土工	施工	他その	現場CBR試験	JIS A 1222		設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。			
27	道路土工	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203		設計図書による。			24	道路土工	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203		設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。			
27	道路土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273		設計図書による。			24	道路土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273		設計図書による。	必要に応じて実施。（例）トラフィカビリティが悪い時			
27	道路土工	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284（ベンゲルマン）		設計図書による。			24	道路土工	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284（ベンゲルマン）		設計図書による。	ブルーフロローリングでの不良箇所について実施			
28	捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006		設計図書による。			25	捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006		設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。 ・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7g/cm3～2.5g/cm3 ・準硬石：約2.5g/cm3～2g/cm3 ・軟石：約2g/cm3未満	○		
28	捨石工	施工	必須	岩石の吸水率	JIS A 5006		設計図書による。			25	捨石工	施工	必須	岩石の吸水率	JIS A 5006		設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。 ・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○		
28	捨石工	施工	必須	岩石の圧縮強さ	JIS A 5006		設計図書による。			25	捨石工	施工	必須	岩石の圧縮強さ	JIS A 5006		設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。 ・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm2以上 ・準硬石：980.66N/cm2以上4903N/cm2未満 ・軟石：980.66N/cm2未満	○		
28	捨石工	施工	その他	岩石の形状	JIS A 5006		設計図書による。			25	捨石工	施工	その他	岩石の形状	JIS A 5006		設計図書による。	うすつぶらなもの、細長いものであってはならない。ただし、5,000m3以下のものは1工事、2回実施する。	○		

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	有無	改定理由
29	コンクリートダム	必須	アルカリリカ反応抑制対策	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）」について〔平成14年8月13日土木部長通知〕による		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○		26	コンクリートダム	必須	アルカリリカ反応抑制対策	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）」について〔平成14年8月13日土木部長通知〕による		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○		無	
29	コンクリートダム	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：〔2013年制定〕コンクリート標準示方書 ダム コンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石灰質スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○		26	コンクリートダム	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：〔2013年制定〕コンクリート標準示方書 ダム コンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○		有	〔修正〕 国に準拠
29	コンクリートダム	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		26	コンクリートダム	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		無	
29	コンクリートダム	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○		26	コンクリートダム	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○		無	
29	コンクリートダム	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○		26	コンクリートダム	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○		無	
29	コンクリートダム	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合には使用できる。	工事開始前、工事中1回/年/12ヶ月以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○		26	コンクリートダム	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合には使用できる。	工事開始前、工事中1回/年/12ヶ月以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○		有	〔修正〕 国に準拠
29	コンクリートダム	その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○		26	コンクリートダム	その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○		無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	有無	改定理由
29	コンクリートダム	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、碎石の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉のときには、3.0%以下。 細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときは9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○		26	コンクリートダム	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、碎石の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉のときには、3.0%以下。 細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときは9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○		無	
29	コンクリートダム	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		26	コンクリートダム	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		無	
29	コンクリートダム	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利； 工事開始前、工事中1回以上/12ヶ月及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石； 工事開始前、工事中1回以上/12ヶ月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		26	コンクリートダム	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利； 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石； 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		有	[修正] 国に準拠
29	コンクリートダム	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回以上/12ヶ月及び産地が変わった場合。		○		26	コンクリートダム	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○		無	
29	コンクリートダム	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308(附属書)C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12ヶ月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		26	コンクリートダム	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308(附属書)C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		有	[修正] 国に準拠
29	コンクリートダム	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308(附属書)C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12ヶ月及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		26	コンクリートダム	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308(附属書)C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		有	[修正] 国に準拠
29	コンクリートダム	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○		26	コンクリートダム	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○		無	
29	コンクリートダム	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月。		○		26	コンクリートダム	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○		有	[修正] 国に準拠

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	有無	改定理由
29	コンクリートダム	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月。		○		26	コンクリートダム	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○		有	[修正] 国に準拠
29	コンクリートダム	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		26	コンクリートダム	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		無	
29	コンクリートダム	その他	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		26	コンクリートダム	その他	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		無	
29	コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による		・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、築堤工、樋門、種管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）			26	コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による		・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、築堤工、樋門、種管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）			無	
29	コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保に伴う単位水量の測定について」〔平成21年6月12日技術管理課長通知〕による					26	コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保に伴う単位水量の測定について」〔平成21年6月12日技術管理課長通知〕による					無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定			
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	有無	改定理由		
29	コンクリートダム	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満；許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下；許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模の応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）			26	コンクリートダム	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満；許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下；許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模の応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）					無	
29	コンクリートダム	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模の応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）			26	コンクリートダム	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模の応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）					無	
29	コンクリートダム	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。 ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種） 材令28日強度については、公的機関での試験とする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員等の立ち会いにより行うこと。			26	コンクリートダム	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。 ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種） 材令28日強度については、公的機関での試験とする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員等の立ち会いにより行うこと。					無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	有無	改定理由
29	コンクリートダム	施工	必須	温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。			26	コンクリートダム	施工	必須	温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。			無	
29	コンクリートダム	施工	その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		参考値：2.3t/m3以上	26	コンクリートダム	施工	その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		参考値：2.3t/m3以上	無	
29	コンクリートダム	施工	その他	コンクリートの洗い分け試験	JIS A 1112	設計図書による	1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			26	コンクリートダム	施工	その他	コンクリートの洗い分け試験	JIS A 1112	設計図書による	1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			無	
29	コンクリートダム	施工	その他	コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123	設計図書による	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			26	コンクリートダム	施工	その他	コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123	設計図書による	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			無	
29	コンクリートダム	施工	その他	コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			26	コンクリートダム	施工	その他	コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			無	
29	コンクリートダム	施工	その他	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			26	コンクリートダム	施工	その他	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			無	
30	覆工コンクリート(NATM)	ミックス	必須	アルカリシリカ反応抑制対策		「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。			27	覆工コンクリート(NATM)	ミックス	必須	アルカリシリカ反応抑制対策		「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。			無	
30	覆工コンクリート(NATM)	ミックス	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1 ～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			27	覆工コンクリート(NATM)	ミックス	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1 ～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			有	〔修正〕国に準拠
30	覆工コンクリート(NATM)	ミックス	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1 ～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については適用を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			27	覆工コンクリート(NATM)	ミックス	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1 ～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については適用を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			有	〔修正〕国に準拠
30	覆工コンクリート(NATM)	ミックス	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回以上/12ヶ月及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			27	覆工コンクリート(NATM)	ミックス	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回以上及び産地が変わった場合。			有	〔修正〕国に準拠

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準 (参考)	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準 (参考)	有無	改定理由
30	覆工コンクリート (NATM)	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合には5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○		27	覆工コンクリート (NATM)	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合には5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○		無	
30	覆工コンクリート (NATM)	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/12ヶ月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○		27	覆工コンクリート (NATM)	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/12ヶ月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○		有	【修正】国に準拠
30	覆工コンクリート (NATM)	その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○		27	覆工コンクリート (NATM)	その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○		無	
30	覆工コンクリート (NATM)	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		27	覆工コンクリート (NATM)	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		無	
30	覆工コンクリート (NATM)	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/12ヶ月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/12ヶ月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		27	覆工コンクリート (NATM)	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/12ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		有	【修正】国に準拠
30	覆工コンクリート (NATM)	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		27	覆工コンクリート (NATM)	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		無	
30	覆工コンクリート (NATM)	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		27	覆工コンクリート (NATM)	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		無	
30	覆工コンクリート (NATM)	その他	練混ぜ水の品質試験	JIS A 5308(附属書J)	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/12ヶ月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		27	覆工コンクリート (NATM)	その他	練混ぜ水の品質試験	JIS A 5308(附属書J)	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/12ヶ月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		有	【修正】国に準拠

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定		
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	有無	改定理由	
30	覆工コンクリート(NATM)	その他	練混ぜ水の品質試験	回収水の場合：JIS A 5308(附属書J)	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12ヶ月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		27	覆工コンクリート(NATM)	その他	練混ぜ水の品質試験	回収水の場合：JIS A 5308(附属書C)	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		有	[修正] 国に準拠	
30	覆工コンクリート(NATM)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○		27	覆工コンクリート(NATM)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○		無		
30	覆工コンクリート(NATM)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンスタテンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月。		○		27	覆工コンクリート(NATM)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンスタテンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○		有	[修正] 国に準拠	
30	覆工コンクリート(NATM)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規程 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月。		○		27	覆工コンクリート(NATM)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規程 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○		有	[修正] 国に準拠	
30	覆工コンクリート(NATM)	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		27	覆工コンクリート(NATM)	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		無		
30	覆工コンクリート(NATM)	その他	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		27	覆工コンクリート(NATM)	その他	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		無		
30	覆工コンクリート(NATM)	施工必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。				27	覆工コンクリート(NATM)	施工必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。				無		
30	覆工コンクリート(NATM)	施工必須	単位水量測定		「レディーミクストコンクリートの品質確保に伴う単位水量の測定について」〔平成21年6月12日技術管理課長通知〕による					27	覆工コンクリート(NATM)	施工必須	単位水量測定		「レディーミクストコンクリートの品質確保に伴う単位水量の測定について」〔平成21年6月12日技術管理課長通知〕による						無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定			
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	有無	改定理由		
30	覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6個 (σ7…3個、σ28…3個) とする。			27	覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6個 (σ7…3個、σ28…3個) とする。			有	〔国に準拠〕		
30	覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	塩化物総量規制		「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による	・骨材に海砂を使用する場合は、海砂の塩化物イオン含有率試験方法（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。			27	覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	塩化物総量規制		「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による					有	〔修正〕 国に準拠	
30	覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			27	覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。					無	
30	覆工コンクリート (NATM)	施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			27	覆工コンクリート (NATM)	施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。					無	
30	覆工コンクリート (NATM)	施工	その他	コンクリートの洗い分け試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。			27	覆工コンクリート (NATM)	施工	その他	コンクリートの洗い分け試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。					無	
30	覆工コンクリート (NATM)	施工後試験	必須	ひび割れ調査		「土木コンクリート構造物の品質確保についておよびその運用について」〔平成15年4月30日土木部技術管理課長通知〕による				27	覆工コンクリート (NATM)	施工後試験	必須	ひび割れ調査		「土木コンクリート構造物の品質確保についておよびその運用について」〔平成15年4月30日土木部技術管理課長通知〕による					無		
30	覆工コンクリート (NATM)	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査		「土木コンクリート構造物の品質確保についておよびその運用について」〔平成15年4月30日土木部技術管理課長通知〕による				27	覆工コンクリート (NATM)	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査		「土木コンクリート構造物の品質確保についておよびその運用について」〔平成15年4月30日土木部技術管理課長通知〕による					無		
30	覆工コンクリート (NATM)	施工後試験	その他	コアによる強度試験		「土木コンクリート構造物の品質確保についておよびその運用について」〔平成15年4月30日土木部技術管理課長通知〕による				27	覆工コンクリート (NATM)	施工後試験	その他	コアによる強度試験		「土木コンクリート構造物の品質確保についておよびその運用について」〔平成15年4月30日土木部技術管理課長通知〕による					無		
31	吹付コンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策		「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○		28	吹付コンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策		「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○			無		

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由	
31	吹付けコンクリート(NATM)	材料	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。				28	吹付けコンクリート(NATM)	材料	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。					
31	吹付けコンクリート(NATM)	材料	骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○		28	吹付けコンクリート(NATM)	材料	骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○			
31	吹付けコンクリート(NATM)	材料	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○		28	吹付けコンクリート(NATM)	材料	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○			
31	吹付けコンクリート(NATM)	材料	骨材の微粒分含量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○		28	吹付けコンクリート(NATM)	材料	骨材の微粒分含量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○			
31	吹付けコンクリート(NATM)	材料	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○		28	吹付けコンクリート(NATM)	材料	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○			
31	吹付けコンクリート(NATM)	材料	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○		28	吹付けコンクリート(NATM)	材料	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○			
31	吹付けコンクリート(NATM)	材料	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○		28	吹付けコンクリート(NATM)	材料	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○			
31	吹付けコンクリート(NATM)	材料	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		28	吹付けコンクリート(NATM)	材料	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○			

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定		
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	改定理由		
31	吹付けコンクリート（NATM）	材料	粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○		28	吹付けコンクリート（NATM）	材料	粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○				
31	吹付けコンクリート（NATM）	材料	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○		28	吹付けコンクリート（NATM）	材料	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○				
31	吹付けコンクリート（NATM）	材料	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○		28	吹付けコンクリート（NATM）	材料	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○				
31	吹付けコンクリート（NATM）	材料	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 イオン量：200mg/L セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		28	吹付けコンクリート（NATM）	材料	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		有	【修正】国に準拠	
31	吹付けコンクリート（NATM）	材料	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		28	吹付けコンクリート（NATM）	材料	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		有	【修正】国に準拠	
31	吹付けコンクリート（NATM）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○		28	吹付けコンクリート（NATM）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○				
31	吹付けコンクリート（NATM）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合：コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○		28	吹付けコンクリート（NATM）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合：コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○		有	【修正】国に準拠	
31	吹付けコンクリート（NATM）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規程 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○		28	吹付けコンクリート（NATM）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規程 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○		有	【修正】国に準拠	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	改定理由	
31	吹付けコンクリート(NATM)	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		28	吹付けコンクリート(NATM)	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		無	
31	吹付けコンクリート(NATM)	その他	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		28	吹付けコンクリート(NATM)	その他	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		無	
31	吹付けコンクリート(NATM)	施工	塩化物総量規制		「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による		・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。			28	吹付けコンクリート(NATM)	施工	塩化物総量規制		「コンクリートの耐久性向上対策（塩化物総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策）（土木構造物）について」〔平成14年8月13日土木部長通知〕による					有	【修正】国に準拠
31	吹付けコンクリート(NATM)	施工	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日, 28日 (2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間開放後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	材令28日強度については、公的機関での試験とする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員等の立ち会いにより行うこと。			28	吹付けコンクリート(NATM)	施工	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日, 28日 (2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間開放後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	材令28日強度については、公的機関での試験とする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員等の立ち会いにより行うこと。			有	【誤記修正】
31	吹付けコンクリート(NATM)	施工	吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)		引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561-2010)	1日強度で5N/mm ² 以上	トンネル施工長40mごとに1回		トンネル施工管理要領(NEXCO)	28	吹付けコンクリート(NATM)	施工	吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)		引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561-2010)	1日強度で5N/mm ² 以上	トンネル施工長40mごとに1回			有	【誤記修正】
31	吹付けコンクリート(NATM)	施工	スラング試験	JIS A 1101	スラング5cm以上8cm未満 許容差±1.5cm スラング8cm以上18cm以下 許容差±2.5cm		・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			28	吹付けコンクリート(NATM)	施工	スラング試験	JIS A 1101	スラング5cm以上8cm未満 許容差±1.5cm スラング8cm以上18cm以下 許容差±2.5cm		・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			有	【誤記修正】
31	吹付けコンクリート(NATM)	施工	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)		・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			28	吹付けコンクリート(NATM)	施工	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)		・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			有	【誤記修正】
31	吹付けコンクリート(NATM)	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。		品質に異常が認められた場合に行う。			28	吹付けコンクリート(NATM)	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。		品質に異常が認められた場合に行う。			無	
32	ロックボルト(NATM)	材料	外観検査(ロックボルト)		・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。	○		29	ロックボルト(NATM)	材料	外観検査(ロックボルト)		・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。			無	
32	ロックボルト(NATM)	施工	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。		1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回			29	ロックボルト(NATM)	施工	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。		1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回			無	
32	ロックボルト(NATM)	施工	モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。		1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回			29	ロックボルト(NATM)	施工	モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。		1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回			無	
32	ロックボルト(NATM)	施工	ロックボルトの引抜き試験		参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	設計図書による。	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。			29	ロックボルト(NATM)	施工	ロックボルトの引抜き試験		参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	設計図書による。	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。			無	

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準 (参考)	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	有無	改定理由	
33 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR20%以上	施工前、材料変更時				30 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR20%以上	施工前、材料変更時				無	
33 路上再生路盤工	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時				30 路上再生路盤工	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時				無	
33 路上再生路盤工	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時				30 路上再生路盤工	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時				無	
33 路上再生路盤工	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下	当初及び材料の変化時				30 路上再生路盤工	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下	当初及び材料の変化時				無	
33 路上再生路盤工	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		30 路上再生路盤工	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		無	
33 路上再生路盤工	材料	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		30 路上再生路盤工	材料	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		無	
33 路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95.5%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。			30 路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95.5%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・縮固め度は、孔々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		有	[誤記修正]			
33 路上再生路盤工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時				30 路上再生路盤工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時				無	
33 路上再生路盤工	施工	必須	CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-135	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。			30 路上再生路盤工	施工	必須	CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-135	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。			無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由	
33	路上再生路盤工	施工	必須	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				30	路上再生路盤工	施工	必須	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1～2回/日				
34	路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		31	路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。			
34	路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		31	路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。			
34	路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-218		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		31	路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-218		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。			
34	路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-309		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		31	路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-309		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。			
34	路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		31	路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。			
34	路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物のふり分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		31	路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物のふり分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。			
34	路上表層再生工	材料	必須	新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左	当初及び材料の変化時			31	路上表層再生工	材料	必須	新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左	当初及び材料の変化時				
34	路上表層再生工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	空隙率による管理でもよい。			31	路上表層再生工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・縮固め度は、孔々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000.2：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。			有	〔誤記修正〕
34	路上表層再生工	施工	必須	温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）		31	路上表層再生工	施工	必須	温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）			
34	路上表層再生工	施工	必須	かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	0.7cm以内	1,000m ² 毎			31	路上表層再生工	施工	必須	かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	0.7cm以内	1,000m ² 毎				
34	路上表層再生工	施工	その他	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		31	路上表層再生工	施工	その他	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。			
34	路上表層再生工	施工	その他	粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		31	路上表層再生工	施工	その他	粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。			
34	路上表層再生工	施工	その他	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		31	路上表層再生工	施工	その他	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。			

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	有無	改定理由	
35	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	施工前、材料変更時	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	施工前、材料変更時	○	無		
35	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下	施工前、材料変更時	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下	施工前、材料変更時	○	無		
35	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	施工前、材料変更時	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	施工前、材料変更時	○	無		
35	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	施工前、材料変更時	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	施工前、材料変更時	○	無		
35	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	施工前、材料変更時	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	施工前、材料変更時	○	無		
35	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	施工前、材料変更時	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	施工前、材料変更時	○	無		
35	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	施工前、材料変更時	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	施工前、材料変更時	○	無		
35	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下	施工前、材料変更時	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下	施工前、材料変更時	○	無		
35	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	施工前、材料変更時	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	施工前、材料変更時	○	無		
35	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS)：30%以下	施工前、材料変更時	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS)：30%以下	施工前、材料変更時	○	無		
35	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	施工前、材料変更時	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	施工前、材料変更時	○	無		
35	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上	施工前、材料変更時	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上	施工前、材料変更時	○	無		
35	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	施工前、材料変更時	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	施工前、材料変更時	○	無		
35	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15℃)	施工前、材料変更時	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15℃)	施工前、材料変更時	○	無		
35	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上	施工前、材料変更時	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上	施工前、材料変更時	○	無		
35	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	施工前、材料変更時	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	施工前、材料変更時	○	無		

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	有無	改定理由	
35	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	施工前、材料変更時	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	施工前、材料変更時	○	無		
35	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	タフネス・テナシディ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	タフネス：20N・m	施工前、材料変更時	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	タフネス・テナシディ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	タフネス：20N・m	施工前、材料変更時	○	無		
35	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	密度試験	JIS K 2207		施工前、材料変更時	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	密度試験	JIS K 2207		施工前、材料変更時	○	無		
35	排水性舗装工・透水性舗装工	フラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 基準粒度	定期的または随時。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	フラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 基準粒度	定期的または随時。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○	無		
35	排水性舗装工・透水性舗装工	フラント	必須	粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内 基準粒度	定期的または随時。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	フラント	必須	粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内 基準粒度	定期的または随時。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○	無		
35	排水性舗装工・透水性舗装工	フラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	定期的または随時。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	フラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	定期的または随時。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○	無		
35	排水性舗装工・透水性舗装工	フラント	必須	温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	フラント	必須	温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	○	無		
35	排水性舗装工・透水性舗装工	フラント	その他	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。 アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	フラント	その他	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。 アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	無		
35	排水性舗装工・透水性舗装工	フラント	その他	ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。 アスファルト混合物の耐流動性の確認	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	フラント	その他	ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。 アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	無		
35	排水性舗装工・透水性舗装工	フラント	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。 アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	フラント	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。 アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	無		
35	排水性舗装工・透水性舗装工	フラント	その他	カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-110	設計図書による。	設計図書による。 アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	フラント	その他	カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-110	設計図書による。	設計図書による。 アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○	無		
35	排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時 測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時 測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	○	無		
35	排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-154	X_{10} 1,000mL/15sec以上 X_{30} 300mL/15sec以上 (歩道箇所)	1,000m2ごと。	○		32	排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-154	X_{10} 1,000mL/15sec以上 X_{30} 300mL/15sec以上 (歩道箇所)	1,000m2ごと。	○	無		

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定			
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準 (参考)	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準 (参考)	有無	改定理由		
35	排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-224	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。			32	排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-224	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・縮固め度は、孔々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。					有	[誤記修正]
35	排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	外観検査 (混合物)	目視	随時				32	排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	外観検査 (混合物)	目視	随時					無		
36	プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	再生骨材使用量500tごとに1回。		○		33	プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	再生骨材使用量500tごとに1回。				○			
36	プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	3.8%以上	再生骨材使用量500tごとに1回。		○		33	プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	3.8%以上	再生骨材使用量500tごとに1回。			○		
36	プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材旧アスファルト針入度	マーンシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○		33	プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材旧アスファルト針入度	マーンシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。			○		
36	プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500tごとに1回。		○		33	プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500tごとに1回。			○		
36	プラント再生舗装工	材料	必須	再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○		33	プラント再生舗装工	材料	必須	再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化			○		
36	プラント再生舗装工	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 定期的または随時。 印字記録の場合：全数		○		33	プラント再生舗装工	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 定期的または随時。 印字記録の場合：全数			○		

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定		
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準 (参考)	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準 (参考)	有無	改定理由	
36	プラント再生舗装工	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内 再アス処理の場合、75μm: ±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 定期的または随時。 印字記録の場合: 全数		○		33	プラント再生舗装工	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内 再アス処理の場合、75μm: ±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 定期的または随時。 印字記録の場合: 全数		○		無		
36	プラント再生舗装工	必須	再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量: ±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 定期的または随時。 印字記録の場合: 全数		○		33	プラント再生舗装工	必須	再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量: ±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 定期的または随時。 印字記録の場合: 全数		○		無		
36	プラント再生舗装工	その他	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○		33	プラント再生舗装工	その他	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○		無		
36	プラント再生舗装工	その他	ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	同左	耐流動性の確認	○		33	プラント再生舗装工	その他	ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	同左	耐流動性の確認	○		無		
36	プラント再生舗装工	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	同左	耐摩耗性の確認	○		33	プラント再生舗装工	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	同左	耐摩耗性の確認	○		無		
36	プラント再生舗装現場	必須	外観検査 (混合物)	目視						33	プラント再生舗装現場	必須	外観検査 (混合物)	目視							無	
36	プラント再生舗装現場	必須	温度測定 (初転圧前)	温度計による。						33	プラント再生舗装現場	必須	温度測定 (初転圧前)	温度計による。							無	
36	プラント再生舗装現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上 (再アス処理の場合は基準密度の93%以上) を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² : 10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合: 6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3孔以上で測定する。			33	プラント再生舗装現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上 (再アス処理の場合は基準密度の93%以上) を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² : 10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合: 6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3孔以上で測定する。			無				
37	工場製作工 (鋼橋用鋼材)	必須	外観・規格 (主部材)	現物照合、帳票確認			現物とミルシートの整合性が確認できること。規格、品質がミルシートで確認できること。	○		34	工場製作工 (鋼橋用鋼材)	必須	外観・規格 (主部材)	現物照合、帳票確認			現物とミルシートの整合性が確認できること。規格、品質がミルシートで確認できること。	○		無		

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定			
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	有無	改定理由		
37	工場製作工（鋼橋用鋼材）	材料	必須	機械試験（JISワーク表示品以外かつミルシート照会不可な主部材）	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。			34	工場製作工（鋼橋用鋼材）	材料	必須	機械試験（JISワーク表示品以外かつミルシート照会不可な主部材）	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。				無		
37	工場製作工（鋼橋用鋼材）	材料	必須	外観検査（付属部材）	目視及び計測	JISによる				34	工場製作工（鋼橋用鋼材）	材料	必須	外観検査（付属部材）	目視及び計測	JISによる	JISによる					無	
38	ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ50μm以下 二次部材の最大表面粗さ100μm以下（ただし、切削による場合は50μm以下）	最大表面粗さとは、JIS B 0601（2013）に規定する最大高さ粗さRzとする。			35	ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ50μm以下 二次部材の最大表面粗さ100μm以下（ただし、切削による場合は50μm以下）	最大表面粗さとは、JIS B 0601（2013）に規定する最大高さ粗さRzとする。				無		
38	ガス切断工	施工	必須	ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下	ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。			35	ガス切断工	施工	必須	ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下	ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。					無	
38	ガス切断工	施工	必須	スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。				35	ガス切断工	施工	必須	スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。						無	
38	ガス切断工	施工	必須	上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。				35	ガス切断工	施工	必須	上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。						無	
38	ガス切断工	施工	その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）				35	ガス切断工	施工	その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）						無	
38	ガス切断工	施工	その他	ペベル精度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）				35	ガス切断工	施工	その他	ペベル精度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）						無	
38	ガス切断工	施工	その他	真直度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）				35	ガス切断工	施工	その他	真直度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）						無	
39	溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2			36	溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。				○	
39	溶接工	施工	必須	型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 1号 試験片の個数：2			36	溶接工	施工	必須	型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。				○	
39	溶接工	施工	必須	衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		36	溶接工	施工	必須	衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片試験片の個数：各部位につき3				○	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	有無	改定理由
39	溶接工	施工	必須	マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1	○		36	溶接工	施工	必須	マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1	○		無	
39	溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	○		36	溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	○		無	
39	溶接工	施工	必須	マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	○		36	溶接工	施工	必須	マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	○		無	
39	溶接工	施工	必須	引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は235N/mm ² 以上、引張強さは400～550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいいない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	○		36	溶接工	施工	必須	引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は235N/mm ² 以上、引張強さは400～550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいいない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	○		無	
39	溶接工	施工	必須	曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	○		36	溶接工	施工	必須	曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	○		無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	有無	改定理由
39	溶接工	施工	必須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法による表面に開口した割れ等の面状きずはあつてはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。 ・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす寸法の内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○		36	溶接工	施工	必須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法による表面に開口した割れ等の面状きずはあつてはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。 ・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす寸法の内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○		有	〔修正〕国に準拠
39	溶接工	施工	必須	外観検査（割れ）	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる			36	溶接工	施工	必須	外観検査（割れ）	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる			無	
39	溶接工	施工	必須	外観形状検査（ビード表面のビット）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にビットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			36	溶接工	施工	必須	外観形状検査（ビード表面のビット）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にビットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			無	
39	溶接工	施工	必須	外観形状検査（ビード表面の凹凸）	・目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			36	溶接工	施工	必須	外観形状検査（ビード表面の凹凸）	・目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			無	

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定		
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準 (参考)	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準 (参考)	有無	改定理由	
39	溶接工	施工	必須	外観形状検査 (アンダーカット)	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部さず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			36	溶接工	施工	必須	外観形状検査 (アンダーカット)	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部さず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。				無	
39	溶接工	施工	必須	外観検査 (オーバーラップ)	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。			36	溶接工	施工	必須	外観検査 (オーバーラップ)	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。				無	
39	溶接工	施工	必須	外観形状検査 (すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに±1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			36	溶接工	施工	必須	外観形状検査 (すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに±1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。				無	
39	溶接工	施工	必須	外観形状検査 (余盛高さ)	・目視及びノギス等による計測	設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない欄先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≦3 15≦B<25 : h≦4 25≦B : h≦(4/25)・B	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			36	溶接工	施工	必須	外観形状検査 (余盛高さ)	・目視及びノギス等による計測	設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない欄先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≦3 15≦B<25 : h≦4 25≦B : h≦(4/25)・B	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。				無	
39	溶接工	施工	必須	外観形状検査 (アークスタッド)	・目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲してはならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：(設計値±2mm)を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			36	溶接工	施工	必須	外観形状検査 (アークスタッド)	・目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲してはならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：(設計値±2mm)を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。				無	
39	溶接工	施工	その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数、外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。			36	溶接工	施工	その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数、外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。				無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由	
40	中層混合処理※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（二）	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。		37	中層混合処理※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（二）	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。		無	
40	中層混合処理※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（二）	材料	必須	土の湿潤密度試験	JIS G 0191	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。		37	中層混合処理※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（二）	材料	必須	土の湿潤密度試験	JIS G 0191	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。		無	
40	中層混合処理※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（二）	材料	必須	テーブルフロー試験	JIS R 5201	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。		37	中層混合処理※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（二）	材料	必須	テーブルフロー試験	JIS R 5201	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。		無	
40	中層混合処理※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（二）	材料	必須	土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。		37	中層混合処理※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（二）	材料	必須	土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。		無	
40	中層混合処理※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（二）	材料	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。			37	中層混合処理※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（二）	材料	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。			無	
40	中層混合処理※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（二）	材料	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。			37	中層混合処理※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（二）	材料	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。			無	
40	中層混合処理※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（二）	材料	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。			37	中層混合処理※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（二）	材料	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。			無	
40	中層混合処理※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（二）	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。			37	中層混合処理※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（二）	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。			無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	適用基準（参考）	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	有無	改定理由	
40	中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（Ⅰ）	材料	その他	土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。			37	中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（Ⅰ）	材料	その他	土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。				
40	中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（Ⅰ）	材料	その他	土懸濁液のpH試験	JGS 0211	設計図書による。	有機質土の場合は必要に応じて実施する			37	中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（Ⅰ）	材料	その他	土懸濁液のpH試験	JGS 0211	設計図書による。	有機質土の場合は必要に応じて実施する				
40	中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（Ⅰ）	材料	その他	土の強熱減量試験	JGS 0221	設計図書による。	有機質土の場合は必要に応じて実施する			37	中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（Ⅰ）	材料	その他	土の強熱減量試験	JGS 0221	設計図書による。	有機質土の場合は必要に応じて実施する				
40	中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（Ⅰ）	施工	必須	深度方向の品質確認（均質性）	試験採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1回の割合で行う。試験採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。			37	中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（Ⅰ）	施工	必須	深度方向の品質確認（均質性）	試験採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1回の割合で行う。試験採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。				
40	中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（Ⅰ）	施工	必須	土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1回の割合で行う。試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。			37	中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（Ⅰ）	施工	必須	土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1回の割合で行う。試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。				
41	鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査（芯材・ナット・プレート等）	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時	○		38	鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査（芯材・ナット・プレート等）	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時	○			
41	鉄筋挿入工	材料	必須	定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。			38	鉄筋挿入工	材料	必須	定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。				
41	鉄筋挿入工	材料	その他	外観検査（芯材・ナット・プレート等）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時			38	鉄筋挿入工	材料	その他	外観検査（芯材・ナット・プレート等）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時				
41	鉄筋挿入工	材料	必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回（3本/回）			38	鉄筋挿入工	材料	必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回（3本/回）				
41	鉄筋挿入工	施工	必須	引き抜き試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。			38	鉄筋挿入工	施工	必須	引き抜き試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。				

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	適用基準 (参考)	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確	有無	改定理由	
41	鉄筋挿入工	施工	その他	適合性試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。	/			38	鉄筋挿入工	施工	その他	適合性試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 最大荷重の0.1倍程度とする。	/	有	[修正] 国に準拠

改定案（令和7年版）	現行（令和4年版）	改定	
		有 無	改定理由
<p style="text-align: center;">一 般 土 木 編 4 出来形管理</p>	<p style="text-align: center;">一 般 土 木 編 4 出来形管理</p>	<p style="text-align: center;">無 無</p>	

改定案（令和7年版）	現行（令和4年版）	改定	
		有無	改定理由
出来形管理	出来形管理		
(1) 出来形管理基準 この出来形管理基準は、土木工事施工管理基準(5)の(ウ)に規定する出来形管理	(1) 出来形管理基準 この出来形管理基準は、土木工事施工管理基準(5)の(ウ)に規定する出来形管理	無	
(2) 出来形管理 出来形管理資料として、提出すべき書類は以下のとおりである。		有	[追加] 国 施工管理の手引き準拠
(7) 出来形管理総括表・・・既済部分・中間検査時に提示、工事完成時に提出		有	[追加] 国 施工管理の手引き準拠
(イ) 出来形管理図表・・・施工中は提示、工事完成時に提出		有	[追加] 国 施工管理の手引き準拠
※「出来形管理成果総括表、測定成果一覧表、工程能力図(測定点10点以上)、度数表(ヒストグラム)」については、出来形管理図表にて代用可能なため提出は不要。(作成は必要。提示を求めらることがある)		有	[追加] 国 施工管理の手引き準拠
<測定点が10点未満の場合>		有	[追加] 国 施工管理の手引き準拠
出来形管理図表として整理した資料は作成不要。ただし、「出来形管理総括表、測定成果一覧表、度数表(ヒストグラム)」を施工中は提示、工事完成時に提出		有	[追加] 国 施工管理の手引き準拠
(2) 出来形管理の方法 出来形管理の方法は下記のとおり分類される。	(2) 出来形管理の方法	無	
(7) 出来形管理展開図	(7) 出来形管理図表による管理	有	[追加] 国 施工管理の手引き準拠
・設計数量が面積または延長で示されているものの管理に適している。	・出来形管理基準に明示する管理項目、測定基準に基づき出来形図、設計値と測定値及びその差を表示した図表を作成する。	有	[追加] 国 施工管理の手引き準拠
・面積表示の代表的な工種はコンクリートブロック積(張)、土羽工等である。		有	[追加] 国 施工管理の手引き準拠
・延長表示は出来形に該当する工種が多いが、出来形と同一図面に記入する。延長表示の代表的な工種は、側溝、縁石、コンクリート擁壁工等である。		有	[追加] 国 施工管理の手引き準拠
	・出来形管理基準に明示する次の主要管理項目で測定数が20点以上の場合、及 主要管理項目 トンネル、堤防、水路、道路、防波堤、岸壁等の基準高及び幅、舗 装面と接触する構造物(擁壁、ブロック積(張)、側溝等)の基準高	有	[削除] 国に準拠 [削除] 国に準拠
(イ) 設計図利用出来形管理図	(イ) 出来形図による管理	有	[追加] 国 施工管理の手引き準拠
・平面、断面、側面等複雑な構造の工種に適している。	寸法について、設計図面を利用して設計値と測定値を対比した図を作成する。	有	[削除] 国に準拠
・代表的な工種としては、橋梁上ト部上、函渠上、樋門、水門等の構造物である。		有	[追加] 国 施工管理の手引き準拠
(ウ) 出来形管理図表		有	[追加] 国 施工管理の手引き準拠
・標準断面図及び設計値、実測値等を一覧表について示した管理図表である。		有	[追加] 国 施工管理の手引き準拠
・特殊な工種を除き当管理図で管理される。		有	[追加] 国 施工管理の手引き準拠
	(ウ) ヒストグラムによる管理	有	[削除] 国に準拠
	出来形管理基準に明示する重要な構造物の厚さ等については、測定値が40点以上で監督職員の指示がある場合、ヒストグラムを作成して平均値等を求め、規格値に対する偏差の状況を調べる。	有	[削除] 国に準拠
	(3) 出来形管理資料のまとめ方	有	[削除] 国に準拠
	出来形管理資料は、原則としてA4判とする。	有	[削除] 国に準拠

改定案 (令和7年版)						現行 (令和4年度)						改定				
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	有無	改定理由	
第1編 共通編							第1編 共通編									
第2章 土工							第2章 土工									
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			IV - 1	1-2-3-2	1	掘削工				IV - 1	無		
		2	掘削工 (面管理の場合)			IV - 1		2	掘削工 (面管理の場合)				IV - 1	無		
		3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			IV - 2		3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)				IV - 2	無		
	1-2-3-3	1	盛土工				IV - 2	1-2-3-3	1	盛土工				IV - 2	無	
		2	盛土工 (面管理の場合)				IV - 3		2	盛土工 (面管理の場合)				IV - 3	無	
	1-2-3-4			盛土補強工	補強土(テールアルメ)壁工法		IV - 3	1-2-3-4			盛土補強工	補強土(テールアルメ)壁工法		IV - 3	無	
				多数アンカー式補強工法		IV - 3	多数アンカー式補強工法					IV - 3	無			
				ジオテキスタイルを用いた補強工法		IV - 3	ジオテキスタイルを用いた補強工法					IV - 3	無			
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部			IV - 4	1-2-3-5		法面整形工	盛土部			IV - 4	無	
	1-2-3-6		堤防天端工				IV - 4	1-2-3-6		堤防天端工				IV - 4	無	
第4節 道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			IV - 5	1-2-4-2	1	掘削工				IV - 5	無		
		2	掘削工 (面管理の場合)			IV - 5		2	掘削工 (面管理の場合)				IV - 5	無		
	1-2-4-3	1	路体盛土工				IV - 6	1-2-4-3	1	路体盛土工				IV - 6	無	
		2	路体盛土工 (面管理の場合)				IV - 6		2	路体盛土工 (面管理の場合)				IV - 6	無	
	1-2-4-4	1	路床盛土工				IV - 6	1-2-4-4	1	路床盛土工				IV - 6	無	
		2	路床盛土工 (面管理の場合)				IV - 6		2	路床盛土工 (面管理の場合)				IV - 6	無	
1-2-4-5		法面整形工	盛土部			IV - 7	1-2-4-5		法面整形工	盛土部			IV - 7	無		
第3章 無筋、鉄筋コンクリート							第3章 無筋、鉄筋コンクリート									
第7節 鉄筋工							第7節 鉄筋工									
第3編 土木工事共通編							第3編 土木工事共通編									
第2章 一般施工							第2章 一般施工									
第3節 共通の工種	3-2-3-4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	鋼矢板		IV - 8	3-2-3-4			矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	鋼矢板		IV - 8	無		
				軽量鋼矢板		IV - 8					軽量鋼矢板		IV - 8	無		
				コンクリート矢板		IV - 8					コンクリート矢板		IV - 8	無		
				広幅鋼矢板		IV - 8					広幅鋼矢板		IV - 8	無		
				可とう鋼矢板		IV - 8					可とう鋼矢板		IV - 8	無		
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ			IV - 8	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ			IV - 8	無	
	3-2-3-6		小型標識工				IV - 8	3-2-3-6		小型標識工				IV - 8	無	
	3-2-3-7			立入防止柵			IV - 9	3-2-3-7			立入防止柵			IV - 9	無	
				転落(横断)防止柵		IV - 9	転落(横断)防止柵					IV - 9	無			
				車止めポスト			IV - 9				車止めポスト			IV - 9	無	
	3-2-3-8	1	2	路側防護柵工	ガードレール		IV - 9	3-2-3-8	1	2	路側防護柵工	ガードレール		IV - 9	無	
				ガードケーブル		IV - 10	ガードケーブル					IV - 10	無			
	3-2-3-9			区画線工			IV - 10	3-2-3-9			区画線工			IV - 10	無	
	3-2-3-10			道路付属物工	視線誘導標		IV - 10	3-2-3-10			道路付属物工	視線誘導標		IV - 10	無	
					距離標		IV - 10				距離標			IV - 10	無	
	3-2-3-11			コンクリート面塗装工			IV - 10	3-2-3-11			コンクリート面塗装工			IV - 10	無	
	3-2-3-12	1	2	アレーション桁製作工(購入工)	けた橋		IV - 11	3-2-3-12	1	2	アレーション桁製作工(購入工)	けた橋		IV - 11	有	誤記修正
				スラブ桁		IV - 11	スラブ桁					IV - 11	有	誤記修正		
	3-2-3-13			ボスステーション桁製作工			IV - 12	3-2-3-13	1	2	ボスステーション桁製作工			IV - 12	無	
							IV - 12						IV - 12	有		
3-2-3-14	1	2	プレキャストゲート桁製作工(購入工)			IV - 12	3-2-3-14	1	2	プレキャストゲート桁製作工(購入工)			IV - 12	有		
			プレキャストゲート主桁組立工		IV - 12	プレキャストゲート主桁組立工					IV - 12	有				
3-2-3-15			PCボックス製作工			IV - 13	3-2-3-15			PCボックス製作工			IV - 13	無		
3-2-3-16	1	2	PC箱桁製作工			IV - 14	3-2-3-16	1	2	PC箱桁製作工			IV - 14	無		
			PC押出し箱桁製作工		IV - 15	PC押出し箱桁製作工					IV - 15	無				
3-2-3-17			根固めブロック工			IV - 16	3-2-3-17			根固めブロック工			IV - 16	無		
3-2-3-18			沈床工			IV - 16	3-2-3-18			沈床工			IV - 16	無		
3-2-3-19			捨石工			IV - 17	3-2-3-19			捨石工			IV - 17	無		
3-2-3-22			階段工			IV - 17	3-2-3-22			階段工			IV - 17	無		
3-2-3-24	1	2	3	伸縮装置工	ゴムジョイント	IV - 17	3-2-3-24	1	2	3	伸縮装置工	ゴムジョイント	IV - 17	無		
				伸縮装置工	鋼製フィンジョイント	IV - 18					伸縮装置工	鋼製フィンジョイント	IV - 18	無		
				伸縮装置工	埋設型ジョイント	IV - 18					伸縮装置工	埋設型ジョイント	IV - 18	無		
3-2-3-26	1	2	多自然型護岸工	巨石張り・巨石積み		IV - 18	3-2-3-26	1	2	多自然型護岸工	巨石張り・巨石積み		IV - 18	無		
			かごマット		IV - 19	かごマット					IV - 19	無				
3-2-3-27	1	2	羽口工	じゃかご		IV - 19	3-2-3-27	1	2	羽口工	じゃかご		IV - 19	無		
			ふとんかご、かご枠		IV - 19	ふとんかご、かご枠					IV - 19	無				
3-2-3-28			プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		IV - 20	3-2-3-28			プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		IV - 20	無		
				プレキャストパイプ工		IV - 20					プレキャストパイプ工		IV - 20	無		

改定案 (令和7年版)						現行 (令和4年度)						改定					
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	有無	改定理由		
第4節基礎工	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		IV - 20	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		IV - 20	無				
				I型側溝工		IV - 20				I型側溝工		IV - 20	無				
		自由勾配側溝		IV - 20	自由勾配側溝			IV - 20	無								
	3-2-3-29	2	側溝工	管渠		IV - 20	3-2-3-29	2	側溝工	管渠		IV - 20	無				
				場所打水路工		IV - 20				場所打水路工		IV - 20	無				
	3-2-3-30	3	側溝工	暗渠工		IV - 21	3-2-3-30	3	側溝工	暗渠工		IV - 21	無				
				集水樹工		IV - 21				集水樹工		IV - 21	無				
	第5節石・ブロック積(張)工	3-2-3-31	1	現場塗装工	現場塗装工		IV - 22	3-2-3-31	1	現場塗装工	現場塗装工		IV - 22		無		
					一般事項		IV - 22				一般事項		IV - 22		無		
		3-2-4-1	1	基礎工(護岸)	切込砂利		IV - 22	3-2-4-1	1	基礎工(護岸)	切込砂利		IV - 22		無		
					砕石基礎工		IV - 22				砕石基礎工		IV - 22		無		
		3-2-4-3	2	基礎工(護岸)	割ぐり石基礎工		IV - 22	3-2-4-3	2	基礎工(護岸)	割ぐり石基礎工		IV - 22		無		
均しコンクリート						IV - 22	均しコンクリート					IV - 22	無				
3-2-4-4		1	既製杭工	現場打		IV - 22	3-2-4-4	1	既製杭工	現場打		IV - 22	無				
				プレキャスト		IV - 23				プレキャスト		IV - 23	無				
3-2-4-5		2	既製杭工	既製コンクリート杭		IV - 23	3-2-4-5	2	既製杭工	既製コンクリート杭		IV - 23	無				
				鋼管杭		IV - 23				鋼管杭		IV - 23	無				
第6節一般舗装工		3-2-4-6	1	鋼管杭	日鋼杭		IV - 23	3-2-4-6	1	鋼管杭	日鋼杭		IV - 23	無			
					鋼管ソイルメント杭		IV - 23				鋼管ソイルメント杭		IV - 23	無			
	3-2-4-7	2	場所打杭工	現場打		IV - 24	3-2-4-7	2	場所打杭工	現場打		IV - 24	無				
				深礎工		IV - 24				深礎工		IV - 24	無				
	3-2-4-8	1	オープンケーソン基礎工	オープンケーソン基礎工		IV - 25	3-2-4-8	1	オープンケーソン基礎工	オープンケーソン基礎工		IV - 25	無				
				ニューマチックケーソン基礎工		IV - 25				ニューマチックケーソン基礎工		IV - 25	無				
	3-2-4-9	2	鋼管矢板基礎工	鋼管矢板基礎工		IV - 25	3-2-4-9	2	鋼管矢板基礎工	鋼管矢板基礎工		IV - 25	無				
				鋼管矢板基礎工		IV - 25				鋼管矢板基礎工		IV - 25	無				
	第6節一般舗装工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		IV - 26	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		IV - 26	無			
					コンクリートブロック張り		IV - 26				コンクリートブロック張り		IV - 26	無			
					連節ブロック張り		IV - 26				連節ブロック張り		IV - 26	無			
		3-2-5-4	2	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		IV - 27	3-2-5-4	2	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		IV - 27	無			
緑化ブロック工						IV - 27	緑化ブロック工					IV - 27	無				
第6節一般舗装工		3-2-5-5	3	石積(張)工	石積(張)工		IV - 27	3-2-5-5	3	石積(張)工	石積(張)工		IV - 27	無			
					橋面防水工(シート系床版防水層)		IV - 28				橋面防水工(シート系床版防水層)		IV - 28	有	【追加】国に準拠		
		第6節一般舗装工	3-2-6-6	4	橋面防水工(シート系床版防水層)	橋面防水工(シート系床版防水層)		IV - 28	3-2-6-6	4	橋面防水工(シート系床版防水層)	橋面防水工(シート系床版防水層)		IV - 28	無		
						アスファルト舗装工	下層路盤工					IV - 28	アスファルト舗装工	下層路盤工		IV - 28	無
						アスファルト舗装工	下層路盤工(面管理の場合)					IV - 29	アスファルト舗装工	下層路盤工(面管理の場合)		IV - 29	無
						アスファルト舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)					IV - 30	アスファルト舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		IV - 30	無
						アスファルト舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)					IV - 31	アスファルト舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		IV - 31	無
	アスファルト舗装工					上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		IV - 32				アスファルト舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		IV - 32	無	
	アスファルト舗装工					上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)(面管理の場合)		IV - 33				アスファルト舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)(面管理の場合)		IV - 33	無	
	アスファルト舗装工					加熱アスファルト安定処理工		IV - 34				アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		IV - 34	無	
	アスファルト舗装工					加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		IV - 35				アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		IV - 35	無	
	アスファルト舗装工					基層工		IV - 36				アスファルト舗装工	基層工		IV - 36	無	
アスファルト舗装工	基層工(面管理の場合)						IV - 37	アスファルト舗装工				基層工(面管理の場合)		IV - 37	無		
アスファルト舗装工	表層工						IV - 38	アスファルト舗装工				表層工		IV - 38	無		
アスファルト舗装工	表層工(面管理の場合)		IV - 39	アスファルト舗装工	表層工(面管理の場合)		IV - 39	無									
第6節一般舗装工	3-2-6-7	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		IV - 40	3-2-6-7	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		IV - 40	無				
				下層路盤工(面管理の場合)		IV - 40				下層路盤工(面管理の場合)		IV - 40	無				
				上層路盤工(粒度調整路盤工)		IV - 41				上層路盤工(粒度調整路盤工)		IV - 41	無				
				上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		IV - 41				上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		IV - 41	無				
				上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		IV - 42				上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		IV - 42	無				
				上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)(面管理の場合)		IV - 42				上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)(面管理の場合)		IV - 42	無				
				加熱アスファルト安定処理工		IV - 43				加熱アスファルト安定処理工		IV - 43	無				
				加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		IV - 43				加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		IV - 43	無				
				基層工		IV - 44				基層工		IV - 44	無				
				基層工(面管理の場合)		IV - 44				基層工(面管理の場合)		IV - 44	無				
				表層工		IV - 45				表層工		IV - 45	無				
				表層工(面管理の場合)		IV - 46				表層工(面管理の場合)		IV - 46	無				

改定案（令和7年版）						現行（令和4年度）						改定			
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	有無	改定理由
3-2-6-9		1	排水性舗装工	下層路盤工		IV - 47	3-2-6-9		1	排水性舗装工	下層路盤工		IV - 47	無	
		2	排水性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		IV - 48			2	排水性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		IV - 48	無	
		3	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		IV - 49			3	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		IV - 49	無	
		4	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		IV - 49			4	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		IV - 49	無	
		5	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		IV - 50			5	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		IV - 50	無	
		6	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		IV - 50			6	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		IV - 50	無	
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		IV - 51			7	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		IV - 51	無	
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		IV - 51			8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		IV - 51	無	
		9	排水性舗装工	基層工		IV - 52			9	排水性舗装工	基層工		IV - 52	無	
		10	排水性舗装工	基層工（面管理の場合）		IV - 52			10	排水性舗装工	基層工（面管理の場合）		IV - 52	無	
		11	排水性舗装工	表層工		IV - 53			11	排水性舗装工	表層工		IV - 53	無	
		12	排水性舗装工	表層工（面管理の場合）		IV - 54			12	排水性舗装工	表層工（面管理の場合）		IV - 54	無	
3-2-6-10		1	透水性舗装工	路盤工		IV - 55	3-2-6-10		1	透水性舗装工	路盤工		IV - 55	無	
		2	透水性舗装工	路盤工（面管理の場合）		IV - 55			2	透水性舗装工	路盤工（面管理の場合）		IV - 55	無	
		3	透水性舗装工	表層工		IV - 56			3	透水性舗装工	表層工		IV - 56	無	
		4	透水性舗装工	表層工（面管理の場合）		IV - 56			4	透水性舗装工	表層工（面管理の場合）		IV - 56	無	
3-2-6-11		1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		IV - 57	3-2-6-11		1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		IV - 57	無	
		2	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		IV - 57			2	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		IV - 57	無	
		3	グースアスファルト舗装工	基層工		IV - 58			3	グースアスファルト舗装工	基層工		IV - 58	無	
		4	グースアスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		IV - 58			4	グースアスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		IV - 58	無	
		5	グースアスファルト舗装工	表層工		IV - 59			5	グースアスファルト舗装工	表層工		IV - 59	無	
		6	グースアスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		IV - 59			6	グースアスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		IV - 59	無	
3-2-6-12		1	コンクリート舗装工	下層路盤工		IV - 60	3-2-6-12		1	コンクリート舗装工	下層路盤工		IV - 60	無	
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		IV - 60			2	コンクリート舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		IV - 60	無	
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		IV - 61			3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		IV - 61	無	
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工（面管理の場合）		IV - 61			4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工（面管理の場合）		IV - 61	無	
		5	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		IV - 62			5	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		IV - 62	無	
		6	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）		IV - 62			6	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）		IV - 62	無	
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		IV - 63			7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		IV - 63	無	
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層（面管理の場合）		IV - 63			8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層（面管理の場合）		IV - 63	無	
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		IV - 64			9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		IV - 64	無	
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工（面管理の場合）		IV - 65			10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工（面管理の場合）		IV - 65	無	
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		IV - 65			11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		IV - 65	無	
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）（面管理の場合）		IV - 66			12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）（面管理の場合）		IV - 66	無	
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		IV - 66			13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		IV - 66	無	
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		IV - 67			14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		IV - 67	無	
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		IV - 67			15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		IV - 67	無	
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）（面管理の場合）		IV - 68			16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）（面管理の場合）		IV - 68	無	
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		IV - 68			17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		IV - 68	無	
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）（面管理の場合）		IV - 69			18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）（面管理の場合）		IV - 69	無	
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		IV - 70			19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		IV - 70	無	
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（面管理の場合）		IV - 71			20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（面管理の場合）		IV - 71	無	

改定案 (令和7年版)						現行 (令和4年度)						改定					
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	有無	改定理由		
第7節地盤改良工	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		IV - 71	第7節地盤改良工	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		IV - 71	無			
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		IV - 72			2	薄層カラー舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		IV - 72	無			
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		IV - 72			3	薄層カラー舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		IV - 72	無			
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		IV - 73			4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		IV - 73	無			
		5	薄層カラー舗装工	基層工		IV - 73			5	薄層カラー舗装工	基層工		IV - 73	無			
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		IV - 74		3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		IV - 74	無			
		2	ブロック舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		IV - 74			2	ブロック舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		IV - 74	無			
		3	ブロック舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		IV - 75			3	ブロック舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		IV - 75	無			
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		IV - 75			4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		IV - 75	無			
	3-2-6-15	5	ブロック舗装工	基層工		IV - 76		3-2-6-15	5	ブロック舗装工	基層工		IV - 76	無			
		1	路面切削工			IV - 77			1	路面切削工			IV - 77	無			
	3-2-6-16	2	路面切削工	(面管理の場合)		IV - 77		3-2-6-16	2	路面切削工	(面管理の場合)		IV - 77	無			
			舗装打換え工			IV - 77				舗装打換え工			IV - 77	無			
	3-2-6-17	1	オーバーレイ工			IV - 78		3-2-6-17	1	オーバーレイ工			IV - 78	無			
		2	オーバーレイ工	(面管理の場合)		IV - 78			2	オーバーレイ工	(面管理の場合)		IV - 78	無			
	第7節地盤改良工	3-2-7-2	1	路床安定処理工				IV - 79	第7節地盤改良工	3-2-7-2	1	路床安定処理工			IV - 79	無	
			2	置換工				IV - 79			2	置換工			IV - 79	無	
		3-2-7-3	1	表層安定処理工	サンドマット海上			IV - 80		3-2-7-3	1	表層安定処理工	サンドマット海上		IV - 80	無	
			2	表層安定処理工	(ICT施工の場合)			IV - 80			2	表層安定処理工	(ICT施工の場合)		IV - 80	無	
		3-2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上			IV - 80		3-2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上		IV - 80	無	
			2	表層安定処理工	(ICT施工の場合)			IV - 80			2	表層安定処理工	(ICT施工の場合)		IV - 80	無	
		3-2-7-5	1	バイルネット工				IV - 81		3-2-7-5	1	バイルネット工			IV - 81	無	
			2	サンドマット工				IV - 81			2	サンドマット工			IV - 81	無	
		3-2-7-6	1	パーチカルドレーン工	サンドドレーン工			IV - 81		3-2-7-6	1	パーチカルドレーン工	サンドドレーン工		IV - 81	無	
			2	パーチカルドレーン工	ペーパードレーン工			IV - 81			2	パーチカルドレーン工	ペーパードレーン工		IV - 81	無	
3-2-7-7		1	パーチカルドレーン工	袋詰式サンドドレーン工		IV - 81	3-2-7-7	1		パーチカルドレーン工	袋詰式サンドドレーン工		IV - 81	無			
		2	パーチカルドレーン工	サンドコンパクションバイル工		IV - 81		2		パーチカルドレーン工	サンドコンパクションバイル工		IV - 81	無			
3-2-7-8		1	締固め改良工	サンドコンパクションバイル工		IV - 81	3-2-7-8	1		締固め改良工	サンドコンパクションバイル工		IV - 81	無			
		2	固結工	粉末噴射攪拌工		IV - 82		3-2-7-9		1	固結工	粉末噴射攪拌工		IV - 82	無		
3-2-7-9		1	固結工	高圧噴射攪拌工		IV - 82	3-2-7-9			1	固結工	高圧噴射攪拌工		IV - 82	無		
	2	固結工	スラリー攪拌工		IV - 82	2		固結工	スラリー攪拌工		IV - 82	無					
3-2-7-10	1	固結工	生石灰バイル工		IV - 82	3-2-7-10	1	固結工	生石灰バイル工		IV - 82	無					
	2	固結工	スラリー攪拌工 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)による管理の場合		IV - 82		2	固結工	スラリー攪拌工 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)による管理の場合		IV - 82	無					
3-2-10-5	3	固結工	中層混合処理		IV - 83	3-2-10-5	3	固結工	中層混合処理		IV - 83	無					
	1	土留・仮締切工	目鋼杭		IV - 83		3-2-10-5	1	土留・仮締切工	目鋼杭		IV - 83	無				
2	土留・仮締切工	鋼矢板		IV - 83	2	土留・仮締切工		鋼矢板		IV - 83	無						
3	土留・仮締切工	アンカー工		IV - 83	3	土留・仮締切工		アンカー工		IV - 83	無						
4	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		IV - 83	4	土留・仮締切工		連節ブロック張り工		IV - 83	無						
5	土留・仮締切工	締切盛土		IV - 84	5	土留・仮締切工		締切盛土		IV - 84	無						
3-2-10-9	1	地中連続壁工(壁式)			IV - 84	3-2-10-9	1	地中連続壁工(壁式)			IV - 84	無					
	2	地中連続壁工(柱列式)			IV - 84		2	地中連続壁工(柱列式)			IV - 84	無					
3-2-10-22	1	法面吹付工			3-2-14-3吹付工	IV - 100	3-2-10-22	1	法面吹付工			3-2-14-3吹付工	IV - 100	無			
	2	軽量盛土工			1-2-4-3路体盛土工	IV - 6		2	軽量盛土工			1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	無			
第11節軽量盛土工	3-2-12-1	1	一般事項	鑄造費(金属支承工)		IV - 85	第11節軽量盛土工	3-2-12-1	1	一般事項	鑄造費(金属支承工)		IV - 85	無			
		2	一般事項	鑄造費(大型ゴム支承工)		IV - 86			2	一般事項	鑄造費(大型ゴム支承工)		IV - 86	無			
		3	一般事項	仮設材製作工		IV - 87			3	一般事項	仮設材製作工		IV - 87	無			
		4	一般事項	刃口金物製作工		IV - 87			4	一般事項	刃口金物製作工		IV - 87	無			
		1	桁製作工	仮組検査を実施する場合		IV - 88			3-2-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合		IV - 88	有	誤記修正	
	2	桁製作工	シミュレーション仮組検査を実施する場合		IV - 89	2		桁製作工		シミュレーション仮組検査を実施する場合		IV - 89	無				
	3	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		IV - 90	3		桁製作工		仮組検査を実施しない場合		IV - 90	無				
	3-2-12-3	1	桁製作工	鋼製えん塊製作工(仮組立時)		IV - 91		3-2-12-3	1	桁製作工	鋼製えん塊製作工(仮組立時)		IV - 91	無			
		2	桁製作工	鋼製えん塊製作工(仮組立時)		IV - 91			2	桁製作工	鋼製えん塊製作工(仮組立時)		IV - 91	無			
	第12節工場製作工(共通)	3-2-12-4	1	検査路製作工				IV - 93	第12節工場製作工(共通)	3-2-12-4	1	検査路製作工			IV - 93	無	
			2	鋼製伸縮継手製作工				IV - 93			2	鋼製伸縮継手製作工			IV - 93	無	
		3-2-12-5	1	落橋防止装置製作工				IV - 93		3-2-12-5	1	落橋防止装置製作工			IV - 93	無	
			2	橋梁用防護柵製作工				IV - 94			2	橋梁用防護柵製作工			IV - 94	無	
		3-2-12-6	1	アンカーフレーム製作工				IV - 94		3-2-12-6	1	アンカーフレーム製作工			IV - 94	無	
			2	プレビーム用桁製作工				IV - 95			2	プレビーム用桁製作工			IV - 95	無	
3-2-12-7		1	鋼製排水管製作工			IV - 96	3-2-12-7	1		鋼製排水管製作工			IV - 96	無			
		2	工場塗装工			IV - 96		2		工場塗装工			IV - 96	無			

改定案 (令和7年版)						現行 (令和4年度)						改定							
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	有無	改定理由				
第13節橋梁架設工	3-2-13		架設工(鋼橋)	クレーン架設		IV - 97	第13節橋梁架設工	3-2-13		架設工(鋼橋)	クレーン架設		IV - 97						
				ケーブルクレーン架設		IV - 97					ケーブルクレーン架設		IV - 97						
				ケーブルエレクション架設		IV - 97					ケーブルエレクション架設		IV - 97						
				架設桁架設		IV - 97					架設桁架設		IV - 97						
				送出し架設		IV - 97					送出し架設		IV - 97						
				トラスクレーン架設		IV - 97					トラスクレーン架設		IV - 97						
			架設工(コンクリート橋)	クレーン架設		IV - 98			架設工(コンクリート橋)	クレーン架設		IV - 98							
				架設桁架設		IV - 98				架設桁架設		IV - 98							
				架設工支保工	固定	IV - 98				架設工支保工	固定	IV - 98							
				移動	IV - 98	移動				IV - 98									
				架設桁架設	片持架設	IV - 98				架設桁架設	片持架設	IV - 98							
				押出し架設	IV - 98	押出し架設				IV - 98									
第14節法面工(共通)	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		IV - 98	第14節法面工(共通)	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		IV - 98						
				張芝工		IV - 98					張芝工		IV - 98						
				筋芝工		IV - 98					筋芝工		IV - 98						
				市松芝工		IV - 98					市松芝工		IV - 98						
				植生シート工		IV - 98					植生シート工		IV - 98						
				植生マット工		IV - 98					植生マット工		IV - 98						
				植生筋工		IV - 98					植生筋工		IV - 98						
				人工張芝工		IV - 98					人工張芝工		IV - 98						
				植生穴工		IV - 98					植生穴工		IV - 98						
				植生基材吹付工		IV - 99					植生基材吹付工		IV - 99						
				客土吹付工		IV - 99					客土吹付工		IV - 99						
				3-2-14-3	吹付工	コンクリート						IV - 100	3-2-14-3	吹付工	コンクリート		IV - 100		
3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		IV - 101	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		IV - 101								
現場吹付法枠工				IV - 101	現場吹付法枠工				IV - 101										
3-2-14-6	2	法枠工	プレキャスト法枠工		IV - 101	3-2-14-6	2	法枠工	プレキャスト法枠工		IV - 101								
アンカー工				IV - 102	アンカー工				IV - 102										
3-2-15-1	一般事項	場所打擁壁工		IV - 102	3-2-15-1	一般事項	場所打擁壁工		IV - 102										
3-2-15-2		プレキャスト擁壁工		IV - 103	3-2-15-2		プレキャスト擁壁工		IV - 103										
第15節擁壁工(共通)	3-2-15-3		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法		IV - 103	第15節擁壁工(共通)	3-2-15-3		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法		IV - 103						
				多数アンカー式補強土工法		IV - 103					多数アンカー式補強土工法		IV - 103						
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		IV - 103					ジオテキスタイルを用いた補強土工法		IV - 103						
				井桁ブロック工		IV - 104					井桁ブロック工		IV - 104						
3-2-15-4	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		IV - 104	3-2-15-4	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		IV - 104								
3-2-16-3			2	浚渫船運転工	クラブ浚渫船、バックホウ浚渫船				IV - 105	3-2-16-3	2	浚渫船運転工	クラブ浚渫船、バックホウ浚渫船		IV - 105				
3					浚渫船運転工	バックホウ浚渫船(面管理の場合)				IV - 105			3	浚渫船運転工	バックホウ浚渫船(面管理の場合)		IV - 105		
第18節床版工	3-2-18-2		床版工		IV - 106	第18節床版工	3-2-18-2		床版工		IV - 106								
第6編 河川編							第6編 河川編												
第1章築堤・護岸							第1章築堤・護岸												
第3節計量盛土工							第3節計量盛土工												
第4節地盤改良工							第4節地盤改良工												
6-1-3-1	6-1-3-1		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	6-1-3-1	6-1-3-1		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6						
6-1-4-2	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	IV - 80	6-1-4-2	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	IV - 80						
6-1-4-3	6-1-4-3		バイルネット工		3-2-7-5バイルネット工	IV - 81	6-1-4-3	6-1-4-3		バイルネット工		3-2-7-5バイルネット工	IV - 81						
6-1-4-4	6-1-4-4		パーチカルドレーン工		3-2-7-7パーチカルドレーン工	IV - 81	6-1-4-4	6-1-4-4		パーチカルドレーン工		3-2-7-7パーチカルドレーン工	IV - 81						
6-1-4-5	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	IV - 81	6-1-4-5	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	IV - 81						
6-1-4-6	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	IV - 82	6-1-4-6	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	IV - 82						
6-1-5-3	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22	6-1-5-3	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22						
6-1-5-4	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8	6-1-5-4	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8						
6-1-6-3	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22	6-1-6-3	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22						
6-1-6-4	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8	6-1-6-4	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8						
第7節法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26	第7節法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26						
					護岸付属物工						IV - 106		護岸付属物工		IV - 106				
					緑化ブロック工						3-2-5-4緑化ブロック工	IV - 27		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	IV - 27		
					環境護岸ブロック工						3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26		
					石積(張)工						3-2-5-5石積(張)工	IV - 27		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27		
					法枠工						3-2-14-4法枠工	IV - 101		法枠工		3-2-14-4法枠工	IV - 101		
					多自然型護岸工	巨石張り					3-2-3-26多自然型護岸工	IV - 19		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	IV - 19		
						巨石積み					3-2-3-26多自然型護岸工	IV - 19			巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	IV - 19		
						かごマット					3-2-3-26多自然型護岸工	IV - 19			かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	IV - 19		
						吹付工					3-2-14-3吹付工	IV - 100			吹付工	3-2-14-3吹付工	IV - 100		
						植生工					3-2-14-2植生工	IV - 98			植生工	3-2-14-2植生工	IV - 98		
						覆土工					1-2-3-5法面整形工	IV - 4			覆土工	1-2-3-5法面整形工	IV - 4		
						羽口工					じゃかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19			羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19
			ふとんかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19								
			かご枠	3-2-3-27羽口工	IV - 19				かご枠	3-2-3-27羽口工	IV - 19								
			連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	IV - 27				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	IV - 27								

改定案 (令和7年版)						現行 (令和4年度)						改定	
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準 頁	編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準 頁	有無	改定理由
第8節擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工 IV - 102	第8節擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工 IV - 102	無	
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工 IV - 103		6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工 IV - 103	無	
第9節根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工 IV - 16	第9節根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工 IV - 16	無	
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工 IV - 16		6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工 IV - 16	無	
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工 IV - 17		6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工 IV - 17	無	
	6-1-9-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工 IV - 19		6-1-9-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工 IV - 19	無	
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工 IV - 19					ふとんかご	3-2-3-27羽口工 IV - 19	無	
第10節水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工 IV - 16	第10節水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工 IV - 16	無	
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工 IV - 17		6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工 IV - 17	無	
	6-1-10-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工 IV - 19		6-1-10-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工 IV - 19	無	
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工 IV - 19					ふとんかご	3-2-3-27羽口工 IV - 19	無	
	6-1-10-8		杭出し水制工		IV - 107		6-1-10-8		杭出し水制工		IV - 107	無	
第11節付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工 IV - 9	第11節付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工 IV - 9	無	
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工 IV - 28		6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工 IV - 28	無	
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工 IV - 60		6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工 IV - 60	無	
	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工 IV - 71		6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工 IV - 71	無	
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工 IV - 74		6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工 IV - 74	無	
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工 IV - 20		6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工 IV - 20	無	
	6-1-11-10		集水樹工		3-2-3-30集水樹工 IV - 21		6-1-11-10		集水樹工		3-2-3-30集水樹工 IV - 21	無	
	6-1-11-11		緑石工		3-2-3-5緑石工 IV - 8		6-1-11-11		緑石工		3-2-3-5緑石工 IV - 8	無	
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工 IV - 10		6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工 IV - 10	無	
第12節付帯道路施設工	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工 IV - 10	第12節付帯道路施設工	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工 IV - 10	無	
	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工 IV - 8		6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工 IV - 8	無	
第13節光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工		IV - 107	第13節光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工		IV - 107	無	
	6-1-13-4		ハンドホール工		IV - 107		6-1-13-4		ハンドホール工		IV - 107	無	
第2章 浸漬(川)						第2章 浸漬(川)							
第2節 浸漬工(ポンプ浸漬船)	6-2-3-2		浸漬船運転工(民船・官船)		3-2-16-3浸漬船運転工 IV - 104	第2節 浸漬工(ポンプ浸漬船)	6-2-3-2		浸漬船運転工(民船・官船)		3-2-16-3浸漬船運転工 IV - 104	無	
第3節 浸漬工(グラブ浸漬船)	6-2-4-2		浸漬船運転工		3-2-16-3浸漬船運転工 IV - 104	第3節 浸漬工(グラブ浸漬船)	6-2-4-2		浸漬船運転工		3-2-16-3浸漬船運転工 IV - 104	無	
第4節 浸漬工(バックホウ浸漬船)	6-2-5-2	1	浸漬船運転工		3-2-16-3浸漬船運転工 IV - 104	第4節 浸漬工(バックホウ浸漬船)	6-2-5-2	1	浸漬船運転工		3-2-16-3浸漬船運転工 IV - 104	無	
		2	浸漬船運転工(面管理の場合)		3-2-16-3浸漬船運転工 IV - 104			2	浸漬船運転工(面管理の場合)		3-2-16-3浸漬船運転工 IV - 104	無	
第3章 樋門・樋管						第3章 樋門・樋管							
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工 IV - 6	第3節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工 IV - 6	無	
第4節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工 IV - 82	第4節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工 IV - 82	無	
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工 IV - 23	第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工 IV - 23	無	
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工 IV - 24		6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工 IV - 24	無	
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工 IV - 8		6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工 IV - 8	無	
	6-3-5-6	1	函渠工	本体工	IV - 108		6-3-5-6	1	函渠工	本体工	IV - 108	無	
		2	函渠工	ヒューム管	IV - 108			2	函渠工	ヒューム管	IV - 108	無	
				P C管	IV - 108				P C管	IV - 108	無		
				コルゲートパイプ	IV - 108				コルゲートパイプ	IV - 108	無		
				ダクタイル鋳鉄管	IV - 108				ダクタイル鋳鉄管	IV - 108	無		
				P C函渠	3-2-3-28プレキャストカルバート工 IV - 20				P C函渠	3-2-3-28プレキャストカルバート工 IV - 20	無		
	6-3-5-7		翼壁工		IV - 109		6-3-5-7		翼壁工		IV - 109	無	
	6-3-5-8		水叩工		IV - 109		6-3-5-8		水叩工		IV - 109	無	
第6節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工 IV - 16	第6節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工 IV - 16	無	
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工 IV - 16		6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工 IV - 16	無	
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工 IV - 17		6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工 IV - 17	無	
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工 IV - 19		6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工 IV - 19	無	
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工 IV - 19					ふとんかご	3-2-3-27羽口工 IV - 19	無	
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工 IV - 20	第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工 IV - 20	無	
	6-3-7-4		集水樹工		3-2-3-30集水樹工 IV - 21		6-3-7-4		集水樹工		3-2-3-30集水樹工 IV - 21	無	
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工 IV - 21		6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工 IV - 21	無	
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルバート工 IV - 20		6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルバート工 IV - 20	無	
第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工 IV - 9	第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工 IV - 9	無	
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工 IV - 17		6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工 IV - 17	無	
第4章 水門						第4章 水門							
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工 IV - 88	第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工 IV - 88	無	
第3節 工場製作工	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工 IV - 93	第3節 工場製作工	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工 IV - 93	無	
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工 IV - 93		6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工 IV - 93	無	
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工 IV - 96		6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工 IV - 96	無	
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工 IV - 94		6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工 IV - 94	無	

改定案 (令和7年版)						現行 (令和4年度)						改定			
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	有無	改定理由
第5節軽量盛土工 第6節水門本体工	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	IV - 87	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	IV - 87	無		
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	IV - 96	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	IV - 96	無		
	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	無		
	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	無		
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24	無		
	6-4-6-6		矢板工(遮水矢板)		3-2-3-4矢板工	IV - 8	6-4-6-6		矢板工(遮水矢板)		3-2-3-4矢板工	IV - 8	無		
	6-4-6-7		床版工			IV - 109	6-4-6-7		床版工			IV - 109	無		
	6-4-6-8		堰柱工			IV - 109	6-4-6-8		堰柱工			IV - 109	無		
	6-4-6-9		門柱工			IV - 109	6-4-6-9		門柱工			IV - 109	無		
	6-4-6-10		ゲート操作台工			IV - 109	6-4-6-10		ゲート操作台工			IV - 109	無		
	6-4-6-11		胸壁工			IV - 109	6-4-6-11		胸壁工			IV - 109	無		
6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7翼壁工	IV - 109	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7翼壁工	IV - 109	無			
6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8水叩工	IV - 109	6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8水叩工	IV - 109	無			
第7節護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	IV - 16	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	IV - 16	無		
	6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	IV - 16	6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	IV - 16	無		
	6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	IV - 17	6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	IV - 17	無		
	6-4-7-7		かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工	IV - 19 IV - 19	6-4-7-7		かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工	IV - 19 IV - 19	無 無		
第8節付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9	無		
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	IV - 17	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	IV - 17	無		
第9節鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	6-4-9-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	無		
	6-4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	6-4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	無		
	6-4-9-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	6-4-9-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	無		
	6-4-9-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	6-4-9-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	無		
	6-4-9-8		架設工(送出し架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	6-4-9-8		架設工(送出し架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	無		
	6-4-9-9		架設工(トラペラークレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	6-4-9-9		架設工(トラペラークレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	無		
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 149	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 149	有		
	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	IV - 22	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	IV - 22	無		
	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	IV - 106	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	IV - 106	無		
第12節橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17	無		
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	IV - 150	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	IV - 147	有		
	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	IV - 150	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	IV - 147	有		
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	IV - 150	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	IV - 147	有		
	6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	IV - 151	6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	IV - 148	有		
	6-4-12-8		検査路工		10-4-8-8検査路工	IV - 151	6-4-12-8		検査路工		10-4-8-8検査路工	IV - 148	有		
第14節コンクリート管理橋上部工(P.C橋)	6-4-14-2		プレテンション桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	IV - 11	6-4-14-2		プレテンション桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	IV - 11	無		
	6-4-14-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	IV - 12	6-4-14-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	IV - 12	無		
	6-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	IV - 11	6-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	IV - 11	無		
	6-4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	IV - 12	6-4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	IV - 12	無		
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 149	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 146	有		
	6-4-14-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98	6-4-14-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98	無		
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98	無		
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	IV - 106	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	IV - 106	無		
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 150	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 147	有		
	第15節コンクリート管理橋上部工(P.Cホロースラブ橋)	6-4-15-2		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 149	6-4-15-2		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 146	有	
6-4-15-4			落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 150	6-4-15-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 147	有		
6-4-15-5			P.Cホロースラブ製作工		3-2-3-15 P.Cホロースラブ製作工	IV - 13	6-4-15-5		P.Cホロースラブ製作工		3-2-3-15 P.Cホロースラブ製作工	IV - 13	無		
6-4-16-2			伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17	無		
6-4-16-4			地覆工		10-4-8-5地覆工	IV - 150	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	IV - 147	有		
第18節舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	IV - 28	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	IV - 28	無		
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	IV - 40	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	IV - 40	無		
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	IV - 47	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	IV - 47	無		
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	IV - 55	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	IV - 55	無		
	6-4-18-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	IV - 57	6-4-18-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	IV - 57	無		
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	IV - 60	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	IV - 60	無		
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	IV - 71	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	IV - 71	無		

改定案 (令和7年版)							現行 (令和4年度)							改定	
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	有	改定理由
	6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	IV - 74		6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	IV - 74	無	
第5章堰							第5章堰								
第3節工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	IV - 87	第3節工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	IV - 87	無	
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	IV - 88		6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	IV - 88	無	
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	IV - 93		6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	IV - 93	無	
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	IV - 93		6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	IV - 93	無	
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	IV - 93		6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	IV - 93	無	
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	IV - 96		6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	IV - 96	無	
	6-5-3-9		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	IV - 95		6-5-3-9		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	IV - 95	無	
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	IV - 94		6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	IV - 94	無	
	6-5-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	IV - 94		6-5-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	IV - 94	無	
第3節工場製作工	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	IV - 87	第3節工場製作工	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	IV - 87	無	
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	IV - 96		6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	IV - 96	無	
第5節計量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	第5節計量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	無	
第6節可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	第6節可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	無	
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24		6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24	無	
	6-5-6-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	IV - 25		6-5-6-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	IV - 25	無	
	6-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	IV - 25		6-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	IV - 25	無	
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8		6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8	無	
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7床版工	IV - 109		6-5-6-8		床版工		6-4-6-7床版工	IV - 109	無	
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8堰柱工	IV - 109		6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8堰柱工	IV - 109	無	
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9門柱工	IV - 109		6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9門柱工	IV - 109	無	
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	IV - 109		6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	IV - 109	無	
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8水叩工	IV - 109		6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8水叩工	IV - 109	無	
	6-5-6-13		閘門工			IV - 109		6-5-6-13		閘門工			IV - 109	無	
	6-5-6-14		土砂吐工			IV - 109		6-5-6-14		土砂吐工			IV - 109	無	
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102		6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102	無	
第7節固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	第7節固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	無	
	6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24		6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24	無	
	6-5-7-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	IV - 25		6-5-7-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	IV - 25	無	
	6-5-7-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	IV - 25		6-5-7-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	IV - 25	無	
	6-5-7-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8		6-5-7-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8	無	
	6-5-7-8		堰本体工			IV - 110		6-5-7-8		堰本体工			IV - 110	無	
	6-5-7-9		水叩工			IV - 110		6-5-7-9		水叩工			IV - 110	無	
	6-5-7-10		土砂吐工			IV - 110		6-5-7-10		土砂吐工			IV - 110	無	
	6-5-7-11		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102		6-5-7-11		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102	無	
第8節魚道工	6-5-8-3		魚道本体工			IV - 110	第8節魚道工	6-5-8-3		魚道本体工			IV - 110	無	
第9節管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			IV - 111	第9節管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			IV - 111	無	
第10節鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	第10節鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	無	
	6-5-10-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97		6-5-10-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	無	
	6-5-10-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97		6-5-10-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	無	
	6-5-10-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97		6-5-10-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	無	
	6-5-10-8		架設工(送出し架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97		6-5-10-8		架設工(送出し架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	無	
	6-5-10-9		架設工(トラバークレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97		6-5-10-9		架設工(トラバークレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	無	
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 149		6-5-10-10		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 146	有	
第11節橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	IV - 22	第11節橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	IV - 22	無	
第12節床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	IV - 106	第12節床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	IV - 106	無	
第13節橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17	第13節橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17	無	
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	IV - 150		6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	IV - 147	有	
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	IV - 150		6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	IV - 147	有	
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	IV - 150		6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	IV - 147	有	
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	IV - 151		6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	IV - 148	有	
第15節コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-5-15-2		プレテンション桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	IV - 11	第15節コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-5-15-2		プレテンション桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	IV - 11	無	
	6-5-15-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	IV - 12		6-5-15-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	IV - 12	無	
	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	IV - 12		6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	IV - 12	無	
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	IV - 12		6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	IV - 12	無	
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 149		6-5-15-6		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 146	有	
	6-5-15-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98		6-5-15-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98	無	

改定案 (令和7年版)						現行 (令和4年度)						改定	
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準 頁	編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準 頁	有無	改定理由
第16節コンクリート管理橋上部工(P Cホロースラブ橋)	6-5-15-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98	6-5-15-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98	無
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	IV - 106	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	IV - 106	無
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 150	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 147	有
	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 149	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 146	有
	6-5-16-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 150	6-5-16-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 147	有
6-5-16-5		P Cホロースラブ製作工		3-2-3-15 P Cホロースラブ製作工	IV - 13	6-5-16-5		P Cホロースラブ製作工		3-2-3-15 P Cホロースラブ製作工	IV - 13	無	
第17節コンクリート管理橋上部工(P C箱桁橋)	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 149	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 146	有
	6-5-17-4		P C箱桁製作工		3-2-3-16 P C箱桁製作工	IV - 14	6-5-17-4		P C箱桁製作工		3-2-3-16 P C箱桁製作工	IV - 14	無
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 150	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 147	有
第18節橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17	無
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	IV - 150	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	IV - 147	有
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	IV - 150	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	IV - 147	有
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	IV - 150	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	IV - 147	有
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	IV - 151	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	IV - 148	有
第20節付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9	無
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	IV - 17	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	IV - 17	無
第6章排水機場						第6章排水機場							
第3節軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	第3節軽量盛土工	6-6-3-2	軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	無
第4節機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	第4節機場本体工	6-6-4-3	既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	無
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24	無
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8	無
	6-6-4-6		本体工		6-6-4-6本体工	IV - 112	6-6-4-6		本体工		6-6-4-6本体工	IV - 112	無
	6-6-4-7		燃料貯油槽工		6-6-4-7燃料貯油槽工	IV - 112	6-6-4-7		燃料貯油槽工		6-6-4-7燃料貯油槽工	IV - 112	無
	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	無
	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24	無
第5節沈砂池工	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8	無
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102	無
	6-6-5-7		コンクリート床版工		6-6-5-7コンクリート床版工	IV - 113	6-6-5-7		コンクリート床版工		6-6-5-7コンクリート床版工	IV - 113	無
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック工	IV - 16	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック工	IV - 16	無
	6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	IV - 20	6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	IV - 20	無
	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	無
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24	無
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8	無
6-6-6-6		本体工		6-6-6-6本体工	IV - 113	6-6-6-6		本体工		6-6-6-6本体工	IV - 113	無	
第7章床止め・床固め						第7章床止め・床固め							
第3節軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	第3節軽量盛土工	6-7-3-2	軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	無
第4節床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	第4節床止め工	6-7-4-4	既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	無
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8	無
	6-7-4-6		本体工		6-7-4-6本体工	IV - 113	6-7-4-6		本体工		6-7-4-6本体工	IV - 113	無
			床固め本体工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27			床固め本体工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27	無
			根固めブロック		3-2-3-17根固めブロック工	IV - 16			根固めブロック		3-2-3-17根固めブロック工	IV - 16	無
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102	無
	6-7-4-8		水叩工	水叩工	6-7-4-8水叩工	IV - 114	6-7-4-8		水叩工	水叩工	6-7-4-8水叩工	IV - 114	無
第5節床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体工	IV - 113	第5節床固め工	6-7-5-4	本堤工		6-7-4-6本体工	IV - 113	無
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	IV - 113	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	IV - 113	無
	6-7-5-6		側壁工		6-7-5-6側壁工	IV - 114	6-7-5-6		側壁工		6-7-5-6側壁工	IV - 114	無
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	IV - 114	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	IV - 114	無
	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102	無
第6節山留擁壁工	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26	第6節山留擁壁工	6-7-6-4	ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26	無
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27	無
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22	無
第8章河川維持						第8章河川維持							
第7節路側舗修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	IV - 4	第7節路側舗修工	6-8-7-3	不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	IV - 4	無
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	IV - 60	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	IV - 60	無
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	IV - 28	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	IV - 28	無
第8節付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9	第8節付属物復旧工	6-8-8-2	付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9	無
	6-8-8-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9	6-8-8-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9	無
第9節付属物設置工	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	IV - 10	第9節付属物設置工	6-8-9-5	付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	IV - 10	無
	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	IV - 107	第10節光ケーブル配管工	6-8-10-3	配管工		6-1-13-3配管工	IV - 107	無
第12節植栽維持工	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	IV - 107	第12節植栽維持工	6-8-10-4	ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	IV - 107	無
	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	IV - 98	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	IV - 98	無
第9章河川修繕						第9章河川修繕							
第3節軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	第3節軽量盛土工	6-9-3-2	軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	無

改定案（令和7年版）							現行（令和4年度）							有	改定	
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	無	改定理由	
第4節腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	IV - 4	第4節腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	IV - 4	無		
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98		6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98	無		
第5節側帯工	6-9-5-2		縁切工		3-2-3-27瀝口工	IV - 19	第5節側帯工	6-9-5-2		縁切工		3-2-3-27瀝口工	IV - 19	無		
				じゃかご工	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	IV - 27					じゃかご工	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	IV - 27	無		
				コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26					コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26	無		
				石張り	3-2-5-5石積(張)工	IV - 27					石張り	3-2-5-5石積(張)工	IV - 27	無		
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98		6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98	無		
第6節堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27	第6節堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27	無		
	6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26		6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26	無		
第7節管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9	第7節管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9	無		
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	IV - 77		6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	IV - 77	無		
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	IV - 77		6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	IV - 77	無		
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	IV - 78		6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	IV - 78	無		
	6-9-7-7		排水構造物工		3-2-3-29側溝工	IV - 20		6-9-7-7		排水構造物工		3-2-3-29側溝工	IV - 20	無		
				プレキャストU型側溝・管(函)渠	3-2-3-30集水樹工	IV - 21					プレキャストU型側溝・管(函)渠	3-2-3-30集水樹工	IV - 21	無		
				集水樹工	3-2-3-5縁石工	IV - 8					集水樹工	3-2-3-5縁石工	IV - 8	無		
	6-9-7-8		道路付属物工		3-2-3-31現場塗装工	IV - 22		6-9-7-8		道路付属物工		3-2-3-31現場塗装工	IV - 22	無		
	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	IV - 10		6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	IV - 10	無		
	6-9-8-4		コンクリート面塗装工					6-9-8-4		コンクリート面塗装工				無		
第7編 河川海岸編								第7編 河川海岸編								
第1章堤防・護岸								第1章堤防・護岸								
第3節軽量盛土工	7-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	第3節軽量盛土工	7-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	無		
第4節地盤改良工	7-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	IV - 80	第4節地盤改良工	7-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	IV - 80	無		
	7-1-4-3		パイロット工		3-2-7-5パイロット工	IV - 81		7-1-4-3		パイロット工		3-2-7-5パイロット工	IV - 81	無		
	7-1-4-4		パーチャルドレーン工		3-2-7-7パーチャルドレーン工	IV - 81		7-1-4-4		パーチャルドレーン工		3-2-7-7パーチャルドレーン工	IV - 81	無		
	7-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	IV - 81		7-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	IV - 81	無		
	7-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	IV - 82		7-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	IV - 82	無		
第5節護岸基礎工	7-1-5-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	IV - 17	第5節護岸基礎工	7-1-5-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	IV - 17	無		
	7-1-5-5		場所打コンクリート工			IV - 114		7-1-5-5		場所打コンクリート工			IV - 114	無		
	7-1-5-6		海岸コンクリートブロック工			IV - 115		7-1-5-6		海岸コンクリートブロック工			IV - 115	無		
	7-1-5-7		管コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22		7-1-5-7		管コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22	無		
	7-1-5-8		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22		7-1-5-8		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22	無		
	7-1-5-9		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8		7-1-5-9		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8	無		
第6節護岸工	7-1-6-3		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27	第6節護岸工	7-1-6-3		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27	無		
	7-1-6-4		海岸コンクリートブロック工			IV - 115		7-1-6-4		海岸コンクリートブロック工			IV - 115	無		
	7-1-6-5		コンクリート被覆工			IV - 116		7-1-6-5		コンクリート被覆工			IV - 116	無		
第7節擁壁工	7-1-7-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102	第7節擁壁工	7-1-7-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102	無		
第8節天端被覆工	7-1-8-2		コンクリート被覆工			IV - 116	第8節天端被覆工	7-1-8-2		コンクリート被覆工			IV - 116	無		
第9節波返工	7-1-9-3		波返工			IV - 116	第9節波返工	7-1-9-3		波返工			IV - 116	無		
第10節裏法被覆工	7-1-10-2		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27	第10節裏法被覆工	7-1-10-2		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27	無		
	7-1-10-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26		7-1-10-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26	無		
	7-1-10-4		コンクリート被覆工			IV - 116		7-1-10-4		コンクリート被覆工			IV - 116	無		
	7-1-10-5		法枠工		3-2-14-4法枠工	IV - 101		7-1-10-5		法枠工		3-2-14-4法枠工	IV - 101	無		
第11節カルバート工	7-1-11-3		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	IV - 20	第11節カルバート工	7-1-11-3		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	IV - 20	無		
第12節排水構造物工	7-1-12-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	IV - 20	第12節排水構造物工	7-1-12-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	IV - 20	無		
	7-1-12-4		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	IV - 21		7-1-12-4		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	IV - 21	無		
	7-1-12-5		管渠工		プレキャストパイプ	IV - 21		7-1-12-5		管渠工		プレキャストパイプ	IV - 21	無		
					プレキャストボックス	IV - 21					プレキャストボックス	IV - 21	無			
					コルゲートパイプ	IV - 21					コルゲートパイプ	IV - 21	無			
					タグタイト鋼鉄管	IV - 21					タグタイト鋼鉄管	IV - 21	無			
	7-1-12-6		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	IV - 20		7-1-12-6		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	IV - 20	無		
第13節付属物設置工	7-1-13-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9	第13節付属物設置工	7-1-13-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9	無		
	7-1-13-6		階段工		3-2-3-22階段工	IV - 17		7-1-13-6		階段工		3-2-3-22階段工	IV - 17	無		
第14節付帯道路工	7-1-14-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9	第14節付帯道路工	7-1-14-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9	無		
	7-1-14-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	IV - 28		7-1-14-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	IV - 28	無		
	7-1-14-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	IV - 60		7-1-14-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	IV - 60	無		
	7-1-14-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	IV - 71		7-1-14-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	IV - 71	無		
	7-1-14-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	IV - 20		7-1-14-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	IV - 20	無		
	7-1-14-9		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	IV - 21		7-1-14-9		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	IV - 21	無		
	7-1-14-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	IV - 8		7-1-14-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	IV - 8	無		
第14節付帯道路工	7-1-14-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	IV - 10	第14節付帯道路工	7-1-14-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	IV - 10	無		
第15節付帯道路施設工	7-1-15-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	IV - 10	第15節付帯道路施設工	7-1-15-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	IV - 10	無		
	7-1-15-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	IV - 8		7-1-15-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	IV - 8	無		
第2章突堤・人工岬								第2章突堤・人工岬								

改定案 (令和7年版)						現行 (令和4年度)						改定			
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	有無	改定理由
第3節軽量盛土工	7-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	第3節軽量盛土工	7-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	無	
第4節突堤基礎工	7-2-4-4		捨石工			IV - 117	第4節突堤基礎工	7-2-4-4		捨石工			IV - 117	無	
	7-2-4-5		吸出し防止工			IV - 117		7-2-4-5		吸出し防止工			IV - 117	無	
第5節突堤本体内工	7-2-5-2		捨石工			IV - 118	第5節突堤本体内工	7-2-5-2		捨石工			IV - 118	無	
	7-2-5-5		海岸コンクリートブロック工			IV - 118		7-2-5-5		海岸コンクリートブロック工			IV - 118	無	
	7-2-5-6		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23		7-2-5-6		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	無	
	7-2-5-7		詰杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23		7-2-5-7		詰杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	無	
	7-2-5-8		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8		7-2-5-8		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8	無	
	7-2-5-9		石砕工			IV - 119		7-2-5-9		石砕工			IV - 119	無	
	7-2-5-10		場所打コンクリート工			IV - 119		7-2-5-10		場所打コンクリート工			IV - 119	無	
	7-2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作		IV - 119		7-2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作		IV - 119	無	
		2	ケーソン工	ケーソン工据付		IV - 120			2	ケーソン工	ケーソン工据付		IV - 120	無	
		3	ケーソン工	突堤上部工(場所打コンクリート)(海岸コンクリートブロック)		IV - 120			3	ケーソン工	突堤上部工(場所打コンクリート)(海岸コンクリートブロック)		IV - 120	無	
	7-2-5-12	1	セルラー工	セルラー工製作		IV - 120		7-2-5-12	1	セルラー工	セルラー工製作		IV - 120	無	
		2	セルラー工	セルラー工据付		IV - 120			2	セルラー工	セルラー工据付		IV - 120	無	
		3	セルラー工	突堤上部工(場所打コンクリート)(海岸コンクリートブロック)		IV - 121			3	セルラー工	突堤上部工(場所打コンクリート)(海岸コンクリートブロック)		IV - 121	無	
第6節根固め工	7-2-6-2		捨石工			IV - 121	第6節根固め工	7-2-6-2		捨石工			IV - 121	無	
	7-2-6-3		根固めブロック工			IV - 121		7-2-6-3		根固めブロック工			IV - 121	無	
第7節消波工	7-2-7-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	IV - 17	第7節消波工	7-2-7-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	IV - 17	無	
	7-2-7-3		消波ブロック工			IV - 122		7-2-7-3		消波ブロック工			IV - 122	無	
第3章海城堤防(人工リーフ)							第3章海城堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)								
第3節海城堤基礎工	7-3-3-3		捨石工			IV - 122	第3節海城堤基礎工	7-3-3-3		捨石工			IV - 122	無	
	7-3-3-4		吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	IV - 117		7-3-3-4		吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	IV - 117	無	
第4節海城堤本体内工	7-3-4-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	IV - 17	第4節海城堤本体内工	7-3-4-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	IV - 17	無	
	7-3-4-3		海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	IV - 118		7-3-4-3		海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	IV - 118	無	
	7-3-4-4		ケーソン工		7-2-5-11ケーソン工	IV - 119		7-3-4-4		ケーソン工		7-2-5-11ケーソン工	IV - 119	無	
	7-3-4-5		セルラー工		7-2-5-12セルラー工	IV - 120		7-3-4-5		セルラー工		7-2-5-12セルラー工	IV - 120	無	
	7-3-4-6		場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打ちコンクリート工	IV - 119		7-3-4-6		場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打ちコンクリート工	IV - 119	無	
第4章浚渫(海)							第4章浚渫(海)								
第2節浚渫工(ポンプ浚渫船)	7-4-2-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	IV - 104	第2節浚渫工(ポンプ浚渫船)	7-4-2-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	IV - 104	無	
第3節浚渫工(グラブ船)	7-4-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	IV - 104	第3節浚渫工(グラブ船)	7-4-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	IV - 104	無	
第5章養浜							第5章養浜								
第2節軽量盛土工	7-5-2-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	第2節軽量盛土工	7-5-2-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	無	
第3節砂止工	7-5-3-2		根固めブロック工		7-2-6-3根固めブロック	IV - 121	第3節砂止工	7-5-3-2		根固めブロック工		7-2-6-3根固めブロック	IV - 121	無	
第8編 砂防編							第8編 砂防編								
第1章砂防えん堤							第1章砂防えん堤								
第3節工場製作工	8-1-3-3		鋼製堰堤製作工		3-2-12-3-3桁製作工(鋼製堰堤製作工(仮組立時))	IV - 91	第3節工場製作工	8-1-3-3		鋼製えん堤製作工		3-2-12-3-3桁製作工(鋼製えん堤製作工(仮組立時))	IV -	有	誤記修正
	8-1-3-4		鋼製えん堤仮設材製作工			IV - 122		8-1-3-4		鋼製えん堤仮設材製作工			IV - 122	無	
	8-1-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	IV - 96		8-1-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	IV - 96	無	
第5節軽量盛土工	8-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	第5節軽量盛土工	8-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	無	
第6節法面工	8-1-6-2		植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98	第6節法面工	8-1-6-2		植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98	無	
	8-1-6-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	IV - 100		8-1-6-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	IV - 100	無	
	8-1-6-4		法砕工		3-2-14-4法砕工	IV - 101		8-1-6-4		法砕工		3-2-14-4法砕工	IV - 101	無	
	8-1-6-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	IV - 102		8-1-6-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	IV - 102	無	
	8-1-6-7		かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19		8-1-6-7		かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19	無	
第8節コンクリートえん堤工	8-1-8-4		コンクリートえん堤本体内工			IV - 123	第8節コンクリートえん堤工	8-1-8-4		コンクリートえん堤本体内工			IV - 123	無	
	8-1-8-5		コンクリート副えん堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体内工	IV - 123		8-1-8-5		コンクリート副えん堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体内工	IV - 123	無	
	8-1-8-6		コンクリート側壁工			IV - 123		8-1-8-6		コンクリート側壁工			IV - 123	無	
	8-1-8-8		水叩工			IV - 123		8-1-8-8		水叩工			IV - 123	無	
第9節鋼製えん堤工	8-1-9-5		鋼製えん堤本体内工	不透過型 透過型		IV - 124	第9節鋼製えん堤工	8-1-9-5		鋼製えん堤本体内工	不透過型 透過型		IV - 124	無	
	8-1-9-6		鋼製側壁工			IV - 125		8-1-9-6		鋼製側壁工			IV - 125	無	
	8-1-9-7		コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	IV - 123		8-1-9-7		コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	IV - 123	無	
	8-1-9-9		水叩工		8-1-8-8水叩工	IV - 123		8-1-9-9		水叩工		8-1-8-8水叩工	IV - 123	無	
	8-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	IV - 22		8-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	IV - 22	無	
第10節護床工・根固め工	8-1-10-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	IV - 16	第10節護床工・根固め工	8-1-10-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	IV - 16	無	
	8-1-10-6		沈床工		3-2-3-18沈床工	IV - 16		8-1-10-6		沈床工		3-2-3-18沈床工	IV - 16	無	
	8-1-10-7		かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19		8-1-10-7		かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19	無	

改定案(令和7年版)							現行(令和4年度)							改定	
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	有	改定理由
第11節砂防えん堤付属物設置工	8-1-11-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9	第11節砂防えん堤付属物設置工	8-1-11-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9	無	
第12節付帯道路工	8-1-12-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9	第12節付帯道路工	8-1-12-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9	無	
	8-1-12-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	IV - 28		8-1-12-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	IV - 28	無	
	8-1-12-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	IV - 60		8-1-12-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	IV - 60	無	
	8-1-12-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	IV - 71		8-1-12-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	IV - 71	無	
	8-1-12-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	IV - 20		8-1-12-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	IV - 20	無	
	8-1-12-9		集水樋工		3-2-3-30集水樋工	IV - 21		8-1-12-9		集水樋工		3-2-3-30集水樋工	IV - 21	無	
	8-1-12-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	IV - 8		8-1-12-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	IV - 8	無	
	8-1-12-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	IV - 10		8-1-12-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	IV - 10	無	
第13節付帯道路施設工	8-1-13-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	IV - 10	第13節付帯道路施設工	8-1-13-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	IV - 10	無	
	8-1-13-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	IV - 8		8-1-13-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	IV - 8	無	
第2章流路							第2章流路								
第3節軽量盛土工	8-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	第3節軽量盛土工	8-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	無	
第4節流路護岸工	8-2-4-4		基礎工(護岸)		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22	第4節流路護岸工	8-2-4-4		基礎工(護岸)		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22	無	
	8-2-4-5		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102		8-2-4-5		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102	無	
第4節流路護岸工	8-2-4-6		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26	第4節流路護岸工	8-2-4-6		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26	無	
	8-2-4-7		石積擁壁工		3-2-5-5石積(兼)工	IV - 27		8-2-4-7		石積擁壁工		3-2-5-5石積(兼)工	IV - 27	無	
	8-2-4-8		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	IV - 106		8-2-4-8		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	IV - 106	無	
	8-2-4-9		植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98		8-2-4-9		植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98	無	
第5節床固め工	8-2-5-4		床固め本体工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	IV - 123	第5節床固め工	8-2-5-4		床固め本体工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	IV - 123	無	
	8-2-5-5		垂直壁工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	IV - 123		8-2-5-5		垂直壁工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	IV - 123	無	
	8-2-5-6		側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	IV - 123		8-2-5-6		側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	IV - 123	無	
	8-2-5-7		水叩工		8-1-8-8水叩工	IV - 123		8-2-5-7		水叩工		8-1-8-8水叩工	IV - 123	無	
	8-2-5-8		魚道工		8-1-8-8水叩工	IV - 127		8-2-5-8		魚道工		8-1-8-8水叩工	IV - 127	無	
第6節根固め・水制工	8-2-6-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	IV - 16	第6節根固め・水制工	8-2-6-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	IV - 16	無	
	8-2-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	IV - 17		8-2-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	IV - 17	無	
	8-2-6-7		かご工	じゃかご ふとんかご かごマット	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工 3-2-3-26多自然型護岸工	IV - 19 IV - 19 IV - 19		8-2-6-7		かご工	じゃかご ふとんかご かごマット	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工 3-2-3-26多自然型護岸工	IV - 19 IV - 19 IV - 19	無 無 無	
第7節流路付属物設置工	8-2-7-2		階段工		3-2-3-22階段工	IV - 17	第7節流路付属物設置工	8-2-7-2		階段工		3-2-3-22階段工	IV - 17	無	
	8-2-7-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9		8-2-7-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9	無	
第3章斜面対策							第3章斜面対策								
第3節軽量盛土工	8-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	第3節軽量盛土工	8-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	無	
第4節法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98	第4節法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98	無	
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	IV - 100		8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	IV - 100	無	
	8-3-4-4		法砕工		3-2-14-4法砕工	IV - 101		8-3-4-4		法砕工		3-2-14-4法砕工	IV - 101	無	
	8-3-4-5		かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工	IV - 19 IV - 19		8-3-4-5		かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工	IV - 19 IV - 19	無 無	
	8-3-4-6		アンカー工(プレキャストコンクリート板)		3-2-14-6アンカー工	IV - 102		8-3-4-6		アンカー工(プレキャストコンクリート板)		3-2-14-6アンカー工	IV - 102	無	
第5節擁壁工	8-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	IV - 102	第5節擁壁工	8-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	IV - 102	無	
	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23		8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	無	
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102		8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102	無	
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	IV - 102		8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	IV - 102	無	
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	IV - 103		8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	IV - 103	無	
	8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	IV - 104		8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	IV - 104	無	
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	IV - 135		8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	IV - 135	無	
第6節山腹水路工	8-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所排水路工	IV - 20	第6節山腹水路工	8-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所排水路工	IV - 20	無	
	8-3-6-4		山腹明渠工		3-2-3-29暗渠工	IV - 127		8-3-6-4		山腹明渠工		3-2-3-29暗渠工	IV - 127	無	
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	IV - 21		8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	IV - 21	無	
	8-3-6-6		現場排水路工		3-2-3-29場所排水路工	IV - 20		8-3-6-6		現場排水路工		3-2-3-29場所排水路工	IV - 20	無	
	8-3-6-7		集水樋工		3-2-3-30集水樋工	IV - 21		8-3-6-7		集水樋工		3-2-3-30集水樋工	IV - 21	無	
第7節地下水排除工	8-3-7-4		集排水ポーリング工			IV - 128	第7節地下水排除工	8-3-7-4		集排水ポーリング工			IV - 128	無	
	8-3-7-5		集水井工			IV - 128		8-3-7-5		集水井工			IV - 128	無	
第8節地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102	第8節地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102	無	
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	IV - 82		8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	IV - 82	無	
第8節地下水遮断工	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8	第8節地下水遮断工	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8	無	
第9節抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	第9節抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	無	
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24		8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24	無	
	8-3-9-5		シャフト工(深礎工)		3-2-4-6深礎工	IV - 24		8-3-9-5		シャフト工(深礎工)		3-2-4-6深礎工	IV - 24	無	
	8-3-9-6		合成杭工			IV - 128		8-3-9-6		合成杭工			IV - 128	無	
第9編 ダム編							第9編 ダム編								
第1章コンクリートダム							第1章コンクリートダム								
第4節ダムコンクリート工	9-1-4		コンクリートダム工	本体		IV - 129	第4節ダムコンクリート工	9-1-4		コンクリートダム工	本体		IV - 129	無	
	9-1-4		コンクリートダム工	水叩		IV - 130		9-1-4		コンクリートダム工	水叩		IV - 130	無	
	9-1-4		コンクリートダム工	副ダム		IV - 131		9-1-4		コンクリートダム工	副ダム		IV - 131	無	
	9-1-4		コンクリートダム工	導流壁		IV - 132		9-1-4		コンクリートダム工	導流壁		IV - 132	無	

改定案 (令和7年版)						現行 (令和4年度)						改定			
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	有無	改定理由
第2章 フィルダム							第2章 フィルダム							無	
第4節 盛立工	9-2-4-5		コアの盛立			IV - 133	第4節 盛立工	9-2-4-5		コアの盛立			IV - 133	無	
	9-2-4-6		フィルターの盛立			IV - 133		9-2-4-6		フィルターの盛立			IV - 133	無	
	9-2-4-7		ロックの盛立			IV - 133		9-2-4-7		ロックの盛立			IV - 133	無	
	9-2		フィルダム(洪水吐)			IV - 133		9-2		フィルダム(洪水吐)			IV - 133	無	
第3章 基礎グラウチング							第3章 基礎グラウチング							無	
第3節 ボーリング工						IV - 134	第3節 ボーリング工						IV - 134	無	
第10編 道路編							第10編 道路編							無	
第1章 単道路改良							第1章 単道路改良							無	
第3節 工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工			IV - 134	第3節 工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		IV - 134	有	(修正) 図に準拠
			工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	IV - 96	工場塗装工				3-2-12-11工場塗装工	IV - 96	無			
第4節 地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工			IV - 79	第4節 地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工			IV - 79	無	
	10-1-4-3		置換工			IV - 79		10-1-4-3		置換工			IV - 79	無	
	10-1-4-4		サンドマット工			IV - 81		10-1-4-4		サンドマット工			IV - 81	無	
	10-1-4-5		パーチカルドレーン工			IV - 81		10-1-4-5		パーチカルドレーン工			IV - 81	無	
	10-1-4-6		締固め改良工			IV - 81		10-1-4-6		締固め改良工			IV - 81	無	
第5節 法面工	10-1-4-7		固結工			IV - 82	第5節 法面工	10-1-4-7		固結工			IV - 82	無	
	10-1-5-2		植生工			IV - 98		10-1-5-2		植生工			IV - 98	無	
	10-1-5-3		法面吹付工			IV - 100		10-1-5-3		法面吹付工			IV - 100	無	
	10-1-5-4		法格工			IV - 101		10-1-5-4		法格工			IV - 101	無	
	10-1-5-6		アンカー工			IV - 102		10-1-5-6		アンカー工			IV - 102	無	
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19		10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19	無	
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19					ふとんかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19	無	
第6節 軽量盛土工						IV - 6	第6節 軽量盛土工						IV - 6	無	
第7節 擁壁工	10-1-7-3		既製杭工			IV - 23	第7節 擁壁工	10-1-7-3		既製杭工			IV - 23	無	
	10-1-7-4		場所打杭工			IV - 24		10-1-7-4		場所打杭工			IV - 24	無	
	10-1-7-5		場所打擁壁工			IV - 102		10-1-7-5		場所打擁壁工			IV - 102	無	
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工			IV - 103		10-1-7-6		プレキャスト擁壁工			IV - 103	無	
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法	3-2-15-3補強土壁工	IV - 103		10-1-7-7		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法	3-2-15-3補強土壁工	IV - 103	無	
				多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	IV - 103					多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	IV - 103	無	
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	IV - 103					ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	IV - 103	無	
第8節 石・ブロック積(張)工						IV - 104	第8節 石・ブロック積(張)工						IV - 104	無	
第9節 カルバート工	10-1-8-4		石積(張)工			IV - 27	第9節 カルバート工	10-1-8-4		石積(張)工			IV - 27	無	
	10-1-9-4		既製杭工			IV - 23		10-1-9-4		既製杭工			IV - 23	無	
	10-1-9-5		場所打杭工			IV - 24		10-1-9-5		場所打杭工			IV - 24	無	
	10-1-9-6		場所打函渠工			IV - 134		10-1-9-6		場所打函渠工			IV - 134	無	
第10節 排水構造物工(小型水路工)	10-1-10-3		側溝工			IV - 20	第10節 排水構造物工(小型水路工)	10-1-10-3		側溝工			IV - 20	無	
	10-1-10-4		管渠工			IV - 20		10-1-10-4		管渠工			IV - 20	無	
	10-1-10-5		集水樹・マンホール工			IV - 21		10-1-10-5		集水樹・マンホール工			IV - 21	無	
	10-1-10-6		地下排水工			IV - 21		10-1-10-6		地下排水工			IV - 21	無	
	10-1-10-7		場所打水路工			IV - 20		10-1-10-7		場所打水路工			IV - 20	無	
	10-1-10-8		排水工(小段排水・縦排水)			IV - 20		10-1-10-8		排水工(小段排水・縦排水)			IV - 20	無	
														IV - 20	無
第11節 落石雪害防止工						IV - 134	第11節 落石雪害防止工						IV - 134	無	
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			IV - 135	第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			IV - 135	無	
	10-1-11-5		落石防護柵工			IV - 135		10-1-11-5		落石防護柵工			IV - 135	無	
	10-1-11-6		防雪柵工			IV - 135		10-1-11-6		防雪柵工			IV - 135	無	
第12節 遮音壁工	10-1-11-7		雪崩予防柵工			IV - 136	第12節 遮音壁工	10-1-11-7		雪崩予防柵工			IV - 136	有	
	10-1-12-4		遮音壁基礎工			IV - 136		10-1-12-4		遮音壁基礎工			IV - 136	有	
第2章 舗装						IV - 136	第2章 舗装						IV - 136	無	
第3節 地盤改良工						IV - 79	第3節 地盤改良工						IV - 79	無	
第4節 舗装工	10-2-3-2		路床安定処理工			IV - 79	第4節 舗装工	10-2-3-2		路床安定処理工			IV - 79	無	
	10-2-3-3		置換工			IV - 79		10-2-3-3		置換工			IV - 79	無	
	10-2-4-5		アスファルト舗装工			IV - 28		10-2-4-5		アスファルト舗装工			IV - 28	無	
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工			IV - 40		10-2-4-6		半たわみ性舗装工			IV - 40	無	
	10-2-4-7		排水性舗装工			IV - 47		10-2-4-7		排水性舗装工			IV - 47	無	
	10-2-4-8		透水性舗装工			IV - 55		10-2-4-8		透水性舗装工			IV - 55	無	
	10-2-4-9		グースアスファルト舗装工			IV - 57		10-2-4-9		グースアスファルト舗装工			IV - 57	無	
	10-2-4-10		コンクリート舗装工			IV - 60		10-2-4-10		コンクリート舗装工			IV - 60	無	
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工			IV - 71		10-2-4-11		薄層カラー舗装工			IV - 71	無	
	10-2-4-12		ブロック舗装工			IV - 74		10-2-4-12		ブロック舗装工			IV - 74	無	
	10-2-4		歩道路盤工			IV - 137		10-2-4		歩道路盤工			IV - 137	無	
	10-2-4		取合舗装路盤工			IV - 137		10-2-4		取合舗装路盤工			IV - 137	無	
10-2-4		路肩舗装路盤工			IV - 137	10-2-4		路肩舗装路盤工			IV - 137	無			
10-2-4		坂道舗装工			IV - 137	10-2-4		坂道舗装工			IV - 137	無			

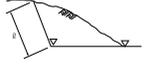
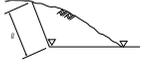
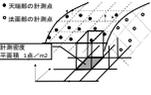
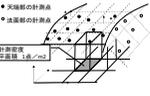
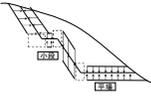
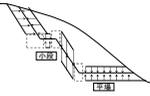
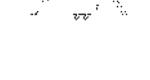
改定案 (令和7年版)						現行 (令和4年度)						改定			
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	有無	改定理由
第5節排水構造物工(路面排水工)	10-2-4		取合舗装工			IV - 137	10-2-4		取合舗装工			IV - 137	無		
	10-2-4		路肩舗装工			IV - 137	10-2-4		路肩舗装工			IV - 137	無		
	10-2-4		表層工			IV - 137	10-2-4		表層工			IV - 137	無		
	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	IV - 20	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	IV - 20	無		
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	IV - 20	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	IV - 20	無		
	10-2-5-5		集水樹(街渠樹)・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	IV - 21	10-2-5-5		集水樹(街渠樹)・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	IV - 21	無		
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29管渠工	IV - 21	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29管渠工	IV - 21	無		
10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	IV - 20	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	IV - 20	無			
10-2-5-8		排水工(小段排水・縦排水)		3-2-3-29側溝工	IV - 20	10-2-5-8		排水工(小段排水・縦排水)		3-2-3-29側溝工	IV - 20	無			
10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			IV - 138	10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			IV - 138	無			
第6節縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-6縁石工	IV - 8	第6節縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-6縁石工	IV - 8	無	
第7節路掛版工	10-2-7-4		路掛版工			IV - 138	第7節路掛版工	10-2-7-4		路掛版工			IV - 138	無	
				コンクリート工		IV - 138					コンクリート工		IV - 138	無	
				ラバーシユール		IV - 138					ラバーシユール		IV - 138	無	
第8節防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9	第8節防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9	無	
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9		10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9	無	
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9		10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9	無	
第9節標識工	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9	第9節標識工	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9	無	
	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	IV - 8		10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	IV - 8	無	
	10-2-9-4	1	大型標識工			IV - 138		10-2-9-4	1	大型標識工		標識基礎工	IV - 138	無	
10-2-9-4	2	大型標識工			IV - 138	10-2-9-4	2	大型標識工		標識柱工	IV - 138	無			
第10節区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	IV - 10	第10節区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	IV - 10	無	
第12節道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	IV - 10	第12節道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	IV - 10	無	
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			IV - 139		10-2-12-5	1	ケーブル配管工			IV - 139	無	
	10-2-12-5	2	ケーブル配管工		ハンドホール	IV - 139		10-2-12-5	2	ケーブル配管工		ハンドホール	IV - 139	無	
10-2-12-6		照明工		照明柱基礎工	IV - 139	10-2-12-6		照明工		照明柱基礎工	IV - 139	無			
10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17	無			
第3章橋梁下部							第3章橋梁下部								
第3節工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	IV - 87	第3節工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	IV - 87	無	
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			IV - 140		10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			IV - 140	無	
	10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	IV - 94		10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	IV - 94	無	
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	IV - 96		10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	IV - 96	無	
第5節軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路側盛土工	IV - 6	第5節軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路側盛土工	IV - 6	無	
第6節橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	第6節橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	無	
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24		10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24	無	
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	IV - 24		10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	IV - 24	無	
	10-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	IV - 25		10-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	IV - 25	無	
	10-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	IV - 25		10-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	IV - 25	無	
	10-3-6-8		橋台躯体工			IV - 141		10-3-6-8		橋台躯体工			IV - 141	無	
第7節RC橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	第7節RC橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	無	
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24		10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24	無	
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	IV - 24		10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	IV - 24	無	
	10-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	IV - 25		10-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	IV - 25	無	
	10-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	IV - 25		10-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	IV - 25	無	
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	IV - 25		10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	IV - 25	無	
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工		張出式 重力式 半重力式	IV - 143 IV - 143 IV - 143		10-3-7-9	1	橋脚躯体工		張出式 重力式 半重力式	IV - 142 IV - 142 IV - 142	有 有 有	
	10-3-7-9	2	橋脚躯体工		ラーメン式	IV - 145		10-3-7-9	2	橋脚躯体工		ラーメン式	IV - 143	有	
	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23		第8節鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	無
10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24	10-3-8-4			場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24	無		
10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	IV - 24	10-3-8-5			深礎工		3-2-4-6深礎工	IV - 24	無		
10-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	IV - 25	10-3-8-6			オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	IV - 25	無		
10-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	IV - 25	10-3-8-7			ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	IV - 25	無		
10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	IV - 25	10-3-8-8			鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	IV - 25	無		
10-3-8-9	1	橋脚フーチング工		I型・T型	IV - 147	10-3-8-9	1		橋脚フーチング工		I型・T型	IV - 144	有		
10-3-8-9	2	橋脚フーチング工		門型	IV - 147	10-3-8-9	2		橋脚フーチング工		門型	IV - 144	有		
10-3-8-10	1	橋脚架設工		I型・T型	IV - 147	10-3-8-10	1		橋脚架設工		I型・T型	IV - 144	有		
10-3-8-10	2	橋脚架設工		門型	IV - 148	10-3-8-10	2		橋脚架設工		門型	IV - 145	有		
10-3-8-11		現場継手工			IV - 148	10-3-8-11		現場継手工			IV - 145	有			
10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	IV - 22	10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	IV - 22	無			
第9節護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22	第9節護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22	無	
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8		10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8	無	
	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22		10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22	無	
10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8	無			
第11節法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26	第11節法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26	無	
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	IV - 106		10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	IV - 106	無	

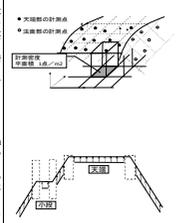
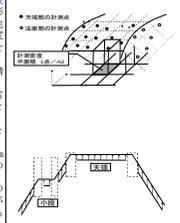
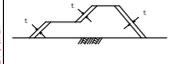
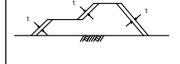
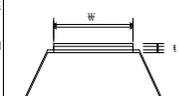
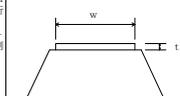
改定案 (令和7年版)						現行 (令和4年度)						改定	
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準 頁	編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準 頁	有無	改定理由
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工 IV - 27		10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工 IV - 27	無	
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工 IV - 26		10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工 IV - 26	無	
	10-3-11-6		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工 IV - 27		10-3-11-6		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工 IV - 27	無	
	10-3-11-7		法格工		3-2-14-4法格工 IV - 101		10-3-11-7		法格工		3-2-14-4法格工 IV - 101	無	
	10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工 IV - 19		10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工 IV - 19	無	
			多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工 IV - 19				多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工 IV - 19	無	
			多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工 IV - 19				多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工 IV - 19	無	
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工 IV - 100		10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工 IV - 100	無	
	10-3-11-		植生工		3-2-14-2植生工 IV - 98		10-3-11-		植生工		3-2-14-2植生工 IV - 98	無	
	10-3-11-		覆土工		1-2-3-5法面整形工 IV - 4		10-3-11-		覆土工		1-2-3-5法面整形工 IV - 4	無	
	10-3-11-12		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工 IV - 19		10-3-11-12		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工 IV - 19	無	
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工 IV - 19				ふとんかご	3-2-3-27羽口工 IV - 19	無		
				かご枠	3-2-3-27羽口工 IV - 19				かご枠	3-2-3-27羽口工 IV - 19	無		
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り) IV - 27				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り) IV - 27	無		
第12節擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工 IV - 102	第12節擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工 IV - 102	無	
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工 IV - 103		10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工 IV - 103	無	
第4章鋼橋上部						第4章鋼橋上部						無	
第3節工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工 IV - 88	第3節工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工 IV - 88	無	
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工 IV - 93		10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工 IV - 93	無	
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工 IV - 93		10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工 IV - 93	無	
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工 IV - 93		10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工 IV - 93	無	
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工 IV - 96		10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工 IV - 96	無	
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工 IV - 94		10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工 IV - 94	無	
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工		IV - 148		10-4-3-9		橋梁用高欄製作工		IV - 145	有	
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工 IV - 88		10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工 IV - 88	無	
	10-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工 IV - 94		10-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工 IV - 94	無	
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工 IV - 96		10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工 IV - 96	無	
第5節鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋) IV - 97	第5節鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋) IV - 97	無	
	10-4-5-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋) IV - 97		10-4-5-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋) IV - 97	無	
	10-4-5-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13架設工(鋼橋) IV - 97		10-4-5-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13架設工(鋼橋) IV - 97	無	
第5節鋼橋架設工	10-4-5-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋) IV - 97	第5節鋼橋架設工	10-4-5-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋) IV - 97	無	
	10-4-5-8		架設工(送出し架設)		3-2-13架設工(鋼橋) IV - 97		10-4-5-8		架設工(送出し架設)		3-2-13架設工(鋼橋) IV - 97	無	
	10-4-5-9		架設工(トラバラークレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋) IV - 97		10-4-5-9		架設工(トラバラークレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋) IV - 97	無	
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承	IV - 149		10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承	IV - 146	有	
		2	支承工	ゴム支承	IV - 149			2	支承工	ゴム支承	IV - 146	有	
第6節橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工 IV - 22	第6節橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工 IV - 22	無	
第7節床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工 IV - 106	第7節床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工 IV - 106	無	
第8節橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工 IV - 17	第8節橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工 IV - 17	無	
	10-4-8-3		落橋防止装置工		IV - 150		10-4-8-3		落橋防止装置工		IV - 147	有	
	10-4-8-5		地覆工		IV - 150		10-4-8-5		地覆工		IV - 147	有	
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工		IV - 150		10-4-8-6		橋梁用防護柵工		IV - 147	有	
	10-4-8-7		橋梁用高欄工		IV - 150		10-4-8-7		橋梁用高欄工		IV - 147	有	
	10-4-8-8		検査路工		IV - 151		10-4-8-8		検査路工		IV - 148	有	
第9節歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工 IV - 23	第9節歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工 IV - 23	無	
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工 IV - 24		10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工 IV - 24	無	
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	10-3-8-8橋脚フーチング工 IV - 147		10-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	10-3-8-8橋脚フーチング工 IV - 144	有	
				T型	10-3-8-8橋脚フーチング工 IV - 147				橋脚フーチング工	T型	10-3-8-8橋脚フーチング工 IV - 144	有	
	10-4-9-6		歩道橋(側道橋)架設工		3-2-13架設工(鋼橋) IV - 97		10-4-9-6		歩道橋(側道橋)架設工		3-2-13架設工(鋼橋) IV - 97	無	
	10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工 IV - 22		10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工 IV - 22	無	
第5章コンクリート橋上						第5章コンクリート橋上部						無	
第3節工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工 IV - 95	第3節工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工 IV - 95	無	
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工 IV - 94		10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工 IV - 94	無	
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工 IV - 93		10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工 IV - 93	無	
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工 IV - 93		10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工 IV - 93	無	
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工 IV - 96		10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工 IV - 96	無	
第5節PC橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工) IV - 11	第5節PC橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工) IV - 11	無	
				スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工) IV - 11				プレテンション桁製作工(購入工)	スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工) IV - 11	無	
	10-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工 IV - 12		10-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工 IV - 12	無	

改定案 (令和7年版)						現行 (令和4年度)						改定			
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	有 無	改定理由
	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	IV - 12	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	IV - 12	無		
	10-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	IV - 12	10-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	IV - 12	無		
	10-5-5-6		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 149	10-5-5-6		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 146	有		
	10-5-5-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98	10-5-5-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98	無		
	10-5-5-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98	10-5-5-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98	無		
10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	IV - 106	10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	IV - 106	無			
第5節PC橋工	10-5-5-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 150	第5節PC橋工	10-5-5-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 147	有	
第6節プレビーム桁橋工	10-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場			第6節プレビーム桁橋工	10-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		IV - 148	有	
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 149	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 146	有		
	10-5-6-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	10-5-6-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	無		
	10-5-6-5		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	10-5-6-5		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	無		
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	IV - 106	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	IV - 106	無		
10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 150	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 147	有			
第7節PCホロースラブ橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 149	第7節PCホロースラブ橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 146	有	
	10-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	IV - 13	10-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	IV - 13	無		
第8節RCホロースラブ橋工	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 150	第8節RCホロースラブ橋工	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 147	有	
	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 149	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 146	有		
	10-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	IV - 13	10-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	IV - 13	無		
10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 150	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 147	有			
第9節PC版桁橋工	10-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	IV - 13	第9節PC版桁橋工	10-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	IV - 13	無	
第10節PC箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 149	第10節PC箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 146	有	
	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	IV - 14	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	IV - 14	無		
第11節PC片持箱桁橋工	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 150	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 147	有		
	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	IV - 14	第11節PC片持箱桁橋工	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	IV - 14	無	
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 149	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 146	有		
10-5-11-4		架設工(片持架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98	10-5-11-4		架設工(片持架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98	無			
第12節PC押し箱桁橋工	10-5-12-2		PC押し箱桁製作工		3-2-3-16PC押し箱桁製作工	IV - 15	第12節PC押し箱桁橋工	10-5-12-2		PC押し箱桁製作工		3-2-3-16PC押し箱桁製作工	IV - 15	無	
	10-5-12-3		架設工(押し架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98	10-5-12-3		架設工(押し架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98	無		
第13節橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17	第13節橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17	無	
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	IV - 150	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	IV - 147	有		
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	IV - 150	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	IV - 147	有		
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	IV - 150	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	IV - 147	有		
10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	IV - 151	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	IV - 148	有			
第6章トンネル(NAT)							第6章トンネル(NATM)								
第4節支保工	10-6-4-3		吹付工			IV - 151	第4節支保工	10-6-4-3		吹付工			IV - 148	有	
	10-6-4-4		ロックボルト工			IV - 151	10-6-4-4		ロックボルト工			IV - 148	有		
第5節覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			IV - 152	第5節覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			IV - 149	有	
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	IV - 152	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	IV - 149	有		
10-6-5-5		床版コンクリート工			IV - 153	10-6-5-5		床版コンクリート工			IV - 150	有			
第6節インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			IV - 153	第6節インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			IV - 150	有	
第7節坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工			IV - 21	第7節坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工			IV - 21	無	
第8節坑門工	10-6-8-4		坑門本体工		3-2-3-29暗渠工	IV - 153	第8節坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			IV - 150	有	
第8節坑門工	10-6-8-5		明り巻工			IV - 154	第8節坑門工	10-6-8-5		明り巻工			IV - 151	有	
第11章共同溝							第11章共同溝								
第3節工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	IV - 96	第3節工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	IV - 96	無	
	10-11-6-2		現場打駆体工			IV - 154	第6節現場打構築工	10-11-6-2		現場打駆体工			IV - 151	有	
第6節現場打構築工	10-11-6-4		カラー継手工			IV - 155	10-11-6-4		カラー継手工			IV - 152	有		
	10-11-6-5	1	防水工	防水		IV - 155	10-11-6-5	1	防水工	防水		IV - 152	有		
		2	防水工	防水保護工		IV - 155		2	防水工	防水保護工		IV - 152	有		
3		防水工	防水壁		IV - 155	3		防水工	防水壁		IV - 152	有			
第7節プレキャスト構築工	10-11-7-2		プレキャスト駆体工			IV - 156	第7節プレキャスト構築工	10-11-7-2		プレキャスト駆体工			IV - 153	有	
第12章電線共同溝							第12章電線共同溝								
第5節電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		IV - 156	第5節電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		IV - 153	有	
	10-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		IV - 156	10-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		IV - 153	有		
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	10-11-6-2現場打駆体工	IV - 154	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	10-11-6-2現場打駆体工	IV - 151	有		
第6節付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			IV - 157	第6節付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			IV - 154	有	
第13章情報ボックス工								第13章情報ボックス工							
第3節情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2管路工(管路部)	IV - 156	第3節情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2管路工(管路部)	IV - 153	有	
	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール	IV - 157	第4節付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール	IV - 154	有	
第14章道路維持							第14章道路維持								
第4節舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	IV - 77	第4節舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	IV - 77	無	

改定案 (令和7年版)						現行 (令和4年度)						改定		
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準 頁	編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準 頁	有無	改定理由	
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工 IV - 77		10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工 IV - 77	有		
	10-14-4-5	1	切削オーバーレイ工	面管理の場合	IV - 158		10-14-4-5	1	切削オーバーレイ工		IV - 155	有	図に準拠	
		2	切削オーバーレイ工		IV - 158			2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合)		155	有	図に準拠	
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工 IV - 78		10-14-4-6			オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工 IV - 78	無	
	10-14-4-7		路上再生工		IV - 159		10-14-4-7			路上再生工		IV - 156	有	
10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工 IV - 71	10-14-4-8			薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工 IV - 71	無			
第6節排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工 IV - 20	第6節排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工 IV - 20	無		
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工 IV - 20		10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工 IV - 20	無		
	10-14-5-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工 IV - 21		10-14-5-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工 IV - 21	無		
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工 IV - 21		10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工 IV - 21	無		
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工 IV - 20		10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工 IV - 20	無		
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工 IV - 20		10-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工 IV - 20	無		
第6節防護柵工	10-14-6-2		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工 IV - 9	第6節防護柵工	10-14-6-2		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工 IV - 9	無		
	10-14-6-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工 IV - 9		10-14-6-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工 IV - 9	無		
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工 IV - 9		10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工 IV - 9	無		
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工 IV - 9		10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工 IV - 9	無		
第7節標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工 IV - 8	第7節標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工 IV - 8	無		
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工 IV - 138		10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工 IV - 138	無		
第8節道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工 IV - 10	第8節道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工 IV - 10	無		
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管 IV - 139		10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管 IV - 139	無		
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工 IV - 139		10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工 IV - 139	無		
第9節軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工 IV - 6	第9節軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工 IV - 6	無		
	10-14-10-		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工 IV - 102		10-14-10-		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工 IV - 102	無		
第10節擁壁工	10-14-10-		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工 IV - 103	第10節擁壁工	10-14-10-		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工 IV - 103	無		
	4						4							
第11節石・ブロック積(張)工	10-14-11-		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工 IV - 26	第11節石・ブロック積(張)工	10-14-11-		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工 IV - 26	無		
	3		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工 IV - 27		10-14-11-		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工 IV - 27	無		
第12節カルバート工	10-14-12-		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工 IV - 134	第12節カルバート工	10-14-12-		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工 IV - 134	無		
	5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工 IV - 20		10-14-12-		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工 IV - 20	無		
	5						5							
第13節法面工	10-14-13-		植生工		3-2-14-2植生工 IV - 98	第13節法面工	10-14-13-		植生工		3-2-14-2植生工 IV - 98	無		
	10-14-13-		法面吹付工		3-2-14-3吹付工 IV - 100		10-14-13-		法面吹付工		3-2-14-3吹付工 IV - 100	無		
	10-14-13-		法枠工		3-2-14-4法枠工 IV - 101		10-14-13-		法枠工		3-2-14-4法枠工 IV - 101	無		
	10-14-13-		アンカー工		3-2-14-6アンカー工 IV - 102		10-14-13-		アンカー工		3-2-14-6アンカー工 IV - 102	無		
	10-14-13-7		かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 IV - 19 3-2-3-27羽口工 IV - 19		10-14-13-7		かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 IV - 19 3-2-3-27羽口工 IV - 19	無		
第15節橋梁付属物工	10-15-15-		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工 IV - 17	第15節橋梁付属物工	10-15-15-		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工 IV - 17	無		
	10-15-15-		地覆工		10-4-8-5地覆工 IV - 150		10-15-15-		地覆工		10-4-8-5地覆工 IV - 147	有		
	10-15-15-		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工 IV - 150		10-15-15-		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工 IV - 147	有		
	10-15-15-		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工 IV - 150		10-15-15-		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工 IV - 147	有		
	10-15-15-		検査路工		10-4-8-8検査路工 IV - 151		10-15-15-		検査路工		10-4-8-8検査路工 IV - 148	有		
第17節現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工 IV - 10	第17節現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工 IV - 10	無		
第16章道路修繕						第16章道路修繕						無		
第3節工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工		IV - 160	第3節工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工		IV - 157	有		
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工 IV - 93		10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工 IV - 93	有		
第5節舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工 IV - 77	第5節舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工 IV - 77	無		
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工 IV - 77		10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工 IV - 77	無		
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工 IV - 158		10-14-4-5		切削オーバーレイ工		IV - 155	有		
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工 IV - 78		10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工 IV - 78	無		
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工 IV - 159		10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工 IV - 156	有		
10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工 IV - 71	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工 IV - 71	無				
第6節排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工 IV - 20	第6節排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工 IV - 20	無		
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工 IV - 20		10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工 IV - 20	無		
	10-16-6-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工 IV - 21		10-16-6-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工 IV - 21	無		
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工 IV - 21		10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工 IV - 21	無		
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工 IV - 20		10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工 IV - 20	無		
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工 IV - 20		10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工 IV - 20	無		
第7節縁石工	10-17-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工 IV - 8	第7節縁石工	10-17-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工 IV - 8	無		
第8節防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工 IV - 9	第8節防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工 IV - 9	無		
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工 IV - 9		10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工 IV - 9	無		
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工 IV - 9		10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工 IV - 9	無		
	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工 IV - 9		10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工 IV - 9	無		
第9節標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工 IV - 8	第9節標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工 IV - 8	無		
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工 IV - 138		10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工 IV - 138	無		
第10節区画線工	10-16-10-		区画線工		3-2-3-9区画線工 IV - 10	第10節区画線工	10-16-10-		区画線工		3-2-3-9区画線工 IV - 10	無		
第12節道路付属施設工	10-16-12-		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工 IV - 10	第12節道路付属施設工	10-16-12-		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工 IV - 10	無		
第12節道路付属施設工	10-16-12-		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管 IV - 139	第12節道路付属施設工	10-16-12-		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管 IV - 139	無		
第12節道路付属施設工	10-16-12-		照明工		10-2-12-6照明工 IV - 139	第12節道路付属施設工	10-16-12-		照明工		10-2-12-6照明工 IV - 139	無		
第13節軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工 IV - 6	第13節軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工 IV - 6	無		
第14節擁壁工	10-16-14-		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工 IV - 102	第14節擁壁工	10-16-14-		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工 IV - 102	無		

改定案（令和7年版）						現行（令和4年度）						改定		
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準 頁	編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準 頁	有無	改定理由	
第15節石・ブロック積	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工 IV - 103		10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工 IV - 103	無		
	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工 IV - 26	第15節石・ブロック積	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工 IV - 26	無		
(張)工	10-16-15-		石種(張)工		3-2-5-5石種(張)工 IV - 27	(張)工	10-16-15-		石種(張)工		3-2-5-5石種(張)工 IV - 27	無		
第16節カルバート工	10-16-16-		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工 IV - 134	第16節カルバート工	10-16-16-		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工 IV - 134	無		
	10-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工 IV - 20		10-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工 IV - 20	無		
第17節法面工	10-16-17-		植生工		3-2-14-2植生工 IV - 98	第17節法面工	10-16-17-		植生工		3-2-14-2植生工 IV - 98	無		
	10-16-17-		法面吹付工		3-2-14-3吹付工 IV - 100		10-16-17-		法面吹付工		3-2-14-3吹付工 IV - 100	無		
	10-16-17-		法砕工		3-2-14-4法砕工 IV - 101		10-16-17-		法砕工		3-2-14-4法砕工 IV - 101	無		
	10-16-17-		アンカー工		3-2-14-6アンカー工 IV - 102		10-16-17-		アンカー工		3-2-14-6アンカー工 IV - 102	無		
	10-16-17-7		かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 IV - 19		10-16-17-7		かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 IV - 19	無		
第18節落石雪害防止工	10-18-18-		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工 IV - 134	第18節落石雪害防止工	10-18-18-		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工 IV - 134	無		
	10-18-18-		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工 IV - 135		10-18-18-		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工 IV - 135	無		
	10-18-18-		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工 IV - 135		10-18-18-		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工 IV - 135	無		
	10-18-18-		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工 IV - 135		10-18-18-		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工 IV - 135	無		
	10-16-20-		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作 IV - 157		10-16-20-		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作 IV - 157	無		
第21節橋梁支承工	10-16-21-		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工 IV - 149	第21節橋梁支承工	10-16-21-		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工 IV - 146	有		
	10-16-21-		P.C橋支承工		10-4-5-10支承工 IV - 149		10-16-21-		P.C橋支承工		10-4-5-10支承工 IV - 146	有		
第22節橋梁付属物工	10-16-22-		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工 IV - 17	第22節橋梁付属物工	10-16-22-		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工 IV - 17	無		
	10-16-22-		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工 IV - 150		10-16-22-		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工 IV - 147	有		
	10-16-22-		地覆工		10-4-8-5地覆工 IV - 150		10-16-22-		地覆工		10-4-8-5地覆工 IV - 147	有		
	10-16-22-		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工 IV - 150		10-16-22-		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工 IV - 147	有		
	10-16-22-		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工 IV - 150		10-16-22-		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工 IV - 147	有		
	10-16-22-		検査路工		10-4-8-8検査路工 IV - 151		10-16-22-		検査路工		10-4-8-8検査路工 IV - 148	有		
	10-16-25-		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工 IV - 22		第25節現場塗装工	10-16-25-		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工 IV - 22	無	
	10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工 IV - 10			10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工 IV - 10	無	

改定案 (令和7年版) 出来形管理基準及び規格値														現行 (令和4年版) 出来形管理基準及び規格値														改定	
出来形管理基準及び規格値														出来形管理基準及び規格値														有無	改定理由
編	章	節	条	校番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	校番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	有無	改定理由				
1	共	2	3	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書上の測点毎、基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2	1	共	2	3	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 土工編 計測技術 (断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2	有	【修正】 図に準拠				
							法長θ	θ<5m -200 θ≥5m 法長-4%											法長θ	θ<5m -200 θ≥5m 法長-4%									
1	共	2	3	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平面面と法面 (小段を含む) の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内が存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-2	1	共	2	3	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 土工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平面面と法面 (小段を含む) の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内が存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			有	【修正】 図に準拠				
							平面	標高較差	±50	±150								平面	標高較差	±50	±150								
							法面 (小段含む)	水平または標高較差	±70	±160								法面 (小段含む)	水平または標高較差	±70	±160								
							断面 (小段含む)	水平または標高較差	±70	±330																			
1	共	2	3	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平面面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。		1-2-3-2	1	共	2	3	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 河川改修工事編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平面面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。			有	【修正】 図に準拠				
							平面	標高較差	±50	±300								平面	標高較差	±50	±300								
							法面 (小段含む)	水平または標高較差	±70	±300								法面 (小段含む)	水平または標高較差	±70	±300								
1	共	2	3	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法面で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は各法面で測定。		1-2-3-3	1	共	2	3	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法面で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 土工編 計測技術 (断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は各法面で測定。		1-2-3-3	有	【修正】 図に準拠				
							法長θ	θ<5m -100 θ≥5m 法長-2%										法長θ	θ<5m -100 θ≥5m 法長-2%										
							幅w ₁ 、w ₂	-100										幅w ₁ 、w ₂	-100										

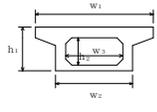
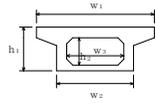
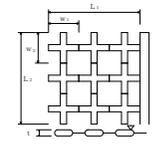
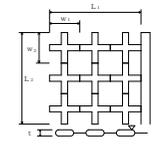
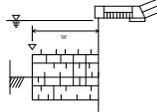
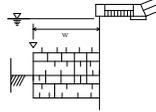
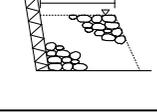
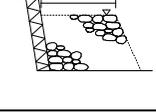
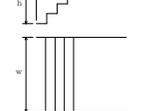
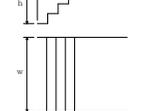
改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定					
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由				
編	章	節	条	技番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位：mm	編	章	節	条	技番	工 種	測定項目	規格値	測定基準			測定箇所	単位：mm		
1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸	3	2	盛土工 (面管理の場合)	天端	平均値	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		1-2-3-3	1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸	3	2	盛土工 (面管理の場合)	天端	平均値	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		1-2-3-3	有	【修正】国内準拠
						法面 4割勾配	標高較差	-50			-170							法面 4割勾配	標高較差	-50			-170		
						法面 4割勾配 (小段含む)	標高較差	-60			-170							法面 4割勾配 (小段含む)	標高較差	-60			-170		
1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸	4	盛土補強工 (テールアル ム)壁工法) (多根アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法)	基準高▽	-50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		1-2-3-4	1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸	4	盛土補強工 (テールアル ム)壁工法) (多根アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法)	基準高▽	-50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>		1-2-3-4	有	【修正】国内準拠				
					厚さt	-50			厚さt						-50										
1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸	5	法面整形工 (盛土部)	厚さt	※-30	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。</p> <p>※羽打ちのある場合に適用。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		1-2-3-5	1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸	5	法面整形工 (盛土部)	厚さt	※-30	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。</p> <p>※羽打ちのある場合に適用。</p>		1-2-3-5	有	【修正】国内準拠				
					幅w	-100			幅w						-100										
1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸	6	堤防天端工	厚さt	t < 15cm -25 t ≥ 15cm -50	<p>幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所。200m以下は2ヶ所、中央で測定。</p>		1-2-3-6	1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸	6	堤防天端工	厚さt	t < 15cm -25 t ≥ 15cm -50	<p>幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所。200m以下は2ヶ所、中央で測定。</p>		1-2-3-6	無					
					幅w	-100			幅w						-100										
1 共通 編	2 土工	4 道路土 工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に定める管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p>		1-2-4-2	1 共通 編	2 土工	4 道路土 工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p>		1-2-4-2	有	【修正】国内準拠		
						法長e	e < 5m -200 e ≥ 5m 法長-4%			法長e							e < 5m -200 e ≥ 5m 法長-4%								
						幅w	-100			幅w							-100								

改定案 (令和7年版)														現行 (令和4年版)														改定									
出来形管理基準及び規格値														出来形管理基準及び規格値														有無	改定理由								
編	章	節	条	校	支	工	測定項目		規格値		測定基準		測定箇所		単位	備考	編	章	節	条	校	支	工	測定項目		規格値				測定基準		測定箇所		単位	備考		
1	2	4	2	2	2	舗装工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	±50	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	1-2-4-2	1	2	4	2	2	舗装工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	±50	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	1-2-4-2	1	2	4	2	2	舗装工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	±50	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	有	【修正】国に準拠
1	2	4	3	1	1	路床盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。	1-2-4-3 1-2-4-4	1	2	4	3	1	路床盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。	1-2-4-3 1-2-4-4	有	【修正】国に準拠															
1	2	4	2	2	2	路床盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	±50	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	1-2-4-2	1	2	4	2	2	路床盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	±50	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	1-2-4-2	1	2	4	2	2	路床盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	±50	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	有	【修正】国に準拠

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定					
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由				
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準			測定箇所	単位: mm		
1	2	4	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、道の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5	1	2	4	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、道の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5				
1	3	7	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径		1-3-7-4	1	3	7	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径		1-3-7-4	有	〔修正〕 図に準拠図の追加		
						かぶり t	±φかつ 最小かぶり以上	工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編:標準7編2章2.)を参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版(PC 橋含む)の鉄筋については、第3編32-15-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。																	
3	2	3	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽鋼鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高H	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)〕に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-3-4	3	2	3	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽鋼鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高H	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)〕に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-3-4	有	〔修正〕 図に準拠		
						根入長	設計値以上										根入長	設計値以上							
						変位φ	100										変位φ	100							
3	2	3	5		緑石工 (緑石・アスカーフ)	延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5	3	2	3	5		緑石工 (緑石・アスカーフ)	延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5	有	〔修正〕 図に準拠		
3	2	3	6		小型橋脚工	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基		3-2-3-6	3	2	3	6		小型橋脚工	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基		3-2-3-6				
						基礎	幅w (D)	-30	基礎1基毎								基礎	幅w (D)	-30	基礎1基毎					
							高さh	-30										高さh	-30						
							根入れ長	設計値以上										根入れ長	設計値以上						
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)〕の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-7	3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)〕の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-7	有	〔修正〕 図に準拠
							高さh	-30										高さh	-30						
							パイプ取付高H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所 〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)〕の規定による測点の管理方法を用いることができる。									パイプ取付高H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所					

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定			
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所				
3	2	3	8	1	路側防護構工 (ガードレール)	基礎	幅w 高さh	-30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-2-3-8	3	2	3	8	1	路側防護構工 (ガードレール)	基礎	幅w 高さh	-30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。	3-2-3-8	有	【修正】国に準拠
3	2	3	8	2	路側防護構工 (ガードケープル)	基礎	幅w 高さh 延長L	-30 -30 -100	1ヶ所/1基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-2-3-8	3	2	3	8	2	路側防護構工 (ガードケープル)	基礎	幅w 高さh 延長L	-30 -30 -100	1ヶ所/1基礎毎 ※ワイヤロープ式防護構にも適用する	3-2-3-8	有	【修正】国に準拠
3	2	3	9		区画線工	厚さt (溶融式のみ)	設計値以上	各種種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。	3-2-3-9	3	2	3	9		区画線工	厚さt (溶融式のみ)	設計値以上	各種種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。	3-2-3-9				
3	2	3	10		道路付属物工 (距離標)	高さh	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-2-3-10	3	2	3	10		道路付属物工 (距離標)	高さh	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。	3-2-3-10	有	【修正】国に準拠		
3	2	3	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	舗道路橋防食便覧Ⅱ 82「表-II.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充回数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。	3-2-3-11	3	2	3	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	舗道路橋防食便覧Ⅱ 82「表-II.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充回数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。	3-2-3-11				
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工(購入工) (けた橋)	桁長L(m) 断面の外形状法 橋桁のそりδ ₁ 横方向の曲がりδ ₂	±L/1000 ±5 ±8 ±10	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	3-2-3-12	3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工(購入工) (けた橋)	桁長L(m) 断面の外形状法 橋桁のそりδ ₁ 横方向の曲がりδ ₂	±L/1000 ±5 ±8 ±10	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	3-2-3-12				
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工(購入工) (スラブ桁)	桁長L(m) 断面の外形状法 橋桁のそりδ ₁ 横方向の曲がりδ ₂	±10…L≤10m ±L/1000…L>10m ±5 ±8 ±10	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	3-2-3-12	3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工(購入工) (スラブ桁)	桁長L(m) 断面の外形状法 橋桁のそりδ ₁ 横方向の曲がりδ ₂	±10…L≤10m ±L/1000…L>10m ±5 ±8 ±10	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	3-2-3-12				

改定案(令和7年版)						現行(令和4年版)						改定											
出来形管理基準及び規格値						出来形管理基準及び規格値						有無	改定理由										
編	章	節	条	校番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	備 考	編	章		節	条	校番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	備 考	
3	2	3	13	1	ボストテンション桁製作工	幅(上) w_1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッタ後に行う。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-3-13 (注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びびかりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びびかり測定要領」も併せて適用する	3	2	3	13	1	ボストテンション桁製作工	幅(上) w_1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッタ後に行う。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-3-13 (注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びびかりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びびかり測定要領」も併せて適用する	無	
						幅(下) w_2	±5																
						高さ h	+10 -5																
						桁長 l 支間長	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \pm (l-5)$ かつ30mm以内																
						横方向最大タワミ	0.88																
3	2	3	14	1	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	桁長 l	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-3-14	3	2	3	13	2	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	桁長 l	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-3-13	有	〔修正〕国に準拠 条、校番修正
						断面の外形寸法(mm)	—																
3	2	3	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁長 l 支間長	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \pm (l-5)$ かつ30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッタ後に行う。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする		3-2-3-14	3	2	3	14	プレキャストセグメント主桁組立工	桁長 l 支間長	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \pm (l-5)$ かつ30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッタ後に行う。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする		3-2-3-14	有	〔修正〕国に準拠 校番修正	
						横方向最大タワミ	0.88																
						桁長 l	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \pm (l-5)$ かつ30mm以内																
3	2	3	15		PCホロースラブ製作工	基準高 ∇	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で1箇所当たり両端と中央部の3点。幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。		3-2-3-15 (注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びびかりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びびかり測定要領」も併せて適用する	3	2	3	15	PCホロースラブ製作工	基準高 ∇	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で1箇所当たり両端と中央部の3点。幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。		3-2-3-15 (注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びびかりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びびかり測定要領」も併せて適用する	無		
						幅 w_1, w_2	-5~+30																
						厚さ t	-10~+20																
						桁長 l	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \pm (l-5)$ かつ30mm以内																
						桁長 l	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \pm (l-5)$ かつ30mm以内																
3	2	3	16	1	PC箱桁製作工	基準高 ∇	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で1箇所当たり両端と中央部の3点。幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。		3-2-3-16 (注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びびかりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びびかり測定要領」も併せて適用する	3	2	3	16	1	PC箱桁製作工	基準高 ∇	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で1箇所当たり両端と中央部の3点。幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。		3-2-3-16 (注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びびかりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びびかり測定要領」も併せて適用する	無	
						幅(上) w_1	-5~+30																
						幅(下) w_2	-5~+30																
						内空幅 w_3	±5																
						高さ h_1	+10 -5																
						内空高さ h_2	+10 -5																
						桁長 l	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \pm (l-5)$ かつ30mm以内																

改定案 (令和7年版)								現行 (令和4年版)								改定													
出来形管理基準及び規格値								出来形管理基準及び規格値								有無	改定理由												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	備 考	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	備 考						
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	16	2	PC押出し箱桁製作工	幅(上) w_1	-5~+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 θ : 桁長 (m)		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物(橋梁)上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びひかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」も併せて適用する	3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	16	2	PC押出し箱桁製作工	幅(上) w_1	-5~+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 θ : 桁長 (m)		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物(橋梁)上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びひかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」も併せて適用する	無	
									幅(下) w_2	-5~+30																			
									内空幅 w_3	±5																			
									高さ h_1	+10 -5																			
									内空高さ h_2	+10 -5																			
									桁長 θ	$\theta < 15 \dots \pm 10$ $\theta \geq 15 \dots \pm (\theta - 5)$ かつ-30mm以内																			
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	17		根固めブロック工	基準高 ∇	±100		3-2-3-17	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 1施工箇所毎	3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	17		根固めブロック工	基準高 ∇	±100		3-2-3-17	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 1施工箇所毎	無	
									層積																				
									厚さ t	-20																			
									幅 W_1, W_2	-20																			
									延長 L_1, L_2	-200																			
									乱積																				
									基準高 ∇	± t / 2																			
									延長 L_1, L_2	- t / 2																			
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	18		沈床工	基準高 ∇	±150		3-2-3-18	1組毎	3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	18		沈床工	基準高 ∇	±150		3-2-3-18	無		
									幅 w	±300																			
									延長 L	-200																			
									乱積																				
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	19		捨石工	基準高 ∇	-100		3-2-3-19	1回 / 1施工箇所	3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	19		捨石工	基準高 ∇	-100		3-2-3-19	無		
									幅 w	-100																			
									延長 L	-200																			
									乱積																				
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	22		階段工	幅 w	-30		3-2-3-22	1回 / 1施工箇所	3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	22		階段工	幅 w	-30		3-2-3-22	無		
									高さ h	-30																			
									長さ L	-30																			
									段数	±0段																			
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3		3-2-3-24	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3aの直線定規で測って凹凸が3mm以下	3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3		3-2-3-24	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3aの直線定規で測って凹凸が3mm以下	無	
									表面の凹凸	3																			
									仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2																			
									備 考																				

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定										
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由									
編	章	節	条	校番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位：mm	編	章	節	条	校番	工 種	測定項目	規格値	測定基準			測定箇所	単位：mm							
3	2	3	24	2	伸縮装置工	握付け高さ (鋼製フィンガージョイント) 高さ 軸方向各点誤差の相対差 表面の凹凸 歯型板面の歯咬み合い部の高低差 歯咬み合い部の縦方向間隔 W ₁ 歯咬み合い部の横方向間隔 W ₂ 仕上げ高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において軸方向に各3点計9点		3-2-3-24	mm	3	2	3	24	2	伸縮装置工	握付け高さ (鋼製フィンガージョイント) 高さ 軸方向各点誤差の相対差 表面の凹凸 歯型板面の歯咬み合い部の高低差 歯咬み合い部の縦方向間隔 W ₁ 歯咬み合い部の横方向間隔 W ₂ 仕上げ高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において軸方向に各3点計9点		3-2-3-24	mm	無						
							3	表面の凹凸は長手方向(軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下											3	表面の凹凸は長手方向(軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下										
							3	歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点												2		歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点								
							2													±2										
							±2													±5										
							±5													0~+2										
							0~+2																							
3	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸 仕上げ高さ	3	高さについては車道端部及び中央部の3点		3-2-3-24	mm	3	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸 仕上げ高さ	3	高さについては車道端部及び中央部の3点		3-2-3-24	mm	無						
							0~+3	表面の凹凸は長手方向(軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下												0~+3		表面の凹凸は長手方向(軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下								
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高▽ 法長ℓ 延長L	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26	mm	±500	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高▽ 法長ℓ 延長L	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26	mm	無						
							-200													-200										
							-200															-200								
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長ℓ 厚さ t 延長L	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26	mm	-100	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長ℓ 厚さ t 延長L	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26	mm	無						
							-0.2 t													-0.2 t										
							-200															-200								
3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかこ)	法長ℓ 厚さ t	ℓ<3m -50 ℓ≥3m -100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27	mm	ℓ<3m -50 ℓ≥3m -100	2	3	27	1	羽口工 (じゃかこ)	法長ℓ 厚さ t	ℓ<3m -50 ℓ≥3m -100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27	mm	無						
							-50													-50										
							-100													-100										
3	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ h 延長 L ₁ 、L ₂	-100 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27	mm	-100 -200	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ h 延長 L ₁ 、L ₂	-100 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27	mm	無						
							-200													-200										
3	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高▽ ※幅 w ※高さ h 延長 L	±30 -50 -30 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28	mm	±30 -50 -30 -200	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高▽ ※幅 w ※高さ h 延長 L	±30 -50 -30 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28	mm	無						
							-200	1施工箇所毎												-200		1施工箇所毎								
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽ 延長 L	±30 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。 高さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	mm	±30 -200	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽ 延長 L	±30 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。 高さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	mm	有	【修正】国に準拠					
								1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。														1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。								

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定								
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由							
編	章	節	条	技番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	技番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所									
3	土	2	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高▽	±30		3-2-3-29	3	土	2	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高▽	±30		3-2-3-29	有	【修正】国内準拠					
							厚さ t_1, t_2	-20		<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>																		
							幅w	-30																				
							高さ h_1, h_2	-30																				
							延長L	-200																				
3	土	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30		3-2-3-29	3	土	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30		3-2-3-29	有	【修正】国内準拠					
							幅 w_1, w_2	-50		<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>																		
							深さh	-30																				
							延長L	-200																				
3	土	2	3	30		集水枠工	基準高▽	±30		3-2-3-30	3	土	2	3	30		集水枠工	基準高▽	±30		3-2-3-30	有	【修正】国内準拠					
							※厚さ $t_1 \sim t_2$	-20		<p>1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>																		
							※幅 w_1, w_2	-30																				
							※高さ h_1, h_2	-30																				
3	土	2	3	31		現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗膜終了時に測定。 1ロットの大きさは500m ² とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。	3-2-3-31	3	土	2	3	31		現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗膜終了時に測定。 1ロットの大きさは500m ² とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。	3-2-3-31	無						
3	土	2	4	1	一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (均しコンクリート)		幅w	設計値以上		3-2-4-1	3	土	2	4	1	一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (均しコンクリート)		幅w	設計値以上		3-2-4-1	無						
							厚さ t_1, t_2	-30																				
						延長L	各構造物の規格値による																					
3	土	2	4	3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基準高▽	±30		3-2-4-3	3	土	2	4	3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基準高▽	±30		3-2-4-3	有	【修正】国内準拠					
							幅w	-30		<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>																		
							高さh	-30																				
							延長L	-200																				
3	土	2	4	3	2	基礎工（護岸） (プレキャスト)	基準高▽	±30		3-2-4-3	3	土	2	4	3	2	基礎工（護岸） (プレキャスト)	基準高▽	±30		3-2-4-3	有	【修正】国内準拠					
							延長L	-200																				

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定		
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由	
編	章	節	条	校番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	校番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所			
3	2	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$	3-2-4-4	3	2	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$	有	【修正】国に準拠
						根入長	設計値以上	傾斜は、縦断方向（道路線形方向、横軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。								根入長	設計値以上					
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内									偏心量 d	D/4以内かつ100以内					
						傾斜	1/100以内									傾斜	1/100以内					
3	2	4	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$	3-2-4-4	3	2	4	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$	有	【修正】国に準拠
						根入長	設計値以上	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。								根入長	設計値以上					
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内									偏心量 d	100以内					
						傾斜	1/100以内									傾斜	1/100以内					
						杭径 D	設計値以上									杭径 D	設計値以上					
3	2	4	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$	3-2-4-5	3	2	4	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$	有	【修正】国に準拠
						根入長	設計値以上	傾斜は、縦断方向（道路線形方向、横軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。								根入長	設計値以上					
						偏心量 d	100以内	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。								偏心量 d	100以内					
						傾斜	1/100以内									傾斜	1/100以内					
						杭径 D	設計値（公称径） -30以上									杭径 D	設計値（公称径） -30以上					
3	2	4	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$	3-2-4-6	3	2	4	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$	有	【修正】国に準拠
						根入長	設計値以上	傾斜は、縦断方向（道路線形方向、横軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。								根入長	設計値以上					
						偏心量 d	150以内	※リフトアートの場合はその内径、補強リフトを必要とする場合は補強リフトの内径とし、モルタルコブの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。								偏心量 d	150以内					
						傾斜	1/50以内									傾斜	1/50以内					
						基礎径 D	設計値（公称径） 以上※									基礎径 D	設計値（公称径） 以上※					
3	2	4	7		オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$	3-2-4-7	3	2	4	7		オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$	無	
						ケーソンの長さℓ	-50									ケーソンの長さℓ	-50					
						ケーソンの幅 w	-50									ケーソンの幅 w	-50					
						ケーソンの高さ h	-100									ケーソンの高さ h	-100					
						ケーソンの壁厚 t	-20									ケーソンの壁厚 t	-20					
						偏心量 d	300以内									偏心量 d	300以内					
3	2	4	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$	3-2-4-8	3	2	4	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$	無	
						ケーソンの長さℓ	-50									ケーソンの長さℓ	-50					
						ケーソンの幅 w	-50									ケーソンの幅 w	-50					
						ケーソンの高さ h	-100									ケーソンの高さ h	-100					
						ケーソンの壁厚 t	-20									ケーソンの壁厚 t	-20					
						偏心量 d	300以内									偏心量 d	300以内					
3	2	4	9		鋼管矢板基礎工	基準高▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$	3-2-4-9	3	2	4	9		鋼管矢板基礎工	基準高▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$	無	
						根入長	設計値以上									根入長	設計値以上					
						偏心量 d	300以内									偏心量 d	300以内					

改定案 (令和7年版)											現行 (令和4年版)											改定	
出来形管理基準及び規格値											出来形管理基準及び規格値											有無	改定理由
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽ 法長 θ 厚さ(ブロック積張) t_1 厚さ(裏込) t_2 延長L	± 50 -50 -100 -50 -50 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽ 法長 θ 厚さ(ブロック積張) t_1 厚さ(裏込) t_2 延長L	± 50 -50 -50 -50 -100 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	有	【修正】国に準拠
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽ 法長 θ 延長 L_1, L_2	± 50 -100 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽ 法長 θ 延長 L_1, L_2	± 50 -100 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	有	【修正】国に準拠
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽ 幅w 延長L	± 50 -100 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽ 幅w 延長L	± 50 -100 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	有	【修正】国に準拠
3	2	5	4		緑化ブロック工	基準高▽ 法長 θ 厚さ(ブロック) t_1 厚さ(裏込) t_2 延長L	± 50 -50 -100 -50 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4	3	2	5	4		緑化ブロック工	基準高▽ 法長 θ 厚さ(ブロック) t_1 厚さ(裏込) t_2 延長L	± 50 -50 -100 -50 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4	有	【修正】国に準拠
3	2	5	5		石積(張)工	基準高▽ 法長 θ 厚さ(石積・張) t_1 厚さ(裏込) t_2 延長L	± 50 -50 -100 -50 -50 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5	3	2	5	5		石積(張)工	基準高▽ 法長 θ 厚さ(石積・張) t_1 厚さ(裏込) t_2 延長L	± 50 -50 -100 -50 -50 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5	有	【修正】国に準拠

改定案（令和7年版）															現行（令和4年版）															改定					
出来形管理基準及び規格値															出来形管理基準及び規格値																				
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	概要	有無	改定理由						
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均													中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均			中規模以上	小規模以下
								±40	±50	—																					—	±40	±50		
3	2	6	6	4	舗装防水工（シート系床防水層）	シートの重ね幅	-20～+50				標準重ね幅100mmに対し、1施工面所毎に目視と測定により全面を確認	3-2-6-6																		有	【追加】国内準拠				
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合に測定。ただし、幅は設計図書に示す測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-2-6-7	3	2	6	7	1	アスファルト舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7	有	【修正】国内準拠								
							厚さ	-45	-45	-15										-15	小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。														
							幅	-50	-50	—										—															
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工（面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-7	3	2	6	7	2	アスファルト舗装工（面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-7	有	【修正】国内準拠								
							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15										+50 -15															
							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15										+50 -15															
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-2-6-7	3	2	6	7	3	アスファルト舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7	有	【修正】国内準拠								
							幅	-50	-50	—										—															
							幅	-50	-50	—										—															

改定案(令和7年版)										現行(令和4年版)										改定																	
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由																
編	章	節	条	技書	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	技書	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	有無	改定理由								
							個々の測定値(X)														10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均									個々の測定値(X)				10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下											中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工種多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7	有	【修正】図に準拠									
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、舗装施工面積の測定によるが延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、舗装施工面積の測定によるが延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工種多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7	有	【修正】図に準拠										
					幅	-50	-50	-	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、舗装施工面積の測定によるが延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			幅	-50	-50	-	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、舗装施工面積の測定によるが延長80m以下の間隔で測定することができる。	幅	-50	-50	-	-		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、舗装施工面積の測定によるが延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-7	有	【修正】図に準拠									
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工種多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7	有	【修正】図に準拠									

改定案(令和7年版)													現行(令和4年版)													改定									
出来形管理基準及び規格値													出来形管理基準及び規格値													有無	改定理由								
編	章	節	条	技書	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	技書	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準			測 定 箇 所	摘 要						
							個々の測定値(X) *面管理の場合 は測定値の平均														個々の測定値の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均									個々の測定値(X) *面管理の場合 は測定値の平均				個々の測定値の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下											中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		中規模 以上	小規模 以下			中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	土	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7	3	土	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7	有	[修正] 図に準拠				
3	土	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7	3	土	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工多量計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7	有	[修正] 図に準拠				
3	土	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7	3	土	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7	有	[修正] 図に準拠				

改定案(令和7年版)														現行(令和4年版)														改定	
出来形管理基準及び規格値														出来形管理基準及び規格値														有無	改定理由
編	章	節	条	技書	工 種	測定項目	規格 値				測定 基準	測定 箇所	摘 要	編	章	節	条	技書	工 種	測定項目	規格 値				測定 基準	測定 箇所	摘 要		
							個々の測定値(X)※面管理の場合は測定値の平均														個々の測定値(X)※面管理の場合は測定値の平均								
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				中規模以上	小規模以下
3	土	2	6	7	10	アスファルト舗装工(基層工)(面管理の場合)	厚さあるいは標準偏差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-7	3	土	2	6	7	10	アスファルト舗装工(基層工)(面管理の場合)	厚さあるいは標準偏差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-7	有	【修正】国内準拠
3	土	2	6	7	11	アスファルト舗装工(表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 平組性	3-2-6-7	3	土	2	6	7	11	アスファルト舗装工(表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 平組性	3-2-6-7	有	【修正】国内準拠
3	土	2	6	7	12	アスファルト舗装工(表層工)(面管理の場合)	厚さあるいは標準偏差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-7	3	土	2	6	7	12	アスファルト舗装工(表層工)(面管理の場合)	厚さあるいは標準偏差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-7	有	【修正】国内準拠

改定案(令和7年版)														現行(令和4年版)														改定											
出来形管理基準及び規格値														出来形管理基準及び規格値														有無		改定理由									
編	章	節	条	技	書	工	種	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	単位:mm	編	章	節	条	技	書	工	種	規格値				測定基準	測定箇所		摘要	単位:mm							
								個々の測定値(X)																10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均									個々の測定値(X)				10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均		
								中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下													中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			中規模以上			小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の数値に準ずる。ただし、幅は設計図書の測点に準ずる。ただし、幅は設計図書の測点に準ずる。ただし、幅は設計図書の測点に準ずる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点に準ずる。ただし、幅は設計図書の測点に準ずる。ただし、幅は設計図書の測点に準ずる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	有	【修正】国内準拠										
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40	+50	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40	+50	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工種多時点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	有	【修正】国内準拠										
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数値に準ずる。ただし、幅は設計図書の測点に準ずる。ただし、幅は設計図書の測点に準ずる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数値に準ずる。ただし、幅は設計図書の測点に準ずる。ただし、幅は設計図書の測点に準ずる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	有	【修正】国内準拠										
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工種多時点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	有	【修正】国内準拠										

改定案(令和7年版)										現行(令和4年版)										改定									
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値																			
編	章	節	条	技書	工 種	測定項目	規格 値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	技書	工 種	測定項目	規格 値				測定基準	測定箇所	摘要	有無	改定理由
							10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均														10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均								
							個々の測定値(X)	個々の測定値(X)	個々の測定値(X)	個々の測定値(X)											個々の測定値(X)	個々の測定値(X)	個々の測定値(X)	個々の測定値(X)					
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mに1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書に示す延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-8	3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mに1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書に示す延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-8	有	【修正】国に準拠		
						幅	-50	-50	-	-	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。								幅	-50	-50	-	-	小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。					
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-8	3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工種多量計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-8	有	【修正】国に準拠		
						幅	-50	-50	-	-	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。								幅	-50	-50	-	-	小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。					
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mに1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書に示す延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-8	3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mに1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書に示す延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-8	有	【修正】国に準拠		
						幅	-50	-50	-	-	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。								幅	-50	-50	-	-	小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。					
3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-8	3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工種多量計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-8	有	【修正】国に準拠		
						幅	-50	-50	-	-	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。								幅	-50	-50	-	-	小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。					

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定																																	
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由																																
編	章	節	条	技	書	工	種	規格値				測定項目	測定基準	測定箇所	摘要	単位：mm	編	章	節			条	技	書	工	種	規格値				測定項目	測定基準	測定箇所	摘要	単位：mm																		
								個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)																	個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)																								
								中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下									中規模以上	小規模以下						中規模以上	小規模以下																									
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅	-25	-25	-	-	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅	-25	-25	-	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mに1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書上の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅	-25	-25	-	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mに1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書上の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	有	【修正】 図に準拠	
3	2	6	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3	2	6	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3	2	6	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mに1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書上の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3	2	6	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mに1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書上の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	有	【修正】 図に準拠				
3	3	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅	-25	-25	-	-	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	3	3	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅	-25	-25	-	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mに1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書上の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3	3	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅	-25	-25	-	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mに1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書上の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	有	【修正】 図に準拠	
3	3	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅	-25	-25	-	-	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	3	3	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅	-25	-25	-	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mに1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書上の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3	3	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅	-25	-25	-	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mに1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書上の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	有	【修正】 図に準拠	
3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	3m ² 以下(足付き) (a)2.4mm以下 (a')1.75mm以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	3m ² 以下(足付き) (a)2.4mm以下 (a')1.75mm以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	3m ² 以下(足付き) (a)2.4mm以下 (a')1.75mm以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	3m ² 以下(足付き) (a)2.4mm以下 (a')1.75mm以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	有	【修正】 図に準拠

改定案（令和7年版）														現行（令和4年版）														改定							
出来形管理基準及び規格値														出来形管理基準及び規格値														有無	改定理由						
編	章	節	条	技書	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	技書	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要								
							個々の測定値(X)														10個の測定値の平均(X10)									個々の測定値(X)				10個の測定値の平均(X10)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	土	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-9	3	土	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-9	有	【修正】国内準拠						
							厚さ	-45	-45	-15	-15	小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。																							
							幅	-50	-50	—	—	コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。																							
3	土	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-9	3	土	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-9	有	【修正】国内準拠						
							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。																							
							幅	±90	±90	+40 -15	+50 -15	コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。																							
3	土	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-9	3	土	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-9	有	【修正】国内準拠						
							幅	-50	-50	—	—	小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。																							
							厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。																							
3	土	2	6	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-9	3	土	2	6	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-9	有	【修正】国内準拠						
							幅	-50	-50	—	—	小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。																							

改定案(令和7年版)														現行(令和4年版)														改定							
出来形管理基準及び規格値														出来形管理基準及び規格値														有無	改定理由						
編	章	節	条	技書	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	技書	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要								
							個々の測定値(X)														10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均									個々の測定値(X)				10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工)セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書上の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9	3	2	6	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工)セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書上の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9	有	【修正】 図に準拠						
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工)セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-9	3	2	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工)セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-9	有	【修正】 図に準拠						
3	2	6	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書上の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9	3	2	6	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書上の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9	有	【修正】 図に準拠						
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-9	3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-9	有	【修正】 図に準拠						

改定案(令和7年版)										現行(令和4年版)										改定																	
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由																
編	章	節	条	技書	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	技書	工 種			測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要								
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)														個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)												
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										中規模以上	小規模以下		中規模以上	小規模以下													
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅	-25	-25	-	-	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-9	3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅	-25	-25	-	-	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-9	有	【修正】図に準拠
3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-9	3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-9	有	【修正】図に準拠										
3	2	6	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅	-25	-25	-	-	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-9	3	2	6	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅	-25	-25	-	-	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-9	有	【修正】図に準拠
3	2	6	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	3m777/0.1m ² (a)2.4mm以下直読式(足付き)(a)1.75m以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-9	3	2	6	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	3m777/0.1m ² (a)2.4mm以下直読式(足付き)(a)1.75m以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-9	有	【修正】図に準拠								

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定									
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由								
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考	編	章	節	条	枝番	工 種			測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)														個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										中規模以上	小規模以下		中規模以上	小規模以下					
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11	3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11	有	【修正】 図に準拠		
幅	-50	-50	-	-	3-2-6-11	幅	-50	-50	-	-																			
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-11	3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-11	有	【修正】 図に準拠		
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11	3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11	有	【修正】 図に準拠		
幅	-25	-25	-	-	3-2-6-11	幅	-25	-25	-	-																			
3	2	6	11	4	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-11	3	2	6	11	4	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-11	有	【修正】 図に準拠		

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定											
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考	編	章	節	条	枝番	工 種			測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均	中規模以上	小規模以下													中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				中規模以上	小規模以下
3	2	6	11	5	グーラスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書上の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-11	3	2	6	11	5	グーラスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書上の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-11	有	【修正】 国に準拠				
					幅	-25	-25	—	—									幅	-25	-25	—	—									
					平坦性	—				3m ² ×0.7(m ² ×0.7) (φ)2.4mm以下直線式(足付き) (φ)1.75mm以下	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。							平坦性	—				3m ² ×0.7(m ² ×0.7) (φ)2.4mm以下直線式(足付き) (φ)1.75mm以下	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。							
											コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。																				
3	2	6	11	6	グーラスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合、小規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11	3	2	6	11	6	グーラスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編多時点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合、小規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11	有	【修正】 国に準拠				
					平坦性	—				3m ² ×0.7(m ² ×0.7) (φ)2.4mm以下直線式(足付き) (φ)1.75mm以下	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。								平坦性	—				3m ² ×0.7(m ² ×0.7) (φ)2.4mm以下直線式(足付き) (φ)1.75mm以下	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。						
											維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。																				
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を繰り返して測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-12	3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を繰り返して測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-12	有	【修正】 国に準拠				
					厚さ	-45	-15	—	—		小規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。																				
					幅	-50	—	—	—		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。																				
											コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。																				
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40	+50	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合、小規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-12	3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40	+50	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編多時点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合、小規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-12	有	【修正】 国に準拠				
					厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40	+50	-15	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。								厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40	+50	-15	-15	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。					

改定案（令和7年版）														現行（令和4年版）														改定					
出来形管理基準及び規格値														出来形管理基準及び規格値																			
編	章	節	条	枝	番	工	種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	概要	単位：mm	編	章	節	条	枝	番	工	種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	概要	単位：mm	有無	改定理由
									個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)															個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)							
										中規模以上	小規模以下															中規模以上	小規模以下						
3	2	6	12	3	3	コンクリート舗装工 (粒状調整路盤工)	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	3	3	コンクリート舗装工 (粒状調整路盤工)	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	無					
3	2	6	12	4	4	コンクリート舗装工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	4	4	コンクリート舗装工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多視点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	有	[修正] 国に準拠				
3	2	6	12	5	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・石膏)安定処理工)	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコーアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	5	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・石膏)安定処理工)	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコーアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	無					
3	2	6	12	6	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・石膏)安定処理工)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	6	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・石膏)安定処理工)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多視点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	有	[修正] 国に準拠				

改定案(令和7年版)													現行(令和4年版)													改定	
出来形管理基準及び規格値													出来形管理基準及び規格値													有無	改定理由
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考		
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)												個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)						
								中規模 以上	小規模 以下												中規模 以上	小規模 以下					
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書に示す延長80m以下の間隔で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 横断舗装等でコアー採取により状態等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書に示す延長80m以下の間隔で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 横断舗装等でコアー採取により状態等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	無			
					幅	-25																					
					平面管理の場合																						
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-12	3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工種多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-12	有	[修正] 面に準拠		
					幅	-25																					
					平坦性	—			コンクリートの硬化後3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下		厚さは各車線の中心付近で型枠留付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測線の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版縁を測定する。ただし、幅は設計図書に示す延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-12	3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さ	-10	-3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠留付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測線の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版縁を測定する。ただし、幅は設計図書に示す延長80m以下の間隔で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	無		
					目地段差	±2			隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。																		

改定案（令和7年版）														現行（令和4年版）														改定			
出来形管理基準及び規格値														出来形管理基準及び規格値																	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考	単 位：mm	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考	単 位：mm	有無	改定理由
							10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均															10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均									
							個々の測定値(X)	個々の測定値(X)	個々の測定値(X)	個々の測定値(X)												個々の測定値(X)	個々の測定値(X)	個々の測定値(X)	個々の測定値(X)						
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	—	—	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	—	—	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	有	【修正】 図に準拠		
					平坦性	—	—	—	—	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。																					
					目地段差	±2	±2	±2	±2																						
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を繰り越して測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書上の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を繰り越して測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書上の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	無			
					厚さ	-45	-15	—	—																						
					幅	-50	—	—	—																						
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	有	【修正】 図に準拠		
					厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15																						
3	2	6	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート粒状調整路盤工)	厚さ	-25	-30	-8	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を繰り越して測定。ただし、幅は設計図書上の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	3	2	6	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート粒状調整路盤工)	厚さ	-25	-30	-8	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を繰り越して測定。ただし、幅は設計図書上の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	無			
					幅	-50	—	—	—																						

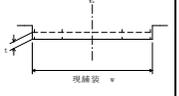
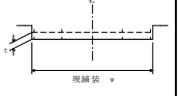
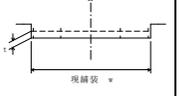
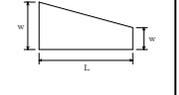
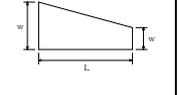
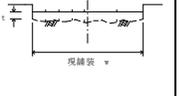
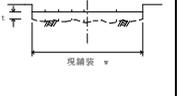
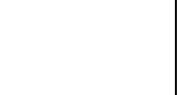
改定案(令和7年版)														現行(令和4年版)														改定							
出来形管理基準及び規格値														出来形管理基準及び規格値														有無	改定理由						
編	章	節	条	枝	番	工	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	概要	単位:mm	編	章	節	条	枝	番	工	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	概要	単位:mm		
									個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)															個々の測定値(X)								10個の測定値の平均(X10)	
									中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下														中規模以上	小規模以下							中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	14		コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒状調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒状調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	有	【修正】国に準拠							
3	2	6	12	15		コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・澗青)安定処理工	厚さ 幅	-25 -50	-30 -	-8 -	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書に示す点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとすると、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとすると、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-2-6-12	3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・澗青)安定処理工	厚さ 幅	-25 -50	-30 -	-8 -	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとすると、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	有	【修正】国に準拠							
3	2	6	12	16		コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・澗青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・澗青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	有	【修正】国に準拠							
3	2	6	12	17		コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚さ 幅	-9 -25	-12 -	-3 -	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとすると、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとすると、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-2-6-12	3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚さ 幅	-9 -25	-12 -	-3 -	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとすると、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	無								

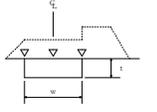
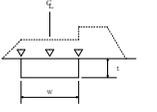
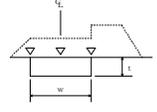
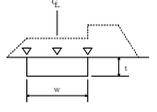
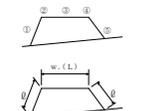
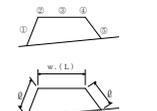
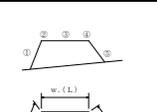
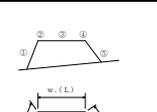
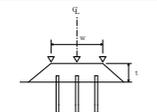
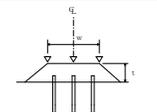
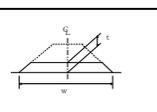
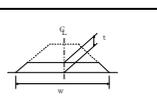
				改定案（令和7年版）					現行（令和4年版）										改定							
				出来形管理基準及び規格値					出来形管理基準及び規格値																	
				規格値		測定基準	測定箇所	摘要	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	有無		改定理由								
編	章	節	条	枝	番				工	種	測定項目	個々の測定値(X)				10個の測定値の平均(X10) ※面管理の場合は測定値の平均					無					
												中規模以上				小規模以下	中規模以上		小規模以下	中規模以上			小規模以下	中規模以上	小規模以下	
3	2	6	12	18	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート散工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20 -27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート散工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20 -27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	有	【修正】 国に準拠
3	2	6	12	19	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート散工)	厚さ 幅 平坦性 目地段差	-15 -35 — ±2	-4.5 —	厚さは、各車線の中心付近で型枠撤付後各車線200m毎に水永又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定、平坦性は各車線毎に取継から1mの線上、を延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 目地段差については、道路中心線及び端部で測定。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなくてはならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなくてはならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取については、橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-2-6-12	3	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート散工)	厚さ 幅 平坦性 目地段差	-15 -35 — ±2	-4.5 —	厚さは、各車線の中心付近で型枠撤付後各車線200m毎に水永又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定、平坦性は各車線毎に取継から1mの線上、を延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 目地段差については、道路中心線及び端部で測定。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなくてはならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなくてはならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取については、橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-2-6-12	有	【修正】 国に準拠
3	2	6	12	20	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート散工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 平坦性 目地段差	-32 — ±2	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-12	3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート散工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 平坦性 目地段差	-32 — ±2	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-12	有	【修正】 国に準拠

改定案(令和7年版)											現行(令和4年版)											改定													
出来形管理基準及び規格値											出来形管理基準及び規格値											有無	改定理由												
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	概要	単位:mm	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値				測定基準	測定箇所	概要	単位:mm				
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)															10個の測定値の平均(X10) ※面管理の場合は測定値の平均		個々の測定値(X)						10個の測定値の平均(X10)		10個の測定値の平均(X10) ※面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下														中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13	3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13	有	【修正】国に準拠								
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13	3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13	有	【修正】国に準拠								
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13	3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13	有	【修正】国に準拠								
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13	3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13	有	【修正】国に準拠								

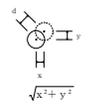
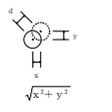
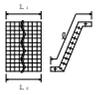
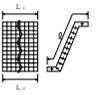
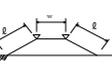
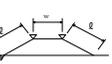
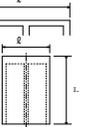
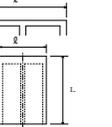
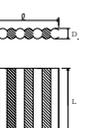
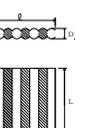
改定案（令和7年版）														現行（令和4年版）														改定			
出来形管理基準及び規格値														出来形管理基準及び規格値														有無	改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考	単 位：mm	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所			備 考	単 位：mm
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)													個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下												中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 横面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13	3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 横面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13	有	【修正】 図に準拠					
幅	-25		-		幅	-25		-																							
標準高▽	±40	±50	-		標準高▽	±40	±50	-																							
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	厚さ	-45	-15		標準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14	3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	厚さ	-45	-15		標準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14	無							
幅	-50		-		幅	-50		-																							
標準高▽	±40	±50	-		標準高▽	±40	±50	-																							
3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14	3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14	無							
幅	-50		-		幅	-50		-																							
標準高▽	±40	±50	-		標準高▽	±40	±50	-																							
3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 横面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14	3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 横面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14	無							
幅	-50		-		幅	-50		-																							

改定案（令和7年版）														現行（令和4年版）														改定					
出来形管理基準及び規格値														出来形管理基準及び規格値														有無	改定理由				
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	単位：mm	編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値						測定基準	測定箇所	摘要	単位：mm
								個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)														個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)							
								中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下													中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14	3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14	無							
3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14	3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14	無							

改定案(令和7年版)										現行(令和4年版)										改定					
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由				
編	章	節	条	枝番	工 種	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	規格値		測定基準			測定箇所	摘要		
						個々の測定値(X)	測定値の平均(X̄)										個々の測定値(X)	測定値の平均(X̄)							
単位: mm																									
3	2	6	15	1	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		3-2-6-15	3	2	6	15	1	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		3-2-6-15	有	【修正】国に準拠
						幅 w	-25	-										幅 w	-25	-					
3	2	6	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。		3-2-6-15	3	2	6	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。		3-2-6-15	有	【修正】国に準拠
						幅 w	-25	-										幅 w	-25	-					
3	2	6	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-16	3	2	6	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所		3-2-6-16	有	【修正】国に準拠
							延長 L	-100											延長 L	-100					
						舗設工	厚さ t	該当工種										厚さ t	該当工種						
							幅 w	-25											幅 w	-25					
							延長 L	-100											延長 L	-100					
							厚さ t	該当工種											厚さ t	該当工種					
3	2	6	17	1	オーバーレイ工	厚さ t	-9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		3-2-6-17	3	2	6	17	1	オーバーレイ工	厚さ t	-9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		3-2-6-17	有	【修正】国に準拠		
						幅 w	-25										幅 w	-25							
						延長 L	-100										延長 L	-100							
						平坦性	-										「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	平坦性						-	3m ² ×0.75m ² 以下 (σ)2.4mm以下 直線式(足付き) (σ)1.75mm以下
3	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-2-6-17	3	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-2-6-17	有	【修正】国に準拠
						平坦性	-	3m ² ×0.75m ² 以下 (σ)2.4mm以下 直線式(足付き) (σ)1.75mm以下										平坦性	-	3m ² ×0.75m ² 以下 (σ)2.4mm以下 直線式(足付き) (σ)1.75mm以下					

改定案 (令和7年版)														現行 (令和4年版)														改定	
出来形管理基準及び規格値														出来形管理基準及び規格値														有無	改定理由
編	章	節	条	技番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	技番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要								
3	土木工事共通編	2	7	2	路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m幅に1ヶ所の割で測定。基準高は、道路中心線及び両端部で測定。厚さは中心線及び両端部で測定。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		3-2-7-2	3	2	7	2	路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m幅に1ヶ所の割で測定。基準高は、道路中心線及び両端部で測定。厚さは中心線及び両端部で測定。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		3-2-7-2	有	【修正】 図に準拠							
						施工厚さ t	-50																						
						幅 w	-100																						
						延長 L	-200																						
3	土木工事共通編	2	7	3	置換工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは中心線及び両端部で測定。		3-2-7-3	3	2	7	3	置換工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは中心線及び両端部で測定。		3-2-7-3	無								
						置換厚さ t	-50																						
						幅 w	-100																						
						延長 L	-200																						
3	土木工事共通編	2	7	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w、(L)は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L)はセンターライン及び表裏法線で行う。		3-2-7-4	3	2	7	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w、(L)は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L)はセンターライン及び表裏法線で行う。		3-2-7-4	無						
							法長θ	-500																					
							天端幅 w	-300																					
							天端延長 L	-500																					
3	土木工事共通編	2	7	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載の全体改良範囲図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		3-2-7-4	3	2	7	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載の全体改良範囲図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		3-2-7-4	有	【修正】 図に準拠					
							法長θ	-500																					
							天端幅 w	-300																					
							天端延長 L	-500																					
3	土木工事共通編	2	7	5	パイルネット工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。厚さは中心線及び両端で掘り起して測定。杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5	3	2	7	5	パイルネット工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。厚さは中心線及び両端で掘り起して測定。杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5	無								
						厚さ t	-50																						
						幅 w	-100																						
						延長 L	-200																						
3	土木工事共通編	2	7	6	サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。厚さは中心線及び両端で掘り起して測定。		3-2-7-6	3	2	7	6	サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。厚さは中心線及び両端で掘り起して測定。		3-2-7-6	無								
						幅 w	-100																						
						延長 L	-200																						

改定案 (令和7年版)														現行 (令和4年版)														有 無		改定理由				
出来形管理基準及び規格値														出来形管理基準及び規格値																				
単位: mm														単位: mm																				
編	章	節	条	技	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考	編	章	節	条	技	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考													
3	2	7	7	1	パナカドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		3-2-7-7 3-2-7-8	3	2	7	7	1	パナカドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		3-2-7-7 3-2-7-8	3	2	7	7	1	パナカドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		3-2-7-7 3-2-7-8	無	
						杭径D	設計値以上	全本数									杭径D	設計値以上	全本数															
3	2	7	8	1	締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さh	設計値以上	全本数		3-2-7-7 3-2-7-8	3	2	7	8	1	締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さh	設計値以上	全本数		3-2-7-7 3-2-7-8	3	2	7	8	1	締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さh	設計値以上	全本数		3-2-7-7 3-2-7-8	無	
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。									サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。															
3	2	7	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9	3	2	7	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9	3	2	7	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9	無	
						位置・間隔w	D/4以内	全本数									位置・間隔w	D/4以内	全本数															
3	2	7	9	2	固結工 (スラリー攪拌工)	位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認(補起しによる実測確認は不要)		3-2-7-9	3	2	7	9	2	固結工 (スラリー攪拌工)	位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認(補起しによる実測確認は不要)		3-2-7-9	3	2	7	9	2	固結工 (スラリー攪拌工)	位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認(補起しによる実測確認は不要)		3-2-7-9	有	【修正】 図に準拠
						杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認(補起しによる実測確認は不要)									杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認(補起しによる実測確認は不要)															
3	2	7	9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000㎡~4,000㎡につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、1,000㎡以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-7-9	3	2	7	9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000㎡~4,000㎡につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、1,000㎡以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-7-9	3	2	7	9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000㎡~4,000㎡につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、1,000㎡以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-7-9	有	【修正】 図に準拠
						施工厚さt	設計値以上	施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」第8編「固結工(スラリー攪拌工)編」による管理の場合									施工厚さt	設計値以上	施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合															
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼柱) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5	3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼柱) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5	3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼柱) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5	無	
						根入長	設計値以上										根入長	設計値以上																

改定案 (令和7年版)														現行 (令和4年版)														改定	
出来形管理基準及び規格値														出来形管理基準及び規格値														有無	改定理由
編	章	節	条	技番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	技番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要								
3	土	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ ϕ	設計深さ以上	全数		3-2-10-5	3	土	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ ϕ	設計深さ以上	全数		3-2-10-5	無					
							配置間差 d	100											配置間差 d	100									
3	土	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長 ϕ	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5	3	土	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長 ϕ	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5	無					
							延長 L ₁ , L ₂	-200	1施工箇所毎										延長 L ₁ , L ₂	-200	1施工箇所毎								
3	土	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高 ∇	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5	3	土	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高 ∇	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5	無					
							天端幅 w	-100											天端幅 w	-100									
							法長 ϕ	-100											法長 ϕ	-100									
3	土	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高 ∇	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5	3	土	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高 ∇	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5	無					
3	土	2	10	9		地中連続壁工 (壁式)	基準高 ∇	± 50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m (又は450m) 以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9	3	土	2	10	9		地中連続壁工 (壁式)	基準高 ∇	± 50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m (又は450m) 以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9	無					
							連壁の長さ e	-50											連壁の長さ e	-50									
							変位	300											変位	300									
							壁体長 L	-200											壁体長 L	-200									
3	土	2	10	10		地中連続壁工 (柱列式)	基準高 ∇	± 50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m (又は450m) 以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9	3	土	2	10	10		地中連続壁工 (柱列式)	基準高 ∇	± 50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m (又は450m) 以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9	無					
							連壁の長さ e	-50											連壁の長さ e	-50									
							変位 d	D/4以内											変位 d	D/4以内									
							壁体長 L	-200											壁体長 L	-200									

改定案 (令和7年版)														現行 (令和4年版)														改定	
出来形管理基準及び規格値														出来形管理基準及び規格値														有無	改定理由
編	章	節	条	技術	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	技術	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	有無	改定理由						
3	2	12	1	1	鋳造費 (金属支保工)	上下部鋼構 ル造ト物との 中心距離 接合用ボ ス	孔の直径差 +2 -0 ボスの突起を基準 とした孔の位置ずれ ≤1000mm 1以下 ボスの突起を基準 とした孔の位置ずれ >1000mm 1.5以下	製品全数を測定。 ※1)ガス切断守法を準用する ※2)片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の横軸 及び横軸直角方向の長さ寸法に対して はCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されてい るのかを要する。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支保便覧参照	3-2-12-1	3	2	12	1	1	鋳造費 (金属支保工)	上下部鋼構 ル造ト物との 中心距離 接合用ボ ス	孔の直径差 +2 -0 ボスの突起を基準 とした孔の位置ずれ ≤1000mm 1以下 ボスの突起を基準 とした孔の位置ずれ >1000mm 1.5以下	製品全数を測定。 ※1)ガス切断守法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の横軸 及び横軸直角方向の長さ寸法に対して はCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されてい るのかを要する。 ※5) 組立て後に測定	3-2-12-1	有	【修正】 図に準拠								
3	2	12	1	2	鋳造費 (大型ゴム支保工)	縦 長 D L 直 径 厚 さ t 相 対 誤 差	w, L, D ≤500 0~+5 500 < w, L, D ≤1500mm 0~+1% 1500 < w, L, D 0~+15 t ≤20mm ±0.5 20 < t ≤160 ±2.5% 160 < t ±4 w, L, D ≤ 1000mm 1 1000mm < w, L, D (w, L, D)/1000	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支保の厚さ (t) の最大相対誤差 詳細は道路橋支保便覧参照	3-2-12-1	3	2	12	1	2	鋳造費 (大型ゴム支保工)	縦 長 D L 直 径 厚 さ t 相 対 誤 差	w, L, D ≤500 0~+5 500 < w, L, D ≤1500mm 0~+1% 1500 < w, L, D 0~+15 t ≤20mm ±0.5 20 < t ≤160 ±2.5% 160 < t ±4 w, L, D ≤ 1000mm 1 1000mm < w, L, D (w, L, D)/1000	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支保の厚さ (t) の最大相対誤差	3-2-12-1	有	【修正】 図に準拠								
3	2	12	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長φ (m)	±3... φ≤10 ±4... φ>10	図面の寸法表示箇所で測定。	3-2-12-1	3	2	12	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長φ (m)	±3... φ≤10 ±4... φ>10	図面の寸法表示箇所で測定。	3-2-12-1	無							

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定					
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由				
編	章	節	条	技番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	編	章	節	条	技番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所						
3	土	2	12	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	±2… h ≤ 0.5 ±3… 0.5 < h ≤ 1.0 ±4… 1.0 < h ≤ 2.0	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-1	3	土	2	12	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	±2… h ≤ 0.5 ±3… 0.5 < h ≤ 1.0 ±4… 1.0 < h ≤ 2.0	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-1	無	
							外周長 L (m)	±(10+L/10)											外周長 L (m)	±(10+L/10)					

改定案 (令和7年版)														現行 (令和4年版)														改定
出来形管理基準及び規格値														出来形管理基準及び規格値														
単位: mm														単位: mm														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	有無	改定理由			
								鋼桁等	トラス・アーチ等											鋼桁等	トラス・アーチ等							
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	フランジ幅 w (mm) 腹板高 h (mm) 腹板間隔 b (mm)	±2... w ≤ 0.5 ±3... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4... 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)... 2.0 < w	主桁・主構各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など構造的に、各部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	I型鋼桁 トラス鉄材	3-2-12-3		3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	フランジ幅 w (mm) 腹板高 h (mm) 腹板間隔 b (mm)	±2... w ≤ 0.5 ±3... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4... 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)... 2.0 < w	主桁・主構各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など構造的に、各部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	I型鋼桁 トラス鉄材	3-2-12-3		無				
						板の平面度 δ (mm)	h/250			3-2-12-3								板の平面度 δ (mm)	h/250			3-2-12-3		無				
						箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b/150			3-2-12-3								箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b/150			3-2-12-3		無				
						フランジの直角度 δ (mm)	w/200			3-2-12-3								フランジの直角度 δ (mm)	w/200			3-2-12-3		無				
						部材長 ℓ (mm)	±3... ℓ ≤ 10 ±4... ℓ > 10			3-2-12-3								部材長 ℓ (mm)	±3... ℓ ≤ 10 ±4... ℓ > 10			3-2-12-3		無				
						トラス、アーチなど	±2... ℓ ≤ 10 ±3... ℓ > 10			3-2-12-3								トラス、アーチなど	±2... ℓ ≤ 10 ±3... ℓ > 10			3-2-12-3		無				
						圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000			3-2-12-3								圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000			3-2-12-3		無				
						※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ、圧縮材の曲がりδ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。												※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ、圧縮材の曲がりδ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。										
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	±(10+L/10) ±(10+Ln/10)			3-2-12-3		3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	±(10+L/10) ±(10+Ln/10)			3-2-12-3		無				
						主桁・主構の中心間距離 B (m)	±4... B ≤ 2 ±(3+B/2)... B > 2			3-2-12-3								主桁・主構の中心間距離 B (m)	±4... B ≤ 2 ±(3+B/2)... B > 2			3-2-12-3		無				
						主構の組立高さ h (m)	±5... h ≤ 5 ±(2.5+h/2)... h > 5			3-2-12-3								主構の組立高さ h (m)	±5... h ≤ 5 ±(2.5+h/2)... h > 5			3-2-12-3		無				
						主桁・主構の通り δ (mm)	5+L/5... L ≤ 100 25... L > 100			3-2-12-3								主桁・主構の通り δ (mm)	5+L/5... L ≤ 100 25... L > 100			3-2-12-3		無				
						主桁・主構のそり δ (mm)	-5~+5... L ≤ 20 -5~+10... 20 < L ≤ 40 -5~+15... 40 < L ≤ 80 -5~+25... 80 < L ≤ 200			3-2-12-3								主桁・主構のそり δ (mm)	-5~+5... L ≤ 20 -5~+10... 20 < L ≤ 40 -5~+15... 40 < L ≤ 80 -5~+25... 80 < L ≤ 200			3-2-12-3		無				
						主桁・主構の橋端における出入差 δ (mm)	±10			3-2-12-3								主桁・主構の橋端における出入差 δ (mm)	±10			3-2-12-3		無				
						主桁・主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1000			3-2-12-3								主桁・主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1000			3-2-12-3		無				
						現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	±5			3-2-12-3								現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	±5			3-2-12-3		無				
						※規格値のL、B、h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁・主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。												※規格値のL、B、h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁・主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。										

改定案（令和7年版）												現行（令和4年版）												改定	
出来形管理基準及び規格値												出来形管理基準及び規格値												有無	改定理由
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	単位：mm	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	単位：mm		
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \sim w \leq 0.5$ $\pm 3 \sim 5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など構造別に、5部材につき1個 抜き取った部材の中央付近を測定。		3-2-12-3		3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \sim w \leq 0.5$ $\pm 3 \sim 5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など構造別に、5部材につき1個 抜き取った部材の中央付近を測定。		3-2-12-3			
						腹板高 h (m)	$1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$											腹板高 h (m)	$1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$						
						鋼桁等の部材の腹板 の平面度 δ (mm)	h/250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)										鋼桁等の部材の腹板 の平面度 δ (mm)	h/250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)					
						箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b/150											箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b/150						
						フランジの直角度 δ (mm)	w/200											フランジの直角度 δ (mm)	w/200						
						部材長さ ℓ (m)	鋼桁 $\pm 3 \sim \ell \leq 10$ $\pm 4 \sim \ell > 10$	主要部材全数を測定。										部材長さ ℓ (m)	鋼桁 $\pm 3 \sim \ell \leq 10$ $\pm 4 \sim \ell > 10$	主要部材全数を測定。					
※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。												※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。													
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。		3-2-12-3		3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。		3-2-12-3			
						堤長L	±30											堤長L	±30						
						堤長ℓ	±10											堤長ℓ	±10						
						堤幅W	±30											堤幅W	±30						
						堤幅w	±10											堤幅w	±10						
						高さH	±10											高さH	±10						
						ベースプレートの高さ	±10											ベースプレートの高さ	±10						
						本体の傾き	±H/500											本体の傾き	±H/500						
(次頁に続く)												(次頁に続く)													

改定案（令和7年版） 出来形管理基準及び規格値										現行（令和4年版） 出来形管理基準及び規格値										改定								
単位：mm										単位：mm										有無	改定理由							
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工	共通	3	3				3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工	共通	3	3								
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工	共通	4	検査路製作工	部材 部材長ℓ (m)	$\pm 3 \cdot \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdot \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。	3-2-12-4	3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工	共通	4	検査路製作工	部材 部材長ℓ (m)	$\pm 3 \cdot \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdot \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。	3-2-12-4			
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工	共通	5	鋼製伸縮継手製作工	部材 部材長 w (m)	0 ~ +30	製品全数を測定。	3-2-12-5	3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工	共通	5	鋼製伸縮継手製作工	部材 部材長 w (m)	0 ~ +30	製品全数を測定。	3-2-12-5			
							仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ1 (mm)	設計値 ±4	両端部及び中央部付近を測定。								仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ1 (mm)	設計値 ±4	両端部及び中央部付近を測定。							
							仮組立時	フィンガーの食い違い δ2 (mm)	±2									仮組立時	フィンガーの食い違い δ2 (mm)	±2								
											(実測値) δ。												(実測値) δ。					
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工	共通	6	落橋防止装置製作工	部材 部材長ℓ (m)	$\pm 3 \cdot \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdot \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。	3-2-12-6	3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工	共通	6	落橋防止装置製作工	部材 部材長ℓ (m)	$\pm 3 \cdot \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdot \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。	3-2-12-6			
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工	共通	7	橋梁用防護欄製作工	部材 部材長ℓ (m)	$\pm 3 \cdot \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdot \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。	3-2-12-7	3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工	共通	7	橋梁用防護欄製作工	部材 部材長ℓ (m)	$\pm 3 \cdot \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdot \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。	3-2-12-7			
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工	共通	8	アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ1 (mm)	b / 500	軸心上全数測定。	3-2-12-8	3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工	共通	8	アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ1 (mm)	b / 500	軸心上全数測定。	3-2-12-8	
							仮組立時	鉛直度 δ2 (mm)	h / 500										仮組立時	鉛直度 δ2 (mm)	h / 500							
							仮組立時	高さ h (mm)	±5											仮組立時	高さ h (mm)	±5						

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定			
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由		
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所				
3	3	2	12	9	プレベーム用桁製作工	フランジ幅 w (mm)	±2...w ≤ 0.5 ±3...0.5 < w ≤ 1.0 ±4...1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)...2.0 < w	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9	3	3	2	12	9	プレベーム用桁製作工	フランジ幅 w (mm)	±2...w ≤ 0.5 ±3...0.5 < w ≤ 1.0 ±4...1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)...2.0 < w	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9	無	
						フランジの直角度 δ (mm)	w/200	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9									各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9	無	
						部材長 ℓ (m)	±3...ℓ ≤ 10 ±4...ℓ > 10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-2-12-9									原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-2-12-9	無	
						仮組立時 主桁のそり δ	-5 ~ +5 ...L ≤ 20 -5 ~ +10 ...20 < L ≤ 40	各主桁について10~12m間隔を測定。		3-2-12-9									各主桁について10~12m間隔を測定。		3-2-12-9	無	
編 3	2	12	10	鋼製排水管製作工	部材	部材長 ℓ (m)	±3...ℓ ≤ 10 ±4...ℓ > 10	図面の寸法表示箇所を測定。		3-2-12-10	編 3	2	12	10	鋼製排水管製作工	部材	部材長 ℓ (m)	±3...ℓ ≤ 10 ±4...ℓ > 10	図面の寸法表示箇所を測定。		3-2-12-10	無	
3	2	12	11	工場塗装工	塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が500㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が500㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。		3-2-12-11	3	2	12	11	工場塗装工	塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が500㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が500㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。		3-2-12-11	無	
3	2	13	橋梁架設工	架設工（鋼橋）	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	±(20+L/5) ±(20+Ln/5)	各桁毎に全数測定。	桁間の場合 	3-2-13	3	2	13	橋梁架設工	架設工（鋼橋）	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	±(20+L/5) ±(20+Ln/5)	各桁毎に全数測定。	桁間の場合 	3-2-13	無			
					通り δ (mm)	±(10+2L/5)	L: 主桁・主構の支間長 (m)									通り δ (mm)	±(10+2L/5)	L: 主桁・主構の支間長 (m)					
					そり δ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L: 主桁・主構の支間長 (m)									そり δ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L: 主桁・主構の支間長 (m)					
					※主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4...B ≤ 2 ±(3+B/2)...B > 2	各支点及び各支間中央付近を測定。									※主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4...B ≤ 2 ±(3+B/2)...B > 2	各支点及び各支間中央付近を測定。					
					※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。									※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。					
					※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁・主構の高さ (mm)									※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁・主構の高さ (mm)					
					※現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1, δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm）									※現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1, δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm）					
							※は仮組立検査を実施しない工事に適用。											※は仮組立検査を実施しない工事に適用。					
※規格値のL、Bに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。										※規格値のL、Bに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。													

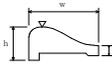
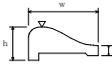
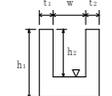
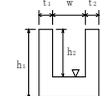
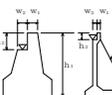
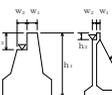
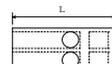
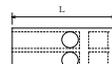
改定案(令和7年版)														現行(令和4年版)														改定	
出来形管理基準及び規格値														出来形管理基準及び規格値														有無	改定理由
単位:mm														単位:mm															
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	有無	改定理由						
3	土木工事共通編	2	13		建築工(コンクリート構)	架設工(コンクリート構)	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。	3-2-13	3	土木工事共通編	2	13		建築工(コンクリート構)	架設工(コンクリート構)	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。	3-2-13								
						(クレーン架設) (架設桁架設)	桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。								(クレーン架設) (架設桁架設)	桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。									
						架設工支保工(固定) (移動)	そり	—	主桁を全数測定。								架設工支保工(固定) (移動)	そり	—	主桁を全数測定。									
3	土木工事共通編	2	14	2	1	養生工 (種子散布工) (掘芝工) (市松芝工) (養生シート工) (養生マット工) (養生土工) (人工掘芝工) (養生穴工)	切土法長 ϕ	$\phi < 5m$	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2	3	土木工事共通編	2	14	2	1	養生工 (種子散布工) (掘芝工) (市松芝工) (養生シート工) (養生マット工) (養生土工) (人工掘芝工) (養生穴工)	切土法長 ϕ	$\phi < 5m$	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2	有	【修正】国に準拠				
								$\phi \geq 5m$	法長の-4%											$\phi \geq 5m$	法長の-4%								
								$\phi < 5m$	-100											$\phi < 5m$	-100								
								$\phi \geq 5m$	法長の-2%											$\phi \geq 5m$	法長の-2%								
				延長L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		延長L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。																			
3	土木工事共通編	2	14	2	2	養生工 (養生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ϕ	$\phi < 5m$	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2	3	土木工事共通編	2	14	2	2	養生工 (養生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ϕ	$\phi < 5m$	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2	有	【修正】国に準拠				
								$\phi \geq 5m$	法長の-4%											$\phi \geq 5m$	法長の-4%								
							厚さt	t < 5cm	-10										施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。	t < 5cm	-10								
								t ≥ 5cm	-20											t ≥ 5cm	-20								
								延長L	-200										1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	延長L	-200					1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			

改定案（令和7年版）														現行（令和4年版）														改定	
出来形管理基準及び規格値														出来形管理基準及び規格値														有無	改定理由
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位：mm	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位：mm								
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長ℓ ℓ<3m ℓ≥3m 厚さt t<5cm t≥5cm 延長L	-50 -100 -10 -20 -200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法とする。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-3	3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長ℓ ℓ<3m ℓ≥3m 厚さt t<5cm t≥5cm 延長L	-50 -100 -10 -20 -200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法とする。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-3	有							
3	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長ℓ ℓ<10m ℓ≥10m 幅w 高さh 枠中心間隔a 延長L	-100 -200 -30 -30 ±100 -200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による	3	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長ℓ ℓ<10m ℓ≥10m 幅w 高さh 枠中心間隔a 延長L	-100 -200 -30 -30 ±100 -200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による	有	【修正】 国に準拠						
3	2	14	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長ℓ ℓ<10m ℓ≥10m 延長L	-100 -200 -200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。1施工箇所毎		3-2-14-4	3	2	14	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長ℓ ℓ<10m ℓ≥10m 延長L	-100 -200 -200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。1施工箇所毎		3-2-14-4	無							
3	2	14	6		アンカー工	削孔深さℓ 配置誤差d せん孔方向θ	設計値以上 100 ±2.5度	全数		3-2-14-6 鉄筋挿入工にも適用する	3	2	14	6		アンカー工	削孔深さℓ 配置誤差d せん孔方向θ	設計値以上 100 ±2.5度	全数		3-2-14-6 鉄筋挿入工にも適用する	無							

改定案（令和7年版）															現行（令和4年版）															改定	
出来形管理基準及び規格値															出来形管理基準及び規格値															有無	改定理由
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	有無	改定理由								
3	2	15	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1.3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-1	3	2	15	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-1	有	【修正】国に準拠								
						厚さ t	-20										厚さ t	-20													
						裏込厚さ	-50										裏込厚さ	-50													
						幅 w ₁ , w ₂	-30										幅 w ₁ , w ₂	-30													
						高さ h	h < 3m	-50									高さ h	h < 3m	-50												
							h ≥ 3m	-100										h ≥ 3m	-100												
						延長 L	-200	1施工箇所毎 1.3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。									延長 L	-200	1施工箇所毎												
3	2	15	2		プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1.3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-2	3	2	15	2		プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-2	有	【修正】国に準拠								
						延長 L	-200	1施工箇所毎 1.3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。									延長 L	-200	1施工箇所毎												
3	2	15	3		補強土壁工 (補強土（テールアルメ）壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1.3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-3	3	2	15	3		補強土壁工 (補強土（テールアルメ）壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-3	有	【修正】国に準拠								
						高さ h	h < 3m	-50									高さ h	h < 3m	-50												
							h ≥ 3m	-100										h ≥ 3m	-100												
						鉛直度△	±0.03hかつ ±300以内										鉛直度△	±0.03hかつ ±300以内													
						控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上										控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上													
						延長 L	-200	1施工箇所毎 1.3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。									延長 L	-200	1施工箇所毎												
3	2	15	4		井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-4	3	2	15	4		井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-4	無									
						法長 θ	θ < 3m	-50									法長 θ	θ < 3m	-50												
							θ ≥ 3m	-100										θ ≥ 3m	-100												
						厚さ t ₁ , t ₂ , t ₃	-50										厚さ t ₁ , t ₂ , t ₃	-50													
						延長 L ₁ , L ₂	-200	1施工箇所毎 θ ≥ 3m									延長 L ₁ , L ₂	-200	1施工箇所毎												

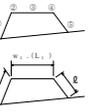
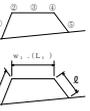
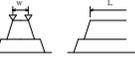
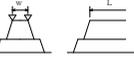
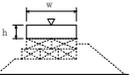
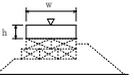
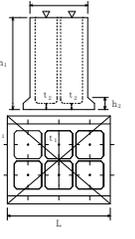
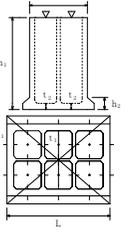
改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定				
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所			単位: mm		
3	土木工事共通編	2	16	3	1	波濤船運転工 (ポンプ波濤船)	電気船 200ps 500ps 1000ps 250ps 420ps 600ps 1350ps	-800~+200 -1000~+200 -1200~+200 -800~+200 -1000~+200 -1200~+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法規、法厚と必要に応じて中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3	土木工事共通編	2	16	3	1	波濤船運転工 (ポンプ波濤船)	電気船 200ps 500ps 1000ps 250ps 420ps 600ps 1350ps	-800~+200 -1000~+200 -1200~+200 -800~+200 -1000~+200 -1200~+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法規、法厚と必要に応じて中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3	無	
3	土木工事共通編	2	16	3	2	波濤船運転工 (グラフ波濤船)	基準高▽ 幅 延長	+200以下 -200 -200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法規、法厚と必要に応じて中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3	土木工事共通編	2	16	3	2	波濤船運転工 (グラフ波濤船)	基準高▽ 幅 延長	+200以下 -200 -200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法規、法厚と必要に応じて中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3	無	
3	土木工事共通編	2	16	3	3	波濤船運転工 (バックホウ波濤船) (面管理の場合)	平均値 個々の計測値 標高較差	0以下 +400以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平表面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。	3-2-16-3	3	土木工事共通編	2	16	3	3	波濤船運転工 (バックホウ波濤船) (面管理の場合)	平均値 個々の計測値 標高較差	0以下 +400以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 河川波濤工事編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平表面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。	3-2-16-3	有	【修正】国内準拠	
3	土木工事共通編	2	18	2	床版工	基準高▽ 幅w 厚さt 鉄筋のかぶり 鉄筋の有効高さ 鉄筋間隔 上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±20 0~+30 -10~+20 設計値以上 ±10 ±20 ±10	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10mmに1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。) 1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。 1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		3	土木工事共通編	2	18	2	床版工	基準高▽ 幅w 厚さt 鉄筋のかぶり 鉄筋の有効高さ 鉄筋間隔 上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±20 0~+30 -10~+20 設計値以上 ±10 ±20 ±10	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10mmに1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。) 1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。 1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		3-2-18-2	有	【修正】図追記		
6	河川編	1	7	4	護岸付属物工	幅w 高さh	-30 -30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		6	河川編	1	7	4	護岸付属物工	幅w 高さh	-30 -30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工事編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		6-1-7-4	有	【修正】国内準拠		

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定		
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所			
6	河川編	1	築堤・護岸	10	水制工	8				6	河川編	1	築堤・護岸	10	水制工	8					無	
						基準高▽	±50	1組毎								基準高▽	±50	1組毎				
						幅w	±300									幅w	±300					
						方向	±7°									方向	±7°					
						延長L	-200									延長L	-200					
6	河川編	1	築堤・護岸	13	光ケーブル配管工	3				6	河川編	1	築堤・護岸	13	光ケーブル配管工	3					無	
						埋設深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。								埋設深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。				
						延長L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】								延長L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】				
6	河川編	1	築堤・護岸	13	光ケーブル配管工	4				6	河川編	1	築堤・護岸	13	光ケーブル配管工	4					無	
						基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合								基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合				
						※厚さ t ₁ ～t ₈	-20									※厚さ t ₁ ～t ₈	-20					
						※幅 w ₁ , w ₂	-30									※幅 w ₁ , w ₂	-30					
						※高さ h ₁ , h ₂	-30									※高さ h ₁ , h ₂	-30					
6	河川編	3	樋門・樋管	5	樋門・樋管本体工	6	1			6	河川編	3	樋門・樋管	5	樋門・樋管本体工	6	1				無	
						基準高▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。								基準高▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。				
						厚さ t ₁ ～t ₈	-20	両側寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所で測定。								厚さ t ₁ ～t ₈	-20	両側寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所で測定。				
						幅 w ₁ , w ₂	-30	プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。								幅 w ₁ , w ₂	-30	プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。				
						内空幅 w ₃	-30									内空幅 w ₃	-30					
						内空高 h ₁	±30									内空高 h ₁	±30					
						延長 L	-200									延長 L	-200					
6	河川編	3	樋門・樋管	5	樋門・樋管本体工	6	2			6	河川編	3	樋門・樋管	5	樋門・樋管本体工	6	2				無	
						基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。								基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
						延長 L	-200	1施工箇所毎								延長 L	-200	1施工箇所毎				
6	河川編	3	樋門・樋管	5	樋門・樋管本体工	7	8			6	河川編	3	樋門・樋管	5	樋門・樋管本体工	7	8				無	
						基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。								基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。				
						厚さ t	-20									厚さ t	-20					
						幅 w	-30									幅 w	-30					
						高さ h	±30									高さ h	±30					
						延長 L	-50									延長 L	-50					
6	河川編	4	水門	6	水門本体工	7	10			6	河川編	4	水門	6	水門本体工	7	10				無	
						基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。								基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。				
						厚さ t	-20									厚さ t	-20					
						幅 w	-30									幅 w	-30					
						高さ h	±30									高さ h	±30					
						延長 L	-50									延長 L	-50					

改定案（令和7年版）														現行（令和4年版）														改定	
出来形管理基準及び規格値														出来形管理基準及び規格値														有無	改定理由
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要								
6	河川	5	6	13	14	開門工 土砂吐工				図面の寸法表示箇所にて測定。	6-5-6-13 6-5-6-14	6	河川	5	6	13	14	開門工 土砂吐工				図面の寸法表示箇所にて測定。	6-5-6-13 6-5-6-14						
						基準高▽	±30										基準高▽	±30											
						厚さ t	-20										厚さ t	-20											
						幅 w	-30										幅 w	-30											
						高さ h	±30										高さ h	±30											
						延長 L	-50										延長 L	-50											
6	河川	5	7	8	9	10	堰本体工 水叩工 土砂吐工			基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。	6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10	6	河川	5	7	8	9	10	堰本体工 水叩工 土砂吐工			基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。	6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10						
						基準高▽	±30									基準高▽	±30												
						厚さ t	-20									厚さ t	-20												
						幅 w	-30									幅 w	-30												
						高さ h	±30									高さ h	±30												
						延長 L	-50									延長 L	-50												
						L < 20m	-50									L < 20m	-50												
						L ≥ 20m	-100									L ≥ 20m	-100												
6	河川	5	8	3	魚道本体工					施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	6-5-8-3	6	河川	5	8	3	魚道本体工					施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	6-5-8-3						
						基準高▽	±30									基準高▽	±30												
						厚さ t ₁ , t ₂	-20									厚さ t ₁ , t ₂	-20												
						幅 w	-30									幅 w	-30												
						高さ h ₁ , h ₂	-30									高さ h ₁ , h ₂	-30												
						延長 L	-200									延長 L	-200												
6	河川	5	9	2	管理橋橋台工					橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定。	6-5-9-2	6	河川	5	9	2	管理橋橋台工					橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定。	6-5-9-2						
						基準高▽	±20									基準高▽	±20												
						厚さ t	-20									厚さ t	-20												
						天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-10									天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-10												
						天端幅 w ₂ (橋軸方向)	-10									天端幅 w ₂ (橋軸方向)	-10												
						敷幅 w ₃ (橋軸方向)	-50									敷幅 w ₃ (橋軸方向)	-50												
						高さ h ₁	-50									高さ h ₁	-50												
						胸壁の高さ h ₂	-30									胸壁の高さ h ₂	-30												
						天端長 θ ₁	-50									天端長 θ ₁	-50												
						敷長 θ ₂	-50									敷長 θ ₂	-50												
						胸壁間距離 θ	±30									胸壁間距離 θ	±30												
						支点長及び 中心線の変化	±50									支点長及び 中心線の変化	±50												
6	河川	6	4	6	機場 排水機場 本体工					図面の表示箇所にて測定。	6-6-4-6	6	河川	6	4	6	機場 排水機場 本体工					図面の表示箇所にて測定。	6-6-4-6						
						基準高▽	±30									基準高▽	±30												
						厚さ t	-20									厚さ t	-20												
						幅 w	-30									幅 w	-30												
						高さ h ₁ , h ₂	±30									高さ h ₁ , h ₂	±30												
						延長 L	-50									延長 L	-50												

改定案（令和7年版）													現行（令和4年版）													改定				
出来形管理基準及び規格値													出来形管理基準及び規格値													有無	改定理由			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要									
6	河川	6	排水	4	機場	燃料貯油槽工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-7	6	河川	6	排水	4	機場	燃料貯油槽工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-7	無						
						厚さ t	-20																							
						幅 w	-30																							
						高さ h	±30																							
						延長 L	-50																							
6	河川	6	排水	5	江砂	コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-5-7	6	河川	6	排水	5	江砂	コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-5-7	無						
						厚さ t	-20																							
						幅 w	-30																							
						高さ h	±30																							
						延長 L	-50																							
6	河川	7	床	4	床	本体工	基準高▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。		6-7-4-6	6	河川	7	床	4	床	本体工	基準高▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。		6-7-4-6	無						
						天端幅 w ₁ , w ₃	-30																							
						堤幅 w ₂	-30																							
						堤長 L ₁ , L ₂	-100																							
						水通し幅 e ₁ , e ₂	±50																							
6	河川	7	床	4	床	水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		6-7-4-8	6	河川	7	床	4	床	水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		6-7-4-8	無						
						厚さ t	-30																							
						幅 w	-100																							
						延長 L	-100																							
6	河川	7	床	5	床	側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		6-7-5-6	6	河川	7	床	5	床	側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		6-7-5-6	無						
						天端幅 w ₁	-30																							
						堤幅 w ₂	-30																							
						長さ L	-100																							
7	河川	1	堤防	5	護岸	場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-5	7	河川	1	堤防	5	護岸	場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-5	無						
						幅 w	-30																							
						高さ h	-30																							
						延長 L	-200																							

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定		
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所			
7	河川	1	5	6	海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7	河川	1	5	6	海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		無		
						ブロック厚 t	-20									ブロック厚 t	-20					
						ブロック縦幅 w ₁	-20									ブロック縦幅 w ₁	-20					
						ブロック横幅 w ₂	-20									ブロック横幅 w ₂	-20					
						延長 L	-200									延長 L	-200					
7	河川	1	6	4	海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7	河川	1	6	4	海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		有	【修正】国に準拠	
						法長φ	φ<5m -100 φ≥5m φ×(-2%)	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。								法長φ	φ<5m -100 φ≥5m φ×(-2%)	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
						厚さ t	-50									厚さ t	-50					
						延長 L	-200									延長 L	-200					
7	河川	1	6	5	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7	河川	1	6	5	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		有	【修正】国に準拠	
						法長φ	φ<3m -50 φ≥3m -100	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。								法長φ	φ<3m -50 φ≥3m -100	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
						厚さ t	t<100 -20 t≥100 -30									厚さ t	t<100 -20 t≥100 -30					
						裏込材厚 t'	-50									裏込材厚 t'	-50					
						延長 L	-200									延長 L	-200					
7	河川	1	8	2	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7	河川	1	8	2	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		無		
						幅 w	-50									幅 w	-50					
						厚さ t	-10									厚さ t	-10					
						基礎厚 t'	-45									基礎厚 t'	-45					
						延長 L	-200									延長 L	-200					
7	河川	1	9	3	波返工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7	河川	1	9	3	波返工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		無		
						幅 w ₁ , w ₂	-30									幅 w ₁ , w ₂	-30					
						高さ h<3m h ₁ , h ₂ , h ₃	-50									高さ h<3m h ₁ , h ₂ , h ₃	-50					
						高さ h≥3m h ₁ , h ₂ , h ₃	-100									高さ h≥3m h ₁ , h ₂ , h ₃	-100					
						延長 L	-200									延長 L	-200					
7	河川	2	4	4	捨石工	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7	河川	2	4	4	捨石工	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		無		
						表面均し	±100									表面均し	±100					
						異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500									異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500					
						荒均し	±300									荒均し	±300					
						異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300									異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300					
						被覆均し	±500									被覆均し	±500					
						異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±300									異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±300					
						法長φ	-100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法則。								法長φ	-100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法則。				
						天端幅 w ₁	-100									天端幅 w ₁	-100					
						天端延長 L ₁	-200									天端延長 L ₁	-200					

改定案（令和7年版）														現行（令和4年版）														改定	
出来形管理基準及び規格値														出来形管理基準及び規格値														有無	改定理由
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要								
7	2	4	5		吸出し防止工	幅w	-300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-4-5	7	2	4	5		吸出し防止工	幅w	-300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-4-5	無							
7	2	4	5		突堤・人工脚	延長L	-500				7	2	4	5		突堤・人工脚	延長L	-500											
7	2	5	2		掃石工	基準高▽	±500	異形ブロック据付面（乱積）の高さ		7-2-5-2	7	2	5	2		掃石工	基準高▽	±500	異形ブロック据付面（乱積）の高さ		7-2-5-2	無							
					異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300																							
					法長ℓ	-100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法則。																						
					天端幅w ₁	-100																							
					天端延長L ₁	-200																							
7	2	5	5		海岸コンクリートブロック工	（層積）ブロック規格26t未満	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長は、センターラインで行う。		7-2-5-5	7	2	5	5		海岸コンクリートブロック工	（層積）ブロック規格26t未満	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長は、センターラインで行う。		7-2-5-5	無							
					（層積）ブロック規格26t以上	±500																							
					（乱積）	±ブロックの高さの1/2																							
					天端幅w	ーブロックの高さの1/2																							
					天端延長L	ーブロックの高さの1/2																							
7	2	5	9		石砕工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-9	7	2	5	9		石砕工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-9	無							
					厚さt	-50																							
					高さh	h<3m	-50																						
						h≥3m	-100																						
					延長L	-200	1施工箇所毎																						
7	2	5	10		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-10	7	2	5	10		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-10	無							
					幅w	-30																							
					高さh	-30																							
					延長L	-200																							
7	2	5	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	パラストの基準高▽	±100	各室中央部1ヶ所		7-2-5-11	7	2	5	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	パラストの基準高▽	±100	各室中央部1ヶ所		7-2-5-11	無							
					砕石、砂	±100																							
					コンクリート	±50																							
					壁厚t ₁	±10	底版完成時、各壁1ヶ所																						
					幅w	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端																						
					高さh ₁	+30, -10	完成時、四隅																						
					長さL	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端																						
					底版厚さt ₂	+30, -10	底版完成時、各室中央部1ヶ所																						
					フーチング高さh ₂	+30, -10	底版完成時、四隅																						

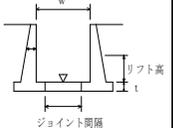
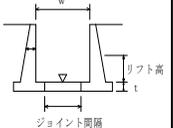
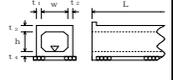
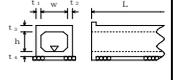
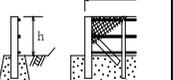
改定案（令和7年版）													現行（令和4年版）													改定		
出来形管理基準及び規格値													出来形管理基準及び規格値													有無	改定理由	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要							
7	河川 海岸 編	2	突堤・ 人工 工事	5	突堤 本体 工事	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量2000 t未満 ±100 ケーソン重量2000 t以上 ±150	据付完了後、両端2ヶ所	7-2-5-11	7	河川 海岸 編	2	突堤・ 人工 工事	5	突堤 本体 工事	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量2000 t未満 ±100 ケーソン重量2000 t以上 ±150	据付完了後、両端2ヶ所	7-2-5-11	無		
										据付目地間隔 1'、2' ケーソン重量2000 t未満 100以下 ケーソン重量2000 t以上 200以下	据付完了後、天端2ヶ所												据付完了後、天端2ヶ所					
7	河川 海岸 編	2	突堤・ 人工 工事	5	突堤 本体 工事	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 揚所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高▽	陸上 ±30 水中 ±50 厚さ t ±30 幅 w ±30 長さ L ±30	1室につき1ヶ所(中心)	7-2-5-11	7	河川 海岸 編	2	突堤・ 人工 工事	5	突堤 本体 工事	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 揚所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高▽	陸上 ±30 水中 ±50 厚さ t ±30 幅 w ±30 長さ L ±30	1室につき1ヶ所(中心)	7-2-5-11	無		
7	河川 海岸 編	2	突堤・ 人工 工事	5	突堤 本体 工事	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 t	±10	型枠取外し後全数	7-2-5-12	7	河川 海岸 編	2	突堤・ 人工 工事	5	突堤 本体 工事	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 t	±10	型枠取外し後全数	7-2-5-12	無		
7	河川 海岸 編	2	突堤・ 人工 工事	5	突堤 本体 工事	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段 毎)	7-2-5-12	7	河川 海岸 編	2	突堤・ 人工 工事	5	突堤 本体 工事	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段 毎)	7-2-5-12	無		
7	河川 海岸 編	2	突堤・ 人工 工事	5	突堤 本体 工事	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 揚所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高▽	陸上 ±30 水中 ±50 厚さ t ±30 幅 w ±30 長さ L ±30	1室につき1ヶ所(中心)	7-2-5-12	7	河川 海岸 編	2	突堤・ 人工 工事	5	突堤 本体 工事	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 揚所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高▽	陸上 ±30 水中 ±50 厚さ t ±30 幅 w ±30 長さ L ±30	1室につき1ヶ所(中心)	7-2-5-12	無		
7	河川 海岸 編	2	突堤・ 人工 工事	6	根 固め 工事	2		捨石工	異形アロップ据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。	7-2-6-2	7	河川 海岸 編	2	突堤・ 人工 工事	6	根 固め 工事	2		捨石工	異形アロップ据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。	7-2-6-2	無		
									異形アロップ据付面 (乱積)以外の高 さ	±300											異形アロップ据付面 (乱積)以外の高 さ	±300						
									法長φ	-100	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所、延長はセンターライン 及び表裏法則。											幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所、延長はセンターライン 及び表裏法則。						
7	河川 海岸 編	2	突堤・ 人工 工事	6	根 固め 工事	3		根固めブロック工	層積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。	7-2-6-3	7	河川 海岸 編	2	突堤・ 人工 工事	6	根 固め 工事	3		根固めブロック工	層積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。	7-2-6-3	無		
									乱積	±t/2												乱積	±t/2					
									厚さ t	-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。											厚さ t	-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。				
									幅 w ₁ w ₂	-20												幅 w ₁ w ₂	-20					
									乱積	-t/2												乱積	-t/2					
									延長 L ₁ L ₂	-200	1施工箇所毎											延長 L ₁ L ₂	-200	1施工箇所毎				
									乱積	-t/2												乱積	-t/2					
7	河川 海岸 編	2	突堤・ 人工 工事	7	消波 工事	3		消波ブロック工	層積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。	7-2-7-3	7	河川 海岸 編	2	突堤・ 人工 工事	7	消波 工事	3		消波ブロック工	層積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。	7-2-7-3	無		
									乱積	±t/2												乱積	±t/2					
									厚さ t	-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。											厚さ t	-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。				
									幅 w ₁ w ₂	-20												幅 w ₁ w ₂	-20					
									延長 L ₁ L ₂	-200												延長 L ₁ L ₂	-200					

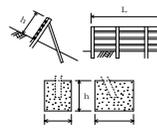
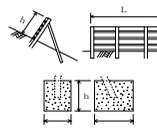
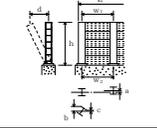
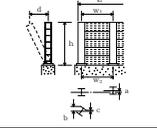
改定案（令和7年版）											現行（令和4年版）											改定			
出来形管理基準及び規格値											出来形管理基準及び規格値											有無	改定理由		
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位：mm	編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準			測定箇所	単位：mm
7	河川海浜	3	3		掃石工		本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	7-3-3-3		7	河川海浜	3	3		掃石工		本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	7-3-3-3			
							異形ブロック撥付面(乱積)の高さ	±500										異形ブロック撥付面(乱積)の高さ	±500						
							異形ブロック撥付面(乱積)以外の高さ	±300											異形ブロック撥付面(乱積)以外の高さ	±300					
							被覆均し	±500											被覆均し	±500					
							異形ブロック撥付面(乱積)以外の高さ	±300											異形ブロック撥付面(乱積)以外の高さ	±300					
							法長ℓ	-100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法則。									法長ℓ	-100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法則。					
							天端幅w ₁	-100										天端幅w ₁	-100						
							天端延長L ₁	-200										天端延長L ₁	-200						
8	砂防	1	3	4	鋼製堰堤仮設材製作工		部材	部材長ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	図面の寸法表示箇所にて測定。	8-1-3-4	8	砂防	1	3	4	鋼製堰堤仮設材製作工		部材	部材長ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	図面の寸法表示箇所にて測定。	8-1-3-4		
8	砂防	1	8	4	コンクリート堰堤本体工		基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	8-1-8-4	8	砂防	1	8	4	コンクリート堰堤本体工		基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。	8-1-8-4	有	【修正】図に準拠		
							天端部w ₁ , w ₃ 堤幅w ₂	-30									天端部w ₁ , w ₃ 堤幅w ₂	-30							
							水通しの幅ℓ ₁ , ℓ ₂	±50										水通しの幅ℓ ₁ , ℓ ₂	±50						
							堤長L ₁ , L ₂	-100										堤長L ₁ , L ₂	-100						
8	砂防	1	8	6	コンクリート側壁工		基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	8-1-8-6	8	砂防	1	8	6	コンクリート側壁工		基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。	8-1-8-6	有	【修正】図に準拠		
							幅w ₁ , w ₂	-30									幅w ₁ , w ₂	-30							
							長さL	-100										長さL	-100						
8	砂防	1	8	8	水叩工		基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	8-1-8-8	8	砂防	1	8	8	水叩工		基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	8-1-8-8	有	【修正】図に準拠		
							幅w	-100									幅w	-100							
							厚さt	-30										厚さt	-30						
							延長L	-100										延長L	-100						
8	砂防	1	9	5	鋼製堰堤本体工 (不透型)		堤高▽	±50	1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。	8-1-9-5	8	砂防	1	9	5	鋼製堰堤本体工 (不透型)		堤高▽	±50	1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。	8-1-9-5				
							長さℓ ₁ , ℓ ₂	±100									長さℓ ₁ , ℓ ₂	±100							
							幅w ₁ , w ₃	±50										幅w ₁ , w ₃	±50						
							下流側倒れ△	±0.02H1										下流側倒れ△	±0.02H1						
							袖高▽	±50										袖高▽	±50						
							幅w ₂	±50										幅w ₂	±50						
							下流側倒れ△	±0.02H2										下流側倒れ△	±0.02H2						

改定案（令和7年版）											現行（令和4年版）											改定			
出来形管理基準及び規格値											出来形管理基準及び規格値											有無	改定理由		
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長L	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。		8-1-9-5	8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長L	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。		8-1-9-5	無			
						堤長l	±10														堤長l	±10			
						堤幅W	±30														堤幅W	±30			
						堤幅w	±10														堤幅w	±10			
						高さH	±10														高さH	±10			
						高さh	±10										高さh	±10							
					(次頁に続く)											(次頁に続く)									
8	1	9	5	2	鋼製側壁工	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6	8	1	9	5	2	鋼製側壁工	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6	無			
						長さL	±100														長さL	±100			
						幅w ₁ , w ₂	±50														幅w ₁ , w ₂	±50			
						下流側倒れ△	±0.02H														下流側倒れ△	±0.02H			
						高さh	h < 3m h ≥ 3m			-50 -100											高さh	h < 3m h ≥ 3m	-50 -100		

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所			単位: mm	単位: mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
8	2	5	8		魚道工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-2-5-8	8	2	5	8		魚道工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-2-5-8	無																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
						幅w	-30									幅w	-30													高さh ₁ , h ₂	-30									高さh ₁ , h ₂	-30													厚さt ₁ , t ₂	-20									厚さt ₁ , t ₂	-20													延長L	-200									延長L	-200							8	3	6	4		山腹明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-3-6-4	8	3	6	4		山腹明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-3-6-4	無								厚さt ₁ , t ₂	-20									厚さt ₁ , t ₂	-20												幅w	-30									幅w	-30													幅w ₁ , w ₂	-50									幅w ₁ , w ₂	-50												高さh ₁ , h ₂	-30									高さh ₁ , h ₂	-30												深さh ₃	-30									深さh ₃	-30												延長L	-200									延長L	-200						8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さe	設計値以上	全数		8-3-7-4	8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さe	設計値以上	全数		8-3-7-4	無								配置誤差d	100									配置誤差d	100												せん孔方向θ	±2.5度		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$							せん孔方向θ	±2.5度		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$				8	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		8-3-7-5	8	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		8-3-7-5	無								偏心量d	150									偏心量d	150												長さL	-100									長さL	-100												巻立て幅w	-50									巻立て幅w	-50												巻立て厚さt	-30									巻立て厚さt	-30															$d = \sqrt{x^2 + y^2}$										$d = \sqrt{x^2 + y^2}$					8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	無								偏心量d	D/4以内かつ100以内									偏心量d	D/4以内かつ100以内						9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	無								天端幅	±20									天端幅	±20												ジョイント間隔	±30									ジョイント間隔	±30												リフト高	±50									リフト高	±50												堤幅	-30, +50									堤幅	-30, +50												堤長	-100									堤長	-100															J:ジョイント										J:ジョイント				
						高さh ₁ , h ₂	-30									高さh ₁ , h ₂	-30													厚さt ₁ , t ₂	-20									厚さt ₁ , t ₂	-20													延長L	-200									延長L	-200							8	3	6	4		山腹明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-3-6-4	8	3	6	4		山腹明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-3-6-4	無								厚さt ₁ , t ₂	-20									厚さt ₁ , t ₂	-20												幅w	-30									幅w	-30													幅w ₁ , w ₂	-50									幅w ₁ , w ₂	-50												高さh ₁ , h ₂	-30									高さh ₁ , h ₂	-30												深さh ₃	-30									深さh ₃	-30												延長L	-200									延長L	-200						8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さe	設計値以上	全数		8-3-7-4	8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さe	設計値以上	全数		8-3-7-4	無								配置誤差d	100									配置誤差d	100												せん孔方向θ	±2.5度		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$							せん孔方向θ	±2.5度		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$				8	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		8-3-7-5	8	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		8-3-7-5	無								偏心量d	150									偏心量d	150												長さL	-100									長さL	-100												巻立て幅w	-50									巻立て幅w	-50												巻立て厚さt	-30									巻立て厚さt	-30															$d = \sqrt{x^2 + y^2}$										$d = \sqrt{x^2 + y^2}$					8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	無								偏心量d	D/4以内かつ100以内									偏心量d	D/4以内かつ100以内						9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	無								天端幅	±20									天端幅	±20												ジョイント間隔	±30									ジョイント間隔	±30												リフト高	±50									リフト高	±50												堤幅	-30, +50									堤幅	-30, +50												堤長	-100									堤長	-100															J:ジョイント										J:ジョイント																												
						厚さt ₁ , t ₂	-20									厚さt ₁ , t ₂	-20													延長L	-200									延長L	-200							8	3	6	4		山腹明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-3-6-4	8	3	6	4		山腹明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-3-6-4	無								厚さt ₁ , t ₂	-20									厚さt ₁ , t ₂	-20												幅w	-30									幅w	-30													幅w ₁ , w ₂	-50									幅w ₁ , w ₂	-50												高さh ₁ , h ₂	-30									高さh ₁ , h ₂	-30												深さh ₃	-30									深さh ₃	-30												延長L	-200									延長L	-200						8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さe	設計値以上	全数		8-3-7-4	8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さe	設計値以上	全数		8-3-7-4	無								配置誤差d	100									配置誤差d	100												せん孔方向θ	±2.5度		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$							せん孔方向θ	±2.5度		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$				8	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		8-3-7-5	8	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		8-3-7-5	無								偏心量d	150									偏心量d	150												長さL	-100									長さL	-100												巻立て幅w	-50									巻立て幅w	-50												巻立て厚さt	-30									巻立て厚さt	-30															$d = \sqrt{x^2 + y^2}$										$d = \sqrt{x^2 + y^2}$					8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	無								偏心量d	D/4以内かつ100以内									偏心量d	D/4以内かつ100以内						9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	無								天端幅	±20									天端幅	±20												ジョイント間隔	±30									ジョイント間隔	±30												リフト高	±50									リフト高	±50												堤幅	-30, +50									堤幅	-30, +50												堤長	-100									堤長	-100															J:ジョイント										J:ジョイント																																																				
						延長L	-200									延長L	-200							8	3	6	4		山腹明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-3-6-4	8	3	6	4		山腹明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-3-6-4	無								厚さt ₁ , t ₂	-20									厚さt ₁ , t ₂	-20												幅w	-30									幅w	-30													幅w ₁ , w ₂	-50									幅w ₁ , w ₂	-50												高さh ₁ , h ₂	-30									高さh ₁ , h ₂	-30												深さh ₃	-30									深さh ₃	-30												延長L	-200									延長L	-200						8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さe	設計値以上	全数		8-3-7-4	8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さe	設計値以上	全数		8-3-7-4	無								配置誤差d	100									配置誤差d	100												せん孔方向θ	±2.5度		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$							せん孔方向θ	±2.5度		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$				8	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		8-3-7-5	8	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		8-3-7-5	無								偏心量d	150									偏心量d	150												長さL	-100									長さL	-100												巻立て幅w	-50									巻立て幅w	-50												巻立て厚さt	-30									巻立て厚さt	-30															$d = \sqrt{x^2 + y^2}$										$d = \sqrt{x^2 + y^2}$					8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	無								偏心量d	D/4以内かつ100以内									偏心量d	D/4以内かつ100以内						9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	無								天端幅	±20									天端幅	±20												ジョイント間隔	±30									ジョイント間隔	±30												リフト高	±50									リフト高	±50												堤幅	-30, +50									堤幅	-30, +50												堤長	-100									堤長	-100															J:ジョイント										J:ジョイント																																																																												
8	3	6	4		山腹明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-3-6-4	8	3	6	4		山腹明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-3-6-4	無																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
						厚さt ₁ , t ₂	-20									厚さt ₁ , t ₂	-20												幅w	-30									幅w	-30													幅w ₁ , w ₂	-50									幅w ₁ , w ₂	-50												高さh ₁ , h ₂	-30									高さh ₁ , h ₂	-30												深さh ₃	-30									深さh ₃	-30												延長L	-200									延長L	-200						8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さe	設計値以上	全数		8-3-7-4	8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さe	設計値以上	全数		8-3-7-4	無								配置誤差d	100									配置誤差d	100												せん孔方向θ	±2.5度		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$							せん孔方向θ	±2.5度		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$				8	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		8-3-7-5	8	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		8-3-7-5	無								偏心量d	150									偏心量d	150												長さL	-100									長さL	-100												巻立て幅w	-50									巻立て幅w	-50												巻立て厚さt	-30									巻立て厚さt	-30															$d = \sqrt{x^2 + y^2}$										$d = \sqrt{x^2 + y^2}$					8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	無								偏心量d	D/4以内かつ100以内									偏心量d	D/4以内かつ100以内						9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	無								天端幅	±20									天端幅	±20												ジョイント間隔	±30									ジョイント間隔	±30												リフト高	±50									リフト高	±50												堤幅	-30, +50									堤幅	-30, +50												堤長	-100									堤長	-100															J:ジョイント										J:ジョイント																																																																																																																												
						幅w	-30									幅w	-30													幅w ₁ , w ₂	-50									幅w ₁ , w ₂	-50												高さh ₁ , h ₂	-30									高さh ₁ , h ₂	-30												深さh ₃	-30									深さh ₃	-30												延長L	-200									延長L	-200						8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さe	設計値以上	全数		8-3-7-4	8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さe	設計値以上	全数		8-3-7-4	無								配置誤差d	100									配置誤差d	100												せん孔方向θ	±2.5度		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$							せん孔方向θ	±2.5度		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$				8	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		8-3-7-5	8	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		8-3-7-5	無								偏心量d	150									偏心量d	150												長さL	-100									長さL	-100												巻立て幅w	-50									巻立て幅w	-50												巻立て厚さt	-30									巻立て厚さt	-30															$d = \sqrt{x^2 + y^2}$										$d = \sqrt{x^2 + y^2}$					8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	無								偏心量d	D/4以内かつ100以内									偏心量d	D/4以内かつ100以内						9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	無								天端幅	±20									天端幅	±20												ジョイント間隔	±30									ジョイント間隔	±30												リフト高	±50									リフト高	±50												堤幅	-30, +50									堤幅	-30, +50												堤長	-100									堤長	-100															J:ジョイント										J:ジョイント																																																																																																																																																			
						幅w ₁ , w ₂	-50									幅w ₁ , w ₂	-50												高さh ₁ , h ₂	-30									高さh ₁ , h ₂	-30												深さh ₃	-30									深さh ₃	-30												延長L	-200									延長L	-200						8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さe	設計値以上	全数		8-3-7-4	8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さe	設計値以上	全数		8-3-7-4	無								配置誤差d	100									配置誤差d	100												せん孔方向θ	±2.5度		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$							せん孔方向θ	±2.5度		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$				8	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		8-3-7-5	8	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		8-3-7-5	無								偏心量d	150									偏心量d	150												長さL	-100									長さL	-100												巻立て幅w	-50									巻立て幅w	-50												巻立て厚さt	-30									巻立て厚さt	-30															$d = \sqrt{x^2 + y^2}$										$d = \sqrt{x^2 + y^2}$					8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	無								偏心量d	D/4以内かつ100以内									偏心量d	D/4以内かつ100以内						9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	無								天端幅	±20									天端幅	±20												ジョイント間隔	±30									ジョイント間隔	±30												リフト高	±50									リフト高	±50												堤幅	-30, +50									堤幅	-30, +50												堤長	-100									堤長	-100															J:ジョイント										J:ジョイント																																																																																																																																																																											
						高さh ₁ , h ₂	-30									高さh ₁ , h ₂	-30												深さh ₃	-30									深さh ₃	-30												延長L	-200									延長L	-200						8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さe	設計値以上	全数		8-3-7-4	8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さe	設計値以上	全数		8-3-7-4	無								配置誤差d	100									配置誤差d	100												せん孔方向θ	±2.5度		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$							せん孔方向θ	±2.5度		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$				8	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		8-3-7-5	8	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		8-3-7-5	無								偏心量d	150									偏心量d	150												長さL	-100									長さL	-100												巻立て幅w	-50									巻立て幅w	-50												巻立て厚さt	-30									巻立て厚さt	-30															$d = \sqrt{x^2 + y^2}$										$d = \sqrt{x^2 + y^2}$					8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	無								偏心量d	D/4以内かつ100以内									偏心量d	D/4以内かつ100以内						9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	無								天端幅	±20									天端幅	±20												ジョイント間隔	±30									ジョイント間隔	±30												リフト高	±50									リフト高	±50												堤幅	-30, +50									堤幅	-30, +50												堤長	-100									堤長	-100															J:ジョイント										J:ジョイント																																																																																																																																																																																																		
						深さh ₃	-30									深さh ₃	-30												延長L	-200									延長L	-200						8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さe	設計値以上	全数		8-3-7-4	8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さe	設計値以上	全数		8-3-7-4	無								配置誤差d	100									配置誤差d	100												せん孔方向θ	±2.5度		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$							せん孔方向θ	±2.5度		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$				8	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		8-3-7-5	8	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		8-3-7-5	無								偏心量d	150									偏心量d	150												長さL	-100									長さL	-100												巻立て幅w	-50									巻立て幅w	-50												巻立て厚さt	-30									巻立て厚さt	-30															$d = \sqrt{x^2 + y^2}$										$d = \sqrt{x^2 + y^2}$					8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	無								偏心量d	D/4以内かつ100以内									偏心量d	D/4以内かつ100以内						9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	無								天端幅	±20									天端幅	±20												ジョイント間隔	±30									ジョイント間隔	±30												リフト高	±50									リフト高	±50												堤幅	-30, +50									堤幅	-30, +50												堤長	-100									堤長	-100															J:ジョイント										J:ジョイント																																																																																																																																																																																																																									
						延長L	-200									延長L	-200						8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さe	設計値以上	全数		8-3-7-4	8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さe	設計値以上	全数		8-3-7-4	無								配置誤差d	100									配置誤差d	100												せん孔方向θ	±2.5度		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$							せん孔方向θ	±2.5度		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$				8	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		8-3-7-5	8	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		8-3-7-5	無								偏心量d	150									偏心量d	150												長さL	-100									長さL	-100												巻立て幅w	-50									巻立て幅w	-50												巻立て厚さt	-30									巻立て厚さt	-30															$d = \sqrt{x^2 + y^2}$										$d = \sqrt{x^2 + y^2}$					8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	無								偏心量d	D/4以内かつ100以内									偏心量d	D/4以内かつ100以内						9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	無								天端幅	±20									天端幅	±20												ジョイント間隔	±30									ジョイント間隔	±30												リフト高	±50									リフト高	±50												堤幅	-30, +50									堤幅	-30, +50												堤長	-100									堤長	-100															J:ジョイント										J:ジョイント																																																																																																																																																																																																																																																
8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さe	設計値以上	全数		8-3-7-4	8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さe	設計値以上	全数		8-3-7-4	無																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
						配置誤差d	100									配置誤差d	100												せん孔方向θ	±2.5度		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$							せん孔方向θ	±2.5度		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$				8	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		8-3-7-5	8	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		8-3-7-5	無								偏心量d	150									偏心量d	150												長さL	-100									長さL	-100												巻立て幅w	-50									巻立て幅w	-50												巻立て厚さt	-30									巻立て厚さt	-30															$d = \sqrt{x^2 + y^2}$										$d = \sqrt{x^2 + y^2}$					8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	無								偏心量d	D/4以内かつ100以内									偏心量d	D/4以内かつ100以内						9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	無								天端幅	±20									天端幅	±20												ジョイント間隔	±30									ジョイント間隔	±30												リフト高	±50									リフト高	±50												堤幅	-30, +50									堤幅	-30, +50												堤長	-100									堤長	-100															J:ジョイント										J:ジョイント																																																																																																																																																																																																																																																																																															
						せん孔方向θ	±2.5度		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$							せん孔方向θ	±2.5度		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$				8	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		8-3-7-5	8	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		8-3-7-5	無								偏心量d	150									偏心量d	150												長さL	-100									長さL	-100												巻立て幅w	-50									巻立て幅w	-50												巻立て厚さt	-30									巻立て厚さt	-30															$d = \sqrt{x^2 + y^2}$										$d = \sqrt{x^2 + y^2}$					8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	無								偏心量d	D/4以内かつ100以内									偏心量d	D/4以内かつ100以内						9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	無								天端幅	±20									天端幅	±20												ジョイント間隔	±30									ジョイント間隔	±30												リフト高	±50									リフト高	±50												堤幅	-30, +50									堤幅	-30, +50												堤長	-100									堤長	-100															J:ジョイント										J:ジョイント																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
8	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		8-3-7-5	8	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		8-3-7-5	無																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
						偏心量d	150									偏心量d	150												長さL	-100									長さL	-100												巻立て幅w	-50									巻立て幅w	-50												巻立て厚さt	-30									巻立て厚さt	-30															$d = \sqrt{x^2 + y^2}$										$d = \sqrt{x^2 + y^2}$					8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	無								偏心量d	D/4以内かつ100以内									偏心量d	D/4以内かつ100以内						9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	無								天端幅	±20									天端幅	±20												ジョイント間隔	±30									ジョイント間隔	±30												リフト高	±50									リフト高	±50												堤幅	-30, +50									堤幅	-30, +50												堤長	-100									堤長	-100															J:ジョイント										J:ジョイント																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
						長さL	-100									長さL	-100												巻立て幅w	-50									巻立て幅w	-50												巻立て厚さt	-30									巻立て厚さt	-30															$d = \sqrt{x^2 + y^2}$										$d = \sqrt{x^2 + y^2}$					8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	無								偏心量d	D/4以内かつ100以内									偏心量d	D/4以内かつ100以内						9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	無								天端幅	±20									天端幅	±20												ジョイント間隔	±30									ジョイント間隔	±30												リフト高	±50									リフト高	±50												堤幅	-30, +50									堤幅	-30, +50												堤長	-100									堤長	-100															J:ジョイント										J:ジョイント																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						巻立て幅w	-50									巻立て幅w	-50												巻立て厚さt	-30									巻立て厚さt	-30															$d = \sqrt{x^2 + y^2}$										$d = \sqrt{x^2 + y^2}$					8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	無								偏心量d	D/4以内かつ100以内									偏心量d	D/4以内かつ100以内						9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	無								天端幅	±20									天端幅	±20												ジョイント間隔	±30									ジョイント間隔	±30												リフト高	±50									リフト高	±50												堤幅	-30, +50									堤幅	-30, +50												堤長	-100									堤長	-100															J:ジョイント										J:ジョイント																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
						巻立て厚さt	-30									巻立て厚さt	-30															$d = \sqrt{x^2 + y^2}$										$d = \sqrt{x^2 + y^2}$					8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	無								偏心量d	D/4以内かつ100以内									偏心量d	D/4以内かつ100以内						9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	無								天端幅	±20									天端幅	±20												ジョイント間隔	±30									ジョイント間隔	±30												リフト高	±50									リフト高	±50												堤幅	-30, +50									堤幅	-30, +50												堤長	-100									堤長	-100															J:ジョイント										J:ジョイント																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
									$d = \sqrt{x^2 + y^2}$										$d = \sqrt{x^2 + y^2}$					8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	無								偏心量d	D/4以内かつ100以内									偏心量d	D/4以内かつ100以内						9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	無								天端幅	±20									天端幅	±20												ジョイント間隔	±30									ジョイント間隔	±30												リフト高	±50									リフト高	±50												堤幅	-30, +50									堤幅	-30, +50												堤長	-100									堤長	-100															J:ジョイント										J:ジョイント																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6	無																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
						偏心量d	D/4以内かつ100以内									偏心量d	D/4以内かつ100以内						9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	無								天端幅	±20									天端幅	±20												ジョイント間隔	±30									ジョイント間隔	±30												リフト高	±50									リフト高	±50												堤幅	-30, +50									堤幅	-30, +50												堤長	-100									堤長	-100															J:ジョイント										J:ジョイント																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4	無																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
						天端幅	±20									天端幅	±20												ジョイント間隔	±30									ジョイント間隔	±30												リフト高	±50									リフト高	±50												堤幅	-30, +50									堤幅	-30, +50												堤長	-100									堤長	-100															J:ジョイント										J:ジョイント																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
						ジョイント間隔	±30									ジョイント間隔	±30												リフト高	±50									リフト高	±50												堤幅	-30, +50									堤幅	-30, +50												堤長	-100									堤長	-100															J:ジョイント										J:ジョイント																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
						リフト高	±50									リフト高	±50												堤幅	-30, +50									堤幅	-30, +50												堤長	-100									堤長	-100															J:ジョイント										J:ジョイント																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
						堤幅	-30, +50									堤幅	-30, +50												堤長	-100									堤長	-100															J:ジョイント										J:ジョイント																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
						堤長	-100									堤長	-100															J:ジョイント										J:ジョイント																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
									J:ジョイント										J:ジョイント																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

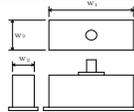
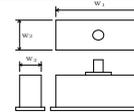
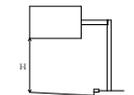
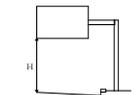
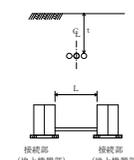
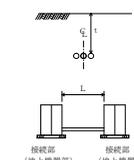
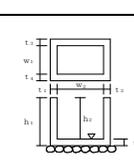
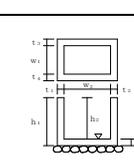
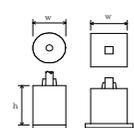
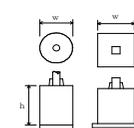
改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定			
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所			単位：mm	単位：mm
9	ダム	1	4		コンクリートダム工 (水叩)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(敷高)、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さ、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		9	ダム	1	4		コンクリートダム工 (水叩)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(敷高)、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さ、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		9-1-4	9-1-4	無	
9	ダム	1	4		コンクリートダム工 (副ダム)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接点部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごとと上堤端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		9	ダム	1	4		コンクリートダム工 (副ダム)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下両面型枠と水平打継目の接点部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごとと上堤端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		9-1-4	9-1-4	無	
9	ダム	1	4		コンクリートダム工 (導流壁)	天端高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。 なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接点部とする。 ③長さ、天端中心線の水平延長又は、測点に直交する水平延長を測定。		9	ダム	1	4		コンクリートダム工 (導流壁)	天端高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。 なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接点部とする。 ③長さ、天端中心線の水平延長又は、測点に直交する水平延長を測定。		9-1-4	9-1-4	無	
9	ダム	2	4	5	コアの盛立	基準高▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種(タンピングロータ)の場合		9	ダム	2	4	5	コアの盛立	基準高▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種(タンピングロータ)の場合		9-2-4-5	9-2-4-5	無	
9	ダム	2	4	6	フィルターの盛立	基準高▽	-0	各測点について5層毎に測定。		9	ダム	2	4	6	フィルターの盛立	基準高▽	-0	各測点について5層毎に測定。		9-2-4-6	9-2-4-6	無	
9	ダム	2	4	7	ロックの盛立	基準高▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		9	ダム	2	4	7	ロックの盛立	基準高▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		9-2-4-7	9-2-4-7	無	
						外側境界線	-0, +500									外側境界線	-0, +500						
						外側境界線	-0, +1000									外側境界線	-0, +1000						
						盛立幅	-0, +1000									盛立幅	-0, +1000						
						外側境界線	-0, +2000									外側境界線	-0, +2000						

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定			
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所				
9 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム (洪水吐)	基準高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所		9-2	9 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム (洪水吐)	基準高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所		9-2	無	
						ジョイント間隔	±30																
						厚さ t	±20																
						幅 w	±40																
						リフト高さ	±20																
長さ L	±100																						
9 ダム 編	3 基礎 グラウチ ング				ボーリング工	深度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面 で行うカーテッジラウトに適用する。		9-3-3	9 ダム 編	3 基礎 グラウチ ング			ボーリング工	深度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面 で行うカーテッジラウトに適用する。		9-3-3	無		
						配置誤差	100																
10 道路 編	1 道路 改良	3 工 場 製 作 工	2		遮音壁支柱製作工	部材 部材長φ (m)	±3~φ≤10 ±4~φ>10	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-3-2	10 道路 編	1 道路 改良	3 工 場 製 作 工	2	遮音壁支柱製作工	部材 部材長φ (m)	±3~φ≤10 ±4~φ>10	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-3-2	無		
10 道路 編	1 道路 改良	9 カ ル バ ー ト 工	6		場所打面渠工	基準高▽	±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇 所にて測定。		10-1-9-6	10 道路 編	1 道路 改良	9 カ ル バ ー ト 工	6	場所打面渠工	基準高▽	±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇 所にて測定。		10-1-9-6	無		
						厚さ t ₁ ~t ₄	-20																
						幅 (内法) w	-30																
						高さ h	±30																
						延長 L	L<20m -50 L≥20m -100																
10 道路 編	1 道路 改良	11 落 石 雪 害 防 止 工	4		落石防止網工	幅 w	-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測定の管理 方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」の規定により管 理を行う場合は、延長の変化点で測 定。		10-1-11-4	10 道路 編	1 道路 改良	11 落 石 雪 害 防 止 工	4	落石防止網工	幅 w	-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測定の管理 方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」の規定により管 理を行う場合は、延長の変化点で測 定。		10-1-11-4	有	【修正】 国に準拠	
						延長 L	-200																
10 道路 編	1 道路 改良	11 落 石 雪 害 防 止 工	5		落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測定の管理 方法を用いることができる。		10-1-11-5	10 道路 編	1 道路 改良	11 落 石 雪 害 防 止 工	5	落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測定の管理 方法を用いることができる。		10-1-11-5	有	【修正】 国に準拠	
						延長 L	-200																
10 道路 編	1 道路 改良	11 落 石 雪 害 防 止 工	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測定の管理 方法を用いることができる。		10-1-11-6	10 道路 編	1 道路 改良	11 落 石 雪 害 防 止 工	6	防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測定の管理 方法を用いることができる。		10-1-11-6	有	【修正】 国に準拠	
						延長 L	-200																
						基礎 幅 w ₁ , w ₂	-30									基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測定の管理 方法を用いることができる。							基礎 高さ h

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定			
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由		
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所				
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止 工	7		雪崩予防備工	高さh	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-7	10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止 工	7		雪崩予防備工	高さh	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-7	無	
						延長L	-200	1施工箇所毎															
						基礎	幅w ₁ , w ₂	-30									基礎1基毎						
							高さh	-30															
						アンカー長	打込みθ	-10%									全数						
埋込みθ	-5%																						
10 道路 編	1 道路 改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅w	-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-12-4	10 道路 編	1 道路 改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅w	-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-12-4	無	
						高さh	-30																
						延長L	-200	1施工箇所毎															
10 道路 編	1 道路 改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	間隔w ₁ , w ₂	±15	施工延長5スパンにつき1ヶ所		10-1-12-5	10 道路 編	1 道路 改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	間隔w ₁ , w ₂	±15	施工延長5スパンにつき1ヶ所		10-1-12-5	無	
						ずれa	10																
						ねじれb-c	5																
						倒れd	h×0.5%																
						高さh	+30, -20																
						延長L	-200										1施工箇所毎						

改定案（令和7年版）														現行（令和4年版）														改定													
出来形管理基準及び規格値														出来形管理基準及び規格値														有 無 改定理由													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	単 位 : mm	要 約	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	単 位 : mm	要 約														
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)													個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)																			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上												中規模以上	小規模以下	中規模以上																		
10 道 路 編	2 舗 装 工	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—		基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所幅り起して測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。	10-2-4			10 道 路 編	2 舗 装 工	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—		基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所幅り起して測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。	10-2-4			10 道 路 編	2 舗 装 工	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—		基準高は、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4	有	【修正】因に準拠
						厚さ	t < 15cm	-30	-10											厚さ	t < 15cm	-30	-10																		
							t ≥ 15cm	-45	-15												t ≥ 15cm	-45	-15																		
							幅	-100	—												幅	-100	—																		
10 道 路 編	2 舗 装 工	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3		幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ※3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の規定による測点の管理方法を用いることができる。	10-2-4		10 道 路 編	2 舗 装 工	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3		幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。	10-2-4			10 道 路 編	2 舗 装 工	4 舗 装 工		歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3		厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4	有	【修正】因に準拠		
						幅	-25	—											幅	-25	—																				

出来形管理基準及び規格値(案)

改定案(令和7年版)										現行(令和4年版)										改定	
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所		
10	2	5	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は90m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	10-2-5-9	10	2	5	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は90m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工種計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	10-2-5-9	有	【修正】国に準拠
						延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。								延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工種計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
10	2	7	4		路掛版工 (コンクリート工)	基準高	±20	1ヶ所/1路掛版	10-2-7-4	10	2	7	4		路掛版工 (コンクリート工)	基準高	±20	1ヶ所/1路掛版	10-2-7-4		無
						各部の厚さ	±20	1ヶ所/1路掛版								各部の厚さ	±20	1ヶ所/1路掛版			
						各部の長さ	±30	1ヶ所/1路掛版								各部の長さ	±30	1ヶ所/1路掛版			
					(ラバーシュー)	各部の長さ	±20	全数							(ラバーシュー)	各部の長さ	±20	全数			
						厚さ	—	—								厚さ	—	—			
					(アンカーボルト)	中心のずれ	±20	全数							(アンカーボルト)	中心のずれ	±20	全数			
						アンカー長	±20	全数								アンカー長	±20	全数			
10	2	9	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	10-2-9-4	10	2	9	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎	10-2-9-4	有	【修正】国に準拠
						高さh	-30									高さh	-30				
10	2	9	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	10-2-9-4	10	2	9	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基	10-2-9-4	有	【修正】国に準拠
																					
10	2	12	5	1	ケーブル配管工	埋設深t	0~+50	接続部間毎に1ヶ所	10-2-12-5	10	2	12	5	1	ケーブル配管工	埋設深t	0~+50	接続部間毎に1ヶ所	10-2-12-5		無
						延長L	-200	接続部間毎で全数								延長L	-200	接続部間毎で全数			
									接続部(地上機器部)										接続部(地上機器部)		
10	2	12	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合	10-2-12-5	10	2	12	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合	10-2-12-5		無
						※厚さ $t_1 \sim t_2$	-20									※厚さ $t_1 \sim t_2$	-20				
						※幅 w_1, w_2	-30									※幅 w_1, w_2	-30				
						※高さ h_1, h_2	-30									※高さ h_1, h_2	-30				
10	2	12	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅w	-30	1ヶ所/1施工箇所	10-2-12-6	10	2	12	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅w	-30	1ヶ所/1施工箇所	10-2-12-6		無
						高さh	-30									高さh	-30				

出来形管理基準及び規格値(案)

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定				
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所					
10	3	3	3		鋼製橋脚製作工	脚柱とベースプレートとの鉛直度 δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3	10	3	3	3		鋼製橋脚製作工	脚柱とベースプレートとの鉛直度 δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3	無		
						部材	孔の位置	±2	全数を測定。		10-3-3-3						部材	孔の位置	±2	全数を測定。		10-3-3-3	無	
							孔の径 d	0~5	全数を測定。		10-3-3-3							孔の径 d	0~5	全数を測定。		10-3-3-3	無	
						仮組立時	柱の中心間隔、対角長 L (m)	±5~L≤10m ±10~10<L≤20m ±(10+(L-20)/10)~20m<L	両端部及び片持り部を測定。		10-3-3-3							柱の中心間隔、対角長 L (m)	±5~L≤10m ±10~10<L≤20m ±(10+(L-20)/10)~20m<L	両端部及び片持り部を測定。		10-3-3-3	無	
							はりのキャンパー及び柱の曲がり δ (mm)	L/1000	各主構の各格点を測定。		10-3-3-3							はりのキャンパー及び柱の曲がり δ (mm)	L/1000	各主構の各格点を測定。		10-3-3-3	無	
							柱の鉛直度 δ (mm)	10~H≤10 H~H>10	各柱及び片持り部を測定。		10-3-3-3							柱の鉛直度 δ (mm)	10~H≤10 H~H>10	各柱及び片持り部を測定。		10-3-3-3	無	
10	3	6	8		橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部。その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		10-3-6-8	10	3	6	8		橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部。その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		10-3-6-8	有	【修正】図に準拠	
						厚さ t	-20	なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)									厚さ t	-20	なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)					
						天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-10										天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-10						
						天端幅 w ₂ (橋軸方向)	-10										天端幅 w ₂ (橋軸方向)	-10						
						敷幅 w ₃ (橋軸方向)	-50										敷幅 w ₃ (橋軸方向)	-50						
						高さ h ₁	-50										高さ h ₁	-50						
						胸壁の高さ h ₂	-30										胸壁の高さ h ₂	-30						
						天端長 l ₁	-50										天端長 l ₁	-50						
						敷長 l ₂	-50										敷長 l ₂	-50						
						胸壁間距離 l ₃	±30										胸壁間距離 l ₃	±30						
						支間長及び中心線の変位	±50										支間長及び中心線の変位	±50						
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高 +10~-20 平面位置 ±20 70ヶ所1ヶ所孔の鉛直度 1/50以下	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は寄座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。									支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高 +10~-20 平面位置 ±20 70ヶ所1ヶ所孔の鉛直度 1/50以下	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は寄座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。					

出来形管理基準及び規格値(案)

改定案(令和7年版)										現行(令和4年版)										改定	
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有 無	改定理由
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所		
10	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。	10-3-7-9	10	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。	10-3-7-9	有	【修正】国に準拠
						厚さ t	-20	なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)								厚さ t	-20	なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)			
						天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-20									天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-20				
						敷幅 w ₂ (橋軸方向)	-50									敷幅 w ₂ (橋軸方向)	-50				
						高さ h	-50									高さ h	-50				
						天端長 e ₁	-50									天端長 e ₁	-50				
						敷長 e ₂	-50									敷長 e ₂	-50				
						橋脚中心間距離 e	±30									橋脚中心間距離 e	±30				
						支間長及び中心線の変位	±50									支間長及び中心線の変位	±50				
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格										支承部アンカーボルトの箱抜き規格					
						計画高	+10~-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は各座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。								計画高	+10~-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は各座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。			
						平面位置	±20									平面位置	±20				
						70φ-8°孔の鉛直度	1/50以下									70φ-8°孔の鉛直度	1/50以下				
10	3	7	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。	10-3-7-9	10	3	7	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。	10-3-7-9	有	【修正】国に準拠
						厚さ t	-20	なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)								厚さ t	-20	なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)			
						天端幅 w ₁	-20									天端幅 w ₁	-20				
						敷幅 w ₂	-20									敷幅 w ₂	-20				
						高さ h	-50									高さ h	-50				
						長さ e	-20									長さ e	-20				
						橋脚中心間距離 e	±30									橋脚中心間距離 e	±30				
						支間長及び中心線の変位	±50									支間長及び中心線の変位	±50				
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格										支承部アンカーボルトの箱抜き規格					
						計画高	+10~-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は各座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。								計画高	+10~-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は各座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。			
						平面位置	±20									平面位置	±20				
						70φ-8°孔の鉛直度	1/50以下									70φ-8°孔の鉛直度	1/50以下				

出来形管理基準及び規格値(案)

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定			
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由		
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所				
10	3	8	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高▽ 幅w (橋軸方向) 高さh 長さe	±20 -50 -50 -50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9	10	3	8	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高▽ 幅w (橋軸方向) 高さh 長さe	±20 -50 -50 -50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9	無	
10	3	8	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高▽ 幅w ₁ , w ₂ 高さh	±20 -50 -50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9	10	3	8	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高▽ 幅w ₁ , w ₂ 高さh	±20 -50 -50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9	無	
10	3	8	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高▽ 橋脚中心間距離e 支間長及び中心線の変位	±20 ±30 ±50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10	10	3	8	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高▽ 橋脚中心間距離e 支間長及び中心線の変位	±20 ±30 ±50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10	無	
10	3	8	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高▽ 橋脚中心間距離e 支間長及び中心線の変位	±20 ±30 ±50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10	10	3	8	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高▽ 橋脚中心間距離e 支間長及び中心線の変位	±20 ±30 ±50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10	無	
10	3	8	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐震性鋼材(種使用)の場合		10-3-8-11	10	3	8	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐震性鋼材(種使用)の場合		10-3-8-11	無	
10	4	工3	9		橋梁用高欄製作	部材 部材長l (m)	±3~e≤10 ±4~e>10	図面の寸法表示箇所で測定。		10-4-3-9	10	4	工3	9		橋梁用高欄製作	部材 部材長l (m)	±3~e≤10 ±4~e>10	図面の寸法表示箇所で測定。		10-4-3-9	無	
10	4	5	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1) 可動支承の移動可能量 注2) 支承中心間隔 (橋軸直角方向) コナリ橋 鋼橋 ±(4+0.5×(B-2)) 水平度 橋軸方向 橋軸直角方向 1/100 可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差 5 可動支承の機能確認 注3) 温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上	±5 設計移動量以上 ±5 ±(4+0.5×(B-2)) 1/100 5 1/2以上	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を均等に据け付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付け時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10	10	4	5	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1) 可動支承の移動可能量 注2) 支承中心間隔 (橋軸直角方向) コナリ橋 鋼橋 ±(4+0.5×(B-2)) 水平度 橋軸方向 橋軸直角方向 1/100 可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差 5 可動支承の機能確認 注3) 温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上	±5 設計移動量以上 ±5 ±(4+0.5×(B-2)) 1/100 5 1/2以上	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を均等に据け付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付け時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10	無	

出来形管理基準及び規格値(案)

改定案(令和7年版)										現行(令和4年版)										改定									
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無									
単位: mm										単位: mm										改定理由									
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	有無							
10	4	鋼橋上部	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)	10-4-5-10	10 道路 編	4 鋼橋 上部	5 鋼橋 上部 設工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)	10-4-5-10	10 道路 編	4 鋼橋 上部	5 鋼橋 上部 設工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)	無
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上	上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に貫きが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は 、水平面の高低差を1mm以下とする 。なお、支承を勾配なりに据付ける 場合を除く。								可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上	上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に貫きが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は 、水平面の高低差を1mm以下とする 。なお、支承を勾配なりに据付ける 場合を除く。											
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート 鋼橋 ±(4+ 0.5×(B -2))	注1) 先固定の場合は、支承上面で測 定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し 、支承据付時のオフセット量を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。								支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート 鋼橋 ±5	±(4+0.5×(B -2))								注1) 先固定の場合は、支承上面で測 定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し 、支承据付時のオフセット量を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						橋軸方向	1/300									橋軸方向	1/300												
						橋軸直角方向	1/300									橋軸直角方向	1/300												
						可動支承の 機能確認 注3)	5									可動支承の 機能確認 注3)	5												
可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う移 動量計算値の 1/2以上		可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う移 動量計算値の 1/2以上																									
10	4	鋼橋上部	3	橋梁付属 物工	落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削 孔長	設計値以上	全数測定	10-4-8-3	10 道路 編	4 鋼橋 上部	3	橋梁付属 物工	落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削 孔長	設計値以上	全数測定	10-4-8-3	10 道路 編	4 鋼橋 上部	3	橋梁付属 物工	落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削 孔長	設計値以上	全数測定	無		
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内	全数測定 D: アンカーボルト径 (mm)							アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内	全数測定 D: アンカーボルト径 (mm)												
10	4	鋼橋上部	5	橋梁付属 物工	地覆工	地覆の幅 w ₁	-10~+20	1 区間当たり両端と中央部の3ヶ所測 定。	10-4-8-5	10 道路 編	4 鋼橋 上部	5	橋梁付属 物工	地覆工	地覆の幅 w ₁	-10~+20	1 区間当たり両端と中央部の3ヶ所測 定。	10-4-8-5	10 道路 編	4 鋼橋 上部	5	橋梁付属 物工	地覆工	地覆の幅 w ₁	-10~+20	無			
						地覆の高さ h	-10~+20								地覆の高さ h	-10~+20													
						有効幅員 w ₂	0~+30								有効幅員 w ₂	0~+30													
10	4	鋼橋上部	6	橋梁付属 物工	橋梁用防護柵工 (現場)	天端幅 w ₁	-5~+10	1 区間当たり両端と中央部の3ヶ所測 定。	10-4-8-6 10-4-8-7	10 道路 編	4 鋼橋 上部	6	橋梁付属 物工	橋梁用防護柵工 (現場)	天端幅 w ₁	-5~+10	1 区間当たり両端と中央部の3ヶ所測 定。	10-4-8-6 10-4-8-7	10 道路 編	4 鋼橋 上部	6	橋梁付属 物工	橋梁用防護柵工 (現場)	天端幅 w ₁	-5~+10	無			
						地覆の幅 w ₂	-10~+20								地覆の幅 w ₂	-10~+20													
						高さ h ₁	-20~+30								高さ h ₁	-20~+30													
						高さ h ₂	-10~+20								高さ h ₂	-10~+20													
						有効幅員 w ₃	0~+30								有効幅員 w ₃	0~+30													
10	4	鋼橋上部	8	橋梁付属 物工	検査路工	幅	±3	1 ブロックを抽出して測定。	10-4-8-8	10 道路 編	4 鋼橋 上部	8	橋梁付属 物工	検査路工	幅	±3	1 ブロックを抽出して測定。	10-4-8-8	10 道路 編	4 鋼橋 上部	8	橋梁付属 物工	検査路工	幅	±3	無			
						高さ	±4								高さ	±4													
10	5	コンクリ ート橋 上部	2	プレキャスト 工	プレキャスト 工(現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッ シング後に測定。 断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする。 θ: スパン長	10-5-6-2	10 道路 編	5 コン クリ ート 橋 上部	6	プレ カ ス ト リ ー ム 橋 工	プレキャスト 工(現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッ シング後に測定。 断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする。 θ: スパン長	10-5-6-2	10 道路 編	5 コン クリ ート 橋 上部	6	プレ カ ス ト リ ー ム 橋 工	プレキャスト 工(現場)	幅 w	±5	無			
						高さ h	10 -5								高さ h	10 -5													
						桁長 θ スパン長	θ<15...±10 θ≥15... ±(θ-5) かつ -30mm以内								桁長 θ スパン長	θ<15...±10 θ≥15... ±(θ-5) かつ -30mm以内													
						横方向最大タワミ	0.80								横方向最大タワミ	0.80													
10	6	トンネル へ N A T M	3	支保工	吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚さ 以上。ただし、良好 な岩盤で施工端 部、突出部等の特 殊な箇所は設計吹 付け厚の1/3以上 を確保するものと する。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)~(7)及び断面変化点の検測孔を測 定。 注) 良好な岩盤とは、「道路トンネル 技術基準(構造編)・(関係図)」に いう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。	10-6-4-3	10 道路 編	6 トン ネル へ N A T M	3	支保工	吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚さ以上。ただし、 良好な岩盤で施工端部、突出 部等の特殊な箇所は設計吹付 け厚の1/3以上を確保するも のとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)~(7)及び断面変化点の検測孔を測 定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技 術基準(構造編)にいう地盤等級A又 はBに該当する地盤とする。	10-6-4-3	10 道路 編	6 トン ネル へ N A T M	3	支保工	吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚さ以上。ただし、 良好な岩盤で施工端部、突出 部等の特殊な箇所は設計吹付 け厚の1/3以上を確保するも のとする。	有 【修正】図に準拠			

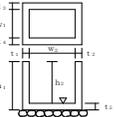
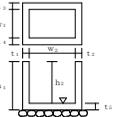
出来形管理基準及び規格値(案)

改定案(令和7年版)										現行(令和4年版)										改定									
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由								
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準			測定箇所	摘要						
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。	10-6-4-4		10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。	10-6-4-4		10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位置間隔	—
						角度	—										角度	—											
						削孔深さ	—										削孔深さ	—											
						孔径	—										孔径	—											
						突出量	プレート下面から10cm以内										突出量	プレート下面から10cm以内											
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (扶頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mにつき1ヶ所、(2)～(3)は100mにつき1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の撤付け時には安定が確認されかつ別途確定的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)トンネル工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	10-6-5-3		10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (扶頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mにつき1ヶ所、(2)～(3)は100mにつき1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の撤付け時には安定が確認されかつ別途確定的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)トンネル工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	10-6-5-3		10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	幅w (全幅)	-50
						高さh (内法)	-50										高さh (内法)	-50											
						厚さt	設計値以上										厚さt	設計値以上											
						延長L	—										延長L	—											
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅w	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	10-6-5-5		10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅w	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	10-6-5-5		10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅w	-50
						厚さt	-30										厚さt	-30											
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	6 イン パ ー ト 工	4		インバート本体工	幅w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。	10-6-6-4		10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	6 イン パ ー ト 工	4		インバート本体工	幅w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。	10-6-6-4		10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	6 イン パ ー ト 工	4		インバート本体工	幅w (全幅)	-50
						厚さt	設計値以上										厚さt	設計値以上											
						延長L	—										延長L	—											
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基準高▽	±50	図面の主要寸法表示箇所での測定。	10-6-8-4		10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基準高▽	±50	図面の主要寸法表示箇所での測定。	10-6-8-4		10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	4		坑門本体工	幅w ₁ 、w ₂	-30
						高さh	h < 3m										-50	高さh										h < 3m	-50
							h ≥ 3m										-100											h ≥ 3m	-100
						延長L	-200										延長L	-200											

出来形管理基準及び規格値(案)

改定案(令和7年版)										現行(令和4年版)										改定			
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由		
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所				
10	道路	6	8	5	閉り巻工	基準高▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑦において、厚さの測定を行う。		10	道路	6	8	5	閉り巻工	基準高▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑦において、厚さの測定を行う。		無			
						幅w (全幅)	-50									幅w (全幅)	-50						
						高さh (内法)	-50									高さh (内法)	-50						
						厚さt	-20									厚さt	-20						
						延長L	-									延長L	-						
10	道路	11	6	2	現場打撃体工	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。		10	道路	11	6	2	現場打撃体工	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。		無			
						厚さt	-20									厚さt	-20						
						内空幅w	-30									内空幅w	-30						
						内空高h	±30									内空高h	±30						
						ブロック長L	-50									ブロック長L	-50						
10	道路	11	6	4	カラー継手工	厚さt	-20	図面の寸法表示箇所で測定。		10	道路	11	6	4	カラー継手工	厚さt	-20	図面の寸法表示箇所で測定。		無			
						幅w	-20									幅w	-20						
						長さL	-20									長さL	-20						
10	道路	11	6	5	1	防水工 (防水)	幅w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。		10	道路	11	6	5	1	防水工 (防水)	幅w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。		無	
10	道路	11	6	5	2	防水工 (防水保護工)	厚さt	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		10	道路	11	6	5	2	防水工 (防水保護工)	厚さt	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		無	
10	道路	11	6	5	3	防水工 (防水壁)	高さh	-20	図面の寸法表示箇所で測定。		10	道路	11	6	5	3	防水工 (防水壁)	高さh	-20	図面の寸法表示箇所で測定。		無	
						幅w	±50									幅w	±50						
						厚さt	-20									厚さt	-20						
10	道路	11	7	2	プレキャスト躯体工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		10	道路	11	7	2	プレキャスト躯体工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		無			
						延長L	-200	延長：1施工箇所毎								延長L	-200	延長：1施工箇所毎					
10	道路	12	5	2	管路工 (管路部)	埋設深t	0～+50	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。		10	道路	12	5	2	管路工 (管路部)	埋設深t	0～+50	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。		無			
						延長L	-200	接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センターで測定】								延長L	-200	接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センターで測定】					

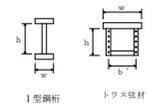
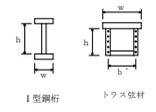
出来形管理基準及び規格値(案)

改定案(令和7年版)										現行(令和4年版)										改定					
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由				
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所			単位: mm	摘要		
10	12	5	3		プレキャストボックス工(特殊部)	基準高▽	±30	接続部(地上機器部) 間毎に1ヶ所。	10-12-5-3	10	12	5	3		プレキャストボックス工(特殊部)	基準高▽	±30	接続部(地上機器部) 間毎に1ヶ所。	10-12-5-3						
																									
10	12	6	2		ハンドホール工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合	10-12-6-2	10	12	6	2		ハンドホール工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合	10-12-6-2						
						※厚さ $t_1 \sim t_3$	-20									※厚さ $t_1 \sim t_3$	-20								
						※幅 w_1, w_2	-30									※幅 w_1, w_2	-30								
						※高さ h_1, h_2	-30									※高さ h_1, h_2	-30								

出来形管理基準及び規格値(案)

改定案(令和7年版)										現行(令和4年版)										改定						
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由					
編	章	節	条	枝番	工種	規格値		測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	枝番	工種	規格値		測定基準			測定箇所	概要			
					測定項目	個々の測定値(X)	測定値の平均(X)									測定項目	個々の測定値(X)	測定値の平均(X)								
10	14	4	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変更することが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	10	14	4	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変更することが出来る。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	有	〔修正〕 図に準拠	
					厚さ t (オーバーレイ)	-9							厚さ t (オーバーレイ)	-9												
					幅 w	-25							幅 w	-25												
					延長 L	-100							延長 L	-100												
					平坦性	—							平坦性	—												
10	14	4	5	2	切削オーバーレイ工(面管理の場合) 厚さ t または標高較差(切削)のみ	厚さ t (標高較差)(切削)	-17 (17)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変更することが出来る。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	10	14	4	5	2	切削オーバーレイ工(面管理の場合) 厚さ t または標高較差(切削)のみ	厚さ t (標高較差)(切削)	-17 (17)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変更することが出来る。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	有	〔修正〕 図に準拠	
					厚さ t (オーバーレイ)	-9							厚さ t (オーバーレイ)	-9												
					幅 w	-25							幅 w	-25												
					延長 L	-100							延長 L	-100												
					平坦性	—							平坦性	—												
10	14	4	7		路上再生工	厚さ t	-30		幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を組み合わせて測定。		10	14	4	7	路上再生工	厚さ t	-30		幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を組み合わせて測定。		無					
					幅 w	-50							幅 w	-50												
					延長 L	-100							延長 L	-100												

出来形管理基準及び規格値(案)

改定案(令和7年版)														現行(令和4年版)														改定	
出来形管理基準及び規格値														出来形管理基準及び規格値														有無	改定理由
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要						
								鋼桁等	トラス・アーチ等											鋼桁等	トラス・アーチ等								
10 道 路 編	16 道 路 修 繕	3 工 場 製 作 工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2...w ≤ 0.5 ±3... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4... 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)... 2.0 < w	主桁・主構	トラス・アーチ等 各支点及び各支間 中央付近を測定。		10-16-3-4	10 道 路 編	16 道 路 修 繕	3 工 場 製 作 工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2...w ≤ 0.5 ±3... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4... 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)... 2.0 < w	主桁・主構	トラス・アーチ等 各支点及び各支間 中央付近を測定。		10-16-3-4	無					
								床組など	構造別に、5部材 につき1個抜き 取った部材の中央 付近を測定。											床組など	構造別に、5部材 につき1個抜き 取った部材の中央 付近を測定。								
								フランジの直角度 δ (mm)	w/200	主桁	各支点及び各支間 中央付近を測定。										10-16-3-4	フランジの直角度 δ (mm)	w/200			主桁	各支点及び各支間 中央付近を測定。		10-16-3-4
圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000	—	主要部材全数を測 定。 ℓ：部材長 (mm)		10-16-3-4	圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000	—	主要部材全数を測 定。 ℓ：部材長 (mm)		10-16-3-4	無																	

改定案（令和7年版）	現行（令和4年版）	改定	
		有無	改定理由
<p>一 般 土 木 編 5 写真管理</p>	<p>一 般 土 木 編 5 写真管理</p>	無	

改定案（令和7年版）	現行（令和4年版）	改定	
		有無	改定理由
<p>写 真 管 理 基 準</p> <p>目 次</p> <p>写真管理基準 1</p> <p>I. 撮影箇所一覧表 V - 1</p> <p>II. 品質管理写真撮影箇所一覧表 V - 2</p> <p>III. 出来形管理写真撮影箇所一覧表</p> <p>.....</p> <p>第1編 共通編 V - 38</p> <p>第3編 土木工事共通編 V - 40</p> <p>第6編 河川編 V - 61</p> <p>第7編 河川海岸編 V - 65</p> <p>第8編 砂防編 V - 68</p> <p>第9編 ダム編 V - 70</p> <p>第10編 道路編 V - 72</p> <p>その他 V - 79</p>	<p>写 真 管 理 基 準</p> <p>目 次</p> <p>写真管理基準 1</p> <p>I. 撮影箇所一覧表 V - 1</p> <p>II. 品質管理写真撮影箇所一覧表 V - 2</p> <p>III. 出来形管理写真撮影箇所一覧表</p> <p>.....</p> <p>第1編 共通編 V - 38</p> <p>第3編 土木工事共通編 V - 40</p> <p>第6編 河川編 V - 61</p> <p>第7編 河川海岸編 V - 65</p> <p>第8編 砂防編 V - 68</p> <p>第9編 ダム編 V - 70</p> <p>第10編 道路編 V - 72</p> <p>その他 V - 79</p>	無	

改定案（令和7年版）	現行（令和4年版）	改定	
		有無	改定理由
5 写真管理	<p>5 写真管理</p> <p>4. 1. の機能を有していても、工事の写真管理としては不相当である機種もあれば、機能以下でも十分写真管理として使用可能な機種もある。</p> <p>したがって、上記の機能を満たしていても、提出された工事写真が写真管理として適用可能か否か個別の判断をすること。 （工事着後に写真の確認等を行い手戻りが生じないよう努めて頂きたい。）</p>	有	[削除]
		有	[削除]
		有	[削除]

改定案（令和7年版）				現行（令和4年版）				改定			
撮影箇所一覧表（全体）				撮影箇所一覧表（全体）				有無	改定理由		
区分	写真管理項目			区分	写真管理項目						
	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	摘要		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	摘要				
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回〔着手前〕	着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回〔着手前〕	無			
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回〔完成後〕		完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回〔完成後〕	無			
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回〔月末〕	施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回〔月末〕	無			
			施工中の写真				工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕	施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕	無	
			創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕				創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付	創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付	無	
仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に1回〔施工前後〕		仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に1回〔施工前後〕		無			
図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)」による場合は、撮影毎に1回(写真測量に使用したすべての画像(ICONフォルダに格納)) 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における地上型レーザースキャナ(TLS)、地上移動体搭載型レーザースキャナ(地上移動体搭載型LS)、無人航空機搭載型レーザースキャナ(UAVレーザ)、TS(ノンプリズム方式)、TS等光波方式、RTK-GNSS)」による場合は、計測毎に1回〔発生時〕	工事打合簿に添付する。	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)」による場合は、撮影毎に1回(写真測量に使用したすべての画像(ICONフォルダに格納)) 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における地上型レーザースキャナ(TLS)、地上移動体搭載型レーザースキャナ(地上移動体搭載型LS)、無人航空機搭載型レーザースキャナ(UAVレーザ)、TS(ノンプリズム方式)、TS等光波方式、RTK-GNSS)」による場合は、計測毎に1回〔発生時〕	工事打合簿に添付する。	有	〔誤記修正〕		

撮影箇所一覧表（全体）					撮影箇所一覧表（全体）					有 無	改定理由		
区分		写真管理項目		摘要	区分		写真管理項目		摘要				
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕					撮影項目		撮影頻度〔時期〕			
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕		安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕		無			
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕				各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕				無	
		監視員交通整理状況	各1回〔作業中〕				監視員交通整理状況	各1回〔作業中〕				無	
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回〔実施中〕				安全訓練等の実施状況	実施毎に1回〔実施中〕				実施状況資料に添付する。	無
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況 品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回〔使用前〕	品質証明に添付する。	使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況 品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回〔使用前〕	品質証明に添付する。	無			
			各品目毎に1回					各品目毎に1回				無	
		検査実施状況	各品目毎に1回〔検査時〕	検査実施状況			各品目毎に1回〔検査時〕	無					
品質管理		別添撮影箇所一覧表（品質管理）に準じて撮影 不可視部分の施工	適宜		品質管理		別添撮影箇所一覧表（品質管理）に準じて撮影 不可視部分の施工	適宜		無			
			出来形管理					別添撮影箇所一覧表（出来形管理）に準じて撮影 不可視部分の施工				適宜	出来形管理
		出来形管理基準が定められていない	監督職員と協議事項				出来形管理基準が定められていない	監督職員と協議事項		無			
			災害					被災状況				被災状況及び被災規模等	その都度〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕
事故	事故報告	事故の状況	その都度〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	発生前は付近の写真でも可	事故	事故報告	事故の状況	その都度〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	発生前は付近の写真でも可	無			
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕		補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕		無			
			環境対策 イメージアップ等					各施設設置状況				各種類毎1回〔設置後〕	環境対策イメージ アップ等

改定案（令和7年版）				現行（令和4年版）				改定					
撮影箇所一覧表（品質管理）				撮影箇所一覧表（品質管理）				有無	改定理由				
番号	工種	写真管理項目		概要	番号	工種	写真管理項目						
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕				撮影項目	撮影頻度〔時期〕					
1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 【試験実施中】	圧縮強度試験 に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの	1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 【試験実施中】	圧縮強度試験 に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの	有	[修正]国に準拠		
		スランパ試験					スランパ試験						
		コンクリートの圧縮強度試験					コンクリートの圧縮強度試験						
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 【試験実施中】				空気量測定	品質に変化が見られた場合 【試験実施中】					
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 【試験実施中】				コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 【試験実施中】					
	コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合	コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合									
	コンクリートの洗い分析試験	【試験実施中】	コンクリートの洗い分析試験	【試験実施中】									
	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工後試験)	ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 【試験実施中】	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により施工完了時の状況(全周)の提出によりひび割れ調査写真を代替すること		ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 【試験実施中】						
		テストハンマーによる強度推定調査				テストハンマーによる強度推定調査							
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時 【試験実施中】			コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時 【試験実施中】						
2	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回 【検査実施中】	外観検査	検査毎に1回 【検査実施中】								
		超音波探傷検査		超音波探傷検査									
3	既製杭工	外観検査	検査毎に1回 【検査実施中】	外観検査	検査毎に1回 【検査実施中】								
		浸透探傷試験	試験毎に1回 【試験実施中】	浸透探傷試験	試験毎に1回 【試験実施中】								
		放射線透過試験		放射線透過試験									
		超音波探傷試験		超音波探傷試験									
		水セメント比試験		水セメント比試験									
		セメントミルクの圧縮強度試験		セメントミルクの圧縮強度試験									
4	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 【試験実施中】	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 【試験実施中】				有	[誤記修正]			
		ブルーフローリング	路盤毎に1回 【試験実施中】	ブルーフローリング	路盤毎に1回 【試験実施中】								
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 【試験実施中】	平板載荷試験	各種路盤毎に1回 【試験実施中】								
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合	骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合								
		土の液性限界・塑性限界試験	【試験実施中】	土の液性限界・塑性限界試験	【試験実施中】								
		含水比試験		含水比試験									
5	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 【試験実施中】	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 【試験実施中】								
		粒度		粒度									
		平板載荷試験		平板載荷試験									
		土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた場合 【試験実施中】	土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた場合 【試験実施中】								
		含水比試験		含水比試験									
6	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠		アスファルト舗装に準拠									
7	セメント安定処理路盤 (施工)	粒度	各種路盤毎に1回 【試験実施中】	粒度	各種路盤毎に1回 【試験実施中】								
		現場密度の測定		現場密度の測定									
		含水比試験	観察により異常が認められた場合 【試験実施中】	含水比試験	観察により異常が認められた場合 【試験実施中】								
		セメント量試験	品質に異常が認められた場合 【試験実施中】	セメント量試験	品質に異常が認められた場合 【試験実施中】								

改定案（令和7年版）				現行（令和4年版）				改定		
撮影箇所一覧表（品質管理）				撮影箇所一覧表（品質管理）				有無	改定理由	
番号	工種	写真管理項目		概要	番号	工種	写真管理項目			
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕				撮影項目	撮影頻度〔時期〕		
8	アスファルト舗装 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 【試験実施中】		8	アスファルト舗装 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 【試験実施中】	無	
		アスファルト量抽出粒度分析試験					アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定					温度測定			
		水浸ホイールラッキング試験					水浸ホイールラッキング試験			
		ホイールラッキング試験					ホイールラッキング試験			
		ラベリング試験					ラベリング試験			
	アスファルト舗装 (舗設現場)	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 【試験実施中】			アスファルト舗装 (舗設現場)	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 【試験実施中】		
		温度測定					温度測定			
		外観検査					外観検査			
		すべり抵抗試験					すべり抵抗試験			
9	転圧コンクリート (施工)	コンシステンシーVC試験	コンクリートの種類毎に1回 【試験実施中】		9	転圧コンクリート (施工)	コンシステンシーVC試験	コンクリートの種類毎に1回 【試験実施中】	無	
		マーシャル突き固め試験					マーシャル突き固め試験			
		ランマー突き固め試験					ランマー突き固め試験			
		コンクリートの曲げ強度試験					コンクリートの曲げ強度試験			
		温度測定（コンクリート）	コンクリートの種類毎に1回 【温度測定中】				温度測定（コンクリート）	コンクリートの種類毎に1回 【温度測定中】		
		現場密度の測定	コンクリートの種類毎に1回 【試験実施中】				現場密度の測定	コンクリートの種類毎に1回 【試験実施中】		
		コアによる密度測定					コアによる密度測定			
10	グースアスファルト舗装 (プラント)	貫入試験40℃	合材の種類毎に1回 【試験実施中】		10	グースアスファルト舗装 (プラント)	貫入試験40℃	合材の種類毎に1回 【試験実施中】	無	
		リュエル流動性試験240℃					リュエル流動性試験240℃			
		ホイールラッキング試験					ホイールラッキング試験			
		曲げ試験					曲げ試験			
		粒度					粒度			
		アスファルト量抽出粒度分析試験					アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定					温度測定			
	グースアスファルト舗装 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 【試験実施中】			グースアスファルト舗装 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 【試験実施中】		
11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床または施工箇所毎に1回 【試験実施中】		11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床または施工箇所毎に1回 【試験実施中】	無	
			ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め 管理要領」による場合は、写真管理を省略す					ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め 管理要領」による場合は、写真管理を省略す		
		ブルーローリング	路床毎に1回 【試験実施中】				ブルーローリング	路床毎に1回 【試験実施中】		
		平板載荷試験					平板載荷試験			
		現場CBR試験					現場CBR試験			
		含水比試験	降雨後または含水比の変化が認められた場合 【試験実施中】				含水比試験	降雨後または含水比の変化が認められた場合 【試験実施中】		
たわみ量	ブルーローリングの不良箇所について実施 【試験実施中】	たわみ量	ブルーローリングの不良箇所について実施 【試験実施中】							
12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後または含水比の変化が認められた場合 【試験実施中】		12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後または含水比の変化が認められた場合 【試験実施中】	無	
		現場密度の測定	材質毎に1回 【試験実施中】				現場密度の測定	材質毎に1回 【試験実施中】		
			ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め 管理要領」による場合は、写真管理を省略す					ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め 管理要領」による場合は、写真管理を省略す		
		ブルーローリング	工種毎に1回 【試験実施中】				ブルーローリング	工種毎に1回 【試験実施中】		
		平板載荷試験	材質毎に1回 【試験実施中】				平板載荷試験	材質毎に1回 【試験実施中】		
		現場CBR試験					現場CBR試験			
		たわみ量	ブルーローリングの不良箇所について実施 【試験実施中】			たわみ量	ブルーローリングの不良箇所について実施 【試験実施中】			
13	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 【試験実施中】		13	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 【試験実施中】	無	

改定案（令和7年版） 撮影箇所一覧表（品質管理）				現行（令和4年版） 撮影箇所一覧表（品質管理）				有無	改定理由			
番号	工種	写真管理項目		概要	番号	工種	写真管理項目		概要	有無	改定理由	
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕				撮影項目	撮影頻度〔時期〕				
14	アンカー工	モルタルのフロー値試験 モルタルの圧縮強度試験 多サイクル確認試験 1サイクル確認試験	適宜 【試験実施中】		14	アンカー工	モルタルのフロー値試験 モルタルの圧縮強度試験 多サイクル確認試験 1サイクル確認試験	適宜 【試験実施中】		無		
15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 【試験実施中】 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略す		15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 【試験実施中】 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略す		無		
16	吹付工 (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 【試験実施中】		16	吹付工 (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 【試験実施中】		無		
		コンクリートの圧縮強度試験										
		スランブ試験	品質に変化がみられた場合 【試験実施中】	モルタルを除く								
		空気量測定										
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 【試験実施中】				コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 【試験実施中】				
17	現場吹付法枠工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 【試験実施中】		17	現場吹付法枠工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 【試験実施中】		無		
		塩化物総量規制										
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 【試験実施中】									
		スランブ試験	品質に変化がみられた場合 【試験実施中】	モルタルを除く								
		空気量測定										
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回 【試験実施中】									
18	河川・海岸土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 【試験実施中】 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略す		18	河川・海岸土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 【試験実施中】 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略す		無		
19		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 【試験実施中】		19		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 【試験実施中】				
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 【試験実施中】				コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 【試験実施中】				
20	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 【試験実施中】 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略す		20	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 【試験実施中】 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略す		無		
21	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 【試験実施中】 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略す		21	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 【試験実施中】 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略す		有	【誤記修正】	
		ブルーローリング	工種毎に1回 【試験実施中】					ブルーローリング	工種毎に1回 【試験実施中】			
		平板載荷試験	土質毎に1回 【試験実施中】					平板載荷試験	土質毎に1回 【試験実施中】			
		現場CBR試験						現場CBR試験				
		含水比試験	降雨後または含水比の変化が認められた場合 【試験実施中】					含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 【試験実施中】			
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 【試験実施中】					コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 【試験実施中】			
		たわみ量	ブルーローリングの不良個所について実施 【試験実施中】					たわみ量	ブルーローリングの不良個所について実施 【試験実施中】			
22	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 【試験実施中】		22	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 【試験実施中】		無		
		岩石の吸水率										
		岩石の圧縮強さ										
		岩石の形状										

改定案（令和7年版）				現行（令和4年版）				改定							
撮影箇所一覧表（品質管理）				撮影箇所一覧表（品質管理）				有無	改定理由						
番号	工種	写真管理項目		概要	番号	工種	写真管理項目			概要					
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕				撮影項目	撮影頻度〔時期〕							
23	コンクリートダム (材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回 【試験実施中】		23	コンクリートダム (材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回 【試験実施中】							
		骨材の密度及び吸水率試験					骨材の密度及び吸水率試験								
		骨材のふるい分け試験					骨材のふるい分け試験								
		砂の有機不純物試験	砂質毎に1回 【試験実施中】				砂の有機不純物試験	砂質毎に1回 【試験実施中】							
		モルタルの圧縮強度による砂の試験					モルタルの圧縮強度による砂の試験								
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に1回 【試験実施中】				骨材の微粒分量試験	骨材毎に1回 【試験実施中】							
		粗骨材中の軟石量試験					粗骨材中の軟石量試験								
		骨材中の粘土塊量の試験					骨材中の粘土塊量の試験								
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性					硫酸ナトリウムによる骨材の安定性								
		粗骨材のすりへり試験					粗骨材のすりへり試験								
		骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験					骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験								
		練り混ぜ水の水質試験					練り混ぜ水の水質試験								
23	コンクリートダム (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 【試験実施中】		23	コンクリートダム (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 【試験実施中】							
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 【試験実施中】				スランプ試験	品質に変化が認められた場合 【試験実施中】							
		空気量測定					空気量測定								
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 【試験実施中】				圧縮強度試験 に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの	コンクリートの圧縮強度試験		配合毎に1回 【試験実施中】	圧縮強度試験 に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの				
		温度測定					気温・コンクリート	温度測定			気温・コンクリート				
		コンクリートの単位容積質量試験						コンクリートの単位容積質量試験							
		コンクリートの洗い分析試験						コンクリートの洗い分析試験							
		コンクリートのフリージング試験						コンクリートのフリージング試験							
		コンクリートの引張強度試験						コンクリートの引張強度試験							
		コンクリートの曲げ強度試験						コンクリートの曲げ強度試験							
		24	覆工コンクリート (NATM)				スランプ試験	品質に変化が認められた場合 【試験実施中】			24	覆工コンクリート (NATM)	スランプ試験	品質に変化が認められた場合 【試験実施中】	
							コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 【試験実施中】					コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 【試験実施中】	
塩化物総量規制				塩化物総量規制											
空気量測定	品質に変化が認められた場合 【試験実施中】			空気量測定	品質に変化が認められた場合 【試験実施中】										
コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 【試験実施中】			コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 【試験実施中】										
コンクリートの洗い分析試験			コンクリートの洗い分析試験												
25	吹付けコンクリート (NATM)	塩化物総量規制	配合毎に1回 【試験実施中】		25	吹付けコンクリート (NATM)	塩化物総量規制	配合毎に1回 【試験実施中】							
		コンクリートの圧縮強度試験					コンクリートの圧縮強度試験			圧縮強度試験 に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの					
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 【試験実施中】				スランプ試験	品質に変化が認められた場合 【試験実施中】							
		空気量測定					空気量測定								
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 【試験実施中】				コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 【試験実施中】							
吹付けコンクリートの初期強度	トンネル施工長40mごとに1回		吹付けコンクリートの初期強度	トンネル施工長40mごとに1回											

改定案（令和7年版）				現行（令和4年版）				改定		
撮影箇所一覧表（品質管理）				撮影箇所一覧表（品質管理）				有無	改定理由	
番号	工種	写真管理項目		概要	番号	工種	写真管理項目			
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕				撮影項目	撮影頻度〔時期〕		
26	ロックボルト (NATM)	モルタルの圧縮強度試験 モルタルのフロー値試験 ロックボルトの引抜き試験	配合毎に1回 【試験実施中】 適宜		26	ロックボルト (NATM)	モルタルの圧縮強度試験 モルタルのフロー値試験 ロックボルトの引抜き試験	配合毎に1回 【試験実施中】 適宜	無	
27	路上再生路盤工 (材料)	修正CBR試験 土の粒度試験 土の含水比試験 土の液性限界・塑性限界試験	材料毎に1回 【試験実施中】		27	路上再生路盤工 (材料)	修正CBR試験 土の粒度試験 土の含水比試験 土の液性限界・塑性限界試験	材料毎に1回 【試験実施中】	無	
	路上再生路盤工 (施工)	現場密度の測定 土の一軸圧縮試験 CAEの一軸圧縮試験 含水比試験	材料毎に1回 【試験実施中】			路上再生路盤工 (施工)	現場密度の測定 土の一軸圧縮試験 CAEの一軸圧縮試験 含水比試験	材料毎に1回 【試験実施中】		
28	路上表層再生工 (材料)	旧アスファルト針入度 旧アスファルトの軟化点	材料毎に1回 【試験実施中】		28	路上表層再生工 (材料)	旧アスファルト針入度 旧アスファルトの軟化点	材料毎に1回 【試験実施中】	無	
	路上表層再生工 (施工)	現場密度の測定 温度測定 かきほぐし深さ 粒度 アスファルト量抽出粒度分析試験	材料毎に1回 【試験実施中】			路上表層再生工 (施工)	現場密度の測定 温度測定 かきほぐし深さ 粒度 アスファルト量抽出粒度分析試験	材料毎に1回 【試験実施中】		
29	排水性舗装工・透水性舗装工 (プラント)	粒度 アスファルト量抽出粒度分析試験 温度測定 水浸ホールラッキング試験 ホールラッキング試験 ラベリング試験 カンタプロ試験	合材の種類毎に1回 【試験実施中】		29	排水性舗装工・透水性舗装工 (プラント)	粒度 アスファルト量抽出粒度分析試験 温度測定 水浸ホールラッキング試験 ホールラッキング試験 ラベリング試験 カンタプロ試験	合材の種類毎に1回 【試験実施中】	無	
	排水性舗装工・透水性舗装工 (舗設現場)	温度測定 現場透水試験 現場密度の測定 外観検査	合材の種類毎に1回 【試験実施中】			排水性舗装工・透水性舗装工 (舗設現場)	温度測定 現場透水試験 現場密度の測定 外観検査	合材の種類毎に1回 【試験実施中】		
30	プラント再生舗装工 (プラント)	粒度 再生アスファルト量 水浸ホールラッキング試験 ホールラッキング試験 ラベリング試験	合材の種類毎に1回 【試験実施中】		30	プラント再生舗装工 (プラント)	粒度 再生アスファルト量 水浸ホールラッキング試験 ホールラッキング試験 ラベリング試験	合材の種類毎に1回 【試験実施中】	無	
	プラント再生舗装工 (舗設現場)	外観検査 温度測定 現場密度の測定	合材の種類毎に1回 【試験実施中】			プラント再生舗装工 (舗設現場)	外観検査 温度測定 現場密度の測定	合材の種類毎に1回 【試験実施中】		
31	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回 【現物照合時】		31	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回 【現物照合時】	無	
		在庫品切出	当初の物件で1枚 【切出時】 ※他は焼き増し				在庫品切出	当初の物件で1枚 【切出時】 ※他は焼き増し		
		機械試験	1橋に1回又は1工事に1回 【試験実施中】				機械試験	1橋に1回又は1工事に1回 【試験実施中】		

改定案（令和7年版）				現行（令和4年版）				改定		
撮影箇所一覧表（品質管理）				撮影箇所一覧表（品質管理）				有無	改定理由	
番号	工種	写真管理項目		概要	番号	工種	写真管理項目			
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕				撮影項目	撮影頻度〔時期〕		
32	ガス切断工	表面粗さ ノッチ深さ スラグ 上縁の溶け 平面度 ベベル精度 真直度	試験毎に1回 〔試験実施中〕		32	ガス切断工	表面粗さ ノッチ深さ スラグ 上縁の溶け 平面度 ベベル精度 真直度	試験毎に1回 〔試験実施中〕	無	
33	溶接工	引張試験 型曲げ試験 衝撃試験 マクロ試験 非破壊試験 突合せ継手の内部欠陥に対する検査 外観検査 曲げ試験 ハンマー打撃試験	試験毎に1回 〔試験実施中〕		33	溶接工	引張試験 型曲げ試験 衝撃試験 マクロ試験 非破壊試験 突合せ継手の内部欠陥に対する検査 外観検査 曲げ試験 ハンマー打撃試験	試験毎に1回 〔試験実施中〕	無	
34	中層混合処理	テーブルフロー試験 土の一軸圧縮試験	適宜 〔試験実施中〕 材質毎に1回 〔試験実施中〕		34	中層混合処理	テーブルフロー試験 土の一軸圧縮試験	適宜 〔試験実施中〕 材質毎に1回 〔試験実施中〕	無	
					38	砂防ソイルセメント (転圧タイプ)	ふるい分け試験 (粒度試験) 含水比試験 現場密度の測定 圧縮強度試験 六価クロム溶出試験	1回/1材料 〔試験実施中〕	有	〔削除〕国に準拠 国R4.3削除
					39	砂防ソイルセメント (流動タイプ)	含水率試験 密度試験 (セメントミルク密度) 圧縮強度試験 六価クロム溶出試験	1施工箇所または 材料毎に1回 1施工箇所1回 1施工箇所または 材料毎に1回 1回/1材料 〔試験実施中〕	有	〔削除〕国に準拠 国R4.3削除

改定案（令和7年版）					現行（令和4年版）					改定			
撮影箇所（出来形管理）索引					撮影箇所（出来形管理）索引					有無	改定理由		
章・節	条		準用する写真管理基準	頁	章・節	条		準用する写真管理基準	頁				
【第1編 共通編】					【第1編 共通編】								
第2章 土工					第2章 土工								
第3節 河川土工・海岸・砂防土工	1-2-3-2掘削工			V-9	第3節 河川土工・海岸・砂防土工	1-2-3-2掘削工			V-9				
	1-2-3-3盛土工			V-9		1-2-3-3盛土工			V-9				
	1-2-3-4盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法 多数アンカー式補強土工法 ジオテキスタイルを用いた補強土工法				V-9	1-2-3-4盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法 多数アンカー式補強土工法 ジオテキスタイルを用いた補強土工法			V-9		
	1-2-3-5法面整形工	盛土部				V-10	1-2-3-5法面整形工	盛土部			V-10		
1-2-3-6堤防天端工				V-10	1-2-3-6堤防天端工				V-10				
第4節 道路土工	1-2-4-2掘削工			V-10	第4節 道路土工	1-2-4-2掘削工			V-10				
	1-2-4-3路体盛土工			V-11		1-2-4-3路体盛土工			V-11				
	1-2-4-4路床盛土工			V-11		1-2-4-4路床盛土工			V-11				
	1-2-4-5法面整形工	盛土部		V-11		1-2-4-5法面整形工	盛土部			V-11			
第3章 無筋、鉄筋コンクリート					第3章 無筋、鉄筋コンクリート								
第7節 鉄筋工	1-3-7-4組立て	組立て		V-11	第7節 鉄筋工	1-3-7-4組立て	組立て		V-11				
		組立て※新設のコンクリート構造物の内、橋梁上部工事と下部工事											
【第3編 土木工事共通編】					【第3編 土木工事共通編】								
第2章 一般施工					第2章 一般施工								
第3節 共通の工種	3-2-3-4矢板工 【指定仮設・任意仮設は除く】	鋼矢板		V-12	第3節 共通の工種	3-2-3-4矢板工 【指定仮設・任意仮設は除く】	鋼矢板		V-12				
		軽量鋼矢板											
		コンクリート矢板											
		広幅鋼矢板											
		可とう鋼矢板											
	3-2-3-5緑石工	緑石・アスカープ		V-12		3-2-3-5緑石工	緑石・アスカープ		V-12				
	3-2-3-6小型標識工			V-12		3-2-3-6小型標識工			V-12				
	3-2-3-7防止柵工	立入防止柵 転落（横断）防止柵 車止めポスト				V-12	3-2-3-7防止柵工	立入防止柵 転落（横断）防止柵 車止めポスト			V-12		
	3-2-3-8路側防護柵工	ガードレール ガードケーブル				V-12	3-2-3-8路側防護柵工	ガードレール ガードケーブル			V-12		
	3-2-3-9区画線工			V-12		3-2-3-9区画線工			V-12				
	3-2-3-10道路付属物工	視線誘導標 距離標				V-13	3-2-3-10道路付属物工	視線誘導標 距離標			V-13		
3-2-3-11コンクリート面塗装工			V-13	3-2-3-11コンクリート面塗装工			V-13						
3-2-3-12プレテンション桁製作工 （購入工）	けた橋 スラブ橋			V-13	3-2-3-12プレテンション桁製作工 （購入工）	けた橋 スラブ橋			V-13				
3-2-3-13ポストテンション桁製作工			V-13	3-2-3-13ポストテンション桁製作工			V-13						

改定案（令和7年版）				現行（令和4年版）				改定	
撮影箇所（出来形管理）索引				撮影箇所（出来形管理）索引				有無	改定理由
3-2-3-13	プレキャストセグメント製作工（購入工）		V-13	3-2-3-13	プレキャストセグメント製作工（購入工）		V-13	無	
3-2-3-14	プレキャストセグメント主桁組立工		V-13	3-2-3-14	プレキャストセグメント主桁組立工		V-13	無	
3-2-3-15	PCホロスラブ製作工		V-14	3-2-3-15	PCホロスラブ製作工		V-14	無	
3-2-3-16	PC箱桁製作工		V-14	3-2-3-16	PC箱桁製作工		V-14	無	
3-2-3-16	PC押し箱桁製作工		V-14	3-2-3-16	PC押し箱桁製作工		V-14	無	
3-2-3-17	根固めブロック工		V-14	3-2-3-17	根固めブロック工		V-14	無	
3-2-3-18	沈床工		V-14	3-2-3-18	沈床工		V-14	無	
3-2-3-19	捨石工		V-14	3-2-3-19	捨石工		V-14	無	
3-2-3-22	階段工		V-14	3-2-3-22	階段工		V-14	無	
3-2-3-24	伸縮装置工	ゴムジョイント	V-15	3-2-3-24	伸縮装置工	ゴムジョイント	V-15	無	
		鋼製フィンガージョイント				鋼製フィンガージョイント		無	
3-2-3-26	多自然型護岸工	巨石張り	V-15	3-2-3-26	多自然型護岸工	巨石張り	V-15	無	
		巨石積み				巨石積み		無	
		かごマット				かごマット		無	
3-2-3-27	羽口工	じゃかご	V-15	3-2-3-27	羽口工	じゃかご	V-15	無	
		ふとんかご				ふとんかご		無	
		かご枠				かご枠		無	
3-2-3-28	プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工	V-15	3-2-3-28	プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工	V-15	無	
		プレキャストパイプ工				プレキャストパイプ工		無	
3-2-3-29	側溝工	プレキャストU型側溝	V-16	3-2-3-29	側溝工	プレキャストU型側溝	V-16	無	
		L型側溝				L型側溝		無	
		自由勾配側溝				自由勾配側溝		無	
		管渠				管渠		無	
		場所打水路工				場所打水路工		無	
		暗渠工				暗渠工		無	
3-2-3-30	集水樹工		V-16	3-2-3-30	集水樹工		V-16	無	
3-2-3-31	現場塗装工		V-16	3-2-3-31	現場塗装工		V-16	無	
第4節 基礎工	3-2-4-1 一般事項	切込砂利	V-16	第4節 基礎工	3-2-4-1 一般事項	切込砂利	V-16	無	
		碎石基礎工				碎石基礎工		無	
		割ぐり石基礎工				割ぐり石基礎工		無	
		均しコンクリート				均しコンクリート		無	
	3-2-4-3 基礎工(護岸)	現場打	V-16		3-2-4-3 基礎工(護岸)	現場打	V-16	無	
		プレキャスト				プレキャスト		無	
	3-2-4-4 既製杭工	既製コンクリート杭	V-17		3-2-4-4 既製杭工	既製コンクリート杭	V-17	無	
		鋼管杭				鋼管杭		無	
		H鋼杭				H鋼杭		無	
	3-2-4-5 場所打杭工		V-17		3-2-4-5 場所打杭工		V-17	無	
	3-2-4-6 深礎工		V-17		3-2-4-6 深礎工		V-17	無	
	3-2-4-7 オープンケーソン基礎工		V-17		3-2-4-7 オープンケーソン基礎工		V-17	無	

改定案（令和7年版）				現行（令和4年版）				改定	
撮影箇所（出来形管理）索引				撮影箇所（出来形管理）索引				有無	改定理由
	3-2-4-8ニューマチックゲーン基礎工		V-18		3-2-4-8ニューマチックゲーン基礎工		V-18	無	
	3-2-4-9鋼管矢板基礎工		V-18		3-2-4-9鋼管矢板基礎工		V-18	無	
第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3コンクリートブロック工	コンクリートブロック積	V-18	第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3コンクリートブロック工	コンクリートブロック積	V-18	無	
		コンクリートブロック張り				コンクリートブロック張り			
		連節ブロック張り				連節ブロック張り			
		天端保護ブロック				天端保護ブロック			
	3-2-5-4緑化ブロック工		V-19		3-2-5-4緑化ブロック工		V-19	無	
	3-2-5-5石積（張）工		V-19		3-2-5-5石積（張）工		V-19	無	
第6節 一般舗装工	3-2-6-7アスファルト舗装工	下層路盤工	V-19	第6節 一般舗装工	3-2-6-7アスファルト舗装工	下層路盤工	V-19	無	
		上層路盤工（粒度調整路盤工）				上層路盤工（粒度調整路盤工）			
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）				上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）			
		加熱アスファルト安定処理工				加熱アスファルト安定処理工			
		基層工				基層工			
		表層工				表層工			
	3-2-6-8半たわみ性舗装工	下層路盤工	V-21		3-2-6-8半たわみ性舗装工	下層路盤工	V-21	無	
		上層路盤工（粒度調整路盤工）				上層路盤工（粒度調整路盤工）			
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）				上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）			
		加熱アスファルト安定処理工				加熱アスファルト安定処理工			
		基層工				基層工			
		表層工				表層工			
3-2-6-9排水性舗装工	下層路盤工	V-23	3-2-6-9排水性舗装工	下層路盤工	V-23	無			
	上層路盤工（粒度調整路盤工）			上層路盤工（粒度調整路盤工）					
	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）			上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）					
	加熱アスファルト安定処理工			加熱アスファルト安定処理工					
	基層工			基層工					
	表層工			表層工					
3-2-6-10透水性舗装工	路盤工	V-25	3-2-6-10透水性舗装工	路盤工	V-25	無			
	表層工			表層工					
3-2-6-11グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工	V-25	3-2-6-11グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工	V-25	無			
	基層工			基層工					
	表層工			表層工					
3-2-6-12コンクリート舗装工	下層路盤工	V-26	3-2-6-12コンクリート舗装工	下層路盤工	V-26	無			
	粒度調整路盤工			粒度調整路盤工					
	セメント（石灰・瀝青）安定処理工			セメント（石灰・瀝青）安定処理工					

改定案（令和7年版）				現行（令和4年版）				改定	
撮影箇所（出来形管理）索引				撮影箇所（出来形管理）索引				有無	改定理由
		アスファルト中間層				アスファルト中間層		無	
		コンクリート舗装版工				コンクリート舗装版工		無	
		転圧コンクリート版工（下層路盤工）				転圧コンクリート版工（下層路盤工）		無	
		転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）				転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		無	
		転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）				転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		無	
		転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）				転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		無	
		転圧コンクリート版工				転圧コンクリート版工		無	
		連続鉄筋コンクリート舗装工				連続鉄筋コンクリート舗装工		無	
	3-2-6-13薄層カラー舗装工	下層路盤工	V-30		3-2-6-13薄層カラー舗装工	下層路盤工	V-30	無	
		上層路盤工（粒度調整路盤工）				上層路盤工（粒度調整路盤工）		無	
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）				上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		無	
		加熱アスファルト安定処理工				加熱アスファルト安定処理工		無	
		基層工				基層工		無	
	3-2-6-14ブロック舗装工	下層路盤工	V-31		3-2-6-14ブロック舗装工	下層路盤工	V-31	無	
		上層路盤工（粒度調整路盤工）				上層路盤工（粒度調整路盤工）		無	
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）				上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		無	
		加熱アスファルト安定処理工				加熱アスファルト安定処理工		無	
		基層工				基層工		無	
	3-2-6-15路面切削工		V-33		3-2-6-15路面切削工		V-33	無	
	3-2-6-16舗装打換え工		V-33		3-2-6-16舗装打換え工		V-33	無	
	3-2-6-17オーバーレイ工		V-33		3-2-6-17オーバーレイ工		V-33	無	
第7節地盤改良工	3-2-7-2路床安定処理工		V-33	第7節地盤改良工	3-2-7-2路床安定処理工		V-33	無	
	3-2-7-3置換工		V-33		3-2-7-3置換工		V-33	無	
	3-2-7-4表層安定処理工	サンドマット	V-33		3-2-7-4表層安定処理工	サンドマット	V-33	無	
		サンドマット海上				サンドマット海上		無	
	3-2-7-5パイルネット工		V-33		3-2-7-5パイルネット工		V-33	無	
	3-2-7-6サンドマット工		V-33		3-2-7-6サンドマット工		V-33	無	
	3-2-7-7バーチカルドレーン工	サンドドレーン工	V-34		3-2-7-7バーチカルドレーン工	サンドドレーン工	V-34	無	
		ペーパードレーン工				ペーパードレーン工		無	
		袋詰式サンドドレーン工				袋詰式サンドドレーン工		無	
	3-2-7-8締固め改良工	サンドコンパクションパイル工	V-34		3-2-7-8締固め改良工	サンドコンパクションパイル工	V-34	無	
	3-2-7-9固結工	粉末噴射攪拌工	V-34		3-2-7-9固結工	粉末噴射攪拌工	V-34	無	
		高圧噴射攪拌工				高圧噴射攪拌工		無	
		スラリー攪拌工				スラリー攪拌工		無	

改定案（令和7年版）				現行（令和4年版）				改定		
撮影箇所（出来形管理）索引				撮影箇所（出来形管理）索引				有無	改定理由	
		生石灰バイル工				生石灰バイル工		無		
		中間混合処理				中間混合処理		無		
第10節仮設工	3-2-10-5土留・仮締切工	H鋼杭	V-34	第10節仮設工	3-2-10-5土留・仮締切工	H鋼杭	V-34	無		
		鋼矢板				鋼矢板		無		
		アンカー工				アンカー工		無		
		連節ブロック張り工				連節ブロック張り工		無		
		締切盛土				締切盛土		無		
		中詰盛土				中詰盛土		無		
	3-2-10-9地中連続壁工（壁式）		V-35		3-2-10-9地中連続壁工（壁式）		V-35	無		
	3-2-10-10地中連続壁工（柱列式）		V-35		3-2-10-10地中連続壁工（柱列式）		V-35	無		
	3-2-10-22法面吹付工		V-35		3-2-10-22法面吹付工		V-35	無		
第11節軽量盛土工	3-2-11-2軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	V-11	第11節軽量盛土工	3-2-11-2軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	V-11	無
第12節工場製作工	3-2-12-1鋳造費	金属支承工	V-35	第12節工場製作工	3-2-12-1鋳造費	金属支承工	V-35	無		
		大型ゴム支承工				大型ゴム支承工		無		
	3-2-12-1仮設材製作工		V-36		3-2-12-1仮設材製作工		V-36	無		
	3-2-12-1刃口金物製作工		V-36		3-2-12-1刃口金物製作工		V-36	無		
	3-2-12-3桁製作工	仮組立による検査を実施する場合	V-36		3-2-12-3桁製作工	仮組立による検査を実施する場合	V-36	無		
		シミュレーション仮組立検査を行う場合				シミュレーション仮組立検査を行う場合		無		
		仮組立検査を実施しない場合				仮組立検査を実施しない場合		無		
		鋼製堰堤製作工（仮組立時）				鋼製堰堤製作工（仮組立時）		無		
	3-2-12-4検査路製作工		V-36		3-2-12-4検査路製作工		V-36	無		
	3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工		V-36		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工		V-36	無		
	3-2-12-6落橋防止装置製作工		V-37		3-2-12-6落橋防止装置製作工		V-37	無		
	3-2-12-7橋梁用防護柵製作工		V-37		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工		V-37	無		
	3-2-12-8アンカーフレーム製作工		V-37		3-2-12-8アンカーフレーム製作工		V-37	無		
3-2-12-9プレビーム用桁製作工		V-37	3-2-12-9プレビーム用桁製作工		V-37	無				
3-2-12-10鋼製排水管製作工		V-37	3-2-12-10鋼製排水管製作工		V-37	無				
3-2-12-11工場塗装工		V-37	3-2-12-11工場塗装工		V-37	無				
第13節橋梁架設工	3-2-13-1架設工	クレーン架設	V-37	第13節橋梁架設工	3-2-13-1架設工	クレーン架設	V-37	無		
		ケーブルクレーン架設				ケーブルクレーン架設		無		
		ケーブルエレクション架設				ケーブルエレクション架設		無		
		架設桁架設				架設桁架設		無		
		送出し架設				送出し架設		無		
		トラバラークレーン架設				トラバラークレーン架設		無		
第14節法面工	3-2-14-2植生工	種子散布工	V-38	第14節法面工	3-2-14-2植生工	種子散布工	V-38	無		
		張芝工				張芝工		無		
		筋芝工				筋芝工		無		

改定案（令和7年版）				現行（令和4年版）				改定	
撮影箇所（出来形管理）索引				撮影箇所（出来形管理）索引				有無	改定理由
		市松芝工				市松芝工		無	
		植生シート工				植生シート工		無	
		植生マット工				植生マット工		無	
		植生筋工				植生筋工		無	
		人工張芝工				人工張芝工		無	
		植生穴工				植生穴工		無	
		植生基材吹付工				植生基材吹付工		無	
		客土吹付工				客土吹付工		無	
	3-2-14-3吹付工	コンクリート	V-38		3-2-14-3吹付工	コンクリート	V-38	無	
		モルタル				モルタル		無	
	3-2-14-4法枠工	現場打法枠工	V-38		3-2-14-4法枠工	現場打法枠工	V-38	無	
		現場吹付法枠工				現場吹付法枠工		無	
		プレキャスト法枠工				プレキャスト法枠工		無	
	3-2-14-6アンカー工		V-38		3-2-14-6アンカー工		V-38	無	
第15節擁壁工	3-2-15-1場所打擁壁工		V-39	第15節擁壁工	3-2-15-1場所打擁壁工		V-38	有	
	3-2-15-2プレキャスト擁壁工		V-39		3-2-15-2プレキャスト擁壁工		V-39	無	
	3-2-15-3補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	V-39		3-2-15-3補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	V-39	無	
		多数アンカー式補強土工法				多数アンカー式補強土工法		無	
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		無	
	3-2-15-4井桁ブロック工		V-39		3-2-15-4井桁ブロック工		V-39	無	
第16節浚渫工	3-2-16-3浚渫船運転工	ポンプ浚渫船	V-39	第16節浚渫工	3-2-16-3浚渫船運転工	ポンプ浚渫船	V-39	無	
		グラブ船				グラブ船		無	
		バックホウ浚渫船				バックホウ浚渫船		無	
第18節床版工	3-2-18-2床版・横組工		V-39	第18節床版工	3-2-18-2床版・横組工		V-39	無	
【第6編 河川編】				【第6編 河川編】					
第1章 築堤・護岸				第1章 築堤・護岸					
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3基礎工			第5節 護岸基礎工	6-1-5-3基礎工	3-2-4-3基礎工（護岸）	V-16	無	
	6-1-5-4矢板工				6-1-5-4矢板工	3-2-3-4矢板工	V-12	無	
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3笠コンクリート工			第6節 矢板護岸工	6-1-6-3笠コンクリート工	3-2-5-3コンクリートブロック工	V-18	無	
	6-1-6-4矢板工				6-1-6-4矢板工	3-2-3-4矢板工	V-12	無	
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3コンクリートブロック工			第7節 法覆護岸工	6-1-7-3コンクリートブロック工	3-2-5-3コンクリートブロック工	V-18	無	
	6-1-7-4護岸付属物工				6-1-7-4護岸付属物工		V-40	無	
	6-1-7-5緑化ブロック工				6-1-7-5緑化ブロック工	3-2-5-4緑化ブロック工	V-19	無	
	6-1-7-6環境護岸ブロック工				6-1-7-6環境護岸ブロック工	3-2-5-3コンクリートブロック工	V-18	無	
	6-1-7-7石積（張）工				6-1-7-7石積（張）工	3-2-5-5石積（張）工	V-19	無	
	6-1-7-8法枠工				6-1-7-8法枠工	3-2-14-4法枠工	V-38	無	
	6-1-7-9多自然型護岸工	巨石張り	V-15		6-1-7-9多自然型護岸工	巨石張り	V-15	無	
		巨石積み				巨石積み		無	
		かごマット				かごマット		無	

改定案（令和7年版）				現行（令和4年版）				改定					
撮影箇所（出来形管理）索引				撮影箇所（出来形管理）索引				有無	改定理由				
	6-1-7-10吹付工		3-2-14-3吹付工	V-38		6-1-7-10吹付工		3-2-14-3吹付工	V-38	無			
	6-1-7-11植生工		3-2-14-2植生工	V-38		6-1-7-11植生工		3-2-14-2植生工	V-38	無			
	6-1-7-12覆土工		1-2-4-5法面整形工	V-10		6-1-7-12覆土工		1-2-4-5法面整形工	V-10	無			
	6-1-7-13羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	V-15	6-1-7-13羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	V-15	無	無			
		ふとんかご	3-2-3-27羽口工			ふとんかご	3-2-3-27羽口工						
		かご枠	3-2-3-27羽口工			かご枠	3-2-3-27羽口工						
		連節ブロック張り	3-2-5-3連節ブロック張り			連節ブロック張り	3-2-5-3連節ブロック張り						
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	V-39	第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	V-38	有			
	6-1-8-4プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	V-39		6-1-8-4プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	V-39	無			
第9節 根固め工	6-1-9-3根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	V-14	第9節 根固め工	6-1-9-3根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	V-14	無			
	6-1-9-5沈床工		3-2-3-18沈床工	V-14		6-1-9-5沈床工		3-2-3-18沈床工	V-14	無			
	6-1-9-6捨石工		3-2-3-19捨石工	V-14		6-1-9-6捨石工		3-2-3-19捨石工	V-14	無			
	6-1-9-7かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	V-15		6-1-9-7かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	V-15	無	無		
ふとんかご		3-2-3-27羽口工	ふとんかご		3-2-3-27羽口工								
第10節 水制工	6-1-10-3沈床工		3-2-3-18沈床工	V-14	第10節 水制工	6-1-10-3沈床工		3-2-3-18沈床工	V-14	無			
	6-1-10-4捨石工		3-2-3-19捨石工	V-14		6-1-10-4捨石工		3-2-3-19捨石工	V-14	無			
	6-1-10-5かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	V-15		6-1-10-5かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	V-15	無	無		
		ふとんかご	3-2-3-27羽口工				ふとんかご	3-2-3-27羽口工					
6-1-10-8杭出し水制工			V-40	6-1-10-8杭出し水制工			V-40	無					
第11節 付帯道路工	6-1-11-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	V-12	第11節 付帯道路工	6-1-11-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	V-12	無			
	6-1-11-5アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	V-19		6-1-11-5アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	V-19	無			
	6-1-11-6コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	V-26		6-1-11-6コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	V-26	無			
	6-1-11-7薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	V-30		6-1-11-7薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	V-30	無			
	6-1-11-8ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	V-31		6-1-11-8ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	V-31	無			
	6-1-11-9側溝工		3-2-3-29側溝工	V-16		6-1-11-9側溝工		3-2-3-29側溝工	V-16	無			
	6-1-11-10集水樹工		3-2-3-30集水樹工	V-16		6-1-11-10集水樹工		3-2-3-30集水樹工	V-16	無			
	6-1-11-11縁石工		3-2-3-5縁石工	V-12		6-1-11-11縁石工		3-2-3-5縁石工	V-12	無			
	6-1-11-12区画線工		3-2-3-9区画線工	V-12		6-1-11-12区画線工		3-2-3-9区画線工	V-12	無			
	第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工		V-13	第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	V-13	無	
		6-1-12-4標識工		3-2-3-6小型標識工		V-12		6-1-12-4標識工		3-2-3-6小型標識工	V-12	無	
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3配管工			V-40	第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3配管工			V-40	無			
	6-1-13-4ハンドホール工			V-40		6-1-13-4ハンドホール工			V-40	無			
第2章 浚渫（川）					第2章 浚渫（川）								
第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-3-2浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	V-39	第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-3-2浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	V-39	無			
第4節 浚渫工（グラブ船）	6-2-4-2浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	V-39	第4節 浚渫工（グラブ船）	6-2-4-2浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	V-39	無			
第5節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	6-2-5-2浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	V-39	第5節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	6-2-5-2浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	V-39	無			
第3章 樋門・樋管					第3章 樋門・樋管								
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17	第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17	無			
	6-3-5-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	V-17		6-3-5-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	V-17	無			

改定案（令和7年版）					現行（令和4年版）					改定	
撮影箇所（出来形管理）索引					撮影箇所（出来形管理）索引					有無	改定理由
	6-3-5-5矢板工		3-2-3-4矢板工	V-12		6-3-5-5矢板工		3-2-3-4矢板工	V-12	無	
	6-3-5-6函渠工	本体工		V-40		6-3-5-6函渠工	本体工		V-40	無	
		ヒューム管					無				
		PC管					無				
		コルゲートパイプ					無				
		ダクタイル鋳鉄管					無				
		PC函渠	3-2-3-28プレキャストカルバート工	V-15			PC函渠	3-2-3-28プレキャストカルバート工	V-15	無	
	6-3-5-7翼壁工			V-40		6-3-5-7翼壁工			V-40	無	
	6-3-5-8水叩工			V-41		6-3-5-8水叩工			V-41	無	
第6節 護床工	6-3-6-3根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	V-14	第6節 護床工	6-3-6-3根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	V-14	無	
	6-3-6-5沈床工		3-2-3-18沈床工	V-14		6-3-6-5沈床工		3-2-3-18沈床工	V-14	無	
	6-3-6-6捨石工		3-2-3-19捨石工	V-14		6-3-6-6捨石工		3-2-3-19捨石工	V-14	無	
	6-3-6-7かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	V-15		6-3-6-7かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	V-15	無	
ふとんかご		3-2-3-27羽口工	ふとんかご		3-2-3-27羽口工		無				
第7節 水路工	6-3-7-3側溝工		3-2-3-29側溝工	V-16	第7節 水路工	6-3-7-3側溝工		3-2-3-29側溝工	V-16	無	
	6-3-7-4集水樹工		3-2-3-30集水樹工	V-16		6-3-7-4集水樹工		3-2-3-30集水樹工	V-16	無	
	6-3-7-5暗渠工		3-2-3-29側溝工	V-16		6-3-7-5暗渠工		3-2-3-29側溝工	V-16	無	
	6-3-7-6樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	V-15		6-3-7-6樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	V-15	無	
第8節 付属物設置工	6-3-8-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	V-12	第8節 付属物設置工	6-3-8-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	V-12	無	
	6-3-8-7階段工		3-2-3-22階段工	V-14		6-3-8-7階段工		3-2-3-22階段工	V-14	無	
第4章 水門					第4章 水門					無	
第3節 工場製作工	6-4-3-3桁製作工		3-2-12-3桁製作工	V-36	第3節 工場製作工	6-4-3-3桁製作工		3-2-12-3桁製作工	V-36	無	
	6-4-3-4鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	V-36		6-4-3-4鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	V-36	無	
	6-4-3-5落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	V-37		6-4-3-5落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	V-37	無	
	6-4-3-6鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	V-37		6-4-3-6鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	V-37	無	
	6-4-3-7橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	V-37		6-4-3-7橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	V-37	無	
	6-4-3-8鋳造費		3-2-12-1鋳造費	V-35		6-4-3-8鋳造費		3-2-12-1鋳造費	V-35	無	
	6-4-3-9仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	V-36		6-4-3-9仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	V-36	無	
	6-4-3-10工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	V-37		6-4-3-10工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	V-37	無	
	第6節 水門本体工	6-4-6-4既製杭工		3-2-4-4既製杭工		V-17	第6節 水門本体工	6-4-6-4既製杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17
6-4-6-5場所打杭工			3-2-4-5場所打杭工	V-17	6-4-6-5場所打杭工			3-2-4-5場所打杭工	V-17	無	
6-4-6-6矢板工（遮水矢板）			3-2-3-4矢板工	V-12	6-4-6-6矢板工（遮水矢板）			3-2-3-4矢板工	V-12	無	
6-4-6-7床版工				V-41	6-4-6-7床版工				V-41	無	
6-4-6-8堰柱工				V-41	6-4-6-8堰柱工				V-41	無	
6-4-6-9門柱工				V-41	6-4-6-9門柱工				V-41	無	
6-4-6-10ゲート操作台工				V-41	6-4-6-10ゲート操作台工				V-41	無	
6-4-6-11胸壁工				V-41	6-4-6-11胸壁工				V-41	無	
6-4-6-12翼壁工			6-3-5-7翼壁工	V-40	6-4-6-12翼壁工			6-3-5-7翼壁工	V-40	無	
6-4-6-13水叩工			6-3-5-8水叩工	V-41	6-4-6-13水叩工			6-3-5-8水叩工	V-41	無	

改定案（令和7年版）					現行（令和4年版）					改定	
撮影箇所（出来形管理）索引					撮影箇所（出来形管理）索引					有無	改定理由
第7節 護床工	6-4-7-3根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	V-14	第7節 護床工	6-4-7-3根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	V-14	無	
	6-4-7-5沈床工		3-2-3-18沈床工	V-14		6-4-7-5沈床工		3-2-3-18沈床工	V-14	無	
	6-4-7-6捨石工		3-2-3-19捨石工	V-14		6-4-7-6捨石工		3-2-3-19捨石工	V-14	無	
	6-4-7-7かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工	V-15		6-4-7-7かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工	V-15	無	
第8節 付属物設置工	6-4-8-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	V-12	第8節 付属物設置工	6-4-8-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	V-12	無	
	6-4-8-8階段工		3-2-3-22階段工	V-14		6-4-8-8階段工		3-2-3-22階段工	V-14	無	
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4架設工(クレーン架設)		3-2-13-1架設工	V-37	第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4架設工(クレーン架設)		3-2-13-1架設工	V-37	無	
	6-4-9-5架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13-2架設工	V-37		6-4-9-5架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13-2架設工	V-37	無	
	6-4-9-6架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13-3架設工	V-37		6-4-9-6架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13-3架設工	V-37	無	
	6-4-9-7架設工(架設桁架設)		3-2-13-4架設工	V-37		6-4-9-7架設工(架設桁架設)		3-2-13-4架設工	V-37	無	
	6-4-9-8架設工(送出し架設)		3-2-13-5架設工	V-37		6-4-9-8架設工(送出し架設)		3-2-13-5架設工	V-37	無	
	6-4-9-9架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13-6架設工	V-37		6-4-9-9架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13-6架設工	V-37	無	
	6-4-9-10支承工	鋼製支承 ゴム支承		V-41		6-4-9-10支承工	鋼製支承 ゴム支承		V-41	無	
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	V-16	第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	V-16	無	
第11節 床版工	6-4-11-2床版工		3-2-18-2床版・横組工	V-39	第11節 床版工	6-4-11-2床版工		3-2-18-2床版・横組工	V-39	無	
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-4-12-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	V-15	第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-4-12-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	V-15	無	
	6-4-12-4地覆工			V-41		6-4-12-4地覆工			V-41	無	
	6-4-12-5橋梁用防護柵工			V-41		6-4-12-5橋梁用防護柵工			V-41	無	
	6-4-12-6橋梁用高欄工			V-41		6-4-12-6橋梁用高欄工			V-41	無	
第14節 コンクリート管理橋上部工(P C橋)	6-4-14-2プレテンション桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	V-13	第14節 コンクリート管理橋上部工(P C橋)	6-4-14-2プレテンション桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	V-13	無	
	6-4-14-3ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	V-13		6-4-14-3ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	V-13	無	
	6-4-14-4プレキャストセグメント製作工(購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント製作工(購入工)	V-13		6-4-14-4プレキャストセグメント製作工(購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント製作工(購入工)	V-13	無	
	6-4-14-5プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	V-13		6-4-14-5プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	V-13	無	
	6-4-14-6支承工		6-4-9-10支承工	V-41		6-4-14-6支承工		6-4-9-10支承工	V-41	無	
	6-4-14-7架設工(クレーン架設)		3-2-13-1架設工	V-37		6-4-14-7架設工(クレーン架設)		3-2-13-1架設工	V-37	無	
	6-4-14-8架設工(架設桁架設)		3-2-13-1架設工	V-37		6-4-14-8架設工(架設桁架設)		3-2-13-1架設工	V-37	無	
	6-4-14-9床版・横組工		3-2-18-2床版・横組工	V-39		6-4-14-9床版・横組工		3-2-18-2床版・横組工	V-39	無	
	6-4-14-10落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	V-58		6-4-14-10落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	V-58	無	
	第15節 コンクリート管理橋上部工(P Cホロースラブ橋)	6-4-15-2架設支保工(固定)		3-2-13-1架設工		V-37	第15節 コンクリート管理橋上部工(P Cホロースラブ橋)	6-4-15-2架設支保工(固定)		3-2-13-1架設工	V-37
6-4-15-3支承工			6-4-9-10支承工	V-41	6-4-15-3支承工			6-4-9-10支承工	V-41	無	
6-4-15-4落橋防止装置工			10-16-22-4落橋防止装置工	V-58	6-4-15-4落橋防止装置工			10-16-22-4落橋防止装置工	V-58	無	
6-4-15-5 P Cホロースラブ製作工			3-2-3-15 P Cホロースラブ製作工	V-14	6-4-15-5 P Cホロースラブ製作工			3-2-3-15 P Cホロースラブ製作工	V-14	無	

改定案（令和7年版）					現行（令和4年版）					改定			
撮影箇所（出来形管理）索引					撮影箇所（出来形管理）索引					有無	改定理由		
第16節橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-4-16-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	V-15	第16節橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-4-16-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	V-15	無			
	6-4-16-4地覆工		6-4-12-4地覆工	V-41		6-4-16-4地覆工		6-4-12-4地覆工	V-41	無			
	6-4-16-5橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	V-41		6-4-16-5橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	V-41	無			
	6-4-16-6橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	V-41		6-4-16-6橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	V-41	無			
	6-4-16-7検査路工		6-4-12-7検査路工	V-42		6-4-16-7検査路工		6-4-12-7検査路工	V-42	無			
第18節舗装工	6-4-18-5アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	V-19	第18節舗装工	6-4-18-5アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	V-19	無			
	6-4-18-6半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	V-21		6-4-18-6半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	V-21	無			
	6-4-18-7排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	V-23		6-4-18-7排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	V-23	無			
	6-4-18-8透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	V-25		6-4-18-8透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	V-25	無			
	6-4-18-9グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	V-25		6-4-18-9グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	V-25	無			
	6-4-18-10コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	V-26		6-4-18-10コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	V-26	無			
	6-4-18-11薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	V-30		6-4-18-11薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	V-30	無			
	6-4-18-12ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	V-31		6-4-18-12ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	V-31	無			
第5章 堰					第5章 堰					無			
第3節 工場製作工	6-5-3-3刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	V-36	第3節 工場製作工	6-5-3-3刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	V-36	無			
	6-5-3-4桁製作工		3-2-12-3桁製作工	V-36		6-5-3-4桁製作工		3-2-12-3桁製作工	V-36	無			
	6-5-3-5検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	V-36		6-5-3-5検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	V-36	無			
	6-5-3-6鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	V-36		6-5-3-6鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	V-36	無			
	6-5-3-7落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	V-37		6-5-3-7落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	V-37	無			
	6-5-3-8鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	V-37		6-5-3-8鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	V-37	無			
	6-5-3-9プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	V-37		6-5-3-9プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	V-37	無			
	6-5-3-10橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	V-37		6-5-3-10橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	V-37	無			
	6-5-3-11鋳造費		3-2-12-1鋳造費	V-35		6-5-3-11鋳造費		3-2-12-1鋳造費	V-35	無			
	6-5-3-12アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	V-37		6-5-3-12アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	V-37	無			
	6-5-3-13仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	V-36		6-5-3-13仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	V-36	無			
	6-5-3-14工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	V-37		6-5-3-14工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	V-37	無			
	第6節 可動堰本体工	6-5-6-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工		V-17	第6節 可動堰本体工	6-5-6-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17	無	
		6-5-6-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工		V-17		6-5-6-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	V-17	無	
6-5-6-5オープンケーソン基礎工			3-2-4-7オープンケーソン基礎工	V-17	6-5-6-5オープンケーソン基礎工			3-2-4-7オープンケーソン基礎工	V-17	無			
6-5-6-6ニューマチックケーソン基礎工			3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	V-18	6-5-6-6ニューマチックケーソン基礎工			3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	V-18	無			
6-5-6-7矢板工			3-2-3-4矢板工	V-12	6-5-6-7矢板工			3-2-3-4矢板工	V-12	無			
6-5-6-8床版工			6-4-6-7床版工	V-41	6-5-6-8床版工			6-4-6-7床版工	V-41	無			
6-5-6-9堰柱工			6-4-6-8堰柱工	V-41	6-5-6-9堰柱工			6-4-6-8堰柱工	V-41	無			
6-5-6-10門柱工			6-4-6-9門柱工	V-41	6-5-6-10門柱工			6-4-6-9門柱工	V-41	無			
6-5-6-11ゲート操作台工			6-4-6-10ゲート操作台工	V-41	6-5-6-11ゲート操作台工			6-4-6-10ゲート操作台工	V-41	無			
6-5-6-12水叩工			6-3-5-8水叩工	V-41	6-5-6-12水叩工			6-3-5-8水叩工	V-41	無			
6-5-6-13閘門工				V-42	6-5-6-13閘門工				V-42	無			
6-5-6-14土砂吐工				V-42	6-5-6-14土砂吐工				V-42	無			
6-5-6-15取付擁壁工			3-2-15-1場所打擁壁工	V-39	6-5-6-15取付擁壁工			3-2-15-1場所打擁壁工	V-38	有			

改定案（令和7年版）					現行（令和4年版）					改定	
撮影箇所（出来形管理）索引					撮影箇所（出来形管理）索引					有無	改定理由
第7節固定堰本体工	6-5-7-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17	第7節固定堰本体工	6-5-7-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17	無	
	6-5-7-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	V-17		6-5-7-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	V-17	無	
	6-5-7-5オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	V-17		6-5-7-5オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	V-17	無	
	6-5-7-6ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	V-19		6-5-7-6ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	V-19	無	
	6-5-7-7矢板工		3-2-3-4矢板工	V-12		6-5-7-7矢板工		3-2-3-4矢板工	V-12	無	
	6-5-7-8堰本体工			V-42		6-5-7-8堰本体工			V-42	無	
	6-5-7-9水叩工			V-42		6-5-7-9水叩工			V-42	無	
	6-5-7-10土砂吐工			V-42		6-5-7-10土砂吐工			V-42	無	
	6-5-7-11取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	V-39		6-5-7-11取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	V-38	有	
第8節魚道工	6-5-8-3魚道本体工			V-42	第8節魚道工	6-5-8-3魚道本体工			V-42	無	
第9節管理橋下部工	6-5-9-2管理橋橋台工			V-42	第9節管理橋下部工	6-5-9-2管理橋橋台工			V-42	無	
第10節鋼管理橋上部工	6-5-10-4架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工	V-37	第10節鋼管理橋上部工	6-5-10-4架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工	V-37	無	
	6-5-10-5架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13-1架設工	V-37		6-5-10-5架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13-1架設工	V-37	無	
	6-5-10-6架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13-1架設工	V-37		6-5-10-6架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13-1架設工	V-37	無	
	6-5-10-7架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工	V-37		6-5-10-7架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工	V-37	無	
	6-5-10-8架設工（送出し架設）		3-2-13-1架設工	V-37		6-5-10-8架設工（送出し架設）		3-2-13-1架設工	V-37	無	
	6-5-10-9架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13-1架設工	V-37		6-5-10-9架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13-1架設工	V-37	無	
	6-5-10-10支承工		6-4-9-10支承工	V-41		6-5-10-10支承工		6-4-9-10支承工	V-41	無	
第11節橋梁現場塗装工	6-5-11-2現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	V-16	第11節橋梁現場塗装工	6-5-11-2現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	V-16	無	
第12節床版工	6-5-12-2床版工		3-2-18-2床版・横組工	V-39	第12節床版工	6-5-12-2床版工		3-2-18-2床版・横組工	V-39	無	
第13節橋梁付属物工（鋼管理橋）	6-5-13-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	V-15	第13節橋梁付属物工（鋼管理橋）	6-5-13-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	V-15	無	
	6-5-13-4地覆工		6-4-12-4地覆工	V-41		6-5-13-4地覆工		6-4-12-4地覆工	V-41	無	
	6-5-13-5橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	V-41		6-5-13-5橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	V-41	無	
	6-5-13-6橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	V-41		6-5-13-6橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	V-41	無	
	6-5-13-7検査路工		6-4-12-7検査路工	V-42		6-5-13-7検査路工		6-4-12-7検査路工	V-42	無	
第15節コンクリート管理橋上部工（PC橋）	6-5-15-2プレテンション桁製作工（購入工）		3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	V-13	第15節コンクリート管理橋上部工（PC橋）	6-5-15-2プレテンション桁製作工（購入工）		3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	V-13	無	
	6-5-15-3ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	V-13		6-5-15-3ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	V-13	無	
	6-5-15-4プレキャストセグメント製作工（購入工）		3-2-3-13プレキャストセグメント製作工（購入工）	V-13		6-5-15-4プレキャストセグメント製作工（購入工）		3-2-3-13プレキャストセグメント製作工（購入工）	V-13	無	
	6-5-15-5プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	V-13		6-5-15-5プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	V-13	無	
	6-5-15-6支承工		6-4-9-10支承工	V-41		6-5-15-6支承工		6-4-9-10支承工	V-41	無	
	6-5-15-7架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工	V-37		6-5-15-7架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工	V-37	無	
	6-5-15-8架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工	V-37		6-5-15-8架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工	V-37	無	
	6-5-15-9床版・横組工		3-2-18-2床版・横組工	V-39		6-5-15-9床版・横組工		3-2-18-2床版・横組工	V-39	無	
	6-5-15-10落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	V-58		6-5-15-10落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	V-58	無	
	第16節コンクリート管理橋上部工（PC橋ホロースラブ橋）	6-5-16-2架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工		V-37	第16節コンクリート管理橋上部工（PC橋ホロースラブ橋）	6-5-16-2架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	V-37
6-5-16-3支承工			6-4-9-10支承工	V-41	6-5-16-3支承工			6-4-9-10支承工	V-41	無	

改定案（令和7年版）				現行（令和4年版）				改定				
撮影箇所（出来形管理）索引				撮影箇所（出来形管理）索引				有無	改定理由			
	6-5-16-4落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	V-58		6-5-16-4落橋防止装置工	10-16-22-4落橋防止装置工	V-58	無			
	6-5-16-5 P Cホロスラブ製作工		3-2-3-15 P Cホロスラブ製作工	V-14		6-5-16-5 P Cホロスラブ製作工	3-2-3-15 P Cホロスラブ製作工	V-14	無			
第17節コンクリート管理橋上部工（P C箱桁橋）	6-5-17-2架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	V-37	第17節コンクリート管理橋上部工（P C箱桁橋）	6-5-17-2架設支保工（固定）	3-2-13-1架設工	V-37	無			
	6-5-17-3支承工		6-4-9-10支承工	V-41		6-5-17-3支承工	6-4-9-10支承工	V-41	無			
	6-5-17-4 P C箱桁製作工		3-2-3-16 P C箱桁製作工	V-14		6-5-17-4 P C箱桁製作工	3-2-3-16 P C箱桁製作工	V-14	無			
	6-5-17-5落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	V-58		6-5-17-5落橋防止装置工	10-16-22-4落橋防止装置工	V-58	無			
第18節橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	6-5-18-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	V-15	第18節橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	6-5-18-2伸縮装置工	3-2-3-24伸縮装置工	V-15	無			
	6-5-18-4地覆工		6-4-12-4地覆工	V-41		6-5-18-4地覆工	6-4-12-4地覆工	V-41	無			
	6-5-18-5橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	V-41		6-5-18-5橋梁用防護柵工	6-4-12-5橋梁用防護柵工	V-41	無			
	6-5-18-6橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	V-41		6-5-18-6橋梁用高欄工	6-4-12-6橋梁用高欄工	V-41	無			
	6-5-18-7検査路工		6-4-12-7検査路工	V-42		6-5-18-7検査路工	6-4-12-7検査路工	V-42	無			
第20節付属物設置工	6-5-20-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	V-12	第20節付属物設置工	6-5-20-3防止柵工	3-2-3-7防止柵工	V-12	無			
	6-5-20-7階段工		3-2-3-22階段工	V-14		6-5-20-7階段工	3-2-3-22階段工	V-14	無			
第6章 排水機場					第6章 排水機場					無		
第4節 機場本体工	6-6-4-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17	第4節 機場本体工	6-6-4-3既製杭工	3-2-4-4既製杭工	V-17	無			
	6-6-4-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	V-17		6-6-4-4場所打杭工	3-2-4-5場所打杭工	V-17	無			
	6-6-4-5矢板工		3-2-3-4矢板工	V-12		6-6-4-5矢板工	3-2-3-4矢板工	V-12	無			
	6-6-4-6本体工			V-42		6-6-4-6本体工		V-42	無			
	6-6-4-7燃料貯油槽工			V-42		6-6-4-7燃料貯油槽工		V-42	無			
第5節 沈砂池工	6-6-5-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17	第5節 沈砂池工	6-6-5-3既製杭工	3-2-4-4既製杭工	V-17	無			
	6-6-5-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	V-17		6-6-5-4場所打杭工	3-2-4-5場所打杭工	V-17	無			
	6-6-5-5矢板工		3-2-3-4矢板工	V-12		6-6-5-5矢板工	3-2-3-4矢板工	V-12	無			
	6-6-5-6場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	V-39		6-6-5-6場所打擁壁工	3-2-15-1場所打擁壁工	V-38	有			
	6-6-5-7コンクリート床版工			V-42		6-6-5-7コンクリート床版工		V-42	無			
	6-6-5-8ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック工	V-14		6-6-5-8ブロック床版工	3-2-3-17根固めブロック工	V-14	無			
	6-6-5-9場所打水路工		3-2-3-29側溝工	V-16		6-6-5-9場所打水路工	3-2-3-29側溝工	V-16	無			
第6節 吐出水槽工	6-6-6-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17	第6節 吐出水槽工	6-6-6-3既製杭工	3-2-4-4既製杭工	V-17	無			
	6-6-6-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	V-17		6-6-6-4場所打杭工	3-2-4-5場所打杭工	V-17	無			
	6-6-6-5矢板工		3-2-3-4矢板工	V-12		6-6-6-5矢板工	3-2-3-4矢板工	V-12	無			
	6-6-6-6本体工		6-6-4-6本体工	V-42		6-6-6-6本体工	6-6-4-6本体工	V-42	無			
第7章 床止め・床固め					第7章 床止め・床固め					無		
第4節 床止め工	6-7-4-4既製杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17	第4節 床止め工	6-7-4-4既製杭工	3-2-4-4既製杭工	V-17	無			
	6-7-4-5矢板工		3-2-3-4矢板工	V-12		6-7-4-5矢板工	3-2-3-4矢板工	V-12	無			
	6-7-4-6本体工	床固め本体工				V-43	6-7-4-6本体工	床固め本体工		V-43	無	
		植石張り		3-2-5-5石積（張）工		V-19		植石張り	3-2-5-5石積（張）工	V-19	無	
		根固めブロック		3-2-3-17根固めブロック工		V-14		根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	V-14	無	
	6-7-4-7取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	V-39		6-7-4-7取付擁壁工	3-2-15-1場所打擁壁工	V-38	有			
	6-7-4-8水叩工					V-43	6-7-4-8水叩工				V-43	無
		巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工		V-15		巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	V-15	無	
根固めブロック			3-2-3-17根固めブロック工	V-14	根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工		V-14	無			

改定案（令和7年版）					現行（令和4年版）					改定			
撮影箇所（出来形管理）索引					撮影箇所（出来形管理）索引					有無	改定理由		
第5節 床固め工	6-7-5-4本堤工		6-7-4-6本体工	V-43	第5節 床固め工	6-7-5-4本堤工		6-7-4-6本体工	V-43	無			
	6-7-5-5垂直壁工		6-7-4-6本体工	V-43		6-7-5-5垂直壁工		6-7-4-6本体工	V-43	無			
	6-7-5-6側壁工			V-43		6-7-5-6側壁工			V-43	無			
	6-7-5-7水叩工		6-7-4-8水叩工	V-43		6-7-5-7水叩工		6-7-4-8水叩工	V-43	無			
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	V-39	第6節 山留擁壁工	6-7-6-3コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	V-38	有			
	6-7-6-4ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	V-18		6-7-6-4ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	V-18	無			
	6-7-6-5石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	V-19		6-7-6-5石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	V-19	無			
	6-7-6-6山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	V-16		6-7-6-6山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	V-16	無			
第8章 河川維持					第8章 河川維持						無		
第7節 路面補修工	6-8-7-3不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	V-10	第7節 路面補修工	6-8-7-3不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	V-10	無			
	6-8-7-4コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	V-26		6-8-7-4コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	V-26	無			
	6-8-7-5アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	V-19		6-8-7-5アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	V-19	無			
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	V-12	第8節 付属物復旧工	6-8-8-2付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	V-12	無			
第9節 付属物設置工	6-8-9-3防護柵工		3-2-3-7防止柵工	V-12	第9節 付属物設置工	6-8-9-3防護柵工		3-2-3-7防止柵工	V-12	無			
	6-8-9-5付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	V-13		6-8-9-5付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	V-13	無			
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3配管工		6-1-13-3配管工	V-40	第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3配管工		6-1-13-3配管工	V-40	無			
	6-8-10-4ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	V-40		6-8-10-4ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	V-40	無			
第12節 植栽維持工	6-8-12-3樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	V-38	第12節 植栽維持工	6-8-12-3樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	V-38	無			
第9章 河川修繕					第9章 河川修繕						無		
第4節 腹付工	6-9-4-2覆土工		1-2-3-5法面整形工	V-10	第4節 腹付工	6-9-4-2覆土工		1-2-3-5法面整形工	V-10	無			
	6-9-4-3植生工		3-2-14-2植生工	V-38		6-9-4-3植生工		3-2-14-2植生工	V-38	無			
第5節 側帯工	6-9-5-2縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	V-15	第5節 側帯工	6-9-5-2縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	V-15	無			
		連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	V-18			連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	V-18	無			
		コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工				コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工		無			
	石張り工	3-2-5-5石積（張）工	V-19	石張り工		3-2-5-5石積（張）工	V-19	無					
	6-9-5-3植生工		3-2-14-2植生工	V-38		6-9-5-3植生工		3-2-14-2植生工	V-38	無			
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3石積工		3-2-5-5石積（張）工	V-19	第6節 堤脚保護工	6-9-6-3石積工		3-2-5-5石積（張）工	V-19	無			
	6-9-6-4コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	V-18		6-9-6-4コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	V-18	無			
第7節 管理用通路工	6-9-7-2防護柵工		3-2-3-7防止柵工	V-12	第7節 管理用通路工	6-9-7-2防護柵工		3-2-3-7防止柵工	V-12	無			
	6-9-7-4路面切削工		3-2-6-15路面切削工	V-33		6-9-7-4路面切削工		3-2-6-15路面切削工	V-33	無			
	6-9-7-5舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	V-33		6-9-7-5舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	V-33	無			
	6-9-7-6オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	V-33		6-9-7-6オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	V-33	無			
	6-9-7-7排水構造物工	プレキャストU型側溝・管（函）渠		3-2-3-29側溝工		V-16	6-9-7-7排水構造物工	プレキャストU型側溝・管（函）渠		3-2-3-29側溝工	V-16	無	
		集水樹工		3-2-3-30集水樹工				集水樹工		3-2-3-30集水樹工		無	
6-9-7-8道路付属物工	歩車道境界ブロック		3-2-3-5縁石工	V-12	6-9-7-8道路付属物工	歩車道境界ブロック		3-2-3-5縁石工	V-12	無			
第8節 現場塗装工	6-9-8-3付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	V-16	第8節 現場塗装工	6-9-8-3付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	V-16	無			
	6-9-8-4コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	V-13		6-9-8-4コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	V-13	無			
【第7編 河川海岸編】					【第7編 河川海岸編】						無		
第1章 堤防・護岸					第1章 堤防・護岸						無		

改定案（令和7年版）					現行（令和4年版）					改定	
撮影箇所（出来形管理）索引					撮影箇所（出来形管理）索引					有無	改定理由
第5節 護岸基礎工	7-1-5-4捨石工		3-2-3-19捨石工	V-14	第5節 護岸基礎工	7-1-5-4捨石工		3-2-3-19捨石工	V-14	無	
	7-1-5-5場所打コンクリート工			V-44		7-1-5-5場所打コンクリート工			V-44	無	
	7-1-5-6海岸コンクリートブロック工			V-44		7-1-5-6海岸コンクリートブロック工			V-44	無	
	7-1-5-7笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	V-16		7-1-5-7笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	V-16	無	
	7-1-5-8基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	V-16		7-1-5-8基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	V-16	無	
	7-1-5-9矢板工		3-2-3-4矢板工	V-12		7-1-5-9矢板工		3-2-3-4矢板工	V-12	無	
第6節 護岸工	7-1-6-3石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	V-19	第6節 護岸工	7-1-6-3石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	V-19	無	
	7-1-6-4海岸コンクリートブロック工			V-44		7-1-6-4海岸コンクリートブロック工			V-44	無	
	7-1-6-5コンクリート被覆工			V-44		7-1-6-5コンクリート被覆工			V-44	無	
第7節 擁壁工	7-1-7-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	V-39	第7節 擁壁工	7-1-7-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	V-38	有	
第8節 天端被覆工	7-1-8-2コンクリート被覆工			V-44	第8節 天端被覆工	7-1-8-2コンクリート被覆工			V-44	無	
第9節 波返工	7-1-9-3波返工			V-44	第9節 波返工	7-1-9-3波返工			V-44	無	
第10節 裏法被覆工	7-1-10-2石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	V-19	第10節 裏法被覆工	7-1-10-2石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	V-19	無	
	7-1-10-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	V-18		7-1-10-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	V-18	無	
	7-1-10-4コンクリート被覆工		7-1-6-5コンクリート被覆工	V-44		7-1-10-4コンクリート被覆工		7-1-6-5コンクリート被覆工	V-44	無	
	7-1-10-5法枠工		3-2-14-4法枠工	V-38		7-1-10-5法枠工		3-2-14-4法枠工	V-38	無	
第11節 カルバート工	7-1-11-3プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	V-15	第11節 カルバート工	7-1-11-3プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	V-15	無	
第12節 排水構造物工	7-1-12-3側溝工		3-2-3-29側溝工	V-16	第12節 排水構造物工	7-1-12-3側溝工		3-2-3-29側溝工	V-16	無	
	7-1-12-4集水樹工		3-2-3-30集水樹工	V-16		7-1-12-4集水樹工		3-2-3-30集水樹工	V-16	無	
	7-1-12-5管渠工	プレキャストパイプ プレキャストボックス コルゲートパイプ タグタイル鋳鉄管	3-2-3-29側溝工	V-16		7-1-12-5管渠工	プレキャストパイプ プレキャストボックス コルゲートパイプ タグタイル鋳鉄管	3-2-3-29側溝工	V-16	無	
			3-2-3-29側溝工					3-2-3-29側溝工		無	
			3-2-3-29側溝工					3-2-3-29側溝工		無	
			3-2-3-29側溝工					3-2-3-29側溝工		無	
7-1-12-6場所打水路工		3-2-3-29側溝工	V-16	7-1-12-6場所打水路工		3-2-3-29側溝工	V-16	無			
第13節 付属物設置工	7-1-13-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	V-12	第13節 付属物設置工	7-1-13-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	V-12	無	
	7-1-13-6階段工		3-2-3-22階段工	V-14		7-1-13-6階段工		3-2-3-22階段工	V-14	無	
第14節 付帯道路工	7-1-14-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	V-12	第14節 付帯道路工	7-1-14-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	V-12	無	
	7-1-14-5アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	V-19		7-1-14-5アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	V-19	無	
	7-1-14-6コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	V-26		7-1-14-6コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	V-26	無	
	7-1-14-7薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	V-30		7-1-14-7薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	V-30	無	
	7-1-14-8側溝工		3-2-3-29側溝工	V-16		7-1-14-8側溝工		3-2-3-29側溝工	V-16	無	
	7-1-14-9集水樹工		3-2-3-30集水樹工	V-16		7-1-14-9集水樹工		3-2-3-30集水樹工	V-16	無	
	7-1-14-10縁石工		3-2-3-5縁石工	V-12		7-1-14-10縁石工		3-2-3-5縁石工	V-12	無	
	7-1-14-11区画線工		3-2-3-9区画線工	V-12		7-1-14-11区画線工		3-2-3-9区画線工	V-12	無	
	第15節 付帯道路施設工	7-1-15-3道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工		V-13	第15節 付帯道路施設工	7-1-15-3道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	V-13
7-1-15-4小型標識工			3-2-3-6小型標識工	V-12	7-1-15-4小型標識工			3-2-3-6小型標識工	V-12	無	
第2章 突堤・人工岬					第2章 突堤・人工岬					無	
第4節 突堤基礎工	7-2-4-4捨石工			V-44	第4節 突堤基礎工	7-2-4-4捨石工			V-44	無	
	7-2-4-5吸出し防止工			V-44		7-2-4-5吸出し防止工			V-44	無	

改定案（令和7年版）				現行（令和4年版）				改定		
撮影箇所（出来形管理）索引				撮影箇所（出来形管理）索引				有無	改定理由	
第5節 突堤本体工	7-2-5-2捨石工			V-44	第5節 突堤本体工	7-2-5-2捨石工			V-44	無
	7-2-5-5海岸コンクリートブロック工			V-45		7-2-5-5海岸コンクリートブロック工			V-45	無
	7-2-5-6既製杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17		7-2-5-6既製杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17	無
	7-2-5-7詰杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17		7-2-5-7詰杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17	無
	7-2-5-8矢板工		3-2-3-4矢板工	V-12		7-2-5-8矢板工		3-2-3-4矢板工	V-12	無
	7-2-5-9石砕工			V-45		7-2-5-9石砕工			V-45	無
	7-2-5-10場所打コンクリート工			V-45		7-2-5-10場所打コンクリート工			V-45	無
	7-2-5-11ケーソン工	ケーソン工製作		V-45		7-2-5-11ケーソン工	ケーソン工製作		V-45	無
	ケーソン工据付				ケーソン工据付				無	
	突堤上部工（場所打コンクリート）				突堤上部工（場所打コンクリート）				無	
	7-2-5-12セルラー工	セルラー工製作		V-45	7-2-5-12セルラー工	セルラー工製作		V-45	無	
		セルラー工据付				セルラー工据付			無	
		突堤上部工（場所打コンクリート）				突堤上部工（場所打コンクリート）			無	
第6節 根固め工	7-2-6-2捨石工			V-46	第6節 根固め工	7-2-6-2捨石工			V-46	無
	7-2-6-3根固めブロック工			V-46		7-2-6-3根固めブロック工			V-46	無
第7節 消波工	7-2-7-2捨石工		7-2-6-2捨石工	V-46	第7節 消波工	7-2-7-2捨石工		7-2-6-2捨石工	V-46	無
	7-2-7-3消波ブロック工			V-46		7-2-7-3消波ブロック工			V-46	無
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）					第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）					無
第3節 海域堤基礎工	7-3-3-3捨石工			V-46	第3節 海域堤基礎工	7-3-3-3捨石工			V-46	無
	7-3-3-4吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	V-44		7-3-3-4吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	V-44	無
第4節 海域堤本体工	7-3-4-2捨石工		7-2-4-4捨石工	V-44	第4節 海域堤本体工	7-3-4-2捨石工		7-2-4-4捨石工	V-44	無
	7-3-4-3海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	V-45		7-3-4-3海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	V-45	無
	7-3-4-4ケーソン工		7-2-5-11ケーソン工	V-45		7-3-4-4ケーソン工		7-2-5-11ケーソン工	V-45	無
	7-3-4-5セルラー工		7-2-5-12セルラー工	V-45		7-3-4-5セルラー工		7-2-5-12セルラー工	V-45	無
	7-3-4-6場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打ちコンクリート工	V-45		7-3-4-6場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打ちコンクリート工	V-45	無
第4章 浚渫（海）					第4章 浚渫（海）					無
第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	7-4-3-2浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	V-39	第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	7-4-3-2浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	V-39	無
第4節 浚渫工（グラブ船）	7-4-4-2浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	V-39	第4節 浚渫工（グラブ船）	7-4-4-2浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	V-39	無
第5章 養浜					第5章 養浜					無
第4節 砂止工	7-5-4-2根固めブロック工		7-2-6-3根固めブロック工	V-46	第4節 砂止工	7-5-4-2根固めブロック工		7-2-6-3根固めブロック工	V-46	無
【第8編 砂防編】					【第8編 砂防編】					無
第1章 砂防堰堤					第1章 砂防堰堤					無
第3節 工場製作工	8-1-3-3鋼製堰堤製作工		3-2-12-3桁製作工	V-36	第3節 工場製作工	8-1-3-3鋼製堰堤製作工		3-2-12-3桁製作工	V-36	無
	8-1-3-4鋼製堰堤仮設材製作工			V-47		8-1-3-4鋼製堰堤仮設材製作工			V-47	無
	8-1-3-5工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	V-37		8-1-3-5工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	V-37	無
第6節 法面工	8-1-6-2植生工		3-2-14-2植生工	V-38	第6節 法面工	8-1-6-2植生工		3-2-14-2植生工	V-38	無
	8-1-6-3法面吹付け工		3-2-14-3吹付け工	V-38		8-1-6-3法面吹付け工		3-2-14-3吹付け工	V-38	無
	8-1-6-4法砕工		3-2-14-4法砕工	V-38		8-1-6-4法砕工		3-2-14-4法砕工	V-38	無

改定案（令和7年版）					現行（令和4年版）					改定	
撮影箇所（出来形管理）索引					撮影箇所（出来形管理）索引					有無	改定理由
	8-1-6-6アンカー工		3-2-14-6アンカー工	V-38		8-1-6-6アンカー工		3-2-14-6アンカー工	V-38	無	
	8-1-6-7かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	V-15		8-1-6-7かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	V-15	無	
		ふとんかご	3-2-3-27羽口工				ふとんかご	3-2-3-27羽口工		無	
第8節 コンクリート堰堤工	8-1-8-4コンクリート堰堤本体工			V-47	第8節 コンクリート堰堤工	8-1-8-4コンクリート堰堤本体工			V-47	無	
	8-1-8-5コンクリート副堰堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	V-47		8-1-8-5コンクリート副堰堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	V-47	無	
	8-1-8-6コンクリート側壁工			V-47		8-1-8-6コンクリート側壁工			V-47	無	
	8-1-8-8水叩工			V-47		8-1-8-8水叩工			V-47	無	
第9節 鋼製堰堤工	8-1-9-5鋼製堰堤本体工	不透過型		V-47	第9節 鋼製堰堤工	8-1-9-5鋼製堰堤本体工	不透過型		V-47	無	
		透過型					透過型			無	
	8-1-9-6鋼製側壁工			V-47		8-1-9-6鋼製側壁工			V-47	無	
	8-1-9-7コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	V-47		8-1-9-7コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	V-47	無	
	8-1-9-9水叩工		8-1-8-8水叩工	V-47		8-1-9-9水叩工		8-1-8-8水叩工	V-47	無	
第10節 護床工・根固め工	8-1-9-10現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	V-16	第10節 護床工・根固め工	8-1-9-10現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	V-16	無	
	8-1-10-4根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	V-14		8-1-10-4根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	V-14	無	
		8-1-10-6沈床工		3-2-3-18沈床工			V-14	8-1-10-6沈床工		3-2-3-18沈床工	V-14
	8-1-10-7かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	V-15		8-1-10-7かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	V-15	無	
		ふとんかご	3-2-3-27羽口工				ふとんかご	3-2-3-27羽口工		無	
第11節 砂防堰堤付属物設置工	8-1-11-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	V-12	第11節 砂防堰堤付属物設置工	8-1-11-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	V-12	無	
第12節 付帯道路工	8-1-12-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	V-12	第12節 付帯道路工	8-1-12-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	V-12	無	
	8-1-12-5アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	V-19		8-1-12-5アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	V-19	無	
	8-1-12-6コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	V-26		8-1-12-6コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	V-26	無	
	8-1-12-7薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	V-30		8-1-12-7薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	V-30	無	
	8-1-12-8側溝工		3-2-3-29側溝工	V-16		8-1-12-8側溝工		3-2-3-29側溝工	V-16	無	
	8-1-12-9集水樹工		3-2-3-30集水樹工	V-16		8-1-12-9集水樹工		3-2-3-30集水樹工	V-16	無	
	8-1-12-10縁石工		3-2-3-5縁石工	V-12		8-1-12-10縁石工		3-2-3-5縁石工	V-12	無	
	8-1-12-11区画線工		3-2-3-9区画線工	V-12		8-1-12-11区画線工		3-2-3-9区画線工	V-12	無	
	第13節 付帯道路施設工	8-1-13-3道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工		V-13	第13節 付帯道路施設工	8-1-13-3道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	V-13
8-1-13-4小型標識工			3-2-3-6小型標識工	V-12	8-1-13-4小型標識工			3-2-3-6小型標識工	V-12	無	
第2章 流路					第2章 流路						
第4節 流路護岸工	8-2-4-4基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	V-16	第4節 流路護岸工	8-2-4-4基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	V-16	無	
	8-2-4-5コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	V-39		8-2-4-5コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	V-38	有	
	8-2-4-6ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	V-18		8-2-4-6ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	V-18	無	
	8-2-4-7石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	V-19		8-2-4-7石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	V-19	無	
	8-2-4-8護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	V-40		8-2-4-8護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	V-40	無	
	8-2-4-9植生工		3-2-14-2植生工	V-38		8-2-4-9植生工		3-2-14-2植生工	V-38	無	
第5節 床固め工	8-2-5-4床固め本体工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	V-47	第5節 床固め工	8-2-5-4床固め本体工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	V-47	無	
	8-2-5-5垂直壁工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	V-47		8-2-5-5垂直壁工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	V-47	無	
	8-2-5-6側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	V-47		8-2-5-6側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	V-47	無	
	8-2-5-7水叩工		8-1-8-8水叩工	V-47		8-2-5-7水叩工		8-1-8-8水叩工	V-47	無	
	8-2-5-8魚道工			V-47		8-2-5-8魚道工			V-47	無	

改定案（令和7年版）					現行（令和4年版）					改定	
撮影箇所（出来形管理）索引					撮影箇所（出来形管理）索引					有無	改定理由
第6節 根固め・水制工	8-2-6-4根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	V-14	第6節 根固め・水制工	8-2-6-4根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	V-14	無	
	8-2-6-6捨石工		3-2-3-19捨石工	V-14		8-2-6-6捨石工		3-2-3-19捨石工	V-14	無	
	8-2-6-7かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	V-15		8-2-6-7かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	V-15	無	
		ふとんかご	3-2-3-27羽口工				ふとんかご	3-2-3-27羽口工		無	
かごマット		3-2-3-26多自然型護岸工	かごマット		3-2-3-26多自然型護岸工		無				
第7節 流路付属物設置工	8-2-7-2階段工		3-2-3-22階段工	V-14	第7節 流路付属物設置工	8-2-7-2階段工		3-2-3-22階段工	V-14	無	
	8-2-7-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	V-12		8-2-7-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	V-12	無	
第3章 斜面对策					第3章 斜面对策						無
第4節 法面工	8-3-4-2植生工		3-2-14-2植生工	V-38	第4節 法面工	8-3-4-2植生工		3-2-14-2植生工	V-38	無	
	8-3-4-3吹付工		3-2-14-3吹付工	V-38		8-3-4-3吹付工		3-2-14-3吹付工	V-38	無	
	8-3-4-4法枠工		3-2-14-4法枠工	V-38		8-3-4-4法枠工		3-2-14-4法枠工	V-38	無	
	8-3-4-5かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	V-15		8-3-4-5かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	V-15	無	
		ふとんかご	3-2-3-27羽口工				ふとんかご	3-2-3-27羽口工		無	
	8-3-4-6アンカー工（プレキャストコンクリート板）		3-2-14-6アンカー工	V-38		8-3-4-6アンカー工（プレキャストコンクリート板）		3-2-14-6アンカー工	V-38	無	
8-3-4-7抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	V-38	8-3-4-7抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	V-38	無			
第5節 擁壁工	8-3-5-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17	第5節 擁壁工	8-3-5-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17	無	
	8-3-5-4場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	V-39		8-3-5-4場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	V-39	有	
	8-3-5-5プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	V-39		8-3-5-5プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	V-39	無	
	8-3-5-6補強土壁工		1-2-3-4盛土補強工	V-9		8-3-5-6補強土壁工		1-2-3-4盛土補強工	V-9	無	
	8-3-5-7井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	V-39		8-3-5-7井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	V-39	無	
	8-3-5-8落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	V-51		8-3-5-8落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	V-51	無	
第6節 山腹水路工	8-3-6-3山腹集水路・排水路工		3-2-3-29側溝工	V-16	第6節 山腹水路工	8-3-6-3山腹集水路・排水路工		3-2-3-29側溝工	V-16	無	
	8-3-6-4山腹明暗渠工			V-48		8-3-6-4山腹明暗渠工			V-48	無	
	8-3-6-5山腹暗渠工		3-2-3-29側溝工	V-16		8-3-6-5山腹暗渠工		3-2-3-29側溝工	V-16	無	
第6節山腹水路工	8-3-6-6現場打水路工		3-2-3-29側溝工	V-16	第6節山腹水路工	8-3-6-6現場打水路工		3-2-3-29側溝工	V-16	無	
	8-3-6-7集水樹工		3-2-3-30集水樹工	V-16		8-3-6-7集水樹工		3-2-3-30集水樹工	V-16	無	
第7節地下水排除工	8-3-7-4集排水ボーリング工			V-48	第7節地下水排除工	8-3-7-4集排水ボーリング工			V-48	無	
	8-3-7-5集水井工			V-48		8-3-7-5集水井工			V-48	無	
第8節地下水遮断工	8-3-8-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	V-39	第8節地下水遮断工	8-3-8-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	V-39	有	
	8-3-8-4固結工		3-2-7-9固結工	V-34		8-3-8-4固結工		3-2-7-9固結工	V-34	無	
	8-3-8-5矢板工		3-2-3-4矢板工	V-12		8-3-8-5矢板工		3-2-3-4矢板工	V-12	無	
第9節抑止杭工	8-3-9-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17	第9節抑止杭工	8-3-9-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17	無	
	8-3-9-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	V-17		8-3-9-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	V-17	無	
	8-3-9-5シャフト工（深礎工）		3-2-4-6深礎工	V-17		8-3-9-5シャフト工（深礎工）		3-2-4-6深礎工	V-17	無	
	8-3-9-6合成杭工			V-48		8-3-9-6合成杭工			V-48	無	
【第9編 ダム編】					【第9編 ダム編】						無
第1章コンクリートダム					第1章コンクリートダム						無
第4節ダムコンクリート工	9-1-4コンクリートダム工（本体）			V-49	第4節ダムコンクリート工	9-1-4コンクリートダム工（本体）			V-49	無	

改定案（令和7年版）				現行（令和4年版）				改定			
撮影箇所（出来形管理）索引				撮影箇所（出来形管理）索引				有無	改定理由		
	9-1-4コンクリートダム工（水叩）		V-49		9-1-4コンクリートダム工（水叩）		V-49	無			
	9-1-4コンクリートダム工（副ダム）		V-49		9-1-4コンクリートダム工（副ダム）		V-49	無			
	9-1-4コンクリートダム工（導流壁）		V-49		9-1-4コンクリートダム工（導流壁）		V-49	無			
第2章フィルダム				第2章フィルダム					無		
第4節盛立工	9-2-4-5コアの盛立		V-49	第4節盛立工	9-2-4-5コアの盛立		V-49	無			
	9-2-4-6フィルターの盛立		V-49		9-2-4-6フィルターの盛立		V-49	無			
	9-2-4-7ロックの盛立		V-50		9-2-4-7ロックの盛立		V-50	無			
	9-2フィルダム（洪水吐）		V-50		9-2フィルダム（洪水吐）		V-50	無			
第3章基礎グラウチング				第3章基礎グラウチング					無		
第3節ボーリング工	9-3-3ボーリング工		V-50	第3節ボーリング工	9-3-3ボーリング工		V-50	無			
【第10編 道路編】				【第10編 道路編】					無		
第1章 道路改良				第1章 道路改良					無		
第3節 工場製作工	10-1-3-2遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工	V-51	第3節 工場製作工	10-1-3-2遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工	V-51	無			
		工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工			V-37	工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	V-37	無	
第5節 法面工	10-1-5-2植生工		3-2-14-2植生工	V-38	第5節 法面工	10-1-5-2植生工		3-2-14-2植生工	V-38	無	
	10-1-5-3法面吹付工		3-2-14-3吹付工	V-38		10-1-5-3法面吹付工		3-2-14-3吹付工	V-38	無	
	10-1-5-4法枠工		3-2-14-4法枠工	V-38		10-1-5-4法枠工		3-2-14-4法枠工	V-38	無	
	10-1-5-6アンカー工		3-2-14-6アンカー工	V-38		10-1-5-6アンカー工		3-2-14-6アンカー工	V-38	無	
	10-1-5-7かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	V-15		10-1-5-7かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	V-15	無	
ふとんかご		3-2-3-27羽口工		ふとんかご	3-2-3-27羽口工			無			
第7節 擁壁工	10-1-7-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17	第7節 擁壁工	10-1-7-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17	無	
	10-1-7-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	V-17		10-1-7-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	V-17	無	
	10-1-7-5場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	V-39		10-1-7-5場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	V-38	有	
	10-1-7-6プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	V-39		10-1-7-6プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	V-39	無	
	10-1-7-7補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法 多数アンカー式補強土工法 ジオテキスタイルを用いた補強土工法	1-2-3-4盛土補強工	V-9		10-1-7-7補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法 多数アンカー式補強土工法 ジオテキスタイルを用いた補強土工法	1-2-3-4盛土補強工	V-9	無	
			1-2-3-4盛土補強工					1-2-3-4盛土補強工		無	
1-2-3-4盛土補強工				1-2-3-4盛土補強工				無			
10-1-7-8井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	V-39	10-1-7-8井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	V-39	無			
第8節 石・ブロック積（張）工	10-1-8-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	V-18	第8節 石・ブロック積（張）工	10-1-8-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	V-18	無	
	10-1-8-4石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	V-19		10-1-8-4石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	V-19	無	
第9節 カルバート工	10-1-9-4既製杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17	第9節 カルバート工	10-1-9-4既製杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17	無	
	10-1-9-5場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	V-17		10-1-9-5場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	V-17	無	
	10-1-9-6場所打函渠工			V-51		10-1-9-6場所打函渠工			V-51	無	
	10-1-9-7プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	V-15		10-1-9-7プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	V-15	無	
第10節排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3側溝工		3-2-3-29側溝工	V-16	第10節排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3側溝工		3-2-3-29側溝工	V-16	無	
	10-1-10-4管渠工		3-2-3-29側溝工	V-16		10-1-10-4管渠工		3-2-3-29側溝工	V-16	無	
	10-1-10-5集水柵・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	V-16		10-1-10-5集水柵・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	V-16	無	

改定案（令和7年版）					現行（令和4年版）					改定	
撮影箇所（出来形管理）索引					撮影箇所（出来形管理）索引					有無	改定理由
	10-1-10-6地下排水工		3-2-3-29側溝工	V-16		10-1-10-6地下排水工		3-2-3-29側溝工	V-16	無	
	10-1-10-7場所排水工		3-2-3-29側溝工	V-16		10-1-10-7場所排水工		3-2-3-29側溝工	V-16	無	
	10-1-10-8排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	V-16		10-1-10-8排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	V-16	無	
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4落石防止網工			V-51	第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4落石防止網工			V-51	無	
	10-1-11-5落石防護柵工			V-51		10-1-11-5落石防護柵工			V-51	無	
	10-1-11-6防雪柵工			V-51		10-1-11-6防雪柵工			V-51	無	
	10-1-11-7雪崩予防柵工			V-51		10-1-11-7雪崩予防柵工			V-51	無	
第12節 遮音壁工	10-1-12-4遮音壁基礎工			V-51	第12節 遮音壁工	10-1-12-4遮音壁基礎工			V-51	無	
	10-1-12-5遮音壁本体工			V-51		10-1-12-5遮音壁本体工			V-51	無	
第2章 舗装					第2章 舗装					無	
第4節 舗装工	10-2-4-5アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	V-19	第4節 舗装工	10-2-4-5アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	V-19	無	
	10-2-4-6半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	V-21		10-2-4-6半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	V-21	無	
	10-2-4-7排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	V-23		10-2-4-7排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	V-23	無	
	10-2-4-8透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	V-25		10-2-4-8透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	V-25	無	
	10-2-4-9グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	V-25		10-2-4-9グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	V-25	無	
	10-2-4-10コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	V-26		10-2-4-10コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	V-26	無	
	10-2-4-11薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	V-30		10-2-4-11薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	V-30	無	
	10-2-4-12ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	V-31		10-2-4-12ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	V-31	無	
	10-2-4歩道路盤工			V-52		10-2-4歩道路盤工			V-52	無	
	10-2-4取合舗装路盤工			V-52		10-2-4取合舗装路盤工			V-52	無	
	10-2-4路肩舗装路盤工			V-52		10-2-4路肩舗装路盤工			V-52	無	
	10-2-4歩道舗装工			V-52		10-2-4歩道舗装工			V-52	無	
	10-2-4取合舗装工			V-52		10-2-4取合舗装工			V-52	無	
	10-2-4路肩舗装工			V-52		10-2-4路肩舗装工			V-52	無	
	10-2-4表層工			V-52		10-2-4表層工			V-52	無	
第5節 排水構造物工（路面排水工）	10-2-5-3側溝工		3-2-3-29側溝工	V-16	第5節 排水構造物工（路面排水工）	10-2-5-3側溝工		3-2-3-29側溝工	V-16	無	
	10-2-5-4管渠工		3-2-3-29側溝工	V-16		10-2-5-4管渠工		3-2-3-29側溝工	V-16	無	
	10-2-5-5集水樹（街渠樹）・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	V-16		10-2-5-5集水樹（街渠樹）・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	V-16	無	
	10-2-5-6地下排水工		3-2-3-29側溝工	V-16		10-2-5-6地下排水工		3-2-3-29側溝工	V-16	無	
	10-2-5-7場所排水工		3-2-3-29側溝工	V-16		10-2-5-7場所排水工		3-2-3-29側溝工	V-16	無	
	10-2-5-8排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	V-16		10-2-5-8排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	V-16	無	
	10-2-5-9排水性舗装用路肩排水工			V-52		10-2-5-9排水性舗装用路肩排水工			V-52	無	
第6節 緑石工	10-2-6-3緑石工		3-2-3-5緑石工	V-12	第6節 緑石工	10-2-6-3緑石工		3-2-3-5緑石工	V-12	無	
第7節 路掛版工	10-2-7-4路掛版工	コンクリート工		V-52	第7節 路掛版工	10-2-7-4路掛版工	コンクリート工		V-52	無	
		ラバーシュー					ラバーシュー			無	
		アンカーボルト					アンカーボルト			無	
第8節 防護柵工	10-2-8-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	V-12	第8節 防護柵工	10-2-8-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	V-12	無	
	10-2-8-4防止柵工		3-2-3-7防止柵工	V-12		10-2-8-4防止柵工		3-2-3-7防止柵工	V-12	無	

改定案（令和7年版）					現行（令和4年版）					改定	
撮影箇所（出来形管理）索引					撮影箇所（出来形管理）索引					有無	改定理由
	10-2-8-5ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	V-12		10-2-8-5ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	V-12	無	
	10-2-8-6車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	V-12		10-2-8-6車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	V-12	無	
第9節 標識工	10-2-9-3小型標識工		3-2-3-6小型標識工	V-12	第9節 標識工	10-2-9-3小型標識工		3-2-3-6小型標識工	V-12	無	
	10-2-9-4大型標識工	標識基礎工		V-52		10-2-9-4大型標識工	標識基礎工		V-52	無	
		標識柱工					標識柱工			無	
第10節 区画線工	10-2-10-2区画線工		3-2-3-9区画線工	V-12	第10節 区画線工	10-2-10-2区画線工		3-2-3-9区画線工	V-12	無	
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	V-13	第12節 道路付属施設工	10-2-12-4道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	V-13	無	
	10-2-12-5ケーブル配管工			V-52		10-2-12-5ケーブル配管工			V-52	無	
		ハンドホール						ハンドホール			無
	10-2-12-6照明工	照明柱基礎工		V-53		10-2-12-6照明工	照明柱基礎工		V-53	無	
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	V-15	第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	V-15	無	
第3章 橋梁下部					第3章 橋梁下部					無	
第3節 工場製作工	10-3-3-2刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	V-36	第3節 工場製作工	10-3-3-2刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	V-36	無	
	10-3-3-3鋼製橋脚製作工			V-53		10-3-3-3鋼製橋脚製作工			V-53	無	
	10-3-3-4アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	V-37		10-3-3-4アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	V-37	無	
	10-3-3-5工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	V-37		10-3-3-5工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	V-37	無	
第6節 橋台工	10-3-6-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17	第6節 橋台工	10-3-6-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17	無	
	10-3-6-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	V-17		10-3-6-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	V-17	無	
	10-3-6-5深礎工		3-2-4-6深礎工	V-17		10-3-6-5深礎工		3-2-4-6深礎工	V-17	無	
	10-3-6-6オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	V-17		10-3-6-6オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	V-17	無	
	10-3-6-7ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	V-18		10-3-6-7ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	V-18	無	
	10-3-6-8橋台躯体工			V-53		10-3-6-8橋台躯体工			V-53	無	
第7節 RC橋脚工	10-3-7-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17	第7節 RC橋脚工	10-3-7-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17	無	
	10-3-7-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	V-17		10-3-7-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	V-17	無	
	10-3-7-5深礎工		3-2-4-6深礎工	V-17		10-3-7-5深礎工		3-2-4-6深礎工	V-17	無	
	10-3-7-6オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	V-17		10-3-7-6オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	V-17	無	
	10-3-7-7ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	V-18		10-3-7-7ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	V-18	無	
	10-3-7-8鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	V-18		10-3-7-8鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	V-18	無	
	10-3-7-9橋脚躯体工	張出式		V-53		10-3-7-9橋脚躯体工	張出式		V-53	無	
	ラーメン式				ラーメン式			無			
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17	第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17	無	
	10-3-8-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	V-17		10-3-8-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	V-17	無	
	10-3-8-5深礎工		3-2-4-6深礎工	V-17		10-3-8-5深礎工		3-2-4-6深礎工	V-17	無	
	10-3-8-6オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	V-17		10-3-8-6オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	V-17	無	
	10-3-8-7ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	V-18		10-3-8-7ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	V-18	無	
	10-3-8-8鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	V-18		10-3-8-8鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	V-18	無	
	10-3-8-9橋脚フーチング工	I型・T型		V-54		10-3-8-9橋脚フーチング工	I型・T型		V-54	無	
	門型				門型			無			

改定案（令和7年版）				現行（令和4年版）				改定			
撮影箇所（出来形管理）索引				撮影箇所（出来形管理）索引				有無	改定理由		
	10-3-8-10橋脚架設工	I型・T型		V-54		10-3-8-10橋脚架設工	I型・T型		V-54	無	
		門型					門型			無	
	10-3-8-11現場継手工			V-54		10-3-8-11現場継手工			V-54	無	
	10-3-8-12現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	V-16		10-3-8-12現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	V-16	無	
第9節 護岸基礎工	10-3-9-3基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	V-16	第9節 護岸基礎工	10-3-9-3基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	V-16	無	
	10-3-9-4矢板工		3-2-3-4矢板工	V-12		10-3-9-4矢板工		3-2-3-4矢板工	V-12	無	
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	V-16	第10節 矢板護岸工	10-3-10-3笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	V-16	無	
	10-3-10-4矢板工		3-2-3-4矢板工	V-12		10-3-10-4矢板工		3-2-3-4矢板工	V-12	無	
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	V-18	第11節 法覆護岸工	10-3-11-2コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	V-18	無	
	10-3-11-3護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	V-40		10-3-11-3護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	V-40	無	
	10-3-11-4緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	V-19		10-3-11-4緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	V-19	無	
	10-3-11-5環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	V-18		10-3-11-5環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	V-18	無	
	10-3-11-6石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	V-19		10-3-11-6石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	V-19	無	
	10-3-11-7法枠工		3-2-14-4法枠工	V-38		10-3-11-7法枠工		3-2-14-4法枠工	V-38	無	
	10-3-11-8多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	V-15		10-3-11-8多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	V-15	無	
		巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工				巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工		無	
		かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工				かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工		無	
	10-3-11-9吹付工		3-2-14-3吹付工	V-38		10-3-11-9吹付工		3-2-14-3吹付工	V-38	無	
	10-3-11-10植生工		3-2-14-2植生工	V-38		10-3-11-10植生工		3-2-14-2植生工	V-38	無	
	10-3-11-11覆土工		1-2-3-5法面整形工	V-10		10-3-11-11覆土工		1-2-3-5法面整形工	V-10	無	
	10-3-11-12羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	V-15		10-3-11-12羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	V-15	無	
		ふとんかご	3-2-3-27羽口工				ふとんかご	3-2-3-27羽口工		無	
		かご枠	3-2-3-27羽口工				かご枠	3-2-3-27羽口工		無	
		連節ブロック張り	3-2-5-3連節ブロック張り	V-18			連節ブロック張り	3-2-5-3連節ブロック張り	V-18	無	
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	V-39	第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	V-38	有	
	10-3-12-4プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	V-39		10-3-12-4プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	V-39	無	
第4章 鋼橋上部					第4章 鋼橋上部						無
第3節 工場製作工	10-4-3-3桁製作工		3-2-12-3桁製作工	V-36	第3節 工場製作工	10-4-3-3桁製作工		3-2-12-3桁製作工	V-36	無	
	10-4-3-4検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	V-36		10-4-3-4検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	V-36	無	
	10-4-3-5鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	V-36		10-4-3-5鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	V-36	無	
	10-4-3-6落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	V-37		10-4-3-6落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	V-37	無	
	10-4-3-7鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	V-37		10-4-3-7鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	V-37	無	
	10-4-3-8橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	V-37		10-4-3-8橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	V-37	無	
	10-4-3-9橋梁用高欄製作工			V-54		10-4-3-9橋梁用高欄製作工			V-54	無	
	10-4-3-10横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	V-36		10-4-3-10横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	V-36	無	
	10-4-3-11鋳造費		3-2-12-1鋳造費	V-35		10-4-3-11鋳造費		3-2-12-1鋳造費	V-35	無	
	10-4-3-12アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	V-37		10-4-3-12アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	V-37	無	
	10-4-3-13工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	V-37		10-4-3-13工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	V-37	無	
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工	V-37	第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工	V-37	無	

改定案（令和7年版）					現行（令和4年版）					改定	
撮影箇所（出来形管理）索引					撮影箇所（出来形管理）索引					有無	改定理由
	10-4-5-5架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13-1架設工	V-37		10-4-5-5架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13-1架設工	V-37	無	
	10-4-5-6架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13-1架設工	V-37		10-4-5-6架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13-1架設工	V-37	無	
	10-4-5-7架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工	V-37		10-4-5-7架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工	V-37	無	
	10-4-5-8架設工（送出し架設）		3-2-13-1架設工	V-37		10-4-5-8架設工（送出し架設）		3-2-13-1架設工	V-37	無	
	10-4-5-9架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13-1架設工	V-37		10-4-5-9架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13-1架設工	V-37	無	
	10-4-5-10支承工		6-4-9-10支承工	V-41		10-4-5-10支承工		6-4-9-10支承工	V-41	無	
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	V-16	第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	V-16	無	
第7節 床版工	10-4-7-2床版工		3-2-18-2床版・横組工	V-39	第7節 床版工	10-4-7-2床版工		3-2-18-2床版・横組工	V-39	無	
第8節 橋梁付属物工	10-4-8-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	V-15	第8節 橋梁付属物工	10-4-8-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	V-15	無	
	10-4-8-3落橋防止装置工			V-54		10-4-8-3落橋防止装置工			V-54	無	
	10-4-8-5地覆工		6-4-12-4地覆工	V-41		10-4-8-5地覆工		6-4-12-4地覆工	V-41	無	
	10-4-8-6橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	V-41		10-4-8-6橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	V-41	無	
	10-4-8-7橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	V-41		10-4-8-7橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	V-41	無	
	10-4-8-8検査路工		6-4-12-7検査路工	V-42		10-4-8-8検査路工		6-4-12-7検査路工	V-42	無	
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17	第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	V-17	無	
	10-4-9-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	V-17		10-4-9-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	V-17	無	
	10-4-9-5橋脚フーチング工	I型	10-3-8-9橋脚フーチング工	V-54		10-4-9-5橋脚フーチング工	I型	10-3-8-9橋脚フーチング工	V-54	無	
		T型	10-3-8-9橋脚フーチング工	V-54			T型	10-3-8-9橋脚フーチング工	V-54	無	
	10-4-9-6歩道橋架設工		3-2-13-1架設工	V-37		10-4-9-6歩道橋架設工		3-2-13-1架設工	V-37	無	
10-4-9-7現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	V-16	10-4-9-7現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	V-16	無			
第5章 コンクリート橋上部					第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	10-5-3-2プレビュー用桁製作工		3-2-12-9プレビュー用桁製作工	V-37	第3節 工場製作工	10-5-3-2プレビュー用桁製作工		3-2-12-9プレビュー用桁製作工	V-37	無	
	10-5-3-3橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	V-37		10-5-3-3橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	V-37	無	
	10-5-3-4鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	V-36		10-5-3-4鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	V-36	無	
	10-5-3-5検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	V-36		10-5-3-5検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	V-36	無	
	10-5-3-6工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	V-37		10-5-3-6工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	V-37	無	
	10-5-3-7鋳造費		3-2-12-1鋳造費	V-35		10-5-3-7鋳造費		3-2-12-1鋳造費	V-35	無	
第5節 PC橋工	10-5-5-2プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	V-13	10-5-5-2プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	V-13	無		
		スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	V-13		スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	V-13	無		
	10-5-5-3ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	V-13	10-5-5-3ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	V-13	無		
	10-5-5-4プレキャストセグメント製作工（購入工）		3-2-3-13プレキャストセグメント製作工（購入工）	V-13	10-5-5-4プレキャストセグメント製作工（購入工）		3-2-3-13プレキャストセグメント製作工（購入工）	V-13	無		
	10-5-5-5プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	V-13	10-5-5-5プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	V-13	無		
	10-5-5-6支承工		6-4-9-10支承工	V-41	10-5-5-6支承工		6-4-9-10支承工	V-41	無		
	10-5-5-7架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工	V-37	10-5-5-7架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工	V-37	無		
	10-5-5-8架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工	V-37	10-5-5-8架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工	V-37	無		
	10-5-5-9床版・横組工		3-2-18-2床版・横組工	V-39	10-5-5-9床版・横組工		3-2-18-2床版・横組工	V-39	無		

改定案（令和7年版）				現行（令和4年版）				改定			
撮影箇所（出来形管理）索引				撮影箇所（出来形管理）索引				有無	改定理由		
	10-5-5-10落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	V-58		10-5-5-10落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	V-58	無	
第6節 プレブーム桁橋工	10-5-6-2プレブーム桁製作工（現場）			V-54	第6節 プレブーム桁橋工	10-5-6-2プレブーム桁製作工（現場）			V-54	無	
	10-5-6-3支承工		6-4-9-10支承工	V-41		10-5-6-3支承工		6-4-9-10支承工	V-41	無	
	10-5-6-4架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工	V-37		10-5-6-4架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工	V-37	無	
	10-5-6-5架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工	V-37		10-5-6-5架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工	V-37	無	
	10-5-6-6床版・横組工		3-2-18-2床版・横組工	V-39		10-5-6-6床版・横組工		3-2-18-2床版・横組工	V-39	無	
	10-5-6-9落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	V-58		10-5-6-9落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	V-58	無	
第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-2架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	V-37	第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-2架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	V-37	無	
	10-5-7-3支承工		6-4-9-10支承工	V-41		10-5-7-3支承工		6-4-9-10支承工	V-41	無	
	10-5-7-4PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	V-14		10-5-7-4PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	V-14	無	
	10-5-7-5落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	V-58		10-5-7-5落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	V-58	無	
第8節 RCホロースラブ橋工	10-5-8-2架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	V-37	第8節 RCホロースラブ橋工	10-5-8-2架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	V-37	無	
	10-5-8-3支承工		6-4-9-10支承工	V-41		10-5-8-3支承工		6-4-9-10支承工	V-41	無	
	10-5-8-4RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	V-14		10-5-8-4RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	V-14	無	
	10-5-8-5落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	V-58		10-5-8-5落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	V-58	無	
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2PC版桁製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	V-14	第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2PC版桁製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	V-14	無	
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-2架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	V-37	第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-2架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	V-37	無	
	10-5-10-3支承工		6-4-9-10支承工	V-41		10-5-10-3支承工		6-4-9-10支承工	V-41	無	
	10-5-10-4PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	V-14		10-5-10-4PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	V-14	無	
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-10-5落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	V-58	第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-10-5落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	V-58	無	
	10-5-11-2PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	V-14		10-5-11-2PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	V-14	無	
	10-5-11-3支承工		6-4-9-10支承工	V-41		10-5-11-3支承工		6-4-9-10支承工	V-41	無	
第12節 PC押し箱桁橋工	10-5-11-4架設工（片持架設）		3-2-13-1架設工	V-37	第12節 PC押し箱桁橋工	10-5-11-4架設工（片持架設）		3-2-13-1架設工	V-37	無	
	10-5-12-2PC押し箱桁製作工		3-2-3-16PC押し箱桁製作工	V-14		10-5-12-2PC押し箱桁製作工		3-2-3-16PC押し箱桁製作工	V-14	無	
第13節 橋梁付属物工	10-5-12-3架設工（押し架設）		3-2-13-1架設工	V-37	第13節 橋梁付属物工	10-5-12-3架設工（押し架設）		3-2-13-1架設工	V-37	無	
	10-5-13-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	V-15		10-5-13-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	V-15	無	
	10-5-13-4地覆工		6-4-12-4地覆工	V-41		10-5-13-4地覆工		6-4-12-4地覆工	V-41	無	
	10-5-13-5橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	V-41		10-5-13-5橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	V-41	無	
	10-5-13-6橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	V-41		10-5-13-6橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	V-41	無	
第6章 トンネル（NATM）					第6章 トンネル（NATM）					無	
第4節 支保工	10-5-13-7検査路工		6-4-12-7検査路工	V-42	第4節 支保工	10-5-13-7検査路工		6-4-12-7検査路工	V-42	無	
	10-6-4-3吹付工			V-55		10-6-4-3吹付工			V-55	無	
第5節 覆工	10-6-4-4ロックボルト工			V-55	第5節 覆工	10-6-4-4ロックボルト工			V-55	無	
	10-6-5-3覆工コンクリート工			V-55		10-6-5-3覆工コンクリート工			V-55	無	
	10-6-5-4側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	V-55		10-6-5-4側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	V-55	無	
第6節 インパート工	10-6-5-5床版コンクリート工			V-55	第6節 インパート工	10-6-5-5床版コンクリート工			V-55	無	
	10-6-6-4インパート本体工			V-56		10-6-6-4インパート本体工			V-56	無	
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5地下排水工		3-2-3-29側溝工	V-16	第7節 坑内付帯工	10-6-7-5地下排水工		3-2-3-29側溝工	V-16	無	
第8節 坑門工	10-6-8-4坑門本体工			V-56	第8節 坑門工	10-6-8-4坑門本体工			V-56	無	

改定案（令和7年版）				現行（令和4年版）				改定	
撮影箇所（出来形管理）索引				撮影箇所（出来形管理）索引				有無	改定理由
	10-6-8-5明り巻工		V-56		10-6-8-5明り巻工		V-56	無	
第11章 共同溝				第11章 共同溝				無	
第3節 工場製作工	10-11-3-3工場塗装工		V-37	第3節 工場製作工	10-11-3-3工場塗装工		V-37	無	
第6節 現場打構築工	10-11-6-2現場打躯体工		V-56	第6節 現場打構築工	10-11-6-2現場打躯体工		V-56	無	
	10-11-6-4カラー継手工		V-56		10-11-6-4カラー継手工		V-56	無	
第6節 現場打構築工	10-11-6-5防水工	防水	V-56	第6節 現場打構築工	10-11-6-5防水工	防水	V-56	無	
		防水保護工				防水保護工		無	
		防水壁				防水壁		無	
第7節 プレキャスト構築工	10-11-7-2プレキャスト躯体工		V-57	第7節 プレキャスト構築工	10-11-7-2プレキャスト躯体工		V-57	無	
第12章 電線共同溝				第12章 電線共同溝				無	
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2管路工（管路部）		V-57	第5節 電線共同溝工	10-12-5-2管路工（管路部）		V-57	無	
	10-12-5-3プレキャストボックス工（特殊部）		V-57		10-12-5-3プレキャストボックス工（特殊部）		V-57	無	
	10-12-5-4現場打ちボックス工（特殊部）		V-57		10-12-5-4現場打ちボックス工（特殊部）		V-57	無	
第6節 付帯設備工	10-12-6-2ハンドホール工		V-57	第6節 付帯設備工	10-12-6-2ハンドホール工		V-57	無	
第13章 情報ボックス工				第13章 情報ボックス工				無	
第3節 情報ボックス工	10-13-3-3管路工（管路部）		V-57	第3節 情報ボックス工	10-13-3-3管路工（管路部）	10-12-5-2管路工（管路部）	V-57	無	
第4節 付帯設備工	10-13-4-2ハンドホール工		V-57	第4節 付帯設備工	10-13-4-2ハンドホール工	10-12-6-2ハンドホール工	V-57	無	
第14章 道路維持				第14章 道路維持				無	
第4節 舗装工	10-14-4-3路面切削工		V-33	第4節 舗装工	10-14-4-3路面切削工	3-2-6-15路面切削工	V-33	無	
	10-14-4-4舗装打換え工		V-33		10-14-4-4舗装打換え工	3-2-6-16舗装打換え工	V-33	無	
	10-14-4-5切削オーバーレイ工		V-58		10-14-4-5切削オーバーレイ工		V-58	無	
	10-14-4-6オーバーレイ工		V-33		10-14-4-6オーバーレイ工	3-2-6-17オーバーレイ工	V-33	無	
	10-14-4-7路上再生工		V-58		10-14-4-7路上再生工		V-58	無	
	10-14-4-8薄層カラー舗装工		V-30		10-14-4-8薄層カラー舗装工	3-2-6-13薄層カラー舗装工	V-30	無	
	10-14-4-11グルーピング工		V-58		10-14-4-11グルーピング工		V-58	無	
第5節 排水構造物工	10-14-5-3側溝工		V-16	第5節 排水構造物工	10-14-5-3側溝工	3-2-3-29側溝工	V-16	無	
	10-14-5-4管渠工		V-16		10-14-5-4管渠工	3-2-3-29側溝工	V-16	無	
	10-14-5-5集水柵・マンホール工		V-16		10-14-5-5集水柵・マンホール工	3-2-3-30集水柵工	V-16	無	
	10-14-5-6地下排水工		V-16		10-14-5-6地下排水工	3-2-3-29側溝工	V-16	無	
	10-14-5-7場所打水路工		V-16		10-14-5-7場所打水路工	3-2-3-29側溝工	V-16	無	
	10-14-5-8排水工		V-16		10-14-5-8排水工	3-2-3-29側溝工	V-16	無	
第6節 防護柵工	10-14-6-3路側防護柵工		V-12	第6節 防護柵工	10-14-6-3路側防護柵工	3-2-3-8路側防護柵工	V-12	無	
	10-14-6-4防止柵工		V-12		10-14-6-4防止柵工	3-2-3-7防止柵工	V-12	無	
	10-14-6-5ボックスビーム工		V-12		10-14-6-5ボックスビーム工	3-2-3-8路側防護柵工	V-12	無	
	10-14-6-6車止めポスト工		V-12		10-14-6-6車止めポスト工	3-2-3-7防止柵工	V-12	無	
第7節 標識工	10-14-7-3小型標識工		V-12	第7節 標識工	10-14-7-3小型標識工	3-2-3-6小型標識工	V-12	無	
	10-14-7-4大型標識工		V-52		10-14-7-4大型標識工	10-2-9-4大型標識工	V-52	無	
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4道路付属物工		V-13	第8節 道路付属施設工	10-14-8-4道路付属物工	3-2-3-10道路付属物工	V-13	無	
	10-14-8-5ケーブル配管工		V-53		10-14-8-5ケーブル配管工	10-2-12-5ケーブル配管工	V-53	無	

改定案（令和7年版）					現行（令和4年版）					改定	
撮影箇所（出来形管理）索引					撮影箇所（出来形管理）索引					有無	改定理由
	10-14-8-6照明工		10-2-12-6照明工	V-53		10-14-8-6照明工		10-2-12-6照明工	V-53	無	
第10節 擁壁工	10-14-10-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	V-39	第10節 擁壁工	10-14-10-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	V-38	有	
	10-14-10-4プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	V-39		10-14-10-4プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	V-39	無	
第11節 石・ブロック積（張）工	10-14-11-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	V-18	第11節 石・ブロック積（張）工	10-14-11-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	V-18	無	
	10-14-11-4石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	V-19		10-14-11-4石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	V-19	無	
第12節 カルバート工	10-14-12-4場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	V-51	第12節 カルバート工	10-14-12-4場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	V-51	無	
	10-14-12-5プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	V-15		10-14-12-5プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	V-15	無	
第13節 法面工	10-14-13-2植生工		3-2-14-2植生工	V-38	第13節 法面工	10-14-13-2植生工		3-2-14-2植生工	V-38	無	
	10-14-13-3法面吹付工		3-2-14-3吹付工	V-38		10-14-13-3法面吹付工		3-2-14-3吹付工	V-38	無	
	10-14-13-4法枠工		3-2-14-4法枠工	V-38		10-14-13-4法枠工		3-2-14-4法枠工	V-38	無	
	10-14-13-6アンカー工		3-2-14-6アンカー工	V-38		10-14-13-6アンカー工		3-2-14-6アンカー工	V-38	無	
	10-14-13-7かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	V-15		10-14-13-7かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	V-15	無	
		ふとんかご	3-2-3-27羽口工			ふとんかご	3-2-3-27羽口工		無		
第15節 橋梁付属物工	10-14-15-2伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	V-15	第15節 橋梁付属物工	10-14-15-2伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	V-15	無	
	10-14-15-4地覆工		6-4-12-4地覆工	V-41		10-14-15-4地覆工		6-4-12-4地覆工	V-41	無	
	10-14-15-5橋梁用防護柵工		6-4-12-5、6橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	V-41		10-14-15-5橋梁用防護柵工		6-4-12-5、6橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	V-41	無	
	10-14-15-6橋梁用高欄工		6-4-12-5、6橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	V-41		10-14-15-6橋梁用高欄工		6-4-12-5、6橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	V-41	無	
	10-14-15-7検査路工		6-4-12-7検査路工	V-42		10-14-15-7検査路工		6-4-12-7検査路工	V-42	無	
第17節 現場塗装工	10-14-17-6コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	V-13	第17節 現場塗装工	10-14-17-6コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	V-13	無	
第16章 道路修繕					第16章 道路修繕					無	
第3節 工場製作工	10-16-3-4桁補強材製作工			V-58	第3節 工場製作工	10-16-3-4桁補強材製作工			V-58	無	
	10-16-3-5落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	V-37		10-16-3-5落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	V-37	無	
第5節 舗装工	10-16-5-3路面切削工		3-2-6-15路面切削工	V-33	第5節 舗装工	10-16-5-3路面切削工		3-2-6-15路面切削工	V-33	無	
	10-16-5-4舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	V-33		10-16-5-4舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	V-33	無	
	10-16-5-5切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工	V-58		10-16-5-5切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工	V-58	無	
	10-16-5-6オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	V-33		10-16-5-6オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	V-33	無	
	10-16-5-7路上再生工		10-14-4-7路上再生工	V-58		10-16-5-7路上再生工		10-14-4-7路上再生工	V-58	無	
10-16-5-8薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	V-30	10-16-5-8薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	V-30	無			
第6節 排水構造物工	10-16-6-3側溝工		3-2-3-29側溝工	V-16	第6節 排水構造物工	10-16-6-3側溝工		3-2-3-29側溝工	V-16	無	
	10-16-6-4管渠工		3-2-3-29側溝工	V-16		10-16-6-4管渠工		3-2-3-29側溝工	V-16	無	
	10-16-6-5集水枡・マンホール工		3-2-3-30集水枡工	V-16		10-16-6-5集水枡・マンホール工		3-2-3-30集水枡工	V-16	無	
	10-16-6-6地下排水工		3-2-3-29側溝工	V-16		10-16-6-6地下排水工		3-2-3-29側溝工	V-16	無	
	10-16-6-7場所打水路工		3-2-3-29側溝工	V-16		10-16-6-7場所打水路工		3-2-3-29側溝工	V-16	無	
	10-16-6-8排水工		3-2-3-29側溝工	V-16		10-16-6-8排水工		3-2-3-29側溝工	V-16	無	
第7節 緑石工	10-16-7-3緑石工		3-2-3-5緑石工	V-12	第7節 緑石工	10-16-7-3緑石工		3-2-3-5緑石工	V-12	無	
第8節 防護柵工	10-16-8-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	V-12	第8節 防護柵工	10-16-8-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	V-12	無	
	10-16-8-4防止柵工		3-2-3-7防止柵工	V-12		10-16-8-4防止柵工		3-2-3-7防止柵工	V-12	無	
	10-16-8-5ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	V-12		10-16-8-5ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	V-12	無	

改定案（令和7年版）				現行（令和4年版）				改定			
撮影箇所（出来形管理）索引				撮影箇所（出来形管理）索引				有無	改定理由		
	10-16-8-6車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	V-12		10-16-8-6車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	V-12	無	
第9節 標識工	10-16-9-3小型標識工		3-2-3-6小型標識工	V-12	第9節 標識工	10-16-9-3小型標識工		3-2-3-6小型標識工	V-12	無	
	10-16-9-4大型標識工		10-2-9-4大型標識工	V-52		10-16-9-4大型標識工		10-2-9-4大型標識工	V-52	無	
第10節 区画線工	10-16-10-2区画線工		3-2-3-9区画線工	V-12	第10節 区画線工	10-16-10-2区画線工		3-2-3-9区画線工	V-12	無	
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	V-13	第12節 道路付属施設工	10-16-12-4道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	V-13	無	
	10-16-12-5ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	V-53		10-16-12-5ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	V-53	無	
	10-16-12-6照明工		10-2-12-6照明工	V-53		10-16-12-6照明工		10-2-12-6照明工	V-53	無	
第14節 擁壁工	10-16-14-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	V-39	第14節 擁壁工	10-16-14-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	V-38	有	
	10-16-14-4プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	V-39		10-16-14-4プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	V-39	無	
第15節 石・ブロック積（張）工	10-16-15-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	V-18	第15節 石・ブロック積（張）工	10-16-15-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	V-18	無	
	10-16-15-4石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	V-19		10-16-15-4石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	V-19	無	
第16節 カルバート工	10-16-16-4場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	V-51	第16節 カルバート工	10-16-16-4場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	V-51	無	
	10-16-16-5プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	V-15		10-16-16-5プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	V-15	無	
第17節 法面工	10-16-17-2植生工		3-2-14-2植生工	V-38	第17節 法面工	10-16-17-2植生工		3-2-14-2植生工	V-38	無	
	10-16-17-3法面吹付工		3-2-14-3吹付工	V-38		10-16-17-3法面吹付工		3-2-14-3吹付工	V-38	無	
	10-16-17-4法枠工		3-2-14-4法枠工	V-38		10-16-17-4法枠工		3-2-14-4法枠工	V-38	無	
	10-16-17-6アンカー工		3-2-14-6アンカー工	V-38		10-16-17-6アンカー工		3-2-14-6アンカー工	V-38	無	
	10-16-17-7かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	V-15		10-16-17-7かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	V-15	無	
			ふとんかご	3-2-3-27羽口工					ふとんかご	3-2-3-27羽口工	
	第18節 落石雪害防止工	10-16-18-4落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工		V-51	第18節 落石雪害防止工	10-16-18-4落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	V-51
10-16-18-5落石防護柵工			10-1-11-5落石防護柵工	V-51	10-16-18-5落石防護柵工			10-1-11-5落石防護柵工	V-51	無	
10-16-18-6防雪柵工			10-1-11-6防雪柵工	V-51	10-16-18-6防雪柵工			10-1-11-6防雪柵工	V-51	無	
10-16-18-7雪崩予防柵工			10-1-11-7雪崩予防柵工	V-51	10-16-18-7雪崩予防柵工			10-1-11-7雪崩予防柵工	V-51	無	
第20節 鋼桁工	10-16-20-3鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	V-58	第20節 鋼桁工	10-16-20-3鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	V-58	無	
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3鋼橋支承工		6-4-9-10支承工	V-41	第21節 橋梁支承工	10-16-21-3鋼橋支承工		6-4-9-10支承工	V-41	無	
	10-16-21-4PC橋支承工		6-4-9-10支承工	V-41		10-16-21-4PC橋支承工		6-4-9-10支承工	V-41	無	
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-4落橋防止装置工			V-58	第22節 橋梁付属物工	10-16-22-4落橋防止装置工			V-58	無	
	10-16-22-6地覆工		6-4-12-4地覆工	V-41		10-16-22-6地覆工		6-4-12-4地覆工	V-41	無	
	10-16-22-7橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	V-41		10-16-22-7橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	V-41	無	
	10-16-22-8橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	V-41		10-16-22-8橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	V-41	無	
	10-16-22-9検査路工		6-4-12-7検査路工	V-42		10-16-22-9検査路工		6-4-12-7検査路工	V-42	無	
第25節 現場塗装工	10-16-25-3橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	V-16	第25節 現場塗装工	10-16-25-3橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	V-16	無	
	10-16-25-6コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	V-13		10-16-25-6コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	V-13	無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定			
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有無	改定理由		
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】													
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要				
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]						
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕		1-2-3-2	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕		1-2-3-2	有	〔修正〕国に準拠		
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕									・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように	法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕				・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように	
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回〔掘削後〕											「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回〔掘削後〕						
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。																	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕		1-2-3-3	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕		1-2-3-3	有	〔修正〕国に準拠			
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回								締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回							
						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕								・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影	法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕				・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影		
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回〔施工後〕						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回〔施工後〕																	
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。																	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工（補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所1回 〔施工後〕		1-2-3-4	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4	盛土補強工（補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所1回 〔施工後〕		1-2-3-4	無				

改定案（令和7年版）								現行（令和4年版）								改定			
撮影箇所一覧表（出来形管理）								撮影箇所一覧表（出来形管理）								有無	改定理由		
【第1編 共通編】								【第1編 共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工（盛土部）	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所1回 〔仕上げ時〕	1-2-3-5	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工（盛土部）	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所1回 〔仕上げ時〕	1-2-3-5	無	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 〔施工後〕	1-2-3-6	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 〔施工後〕	1-2-3-6	無	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-4-2	1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-4-2	有	〔修正〕国に準拠
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕								法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕			
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように								「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように			
					「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。														

改定案（令和7年版）											現行（令和4年版）											改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）											撮影箇所一覧表（出来形管理）											有無	改定理由
【第1編 共通編】											【第1編 共通編】												
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要						
						撮影項目	撮影頻度[時期]							撮影項目	撮影頻度[時期]								
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	1-2-4-3 1-2-4-4	1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	1-2-4-3	有	〔修正〕国に準拠				
						〔TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領〕における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要		〔TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領〕における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要															
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回								締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回							
						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)〕による場合は1工事に1回 〔施工後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影							法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)〕による場合は1工事に1回 〔施工後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影						
						〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測(UAV)および地上写真測量〕に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。							〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)〕に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。										
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所1回 〔仕上げ時〕	1-2-4-5	1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所1回 〔仕上げ時〕	1-2-4-5	無					
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	1-3-7-4	1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	1-3-7-4	無					
						かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)								かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)							

改定案（令和7年版）								現行（令和4年版）								改定			
撮影箇所一覧表（出来形管理）								撮影箇所一覧表（出来形管理）								有無	改定理由		
【第1編 共通編】								【第1編 共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]			
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	2	組立て ※新設のコンクリート構造物の内、橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、 電磁波レダ法)	試験毎に1回 [試験実施中]	1-3-7-4	1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	2	組立て ※新設のコンクリート構造物の内、橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、 電磁波レダ法)	試験毎に1回 [試験実施中]	1-3-7-4	無	

改定案(令和7年版)						現行(令和4年版)						改定							
撮影箇所一覧表(出来形管理)						撮影箇所一覧表(出来形管理)						有無	改定理由						
【第3編 土木工事共通編】						【第3編 土木工事共通編】													
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]			
3	2	3	4		矢板工 〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40m又は1施工箇所1回 〔打込前後〕	3-2-3-4	3	2	3	4		矢板工 〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40m又は1施工箇所1回 〔打込前後〕	3-2-3-4	無	
						変位	40m又は1施工箇所1回 〔打込後〕								変位	40m又は1施工箇所1回 〔打込後〕			
						数量	全数量 〔打込後〕								数量	全数量 〔打込後〕			
3	2	3	5		縁石工 (縁石・アスカープ)	出来ばえ	種別毎に1回 〔施工後〕	3-2-3-5	3	2	3	5		縁石工 (縁石・アスカープ)	出来ばえ	種別毎に1回 〔施工後〕	3-2-3-5	無	
3	2	3	6		小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入長	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	3-2-3-6	3	2	3	6		小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	3-2-3-6	有	[誤記修正]
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある 場合) 〔施工後〕	3-2-3-7	3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある 場合) 〔施工後〕	3-2-3-7	無	
						パイプ取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕								パイプ取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕			
3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある 場合) 〔施工後〕	3-2-3-8	3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある 場合) 〔施工後〕	3-2-3-8	無	
						ビーム取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕								ビーム取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕			
3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある 場合) 〔施工後〕	3-2-3-8	3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある 場合) 〔施工後〕	3-2-3-8	無	
						ケーブル取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕								ケーブル取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕			

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要				
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕					
3	2	3	9		区画線工	材料使用量	全数量 〔施工前後〕	3-2-3-9	3	2	3	9		区画線工	材料使用量	全数量 〔施工前後〕	3-2-3-9	無			
						出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕								出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕					
3	2	3	10		道路付属物工 （視線誘導標） （距離標）	高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-3-10	3	2	3	10		道路付属物工 （視線誘導標） （距離標）	高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-3-10	無			
3	2	3	11		コンクリート面塗装工	材料使用量 （塗料缶）	全数量 〔使用前後〕	3-2-3-11	3	2	3	11		コンクリート面塗装工	材料使用量 （塗料缶）	全数量 〔使用前後〕	3-2-3-11	無			
						素地調整状況 （塗替）	スパン毎、部材別 〔施工前後〕								素地調整状況 （塗替）	スパン毎、部材別 〔施工前後〕					
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕								塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕					
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工 （購入工） （けた橋）	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	3-2-3-12	3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工 （購入工） （けた橋）	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	3-2-3-12	無			
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工 （購入工） （スラブ橋）	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	3-2-3-12	3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工 （購入工） （スラブ橋）	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	3-2-3-12	無			
3	2	3	13	1	ポストテンション桁製作工	シーズ、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	3-2-3-13	3	2	3	13	1	ポストテンション桁製作工	シーズ、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	3-2-3-13	有	〔誤記修正〕		
						幅（上） 幅（下） 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕								幅（上） 幅（下） 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外後〕					
						中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕								中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕					

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定	
撮影箇所一覧表 (出来形管理)										撮影箇所一覧表 (出来形管理)										有 無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要				
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
3	2	3	14	1	プレキャストセグメント製作工 (購入工)	断面の外形寸法	1スパンに1回 [製作後]	3-2-3-14	3	2	3	13	2	プレキャストセグメント製作工 (購入工)	断面の外形寸法	1スパンに1回 [製作後]	3-2-3-13	有	[修正]国に準拠		
3	2	3	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	組立状況	1スパンに1回 [組立時]	3-2-3-14	3	2	3	14		プレキャストセグメント主桁組立工	組立状況	1スパンに1回 [組立時]	3-2-3-14	有	[修正]国に準拠		
3	2	3	15		PCホロースラブ製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 [打設前]	3-2-3-15	3	2	3	15		PCホロースラブ製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 [打設前]	3-2-3-15	無			
					幅厚さ	桁毎に1回 [型枠取外し後]									幅厚さ	桁毎に1回 [型枠取外し後]					
					中詰め及びびグラウト状況	1スパンに1回 [施工時]									中詰め及びびグラウト状況	1スパンに1回 [施工時]					
3	2	3	16	1	PC箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 [打設前]	3-2-3-16	3	2	3	16	1	PC箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 [打設前]	3-2-3-16	無			
					幅(上)幅(下)高さ	桁毎に1回 [型枠取外し後]									幅(上)幅(下)高さ	桁毎に1回 [型枠取外し後]					
					内空幅内空高さ	桁毎に1回 [型枠設置後]									内空幅内空高さ	桁毎に1回 [型枠設置後]					
					中詰め及びびグラウト状況	1スパンに1回 [施工時]									中詰め及びびグラウト状況	1スパンに1回 [施工時]					
3	2	3	16	2	PC押出し箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 [打設前]	3-2-3-16	3	2	3	16	2	PC押出し箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 [打設前]	3-2-3-16	有	[誤記修正]		
					幅(上)幅(下)高さ	桁毎に1回 [型枠取外し後]									幅(上)幅(下)高さ	桁毎に1回 [型枠取外し後]					
					内空幅内空高さ	桁毎に1回 [型枠設置後]									内空幅内空高さ	桁毎に1回 [型枠設置後]					
					中詰め及びびグラウト状況	1スパンに1回 [施工時]									中詰め及びびグラウト状況	1スパンに1回 [施工時]					

改定案（令和7年版）							現行（令和4年版）							改定					
撮影箇所一覧表（出来形管理）							撮影箇所一覧表（出来形管理）							有無	改定理由				
【第3編 土木工事共通編】							【第3編 土木工事共通編】												
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要		
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕			
3	2	3	17		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	3-2-3-17	3	2	3	17		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	3-2-3-17		
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕								ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕			
3	2	3	18		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	3-2-3-18	3	2	3	18		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	3-2-2-18	有	[誤記修正]
3	2	3	19		捨石工	幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	3-2-3-19	3	2	3	19		捨石工	幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	3-2-3-19	無	
3	2	3	22		階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	3-2-3-22	3	2	3	22		階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	3-2-3-22	無	
3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	設置状況	1スパン に1回 〔設置後〕	3-2-3-24	3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	設置状況	1スパン に1回 〔設置後〕	3-2-3-24	無	
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガー ジョイント)	設置状況	1スパン に1回 〔設置後〕	3-2-3-24	3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガー ジョイント)	設置状況	1スパン に1回 〔設置後〕	3-2-3-24	無	

改定案 (令和7年版)							現行 (令和4年版)							改定					
撮影箇所一覧表 (出来形管理)							撮影箇所一覧表 (出来形管理)							有無	改定理由				
【第3編 土木工事共通編】							【第3編 土木工事共通編】												
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]			
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胸込裏込厚	120m又は1施工箇所1回 [施工中]	3-2-3-26	3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胸込裏込厚	120m又は1施工箇所1回 [施工中]	3-2-3-26	無	
						法長	200m又は1施工箇所1回 [施工後]								法長	200m又は1施工箇所1回 [施工後]			
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	高さ 法長	200m又は1施工箇所1回 [施工後]	3-2-3-26	3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	高さ 法長	200m又は1施工箇所1回 [施工後]	3-2-3-26	無	
3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 厚さ	200m又は1施工箇所1回 [施工後]	3-2-3-27	3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 厚さ	200m又は1施工箇所1回 [施工後]	3-2-3-27	無	
3	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ	200m又は1施工箇所1回 [施工後]	3-2-3-27	3	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ	200m又は1施工箇所1回 [施工後]	3-2-3-27	無	
3	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	掘付状況	200m又は1施工箇所1回 [施工中]	3-2-3-28	3	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	掘付状況	200m又は1施工箇所1回 [施工中]	3-2-3-28	無	
						※幅 ※高さ	200m又は1施工箇所1回 (※印は場所打ちのある場合) [埋戻し前]								※幅 ※高さ	200m又は1施工箇所1回 (※印は場所打ちのある場合) [埋戻し前]			
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	掘付状況	200m又は1施工箇所1回 [埋戻し前]	3-2-3-29	3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	掘付状況	200m又は1施工箇所1回 [埋戻し前]	3-2-3-29	無	

改定案（令和7年版）							現行（令和4年版）							改定					
【第3編 土木工事共通編】							【第3編 土木工事共通編】							有無	改定理由				
編	章	節	条	枝番	工種	概要	編	章	節	条	枝番	工種	概要						
						写真管理項目								写真管理項目					
						撮影項目	撮影頻度[時期]							撮影項目	撮影頻度[時期]				
3	2	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 [型枠取外し後]	3-2-3-29	3	2	3	29	2	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 [型枠取外し後]	3-2-3-29	有	[修正]国に準拠
3	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)	幅 深さ	120m又は1施工箇所 に1回 [埋戻し前]	3-2-2-29	3	2	3	29	3	暗渠工	幅 深さ	120m又は1施工箇所 に1回 [埋戻し前]	3-2-2-29	有	[修正]国に準拠
3	2	3	30		集水桝工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	3-2-3-30	3	2	3	30		集水桝工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	3-2-3-30	無	
3	2	3	31		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 [使用前後]	3-2-3-31	3	2	3	31		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 [使用前後]	3-2-3-31	無	
						ケレン状況 (塗替)	スパン毎、部材別 [施工前後]								ケレン状況 (塗替)	スパン毎、部材別 [施工前後]			
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 [塗装後]								塗装状況	各層毎1スパンに1回 [塗装後]			
3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 厚さ	40m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	3-2-4-1	3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 厚さ	40m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	3-2-4-1	無	
3	2	4	3	1	基礎工護岸 (現場打)	幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 [型枠取外し後]	3-2-4-3	3	2	4	3	1	基礎工護岸 (現場打)	幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 [型枠取外し後]	3-2-4-3	無	

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定	
撮影箇所一覧表 (出来形管理)										撮影箇所一覧表 (出来形管理)										有無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要				
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
3	2	4	3	2	基礎工護岸 (プレキャスト)	据付状況	200m又は1施工箇所1回 [施工後]	3-2-4-3	3	2	4	3	2	基礎工護岸 (プレキャスト)	据付状況	200m又は1施工箇所1回 [施工後]	3-2-4-3	無			
3	2	4	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1施工箇所に1回 [打込後]	3-2-4-4	3	2	4	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1施工箇所に1回 [打込後]	3-2-4-4	無			
						根入長	1施工箇所に1回 [打込前]								根入長	1施工箇所に1回 [打込前]					
						数量	全数量 [打込後]								数量	全数量 [打込後]					
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回 [処理前、中、後]								杭頭処理状況	1施工箇所に1回 [処理前、中、後]					
3	2	4	5		場所打杭工	根入長	1施工箇所に1回 [施工中]	3-2-4-5	3	2	4	5		場所打杭工	根入長	1施工箇所に1回 [施工中]	3-2-4-5	無			
						偏心量	1施工箇所に1回 [打込後]								偏心量	1施工箇所に1回 [打込後]					
						数量、杭径	全数量 杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後								数量、杭径	全数量 杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後					
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回 [処理前、中、後]								杭頭処理状況	1施工箇所に1回 [処理前、中、後]					
						鉄筋組立状況	1施工箇所に1回 [組立後]								鉄筋組立状況	1施工箇所に1回 [組立後]					
3	2	4	6		深礎工	根入長	全数量 [掘削後]	3-2-4-6	3	2	4	6		深礎工	根入長	全数量 [掘削後]	3-2-4-7	有	[誤記修正]		
						偏心量 数量、基礎径	全数量 [施工後]								偏心量 数量、基礎径	全数量 [施工後]					
						ライナープレート 設置状況	1施工箇所に1回 [掘削後]								ライナープレート 設置状況	1施工箇所に1回 [掘削後]					
						土質	土質の変わる毎に1回 [掘削中]								土質	土質の変わる毎に1回 [掘削中]					
						鉄筋組立状況	全数量 [組立後]								鉄筋組立状況	全数量 [組立後]					

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定					
撮影箇所一覧表 (出来形管理)										撮影箇所一覧表 (出来形管理)										有 無	改定理由				
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】															
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要		編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要							
					撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]									
3	土木工事共通編	2	一般施工	4	基礎工	7	オープンケーソン基礎工	沓	1基に1回 [据付後]	3-2-4-7	3	土木工事共通編	2	一般施工	4	基礎工	7	オープンケーソン基礎工	沓	1基に1回 [据付後]	3-2-4-7	無			
								ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 [設置後及び型枠取外し後]										ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 [設置後及び型枠取外し後]					
								載荷状況	1基に1回 [載荷時]										載荷状況	1基に1回 [載荷時]					
								封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 [施工時]										封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 [施工時]					
3	土木工事共通編	2	一般施工	4	基礎工	8	ニューマチックケーソン基礎工	沓	1基に1回 [据付後]	3-2-4-8	3	土木工事共通編	2	一般施工	4	基礎工	8	ニューマチックケーソン基礎工	沓	1基に1回 [据付後]	3-2-4-8	無			
								ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 [設置後及び型枠取外し後]										ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 [設置後及び型枠取外し後]					
								載荷状況	1基に1回 [載荷時]										載荷状況	1基に1回 [載荷時]					
								封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 [施工時]										封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 [施工時]					
3	土木工事共通編	2	一般施工	4	基礎工	9	鋼管矢板基礎工	沓	1基に1回 [据付後]	3-2-4-9	3	土木工事共通編	2	一般施工	4	基礎工	9	鋼管矢板基礎工	沓	1基に1回 [据付後]	3-2-4-9	無			
								根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1基に1回 [設置後]										根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1基に1回 [設置後]					
								載荷状況	1基に1回 [載荷時]										載荷状況	1基に1回 [載荷時]					
								封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 [施工時]										封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 [施工時]					
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張)	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所 に1回 [施工中]	3-2-5-3	3	土木工事共通編	2	一般施工	5	石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張)	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所 に1回 [施工中]	3-2-5-3	有	[誤記修正]
									法長 厚さ (ブロック積・張)	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]											法長 厚さ (ブロック積張)	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]			

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定	
撮影箇所一覧表 (出来形管理) 【第3編 土木工事共通編】										撮影箇所一覧表 (出来形管理) 【第3編 土木工事共通編】										有無	改定理由
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]				
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	法長	200m又は1施工箇所1回 [施工後] ただし、根入部は40mに1回		3-2-5-3	3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	法長	200m又は1施工箇所1回 [施工後] ただし、根入部は40mに1回		3-2-5-3	無	
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	幅	200m又は1施工箇所1回 [施工後]		3-2-5-3	3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	幅	200m又は1施工箇所1回 [施工後]		3-2-5-3	無	
3	2	5	4		緑化ブロック工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所1回 [施工中]		3-2-5-4	3	2	5	4		緑化ブロック工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所1回 [施工中]		3-2-5-4	無	
						法長 厚さ(ブロック)	200m又は1施工箇所1回 [施工後] ただし、根入部は40mに1回									法長 厚さ(ブロック)	200m又は1施工箇所1回 [施工後] ただし、根入部は40mに1回				
3	2	5	5		石積(張)工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所1回 [施工中]		3-2-5-5	3	2	5	5		石積(張)工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所1回 [施工中]		3-2-5-5	無	
						法長 厚さ(石積・張)	200m又は1施工箇所1回 [施工後] ただし、根入部は40mに1回									法長 厚さ(石積・張)	200m又は1施工箇所1回 [施工後] ただし、根入部は40mに1回				

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定			
撮影箇所一覧表 (出来形管理)										撮影箇所一覧表 (出来形管理)										有 無	改定理由		
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】													
編	章	節	条	枝番	工 種		写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工 種		写真管理項目		摘要				
					撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]							
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)		敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-7	3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)		敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-7	有 [修正]国に準拠			
					整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]									整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]							
					厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]									厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]							
					幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]									幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]							
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工		敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-7	3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工		敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-7	有 [修正]国に準拠			
					整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]									整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]							
					厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]									厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]							
					幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]									幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]							

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定			
撮影箇所一覧表 (出来形管理)										撮影箇所一覧表 (出来形管理)										有 無	改定理由		
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】													
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要		編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要					
						撮影項目	撮影頻度[時期]							撮影項目	撮影頻度[時期]								
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-7			3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-7			有	[修正]国に準拠
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]							整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]								
						厚さ	1,000㎡に1回 [整正後] ※コアを採取した場合は写真 不要 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に より「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事 に1回 [整正後]							厚さ	1,000㎡に1回 [整正後] ※コアを採取した場合は写真 不要 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)舗 装工編 多点計測技術(面管 理の場合)」により「厚さある いは標高較差」を管理する場 合は								
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は各層毎1工事に1 回 [整正後]							幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)舗 装工編 多点計測技術(面管 理の場合)」による場合は 各層毎1工事に1回 [整正後]								
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-7			3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-7			有	[修正]国に準拠
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]							整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]								
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は各層毎1工事に1 回 [整正後]							幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)舗 装工編 多点計測技術(面管 理の場合)」による場合は 各層毎1工事に1回 [整正後]								
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	3-2-6-7			3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	3-2-6-7			有	[修正]国に準拠
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]							タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]								
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は各層毎1工事に1 回 [整正後]							幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)舗 装工編 多点計測技術(面管 理の場合)」による場合は 各層毎1工事に1回 [整正後]								

改定案 (令和7年版)							現行 (令和4年版)							改定					
撮影箇所一覧表 (出来形管理)							撮影箇所一覧表 (出来形管理)							有無	改定理由				
【第3編 土木工事共通編】							【第3編 土木工事共通編】												
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]			
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	3-2-6-7	3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	3-2-6-7	無	
						ダックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]								ダックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]			
						平坦性	1工事に1回 [実施中]								平坦性	1工事に1回 [実施中]			
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-8	3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-8	有	[修正]国に準拠
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]								整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]			
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]			
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]			
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-8	3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-8	有	[修正]国に準拠
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]								整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]			
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]			
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]			

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有 無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要		編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要			
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]				
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-8		3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-8		有	[修正]国に準拠
						転圧状況										転圧状況					
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]									整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]				
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]									厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は				
		幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]			幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]														
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-8		3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-8		有	[修正]国に準拠
						転圧状況										転圧状況					
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]									整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]				
		幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]			幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]														
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	3-2-6-8		3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	3-2-6-8		無	
						ダックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]									ダックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]				
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	3-2-6-8		3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	3-2-6-8		有	[誤記修正]
						ダックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]									ダックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]				
						浸透性ミルク注入 状況	400mに1回 [注入時]									浸透性ミルク注入 状況	400mに1回 [注入時]				
						平坦性	1工事に1回 [実施中]									平坦性	1工事1回 [実施中]				

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有 無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種		写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工 種		写真管理項目		摘要		
					撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]					
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-9			3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-9		
						転圧状況											転圧状況				
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]										整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]			
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]										厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]			
		幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]			幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]														
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-9			3	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-9		
						転圧状況											転圧状況				
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]										整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]			
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]										厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]			
		幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]			幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]														

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定	
撮影箇所一覧表 (出来形管理) 【第3編 土木工事共通編】										撮影箇所一覧表 (出来形管理) 【第3編 土木工事共通編】										有 無	改定理由
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要		編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要			
					撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]					
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-9			3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-9		
						転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]														
						厚さ	各層毎200mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [修正後]														
						幅	各層毎80mに1回 [修正後] ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [修正後]														
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-9		3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-9			
						転圧状況	各層毎400mに1回 [修正後]														
						幅	各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [修正後]														
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 [修正後]	3-2-6-9		3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 [修正後]	3-2-6-9			
						ダックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]														
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 [修正後]	3-2-6-9		3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 [修正後]	3-2-6-9			
						ダックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]														
						平坦性	1工事に1回 [実施中]														

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有 無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要		編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要			
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]				
3	2	6	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-10		3	2	6	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-9		有	[誤記修正] [修正]国に準拠
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]									整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]				
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]									厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]				
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]									幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]				
3	2	6	10	2	透水性舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 [整正後]	3-2-6-10		3	2	6	10	2	透水性舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 [整正後]	3-2-6-10		無	
						ダックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]									ダックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]				
						平坦性	1工事1回 [実施中]									平坦性	1工事1回 [実施中]				
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-11		3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-11		有	[修正]国に準拠
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]									整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]				
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]									幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]				
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	3-2-6-11		3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	3-2-6-11		無	
						ダックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]									ダックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]				

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定	
撮影箇所一覧表 (出来形管理)										撮影箇所一覧表 (出来形管理)										有無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	有無	改定理由		
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	3-2-6-11	3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	3-2-6-11	無			
						ダックコート、プライムコート	各層毎に1回 [散布時]								ダックコート、プライムコート	各層毎に1回 [散布時]					
						平坦性	1工事に1回 [実施中]								平坦性	1工事に1回 [実施中]					
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-12	3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-12	有	[修正]国に準拠		
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]								整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]					
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]					
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]					
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-12	3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-12	有	[修正]国に準拠		
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]								整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]					
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]					
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]					

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有 無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要				
					撮影項目	撮影頻度[時期]						撮影項目	撮影頻度[時期]								
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-12	3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-12	有	[修正]国に準拠		
						転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]								転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]					
						厚さ	1,000㎡に1回 [不正後] ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [不正後]								厚さ	1,000㎡に1回 [不正後] ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [不正後]					
					幅	各層毎80mに1回 [不正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [不正後]						幅	各層毎80mに1回 [不正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [不正後]								
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 [不正後]	3-2-6-12	3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 [不正後]	3-2-6-12	有	[修正]国に準拠		
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]								タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]					
						幅	各層毎80mに1回 [不正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [不正後]								幅	各層毎80mに1回 [不正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [不正後]					

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定	
撮影箇所一覧表 (出来形管理)										撮影箇所一覧表 (出来形管理)										有 無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種		写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種		写真管理項目		摘 要		
					撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]					
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	3-2-6-12			3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	3-2-6-12		
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 [据付後]										スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 [据付後]			
						鉄網寸法 位置	80mに1回 [据付後]										鉄網寸法 位置	80mに1回 [据付後]			
						平坦性	1工事に1回 [実施中]										平坦性	1工事に1回 [実施中]			
						厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)舗 装工編 多点計測技術(面 管理の場合)」により「厚さある いは標高較差」を管理する場 合は 各層毎1工事に1回 [整正後]										厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)舗 装工編 多点計測技術(面 管理の場合)」により「厚さある いは標高較差」を管理する場 合は 各層毎1工事に1回 [整正後]			
目地段差	1工事に1回	目地段差	1工事に1回																		
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-12			3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-12		
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]										整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]			
						厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に より「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事 に1回 [整正後]										厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)舗 装工編 多点計測技術(面 管理の場合)」により「厚さある いは標高較差」を管理する場 合は 各層毎1工事に1回 [整正後]			
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は各層毎1工事に1 回 [整正後]										幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)舗 装工編 多点計測技術(面 管理の場合)」による場合は 各層毎1工事に1回 [整正後]			

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有 無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要		編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要			
						撮影項目	撮影頻度[時期]							撮影項目	撮影頻度[時期]						
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-12	3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-12	有	[修正]国に準拠		
						転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]														
						厚さ	各層毎200mに1回 [修正後] ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [修正後]														
						幅	各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [修正後]														
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-12	3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-12	有	[修正]国に準拠		
						転圧状況	各層毎400mに1回 [修正後]														
						厚さ	1,000㎡に1回 [修正後] ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [修正後]														
						幅	各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [修正後]														

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定	
撮影箇所一覧表 (出来形管理)										撮影箇所一覧表 (出来形管理)										有 無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要		編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要			
					撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]					
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 [整正後]	3-2-6-12		3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 [整正後]	3-2-6-12	有	[修正]国に準拠	
					タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]									タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]					
					幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は各層毎1工事に1 回 [整正後]									幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)舗 装工編 多点計測技術(面管 理の場合)」による場合は 各層毎1工事に1回 [整正後]					
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 [施工中]	3-2-6-12		3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 [施工中]	3-2-6-12	有	[修正]国に準拠	
					厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事 に1回 [整正後]									厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)舗 装工編 多点計測技術(面管 理の場合)」により「厚さある いは標高較差」を管理する場 合は 各層毎1工事に1回 [整正後]					
					平坦性	1工事に1回 [実施中]									平坦性	1工事に1回 [実施中]					
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	3-2-6-12		3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	3-2-6-12	有	[修正]国に準拠	
					鉄筋寸法 位置	80mに1回 [据付後]									鉄筋寸法 位置	80mに1回 [据付後]					
					横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所1回 [据付後]									横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所1回 [据付後]					
					縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部タ イバー寸法、位 置	80mに1回 [据付後]									縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部タ イバー寸法、位 置	80mに1回 [据付後]					
					平坦性	1工事に1回 [実施中]									平坦性	1工事に1回 [実施中]					
					厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] [スリップフォーム工法の場 合は打設前後] ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事 に1回 [整正後]									厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] [スリップフォーム工法の場 合は打設前後] ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)舗 装工編 多点計測技術(面管 理の場合)」により「厚さある いは標高較差」を管理する場 合は 各層毎1工事に1回 [整正後]					
					目地段差	1工事に1回									目地段差	1工事に1回					

改定案 (令和7年版)							現行 (令和4年版)							改定					
撮影箇所一覧表 (出来形管理)							撮影箇所一覧表 (出来形管理)							有無	改定理由				
【第3編 土木工事共通編】							【第3編 土木工事共通編】												
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]			
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-13	3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-13	有	[修正]国に準拠
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]								整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]			
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]								厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]			
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]			
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-13	3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-13	有	[修正]国に準拠
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]								整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]			
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]								厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]			
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]			
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-13	3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-13	有	[修正]国に準拠
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]								整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]			
						厚さ	1,000㎡に1回 [整正後] ※コアを採取した場合は写真不要								厚さ	1,000㎡に1回 [整正後] ※コアを採取した場合は写真不要			
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]			

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定	
撮影箇所一覧表 (出来形管理)										撮影箇所一覧表 (出来形管理)										有無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要				
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-13	3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-13	有	[修正]国に準拠		
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]								整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]					
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]					
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	3-2-6-13	3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	3-2-6-13	有	[修正]国に準拠		
						ダックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]								ダックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]					
						厚さ	1,000mmに1回 [整正後]								厚さ	1,000mmに1回 [整正後]					
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]					
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-14	3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-14	有	[修正]国に準拠		
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]								整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]					
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]								厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]					
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]					

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定			
撮影箇所一覧表 (出来形管理)										撮影箇所一覧表 (出来形管理)										有 無	改定理由		
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】													
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要		編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要					
					撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]							
3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-14			3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-14				
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]										整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]					
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]										厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]					
					幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]	有	[修正]国に準拠								
3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-14			3	2	6			14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-14		
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]												整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]			
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ※コアを採取した場合は写真不要							厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ※コアを採取した場合は写真不要								
					幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]	有	[修正]国に準拠								
3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-14			3	2	6			14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-14		
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]												整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]			
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]							幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								
					幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]	有	[修正]国に準拠								

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定	
撮影箇所一覧表 (出来形管理)										撮影箇所一覧表 (出来形管理)										有無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要				
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-14	3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-14	無			
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
3	2	6	15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は1工事に1回 〔施工後〕	3-2-6-15	3	2	6	15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)舗 装工編 多点計測技術(面管 理の場合)」による場合は 1工事に1回 〔施工後〕	3-2-6-15	有	[修正]国に準拠		
3	2	6	16		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-6-16	3	2	6	16		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-6-16	無			
3	2	6	17		オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-6-17	3	2	6	17		オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-6-17	無			
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕								整正状況	400mに1回 〔施工後〕					
3	2	7	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回 〔施工後〕	3-2-7-2	3	2	7	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回 〔施工後〕	3-2-7-2	無			
3	2	7	3		置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-7-3	3	2	7	3		置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-7-3	無			

改定案 (令和7年版)							現行 (令和4年版)							改定					
撮影箇所一覧表 (出来形管理)							撮影箇所一覧表 (出来形管理)							有無	改定理由				
【第3編 土木工事共通編】							【第3編 土木工事共通編】												
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]			
3	2	7	5		パイルネット工	厚さ幅	40m又は1施工箇所1回〔施工後〕	3-2-7-5	3	2	7	5		パイルネット工	厚さ幅	40m又は1施工箇所1回〔施工後〕	3-2-7-5	無	
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ幅	40m又は1施工箇所1回〔施工後〕	3-2-7-6	3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ幅	40m又は1施工箇所1回〔施工後〕	3-2-7-6	無	
3	2	7	7	8	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーバードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は1施工箇所1回〔打込前後〕	3-2-7-7 3-2-7-8	3	2	7	8	8	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーバードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は1施工箇所1回〔打込み前後〕	3-2-7-7	有	[誤記修正]
						杭径 位置・間隔	200㎡又は1施工箇所1回〔打込後〕												
						砂の投入量	全数量〔打込前後〕												
3	2	7	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所1回〔打込後〕	3-2-7-9	3	2	7	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所1回〔打込後〕	3-2-7-9	有	[修正]国に準拠
						深度	1施工箇所1回〔打込前後〕												
						ただし、(スラリー攪拌工)において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編固結工(スラリー攪拌工)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。													
3	2	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ幅	1,000㎡～4,000㎡につき1回、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1回。〔施工厚さ 施工中〕〔幅 施工後〕	3-2-7-9	3	2	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ幅	1,000㎡～4,000㎡につき1回、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1回。〔施工厚さ 施工中〕〔幅 施工後〕	3-2-7-9	有	[修正]国に準拠
						ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。													
						ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。													

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定	
撮影箇所一覧表 (出来形管理)										撮影箇所一覧表 (出来形管理)										有無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要				
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位	40m又は1施工箇所1回 〔打込前〕	3-2-10-5	3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位	40m又は1施工箇所1回 〔打込前〕	3-2-10-5	無			
						数量	全数量 〔打込後〕								数量	全数量 〔打込後〕					
3	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	3-2-10-5	3	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	3-2-10-5	無			
						配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕								配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕					
3	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	3-2-10-5	3	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	3-2-10-5	無			
3	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	天端幅 法長	250m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-10-5	3	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	天端幅 法長	250m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-10-5	無			
3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	出来ばえ	250m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-10-5	3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	出来ばえ	250m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-10-5	無			
3	2	10	9		地中連続壁工 (壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-10-9	3	2	10	9		地中連続壁工 (壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-10-9	無			

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										有無	改定理由
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要				
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
3	2	10	10		地中連続壁工 (柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	3-2-10-10	3	2	10	10		地中連続壁工 (柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	3-2-10-10	無			
3	2	10	22		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工に準 ずる	3-2-10-22	3	2	10	22		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工に準 ずる	3-2-10-22	無			
3	2	12	1	1	1	1	1	1	3	2	12	1	1	1	1	1	1	3-2-12-1	無		
3	2	12	1	2	1	2	1	2	3	2	12	1	2	1	2	1	2	3-2-12-1	無		
3	2	12	1	3	1	3	1	3	3	2	12	1	3	1	3	1	3	3-2-12-1	無		
3	2	12	1	4	1	4	1	4	3	2	12	1	4	1	4	1	4	3-2-12-1	無		

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定	
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										有無	改定理由
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要				
					撮影項目	撮影頻度[時期]						撮影項目	撮影頻度[時期]								
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	3-2-12-3 ※シミュレーション仮組立検査の場合は仮組立寸法を省略	3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	3-2-12-3 ※シミュレーション仮組立検査の場合は仮組立寸法を省略	無			
						製作状況	適宜 [製作中]								製作状況	適宜 [製作中]					
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 [仮組立時]								仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 [仮組立時]					
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	3-2-12-3	3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	3-2-12-3	無			
						製作状況	適宜 [製作中]								製作状況	適宜 [製作中]					
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1基に1回又は1工事に1回 [仮組立時]	3-2-12-3	3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1基に1回又は1工事に1回 [仮組立時]	3-2-12-3	無			
3	2	12	4		検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	3-2-12-4	3	2	12	4		検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	3-2-12-4	無			
						製作状況	適宜 [製作中]								製作状況	適宜 [製作中]					
3	2	12	5		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	3-2-12-5	3	2	12	5		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	3-2-12-5	無			
						製作状況	適宜 [製作中]								製作状況	適宜 [製作中]					
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 [仮組立時]								仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 [仮組立時]					
3	2	12	6		落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	3-2-12-6	3	2	12	6		落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	3-2-12-6	無			
						製作状況	適宜 [製作中]								製作状況	適宜 [製作中]					

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定	
撮影箇所一覧表 (出来形管理)										撮影箇所一覧表 (出来形管理)										有無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要				
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
3	2	12	7		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-7	3	2	12	7		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-7	無			
						製作状況	適宜 〔製作中〕								製作状況	適宜 〔製作中〕					
3	2	12	8		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	3-2-12-8	3	2	12	8		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	3-2-12-8	無			
3	2	12	9		プレビーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-9	3	2	12	9		プレビーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-9	無			
						製作状況	適宜 〔製作中〕								製作状況	適宜 〔製作中〕					
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕								仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕					
3	2	12	10		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-10	3	2	12	10		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-10	無			
						製作状況	適宜 〔製作中〕								製作状況	適宜 〔製作中〕					
3	2	12	11		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	3-2-12-11	3	2	12	11		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	3-2-12-11	無			
						素地調整状況 (塗替)	部材別 〔施工前後〕								素地調整状況 (塗替)	部材別 〔施工前後〕					
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕								塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕					
3	2	13	1		架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラバラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	3-2-13-1	3	2	13	1		架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラバラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	3-2-13-1	無			

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定	
撮影箇所一覧表 (出来形管理)										撮影箇所一覧表 (出来形管理)										有無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要				
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
3	2	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 [混合前]	3-2-14-2	3	2	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 [混合前]	3-2-14-2	無			
						土羽土の厚さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工中]								土羽土の厚さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工中]					
						法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]								法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]					
3	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 [清掃後]	3-2-14-2	3	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 [清掃後]	3-2-14-2	無			
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 [吹付前]								ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 [吹付前]					
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所に1回 [吹付後]								厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所に1回 [吹付後]					
						法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]								法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]					
						材料使用量	1工事に1回 [混合前]								材料使用量	1工事に1回 [混合前]					
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 [清掃後]	3-2-14-3	3	2	14	3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 [清掃後]	3-2-14-3	無				
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 [吹付前]							ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 [吹付前]						
						法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]							法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]						
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所に1回 [吹付後]							厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所に1回 [吹付後]						
3	2	14	4	1	法砕工 (現場打法砕工) (現場吹付法砕工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	3-2-14-4	3	2	14	4	1	法砕工 (現場打法砕工) (現場吹付法砕工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	3-2-14-4	有	[修正]国に準拠		
						ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。															
3	2	14	4	2	法砕工 (プレキャスト法砕工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	3-2-14-4	3	2	14	4	2	法砕工 (プレキャスト法砕工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	3-2-14-4	無			

改定案(令和7年版)							現行(令和4年版)							改定								
撮影箇所一覧表(出来形管理)							撮影箇所一覧表(出来形管理)							有無	改定理由							
【第3編 土木工事共通編】							【第3編 土木工事共通編】															
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要					
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]						
3	2	14	6		アンカー工	削孔深さ	1施工箇所に1回 [削孔後]	3-2-14-6	3	2	14	6		アンカー工	削孔深さ	1施工箇所に1回 [削孔後]	3-2-14-6	無				
						配置誤差	1施工箇所に1回 [施工後]								配置誤差	1施工箇所に1回 [施工後]						
3	2	15	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回 [施工中] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回	3-2-15-1	3	2	15	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回 [施工中]	3-2-15-1	有	[修正]国に準拠			
						厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 [型枠取外し後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 [型枠取外し後]								厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 [型枠取外し後]						
3	2	15	2		プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 [埋戻し前]	3-2-15-2	3	2	15	2		プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 [埋戻し前]	3-2-15-2	無				
3	2	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	高さ 鉛直度	120m又は1施工箇所に1回 [施工後]	3-2-15-3	3	2	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	高さ 鉛直度	120m又は1施工箇所に1回 [施工後]	3-2-15-3	無				
3	2	15	4		井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回 [施工中]	3-2-15-4	3	2	15	4		井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回 [施工中]	3-2-15-4	無				
						法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]								法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]						
3	2	16	3		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1施工箇所に1回 [施工後]	3-2-16-3	3	2	16	3		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1施工箇所に1回 [施工後]	3-2-16-3	無				

改定案（令和7年版）								現行（令和4年版）								改定			
撮影箇所一覧表（出来形管理）								撮影箇所一覧表（出来形管理）								有無	改定理由		
【第3編 土木工事共通編】								【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]			
3	2	18	2		床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回 [打設前後]	3-2-18-2	3	2	18	2		床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回 [打設前後]	3-2-18-2	無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有無	改定理由
【第6編 河川編】										【第6編 河川編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要				
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
6	1	7	4		護岸付属物工	幅高さ	1施工箇所に1回 [施工後]	6-1-7-4	6	1	7	4		護岸付属物工	幅高さ	1施工箇所に1回 [施工後]	6-1-7-4	無			
6	1	10	8		杭出し水制工	径 杭長	1施工箇所に1回 [打込前]	6-1-10-8	6	1	10	8		杭出し水制工	径 杭長	1施工箇所に1回 [打込前]	6-1-10-8	有	[誤記修正]		
						幅 方向	1施工箇所に1回 [施工後]								幅 方向	1施工箇所に1回 [施工後]					
6	1	13	3		配管工	配管状況	100m又は1施工箇所に1回 [施工後]	6-1-13-3	6	1	13	3		配管工	配管状況	100m又は1施工箇所に1回 [施工後]	6-1-13-3	無			
6	1	13	4		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 [施工後]	6-1-13-4	6	1	13	4		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 [施工後]	6-1-13-4	無			
6	3	5	6	1	函渠工 (本体工)	厚さ 幅 内空幅 内空高	1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	6-3-5-6	6	3	5	6	1	函渠工 (本体工)	厚さ 幅 内空幅 内空高	1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	6-3-5-6	無			

改定案 (令和7年版)										現行 (令和4年版)										改定	
撮影箇所一覧表 (出来形管理)										撮影箇所一覧表 (出来形管理)										有無	改定理由
【第6編 河川編】										【第6編 河川編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要				
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
6	3	5	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	据付状況	120m又は1施工箇所に1回 [巻立前]	6-3-5-6	6	3	5	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	据付状況	120m又は1施工箇所に1回 [巻立前]	6-3-5-6	無			
6	3	5	7		翼壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	6-3-5-7	6	3	5	7		翼壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	6-3-5-7	無			
6	3	5	8		水叩工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	6-3-5-8	6	3	5	8		水叩工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	6-3-5-8	無			
6	4	6	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11	6	4	6	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	6-4-6-7	有	[誤記修正]		
6	4	9	10	1	支承工 (鋼製支承)	支承取付状況	1スパンに1回 [取付後]	6-4-9-10	6	4	9	10	1	支承工 (鋼製支承)	支承取付状況	1スパンに1回 [取付後]	6-4-9-10	無			

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有無	改定理由
【第6編 河川編】										【第6編 河川編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要				
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
6	4	9	10	2	支承工 (ゴム支承)	支承取付状況	1スパンに1回 [取付後]	6-4-9-10	6	4	9	10	2	支承工 (ゴム支承)	支承取付状況	1スパンに1回 [取付後]	6-4-9-10	無			
6	4	12	4		地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1施工箇所に1回 [施工後]	6-4-12-4	6	4	12	4		地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1施工箇所に1回 [施工後]	6-4-12-4	無			
6	4	12	5 6		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 高さ	1施工箇所に1回 [施工後]	6-4-12-5 6-4-12-5	6	4	12	5 6		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 高さ	1施工箇所に1回 [施工後]	6-4-12-5	有	[誤記修正]		
6	4	12	7		検査路工	幅 高さ	1施工箇所に1回 [施工後]	6-4-12-7	6	4	12	7		検査路工	幅 高さ	1施工箇所に1回 [施工後]	6-4-12-7	無			

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定							
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有無	改定理由						
【第6編 河川編】										【第6編 河川編】																	
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要										
					撮影項目	撮影頻度[時期]						撮影項目	撮影頻度[時期]														
6	河川編	5	堰	6	可動堰本 体工	13	14	開門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1	施工箇所に1回 〔施工後〕	6-5-6-13 6-5-6-14	6	河川編	5	堰	6	可動堰本 体工	13	14	開門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1	施工箇所に1回 〔施工後〕	6-5-6-13 6-5-6-14	無	
6	河川編	5	堰	7	固定堰本 体工	8	9 10	堰本 体工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1	施工箇所に1回 〔施工後〕	6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10	6	河川編	5	堰	7	固定堰本 体工	8	9 10	堰本 体工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1	施工箇所に1回 〔施工後〕	6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10	無	
6	河川編	5	堰	8	魚道工	3		魚道本 体工	厚さ 幅 高さ	200m又は測定箇所毎に1回 〔施工後〕	6-5-8-3	6	河川編	5	堰	8	魚道工	3		魚道本 体工	厚さ 幅 高さ	200m又は測定箇所毎に1回 〔施工後〕	6-5-8-3	無			
6	河川編	5	堰	9	管理橋下 部工	2		管理橋橋台工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1	施工箇所に1回 〔施工後〕	6-5-9-2	6	河川編	5	堰	9	管理橋下 部工	2		管理橋橋台工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1	施工箇所に1回 〔施工後〕	6-5-9-2	無	
6	河川編	6	排水機 場	4	機場本 体工	6		本 体工	厚さ 幅 高さ	1	施工箇所に1回 〔施工後〕	6-6-4-6	6	河川編	6	排水機 場	4	機場本 体工	6		本 体工	厚さ 幅 高さ	1	施工箇所に1回 〔施工後〕	6-6-4-6	無	
6	河川編	6	排水機 場	4	機場本 体工	7		燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1	施工箇所に1回 〔施工後〕	6-6-4-7	6	河川編	6	排水機 場	4	機場本 体工	7		燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1	施工箇所に1回 〔施工後〕	6-6-4-7	無	
6	河川編	6	排水機 場	5	沈砂池 工	7		コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1	施工箇所に1回 〔施工後〕	6-6-5-7	6	河川編	6	排水機 場	5	沈砂池 工	7		コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1	施工箇所に1回 〔施工後〕	6-6-5-7	無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有無	改定理由
【第6編 河川編】										【第6編 河川編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要				
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
6	7	4	6	1	本体工 (床固め本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に1回 [施工後]	6-7-4-6	6	7	4	6	1	本体工 (床固め本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に1回 [施工後]	6-7-4-6	無			
6	7	4	8	1	水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 [施工後]	6-7-4-8	6	7	4	8	1	水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 [施工後]	6-7-4-8	無			
6	7	5	6		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 [施工後]	6-7-5-6	6	7	5	6		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 [施工後]	6-7-5-6	無			

改定案（令和7年版）							現行（令和4年版）							改定					
撮影箇所一覧表（出来形管理）							撮影箇所一覧表（出来形管理）							有無	改定理由				
【第7編 河川海岸編】							【第7編 河川海岸編】												
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要		
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕			
7	1	5	5		場所打コンクリート工	幅高さ	200m又は1施工箇所1回〔型枠取外後〕	7-1-5-5	7	1	5	5		場所打コンクリート工	幅高さ	200m又は1施工箇所1回〔型枠取外後〕	7-1-5-5	有	[誤記修正]
7	1	5	6		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量〔製作後〕	7-1-5-6	7	1	5	6		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量〔製作後〕	7-1-5-6	無	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回〔製作後〕								ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回〔製作後〕			
						据付状況	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕								据付状況	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕			
7	1	6	4		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量〔製作後〕	7-1-6-4	7	1	6	4		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量〔製作後〕	7-1-6-4	無	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回〔施工後〕								ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回〔施工後〕			
						法長厚さ	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕								法長厚さ	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕			
7	1	6	5		コンクリート被覆工	法長厚さ	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕	7-1-6-5	7	1	6	5		コンクリート被覆工	法長厚さ	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕	7-1-6-5	無	
						裏込材厚	40m又は1施工箇所1回〔施工中〕								裏込材厚	40m又は1施工箇所1回〔施工中〕			
7	1	8	2		コンクリート被覆工	幅厚さ	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕	7-1-8-2	7	1	8	2		コンクリート被覆工	幅厚さ	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕	7-1-8-2	無	
						基礎厚	40m又は1施工箇所1回〔施工中〕								基礎厚	40m又は1施工箇所1回〔施工中〕			
7	1	9	3		波返工	幅高さ	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕	7-1-9-3	7	1	9	3		波返工	幅高さ	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕	7-1-9-3	無	
7	2	4	4		捨石工	法長天端幅	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕	7-2-4-4	7	2	4	4		捨石工	法長天端幅	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕	7-2-4-4	無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有無	改定理由
【第7編 河川海岸編】										【第7編 河川海岸編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要				
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕					
7	2	4	5		吸出し防止工	幅	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	7-2-4-5	7	2	4	5		吸出し防止工	幅	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	7-2-4-5	無			
7	2	5	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	7-2-5-2	7	2	5	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	7-2-5-2	無			
7	2	5	5		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	7-2-5-5	7	2	5	5		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	7-2-5-5	無			
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕								ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕					
						天端幅	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕								天端幅	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕					
7	2	5	9		石砕工	厚さ 高さ	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	7-2-5-9	7	2	5	9		石砕工	厚さ 高さ	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	7-2-5-9	無			
						間詰石状況	1施工箇所 に1回〔施工後〕								間詰石状況	1施工箇所 に1回〔施工後〕					
7	2	5	10		場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	7-2-5-10	7	2	5	10		場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	7-2-5-10	無			
7	2	5	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	壁厚 幅 高さ 長さ 底版厚さ ブーチング高さ	1基に1回 〔製作後〕	7-2-5-11	7	2	5	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	壁厚 幅 高さ 長さ 底版厚さ ブーチング高さ	1基に1回 〔製作後〕	7-2-5-11	無			
7	2	5	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	据付状況	1施工箇所 に1回〔据付後〕	7-2-5-11	7	2	5	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	据付状況	1施工箇所 に1回〔据付後〕	7-2-5-11	無			

改定案（令和7年版）							現行（令和4年版）							改定					
撮影箇所一覧表（出来形管理）							撮影箇所一覧表（出来形管理）							有無	改定理由				
【第7編 河川海岸編】							【第7編 河川海岸編】												
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]			
7	2	5	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1施工箇所に1回 [施工後]	7-2-5-11	7	2	5	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1施工箇所に1回 [施工後]	7-2-5-11	無	
7	2	5	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 幅 高さ	1基に1回 [製作後]	7-2-5-12	7	2	5	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 幅 高さ	1基に1回 [製作後]	7-2-5-12	無	
7	2	5	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	据付状況	1施工箇所に1回 [据付後]	7-2-5-12	7	2	5	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	据付状況	1施工箇所に1回 [据付後]	7-2-5-12	無	
7	2	5	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1施工箇所に1回 [施工後]	7-2-5-12	7	2	5	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1施工箇所に1回 [施工後]	7-2-5-12	無	
7	2	6	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	7-2-6-2	7	2	6	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	7-2-6-2	無	
7	2	6	3		根固めブロック工	数量	全数量 [製作後]	7-2-6-3	7	2	6	3		根固めブロック工	数量	全数量 [製作後]	7-2-6-3	無	
					ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 [製作後]								ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 [製作後]				
7	2	7	3		消波ブロック工	数量	全数量 [製作後]	7-2-7-3	7	2	7	3		消波ブロック工	数量	全数量 [製作後]	7-2-7-3	無	
					ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 [製作後]								ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 [製作後]				

改定案（令和7年版）							現行（令和4年版）							改定					
撮影箇所一覧表（出来形管理）							撮影箇所一覧表（出来形管理）							有無	改定理由				
【第7編 河川海岸編】							【第7編 河川海岸編】												
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]			
7	3	3	3		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	7-3-3-3	7	3	3	3		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	7-3-3-3	無	

改定案（令和7年版）											現行（令和4年版）											改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）											撮影箇所一覧表（出来形管理）											有無	改定理由
【第8編 砂防編】											【第8編 砂防編】												
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要						
						撮影項目	撮影頻度[時期]							撮影項目	撮影頻度[時期]								
8	1	3	4		鋼製堰堤仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	8-1-3-4	8	1	3	4		鋼製堰堤仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	8-1-3-4	無					
						製作状況	適宜 〔製作中〕								製作状況	適宜 〔製作中〕							
8	1	8	4		コンクリート堰堤本体工	骨材採取製造 コンクリート製造 運搬	月に1回 〔施工中〕	8-1-8-4	8	1	8	4		コンクリート堰堤本体工	骨材採取製造 コンクリート製造 運搬	月に1回 〔施工中〕	8-1-8-4	無					
						打継目処理 打込・養生	4リフトに1回 〔施工中〕								打継目処理 打込・養生	4リフトに1回 〔施工中〕							
						天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕								天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕							
8	1	8	6		コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	8-1-8-6	8	1	8	6		コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	8-1-8-6	無					
8	1	8	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	8-1-8-8	8	1	8	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	8-1-8-8	無					
8	1	9	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	8-1-9-5	8	1	9	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	8-1-9-5	無					
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 堤幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	8-1-9-5	8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 堤幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	8-1-9-5	無					

改定案（令和7年版）							現行（令和4年版）							改定				
撮影箇所一覧表（出来形管理）							撮影箇所一覧表（出来形管理）							有無	改定理由			
【第8編 砂防編】							【第8編 砂防編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要		
					撮影項目	撮影頻度[時期]						撮影項目	撮影頻度[時期]	摘要				
8	1	9	6		鋼製側壁工	長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回 [施工後]	8-1-9-6	8	1	9	6	鋼製側壁工	長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回 [施工後]	8-1-9-6	無	
8	2	5	8		魚道工	厚さ 幅 高さ	200m又は測定箇所毎に1回 [施工後]	8-2-5-8	8	2	5	8	魚道工	幅 高さ 厚さ	200m又は測定箇所毎に1回 [施工後]	8-2-5-8	有	[誤記修正]
8	3	6	4		山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	120m又は1施工箇所 [型枠取外し後]	8-3-6-4	8	3	6	4	山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	120m又は1施工箇所 [型枠取外し後]	8-3-6-4	無	
8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所 [施工後]	8-3-7-4	8	3	7	4	集排水ボーリング工	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所 [施工後]	8-3-7-4	無	
8	3	7	5		集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	1施工箇所 [施工後]	8-3-7-5	8	3	7	5	集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	1施工箇所 [施工後]	8-3-7-5	無	
8	3	9	6		合成杭工	偏心量	1施工箇所 [施工後]	8-3-9-6	8	3	9	6	合成杭工	偏心量	1施工箇所 [施工後]	8-3-9-6	有	[誤記修正]
						数量	全数量 [打込後]							数量	全数量 [打込後]			

改定案（令和7年版）							現行（令和4年版）							改定					
撮影箇所一覧表（出来形管理）							撮影箇所一覧表（出来形管理）							有無	改定理由				
【第9編 ダム編】							【第9編 ダム編】												
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要		
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕			
9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端幅 ジョイント間隔 リフト高 堤幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-1-4	9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端幅 ジョイント間隔 リフト高 堤幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-1-4	無	
9	1	4			コンクリートダム工 (水叩)	ジョイント間隔 幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-1-4	9	1	4			コンクリートダム工 (水叩)	ジョイント間隔 幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-1-4	無	
						打継目処理	奇数ブロック毎に岩着部中間 リフトに1回								打継目処理	奇数ブロック毎に岩着部中間 リフトに1回			
9	1	4			コンクリートダム工 (副ダム)	ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-1-4	9	1	4			コンクリートダム工 (副ダム)	ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-1-4	無	
9	1	4			コンクリートダム工 (導流壁)	ジョイント間隔 リフト高 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-1-4	9	1	4			コンクリートダム工 (導流壁)	ジョイント間隔 リフト高 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-1-4	無	
9	2	4	5		コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-2-4-5	9	2	4	5		コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-2-4-5	無	
9	2	4	6		フィルターの盛立	外側境界線 盛立幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-2-4-6	9	2	4	6		フィルターの盛立	外側境界線 盛立幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-2-4-6	無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有無	改定理由
【第9編 ダム編】										【第9編 ダム編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要		編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要			
					撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]					
9	2	4	7		ロックの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 [施工後]		9-2-4-7	9	2	4	7		ロックの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 [施工後]		9-2-4-7	無	
9	2				フィルダム (洪水吐)	ジョイント間隔 厚さ 幅 リフト高さ	測定箇所毎に1回 [施工後]		9-2	9	2				フィルダム (洪水吐)	ジョイント間隔 厚さ 幅 リフト高さ	測定箇所毎に1回 [施工後]		9-2	無	
9	3	3			ボーリング工	ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差	ブロック毎に1回 [施工中]		9-3-3	9	3	3			ボーリング工	ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差	ブロック毎に1回 [施工中]		9-3-3	無	
						コア	地質変化毎全数量 [抜取後]									コア	地質変化毎全数量 [抜取後]				

改定案（令和7年版）							現行（令和4年版）							改定					
撮影箇所一覧表（出来形管理）							撮影箇所一覧表（出来形管理）							有無	改定理由				
【第10編 道路編】							【第10編 道路編】												
編	章	節	条	枝番	工 種	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	摘要						
					写真管理項目							写真管理項目							
					撮影項目	撮影頻度[時期]						撮影項目	撮影頻度[時期]						
10	1	3	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	1箇所1回 [製作後]	10-1-3-2	10	1	3	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	1箇所1回 [製作後]	10-1-3-2	無	
10	1	9	6		場所打函渠工	厚さ 幅(内空) 高さ	100m又は1箇所1回 [型枠取外し後]	10-1-9-6	10	1	9	6		場所打函渠工	厚さ 幅(内空) 高さ	100m又は1箇所1回 [型枠取外し後]	10-1-9-6	無	
10	1	11	4		落石防止網工	幅	1箇所1回 [施工後]	10-1-11-4	10	1	11	4		落石防止網工	幅	1箇所1回 [施工後]	10-1-11-4	無	
10	1	11	5		落石防護柵工	高さ	200m又は1箇所1回 [施工後]	10-1-11-5	10	1	11	5		落石防護柵工	高さ	200m又は1箇所1回 [施工後]	10-1-11-5	無	
10	1	11	6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1箇所1回 [施工後]	10-1-11-6	10	1	11	6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1箇所1回 [施工後]	10-1-11-6	無	
10	1	11	7		雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1箇所1回 [施工後]	10-1-11-7	10	1	11	7		雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1箇所1回 [施工後]	10-1-11-7	無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有無	改定理由
【第10編 道路編】										【第10編 道路編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要				
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
10	1	12	4		遮音壁基礎工	幅高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工前は必要に応じて〕 〔施工前後〕	10-1-12-4	10	1	12	4		遮音壁基礎工	幅高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工前は必要に応じて〕 〔施工前後〕	10-1-12-5	有	[誤記修正]		
10	1	12	5		遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	10-1-12-5	10	1	12	5		遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	10-1-12-5	無			
10	2	4			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	10-2-4	10	2	4			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	10-2-4	無			
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕							整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕							
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕							厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕							
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕							
10	2	4			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	10-2-4	10	2	4			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	10-2-4	無			
					タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕							タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕							
					平坦性	1工事に1回 〔実施中〕							平坦性	1工事に1回 〔実施中〕							
10	2	5	9		排水性舗装用路肩排水工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	10-2-5-9	10	2	5	9		排水性舗装用路肩排水工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	10-2-5-9	無			

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有無	改定理由
【第10編 道路編】										【第10編 道路編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	有無	改定理由		
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
10 道路 編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 (コンクリート工) (ラバーシュー) (アンカーボルト)	<コンクリート工> 各部の厚さ 各部の長さ	1施工箇所に1回 [施工後]	10-2-7-4	10 道路 編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 (コンクリート工) (ラバーシュー) (アンカーボルト)	<コンクリート工> 各部の厚さ 各部の長さ	1施工箇所に1回 [施工後]	10-2-7-4	無			
						<ラバーシュー> 各部の長さ 厚さ									<ラバーシュー> 各部の長さ 厚さ						
						<アンカーボルト> 中心のずれ アンカー長									<アンカーボルト> 中心のずれ アンカー長						
10 道路 編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 [施工後]	10-2-9-4	10 道路 編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 [施工後]	10-2-9-4	無			
10 道路 編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ	1施工箇所に1回	10-2-9-4	10 道路 編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ	1施工箇所に1回	10-2-9-4	無			
10 道路 編	2 舗装	12 道路付 属施設工	5	1	ケーブル配管工	配管状況	100m又は1施工箇所に1回 [施工後]	10-2-12-5	10 道路 編	2 舗装	12 道路付 属施設工	5	1	ケーブル配管工	配管状況	100m又は1施工箇所に1回 [施工後]	10-2-12-5	無			
10 道路 編	2 舗装	12 道路付 属施設工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 [施工後]	10-2-12-5	10 道路 編	2 舗装	12 道路付 属施設工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 [施工後]	10-2-12-5-2	有	[誤記修正]		
10 道路 編	2 舗装	12 道路付 属施設工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 (施工前は必要に応じて) [施工前後]	10-2-12-6	10 道路 編	2 舗装	12 道路付 属施設工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 (施工前は必要に応じて) [施工前後]	10-2-6	有	[誤記修正]		
10 道路 編	3 橋梁 下部	3 工場 製作工	3		鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回 [原寸時]	10-3-3-3	10 道路 編	3 橋梁 下部	3 工場 製作工	3		鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回 [原寸時]	10-3-3-3	無			
						製作状況	適宜 [製作中]								製作状況	適宜 [製作中]					
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1脚に1回又は1工事に1回 [仮組立時]								仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1脚に1回又は1工事に1回 [仮組立時]					

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有無	改定理由
【第10編 道路編】										【第10編 道路編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要		編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要			
					撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]					
10	3	6	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	10-3-6-8		10	3	6	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)構造物工編(試行)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	10-3-6-8		有	[修正]国に準拠
10	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	10-3-7-9		10	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)構造物工編(試行)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	10-3-7-9		有	[修正]国に準拠
10	3	7	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	10-3-7-9		10	3	7	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)構造物工編(試行)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	10-3-7-9		有	[修正]国に準拠
10	3	8	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕	10-3-8-9		10	3	8	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕	10-3-8-9		無	
10	3	8	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	幅 高さ	全数量 〔型枠取外し後〕	10-3-8-9		10	3	8	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	幅 高さ	全数量 〔型枠取外し後〕	10-3-8-9		無	
10	3	8	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	10-3-8-10		10	3	8	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	10-3-8-10		無	
10	3	8	10	2	橋脚架設工 (門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	10-3-8-10		10	3	8	10	2	橋脚架設工 (門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	10-3-8-10		無	
10	3	8	11		現場継手工	継手部のすき間	1施工箇所1回 〔施工後〕	10-3-8-11		10	3	8	11		現場継手工	継手部のすき間	1施工箇所1回 〔施工後〕	10-3-8-11		無	

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有無	改定理由
【第10編 道路編】										【第10編 道路編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	有無	改定理由		
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	10-4-3-9	10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	10-4-3-9	無			
						製作状況	適宜 〔製作中〕								製作状況	適宜 〔製作中〕					
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト 孔の削孔長	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	10-4-8-3	10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト 孔の削孔長	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	10-4-8-3	無			
10 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	6 ブ レ ビ ー ム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	10-5-6-2	10 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	6 ブ レ ビ ー ム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	10-5-6-2	無			
						製作状況	適宜 〔製作中〕								製作状況	適宜 〔製作中〕					
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕								仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕					
						幅 高 さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕								幅 高 さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕					
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	10-6-4-3	10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	10-6-4-3	無			
						湧水状況	適宜 〔掘削中〕								湧水状況	適宜 〔掘削中〕					
						吹付面の清掃状 況	80mに1回 〔清掃後〕								吹付面の清掃状 況	80mに1回 〔清掃後〕					
						金網の重ねせ状 況	80mに1回 〔2次吹付前〕								金網の重ねせ状 況	80mに1回 〔2次吹付前〕					
						吹付け厚さ (検測孔)	80mに1回 〔吹付後〕								吹付け厚さ (検測孔)	80mに1回 〔吹付後〕					

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有無	改定理由
【第10編 道路編】										【第10編 道路編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	有無	改定理由		
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位置間隔	施工パターン毎又は80mに1	10-6-4-4	10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位置間隔	施工パターン毎又は80mに1	10-6-4-4	無			
						角度	断面								角度	断面					
						削孔深さ	[穿孔中]								削孔深さ	[穿孔中]					
					孔径					孔径											
					突出量					突出量											
					ロックボルト注入	施工パターン毎又は80mに1				ロックボルト注入	施工パターン毎又は80mに1										
					状況	断面				状況	断面										
					ロックボルト打設	施工パターン毎又は80mに1				ロックボルト打設	施工パターン毎又は80mに1										
					後の状況	断面				後の状況	断面										
						[打設後]															
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	覆工	1センチルに1回	10-6-5-3	10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	覆工	1センチルに1回	10-6-5-3	無			
						(巻立空間)	[型枠組立後]								(巻立空間)	[型枠組立後]					
						覆工	1センチルに1回								覆工	1センチルに1回					
					(厚さ)	[型枠取外し後]				(厚さ)	[型枠取外し後]										
					幅	200m又は1施工箇所に1回				幅	200m又は1施工箇所に1回										
					高さ	[施工後]				高さ	[施工後]										
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅	200m又は1施工箇所に1回	10-6-5-5	10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅	200m又は1施工箇所に1回	10-6-5-5	無			
						厚さ	[施工後]								厚さ	[施工後]					
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	6 イ ン バ ー ト 工	4		インバート本体工	インバート	40m又は1施工箇所に1回	10-6-6-4	10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	6 イ ン バ ー ト 工	4		インバート本体工	インバート	40m又は1施工箇所に1回	10-6-6-4	無			
						(厚さ)	[埋戻し前]								(厚さ)	[埋戻し前]					
					幅(全幅)	200m又は1施工箇所に1回				幅(全幅)	200m又は1施工箇所に1回										
						[施工後]															

改定案（令和7年版）							現行（令和4年版）							改定					
撮影箇所一覧表（出来形管理）							撮影箇所一覧表（出来形管理）							有無	改定理由				
【第10編 道路編】							【第10編 道路編】												
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]			
10	6	8	4		坑門本体工	幅高さ	1施工箇所に1回 [埋戻し前]	10-6-8-4	10	6	8	4		坑門本体工	幅高さ	1施工箇所に1回 [埋戻し前]	10-6-8-4	無	
10	6	8	5		明り巻工	覆工 (巻立空間)	40m又は1施工箇所に1回 [型枠組立後]	10-6-8-5	10	6	8	5		明り巻工	覆工 (巻立空間)	40m又は1施工箇所に1回 [型枠組立後]	10-6-8-5	無	
						覆工 (厚さ)	40m又は1施工箇所に1回 [型枠取外し後]								覆工 (厚さ)	40m又は1施工箇所に1回 [型枠取外し後]			
						幅(全幅) 高さ(内法)	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]								幅(全幅) 高さ(内法)	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]			
10	11	6	2		現場打躯体工	厚さ 内空幅 内空高	200m又は1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	10-11-6-2	10	11	6	2		現場打躯体工	厚さ 内空幅 内空高	200m又は1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	10-11-6-2	無	
10	11	6	4		カラー継手工	厚さ 幅 長さ	1施工箇所に1回 [設置後]	10-11-6-4	10	11	6	4		カラー継手工	厚さ 幅 長さ	1施工箇所に1回 [設置後]	10-11-6-4	無	
10	11	6	5	1	防水工 (防水)	幅	100m又は1施工箇所に1回 [施工後]	10-11-6-5	10	11	6	5	1	防水工 (防水)	幅	100m又は1施工箇所に1回 [施工後]	10-11-6-5	無	
10	11	6	5	2	防水工 (防水保護工)	厚さ	100m又は1施工箇所に1回 [施工後]	10-11-6-5	10	11	6	5	2	防水工 (防水保護工)	厚さ	100m又は1施工箇所に1回 [施工後]	10-11-6-5	無	

改定案（令和7年版）							現行（令和4年版）							改定					
撮影箇所一覧表（出来形管理）							撮影箇所一覧表（出来形管理）							有無	改定理由				
【第10編 道路編】							【第10編 道路編】												
編	章	節	条	枝番	工 種	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	摘要						
					写真管理項目							写真管理項目							
					撮影項目	撮影頻度[時期]						撮影項目	撮影頻度[時期]						
10	11	6	5	3	防水工 (防水壁)	高さ 幅 厚さ	1施工箇所に1回 [施工後]	10-11-6-5	10	11	6	5	3	防水工 (防水壁)	高さ 幅 厚さ	1施工箇所に1回 [施工後]	10-11-6-5	無	
10	11	7	2		プレキャスト躯体工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 [埋戻し前]	10-11-7-2	10	11	7	2		プレキャスト躯体工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 [埋戻し前]	10-11-7-2	無	
10	12	5	2		管路工 (管路部)	敷設状況	100m又は1施工箇所に1回 [敷設後]	10-12-5-2	10	12	5	2		管路工 (管路部)	敷設状況	100m又は1施工箇所に1回 [敷設後]	10-12-5-2	無	
10	12	5	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 [据付後]	10-12-5-3	10	12	5	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 [据付後]	10-12-5-3	無	
10	12	5	4		現場打ちボックス工 (特殊部)	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	10-12-5-4	10	12	5	4		現場打ちボックス工 (特殊部)	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	10-12-5-4	無	
10	12	6	2		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	10-12-6-2	10	12	6	2		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	10-12-6-2	無	

改定案（令和7年版）						現行（令和4年版）						改定							
撮影箇所一覧表（出来形管理）						撮影箇所一覧表（出来形管理）						有無	改定理由						
【第10編 道路編】						【第10編 道路編】													
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節			条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]				
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装 工	5		切削オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 [施工後]	10-14-4-5	10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装 工	5		切削オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 [施工後]	10-14-4-5	無	
						タックコート	各層毎に1回 [散布時]								タックコート	各層毎に1回 [散布時]			
						整正状況	400mに1回 [施工後]								整正状況	400mに1回 [施工後]			
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装 工	7		路上再生工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	10-14-4-7	10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装 工	7		路上再生工	敷均厚 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	10-14-4-11	有	[誤記修正]
						整正状況 厚さ	各層毎400mに1回 [整正後]								整正状況 厚さ	各層毎400mに1回 [整正後]			
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装 工	11		グルーピング工	出来ばえ	施工日に1回 [施工前後]	10-14-4-11	10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装 工	11		グルーピング工	出来ばえ	施工日に1回 [施工前後]	10-16-3-4	有	[誤記修正]
10 道路 編	16 道路 修繕	3 工場 製作 工	4		桁補強材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	10-16-3-4	10 道路 編	16 道路 修繕	3 工場 製作 工	4		桁補強材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	10-16-3-4	無	
						製作状況	適宜 [製作中]								製作状況	適宜 [製作中]			
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 [仮組立時]								仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 [仮組立時]			
10 道路 編	16 道路 修繕	22 橋梁 付属 物工	4		落橋防止装置工	長さ、径、材質	1橋に1回又は1工事に1回 [材料搬入時]	10-16-22-4	10 道路 編	16 道路 修繕	22 橋梁 付属 物工	4		落橋防止装置工	長さ、径、材質	1橋に1回又は1工事に1回 [材料搬入時]	10-16-22-4	無	
						出来ばえ	適宜 [施工中]								出来ばえ	適宜 [施工中]			

改定案（令和7年版）													現行（令和4年版）													改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）													撮影箇所一覧表（出来形管理）													有無	改定理由
撮影箇所一覧表（その他）													撮影箇所一覧表（その他）														
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要										
					撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]												
その他					舗装工関係	橋面防水工	塗布又は設置状況	1施工箇所に1回 [施工中]	その他	その他					舗装工関係	橋面防水工	塗布又は設置状況	1施工箇所に1回 [施工中]	その他	無							
					ダム工関係	仮排水路	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	その他						ダム工関係	仮排水路	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	その他			無					
					ダム工関係	仮締切(土石)	巻出し厚	100m又は1施工箇所に1回 [巻出し時]	その他						ダム工関係	仮締切(土石)	巻出し厚	100m又は1施工箇所に1回 [巻出し時]	その他			無					
							転圧状況	転圧機械が変わる毎に1回 [締固時]	その他								転圧状況	転圧機械が変わる毎に1回 [締固時]	その他			無					
						仮締切(コンクリート)	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	その他							仮締切(コンクリート)	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	その他			無					
					基礎掘削		組合せ機械	組合せ機械	組合せ機械が変わる毎に1回 [施工中]						その他	基礎掘削		組合せ機械	組合せ機械			組合せ機械変わる毎に1回 [施工中]	その他	有	[誤記修正]		
							土質、岩質	土質、岩質	土質、岩質が変わる毎に1回 [掘削中]						その他			土質、岩質	土質、岩質変わる毎に1回 [掘削中]			その他					
							岩盤清掃状況	岩盤清掃状況	1施工箇所に1回 [清掃前後]						その他			岩盤清掃状況	1施工箇所に1回 [清掃前後]			その他					
					堤体コンクリート打設		骨材採取製造、コンクリート製造、運搬	骨材採取製造、コンクリート製造、運搬	月に1回 [施工中]						その他	堤体コンクリート打設		骨材採取製造、コンクリート製造、運搬	骨材採取製造、コンクリート製造、運搬			月に1回 [施工中]	その他	無			
							打継目処理、打込養生	打継目処理、打込養生	8リフトに1回 [施工中]						その他			打継目処理、打込養生	8リフトに1回 [施工中]			その他					
					堤体止水		止水板の厚さ、幅、埋設位置、岩着及び溶接	止水板の厚さ、幅、埋設位置、岩着及び溶接	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフトに1回 [据付後]						その他	堤体止水		止水板の厚さ、幅、埋設位置、岩着及び溶接	止水板の厚さ、幅、埋設位置、岩着及び溶接			各ブロック毎、先行ブロックについて4リフトに1回 [据付後]	その他	無			
					堤体排水工		排水孔の位置、箱抜断面、排水管取付箇所	排水孔の位置、箱抜断面、排水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフトに1回 [据付後]						その他	堤体排水工		排水孔の位置、箱抜断面、排水管取付箇所	排水孔の位置、箱抜断面、排水管取付箇所			各ブロック毎、先行ブロックについて4リフトに1回 [据付後]	その他	無			
					堤体冷却工		配管間隔、通水状況	配管間隔、通水状況	5リフトに1回 [据付後]						その他	堤体冷却工		配管間隔、通水状況	配管間隔、通水状況			5リフトに1回 [据付後]	その他	無			
堤体埋設計器		器種、位置、間隔	器種、位置、間隔	1施工箇所に1回 [据付後]	その他	堤体埋設計器		器種、位置、間隔	器種、位置、間隔	1施工箇所に1回 [据付後]	その他	無															

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定													
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有無	改定理由												
撮影箇所一覧表（その他）										撮影箇所一覧表（その他）																							
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		概要		編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		概要															
					撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]																	
その他					トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所に1回 [埋戻し前]		その他		その他					トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所に1回 [埋戻し前]		その他		無											
					トンネル (矢板工法)	岩質	岩質が変わる毎に1回 [掘削中]		その他							トンネル (矢板工法)	岩質	岩質の変わる毎に1回 [掘削中]		その他				有	[誤記修正]								
						湧水状況	適宜 [掘削中]		その他								湧水状況	適宜 [掘削中]		その他													
						埋設支保工 (建込間隔、寸法、基数)	100m又は1施工箇所に1回 [建込後]		その他								埋設支保工 (建込間隔、寸法、基数)	100m又は1施工箇所に1回 [建込後]		その他													
						湧水処理工設置 状況	全数量 [設置後]		その他								湧水処理工設置 状況	全数量 [設置後]		その他													
					トンネル (矢板工法)	集水渠 (幅、高さ、位置)	100m又は1施工箇所に1回 [設置後]		その他							トンネル (矢板工法)	集水渠 (幅、高さ、位置)	100m又は1施工箇所に1回 [設置後]		その他				有	[誤記修正]								
							地下排水工 (管接合掘付状況)											地下排水工 (管接合掘付状況)															
						地下排水工 (フィルター厚さ)	100m又は1施工箇所に1回 [投入前後]		その他							地下排水工 (フィルター厚さ)	100m又は1施工箇所に1回 [投入前後]		その他														
						矢板設置状況	岩質が変わる毎に1回 [設置後]		その他							矢板設置状況	岩質の変わる毎に1回 [設置後]		その他														
						グラウト材料使用 量	全数量 [使用前後]		その他								グラウト材料使用 量	全数量 [使用前後]		その他													
					シールド					掘削の地山状態						地質の変化の毎に1回 [掘削中]		その他		シールド							掘削の地山状態	地質の変化の毎に1回 [掘削中]		その他		無	
										セグメント組立状 況						1工事に1回 [組立後]		その他									セグメント組立状 況	1工事に1回 [組立後]		その他			
										二次覆工 (セグメント清掃 状況)						1工事に1回 [清掃後]		その他									二次覆工 (セグメント清掃 状況)	1工事に1回 [清掃後]		その他			
										二次覆工の厚さ						1スパンに1回 [型枠取外し後]		その他									二次覆工の厚さ	1スパンに1回 [型枠取外し後]		その他			

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定		
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有無	改定理由	
撮影箇所一覧表（その他）										撮影箇所一覧表（その他）												
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要					
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]						
その他				維持修繕工関係	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回 〔施工前後〕	その他	その他					維持修繕工関係	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回 〔施工前後〕	その他				
					コンクリート舗装	目地掃除	3,000㎡に1回 〔施工前後〕	その他							コンクリート舗装	目地掃除	3,000㎡に1回 〔施工前後〕	その他				
						目地充填	3,000㎡に1回 〔施工後〕	その他								コンクリート舗装	目地充填	3,000㎡に1回 〔施工後〕	その他			
						注入工、削孔状況 (位置、間隔)	2,000㎡に1回 〔削孔後〕	その他									コンクリート舗装	注入工、削孔状況 (位置、間隔)	2,000㎡に1回 〔削孔後〕	その他		
						注入工、注入圧	2,000㎡に1回 〔注入時〕	その他										コンクリート舗装	注入工、注入圧	2,000㎡に1回 〔注入時〕	その他	
						目地亀裂防止材、張付け状況	3,000㎡に1回 〔張付け後〕	その他											コンクリート舗装	目地亀裂防止材、張付け状況	3,000㎡に1回 〔張付け後〕	その他
						局部打換、各層厚さ	各層毎100㎡に1回又は1施工箇所 に1回〔施工前後〕	その他												コンクリート舗装	局部打換、各層厚さ	各層毎100㎡に1回又は1施工箇所 に1回〔施工前後〕
					路肩、路側路盤工	厚さ	100㎡に1回又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	その他							路肩、路側路盤工						厚さ	100㎡に1回又は1施工箇所 に1回〔施工後〕
					道路除草	出来ばえ	5kmに1回 (1回刈毎) 〔施工前後〕	その他							道路除草	出来ばえ					5kmに1回 (1回刈毎) 〔施工前後〕	その他
					路肩整正	出来ばえ	1kmに1回	その他							路肩整正	出来ばえ	1kmに1回				その他	
新設、更新、修理防護柵類	出来ばえ	1施工箇所に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	その他	新設、更新、修理防護柵類	出来ばえ	1施工箇所に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	その他															
新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、 出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	その他	新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、 出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	その他															
新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、 出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	その他	新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、 出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	その他															

改定案（令和7年版）										現行（令和4年版）										改定			
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有無	改定理由		
撮影箇所一覧表（その他）										撮影箇所一覧表（その他）													
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要		編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要					
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]						
その他					維持修繕工関係	視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回 [施工後]	その他	その他						維持修繕工関係	視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回 [施工後]	その他	無		
						清掃(路面、標識、側溝、集水樹)	出来ばえ	施工日に1回 [施工前後]	その他								清掃(路面、標識、側溝、集水樹)	出来ばえ	施工日に1回 [施工前後]	その他			
						区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回 [施工前後]	その他								区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回 [施工前後]	その他			
							材料使用量	全数量 [施工前後]	その他									材料使用量	全数量 [施工前後]	その他			
						街路樹植樹	出来ばえ	適宜 [施工前後]	その他								街路樹植樹	出来ばえ	適宜 [施工前後]	その他			無
						街路樹補強補植	出来ばえ	適宜 [施工前後]	その他								街路樹補強補植	出来ばえ	適宜 [施工前後]	その他			無
						街路樹剪定	出来ばえ	街路樹50本に1回、グリーンベルト100mに1回 [施工前後]	その他								街路樹剪定	出来ばえ	街路樹50本に1回、グリーンベルト100mに1回 [施工前後]	その他			無
						街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹50本に1回、グリーンベルト100mに1回 [施工中]	その他								街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹50本に1回、グリーンベルト100mに1回 [施工中]	その他			無
						街路樹雪囲	出来ばえ	適宜 [施工後]	その他								街路樹雪囲	出来ばえ	適宜 [施工後]	その他			無
						排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回 [施工中]	その他								排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回 [施工中]	その他			無
						凍結防止剤散布	出来ばえ	施工中に1回 [施工中]	その他								凍結防止剤散布	出来ばえ	施工中に1回 [施工中]	その他			
							材料使用量	全数量 [施工前後]	その他									材料使用量	全数量 [施工前後]	その他			
						河川除草	出来ばえ	1kmに1回 (1回刈毎) [施工前後]	その他								河川除草	出来ばえ	1kmに1回 (1回刈毎) [施工前後]	その他			無
						応急処置	処理の状況	その都度 [施工前後]	その他								応急処置	処理の状況	その都度 [施工前後]	その他			無
						鉄筋・無筋コンクリート関係												配筋	位置、間隔、継手寸法	打設ロット毎に1回又は1施工箇所 に1回 [組立後]			その他
コンクリート打設	打継目処理、締固施工状況	工種種別毎に1回 [施工時]	その他	コンクリート打設	打継目処理、締固施工状況					工種種別毎に1回 [施工時]	その他												
養生	養生状況	工種種別毎に1回、養生方法 毎に1回 [養生時]	その他	養生	養生状況					工種種別毎に1回、養生方法 毎に1回 [養生時]	その他												

03 品質管理の試験項目及び規格値（港湾漁港編）

1. 土

1-1 一般事項

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1)埋込材	材質	種類	観察	「特」による。	施工中適宜		
		品質	「特」による。	「特」による。	搬入前、採取地毎に1回	「特」による。	
2)裏埋土 3)盛土材	材質	種類	観察	「特」による。	施工中適宜		
		品質	「特」による。	「特」による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
4)採取土	材質	種類	観察	「特」による。	施工中適宜		
		外観	観察	「特」による。	施工中適宜		
		品質	「特」による。	「特」による。	搬入前、採取地毎に1回	「特」による。	

2. 石材等

2-1 砂

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1)敷砂 2)改良杭材 3)置換材	材質	外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	「特」による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
		シルト以下の細粒含有率	「特」による。	「特」による。	「特」による。	試験成績表を提出	
4)中詰砂	材質	種類	観察	「特」による。	施工中適宜		
		外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		最大粒径	観察	「特」による。	施工中適宜		
		単位体積重量	観察	「特」による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。
5)載荷材	材質	外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	「特」又はJISの規定による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
		単位体積重量	「特」による。	「特」による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。

注)「特」:図面及び特記仕様書

2-2 砂利・碎石

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1)碎石	材質	外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	「特」による。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出	
		比重	JIS A 1110	「特」による。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出	
		吸水量	JIS A 1110	「特」による。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出	

注)「特」:図面及び特記仕様書

03 品質管理の試験項目及び規格値（港湾漁港編）

2-3 石

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1)石	材質	外観	観察	扁平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものでなければならない。	施工中適宜		
		石の種類	観察	「特」による。	施工中適宜		
		比重	JIS A 5006	「特」による。	産地毎に1回	試験成績表を提出	石質の変化がない場合は1年以内の試験成績表とする。
		規定外質量の比率	観察	「特」及びJIS A 5006による。	施工中適宜		

3. 鋼材

3-1 鋼矢板及び鋼杭

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1)鋼矢板	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時、全数		
	形状寸法	JIS 及び「特」の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
2)鋼管矢板	本体の化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5530	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS A 5530	搬入時、全数		
	形状寸法	JIS 及び「特」の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5530	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	工場出荷時の測定表を含む
3)鋼管杭	本体の化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5525	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS A 5525	搬入時、全数		
	形状寸法	JIS 及び「特」の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5525	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	工場出荷時の測定表を含む
4)H形鋼杭	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5526	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS A 5526	搬入時、全数		
	形状寸法	JIS 及び「特」の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5526	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	

3-2 鋼板及び形鋼等

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1)鋼板、形鋼等	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3101	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS G 3101	搬入時、全数又は結束毎		
	形状寸法	JIS 及び「特」の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3192 JIS G 3193 JIS G 3194	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	

注)「特」:図面及び特記仕様書

3-3 棒鋼

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考

03 品質管理の試験項目及び規格値（港湾漁港編）

1) 普通棒鋼	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
			JIS G 3112 又は JIS G 3101 公的機関の試験成績表により確認	JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117		試験成績表を提出	製造工場の試験成績表により確認できない場合
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	JIS G 3112 JIS G 3101	搬入時、全数又は結束毎		
	形状寸法	JIS 及び「特」の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3191 JIS G 3117	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
2) 異形棒鋼	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3112 JIS G 3117	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
			JIS G 3112 公的機関の試験成績表により確認	JIS G 3112 JIS G 3117		試験成績表を提出	製造工場の試験成績表により確認できない場合
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	JIS G 3112 JIS G 3117	搬入時、全数又は結束毎		
	形状寸法	JIS 及び「特」の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3191 JIS G 3117	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	

3-4 控 工

区 分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備 考
1) 腹起し							3-2鋼板及び形鋼等を適用する。
2) タイロッド	本体・付属品の化学成分、機械的性質	(一般構造用圧延鋼材の場合)JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3101	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
		(高張力鋼材の場合)機械的性質は表1に、化学成分は「特」及び承諾した規格に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	機械的性質は表1、化学成分は「特」及び承諾した規格とする。	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	「特」の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督職員が承諾した図面	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
	組立引張試験	「特」に適合していること。	「特」による。	「特」による。	「特」による。	試験成績表を提出	
3) タイワイヤー	本体・付属品の化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	被覆材	「特」の規格に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS K 6922-2	ロット毎	試験成績表を提出	
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	「特」の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督職員が承諾した図面	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
	組立品引張試験	「特」に適合していること。	「特」による。	「特」による	「特」による。	試験成績表を提出	

表1 高張力鋼の機械的性質

種 類	降伏点応力, N/mm ²	引張強度, N/mm ²	伸び, %
高張力鋼 490	325以上	490以上	22以上
〃 590	396以上	590以上	21以上
〃 690	467以上	690以上	19以上
〃 710	516以上	710以上	17以上

注) 引張強度は引張試験による

注) 「特」;図面及び特記仕様書

4. 防食材料

4-1 アルミニウム合金陽極

区 分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備 考
-----	------	------	------	------	------	---------	-----

03 品質管理の試験項目及び規格値（港湾漁港編）

1) 電気防食陽極	陽極の種類,化学成分	承諾した品質に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督職員が承諾した図面	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	
	形状寸法	承諾図等の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	監督職員が承諾した図面 各陽極の形状寸法の許容範囲は±5%以内とする。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
	質量	承諾した品質に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認 計量器により測定	各陽極の質量の許容範囲は±2%以内とし取付総質量は陽極1個の標準質量の和を下回ってはならない。ただし、陽極1個の標準質量が30kg未満の陽極質量の許容範囲は±4%の範囲とする。	搬入前、全数 搬入時、適宜	工場の測定表を提出	
	陽極性能	陽極電位(閉路電位)	製造工場の試験成績表により確認	-1,050mV以下(vs飽和甘こう電極(SCE))	搬入前	試験成績表を提出	
	発生電気量	製造工場の試験成績表により確認	2,600A・h/kg以上	搬入前	試験成績表を提出		

4-2 防食塗装

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 塗装材	材質	種類	観察	「特」による。	施工中適宜		
		品質	「特」による。	「特」による。	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	

4-3 被覆防食材料

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) モルタル被覆	材質	種類	観察	「特」による。	施工中適宜		
		品質	「特」による。	「特」による。	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
2) 保護カバー	材質	種類	観察	「特」による。	施工中適宜		
		品質	「特」による。	「特」による。	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	

注) 「特」; 図面及び特記仕様書

03 品質管理の試験項目及び規格値（港湾漁港編）

5. 防舷材

5-1 ゴム防舷材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) ゴム防舷材	材質	ゴムの物理試験(引張試験、硬さ試験、老化試験等)による材質が表2に適合、かつ耐久性試験を行ってもクラックや欠陥がないこと。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。 耐久性については、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書により確認。	表2 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253-3 JIS K 6257 JIS K 6259 耐久性試験による	製造前 ロットに使用した練りゴムより試料1セット	試験成績表(検査証明書)を提出。 耐久性については、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を提出	
	性能	反力及び吸収エネルギー	「特」による。 製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	「特」による。	搬入前 10本に1本	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
	形状寸法	長さ、幅、高さ、肉厚 ボルトの穴径及び中心間隔等	製造工場の測定結果表により確認	「特」及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入前、全数	工場の測定表を提出	製造工場の測定結果表により確認。
2) 取付金具	外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
	形状寸法	「特」の形状寸法に適合していること。	観察	「特」及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入時、適宜		

表2 ゴムの物理的性質

試験項目	基準値	試験規格
促進引張強さ	加熱前値の80%以上	JIS K 6251
老化伸び	加熱前値の80%以上	JIS K 6251
試験伸縮率	加熱前値の1.8を越えないこと	JIS K 6253-3
耐久性	72時間後に目視で、き裂発生がないこと	JIS K 6259-1

注) 「特」: 図面及び特記仕様書

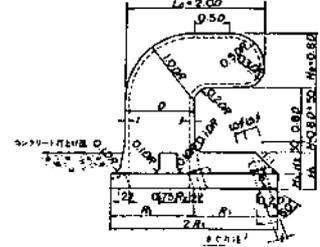
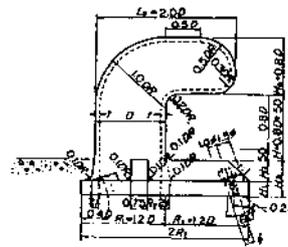
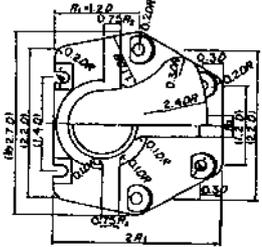
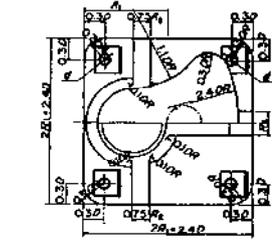
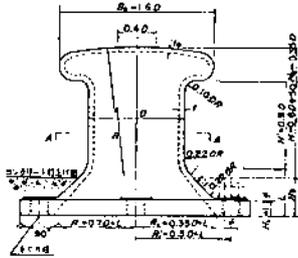
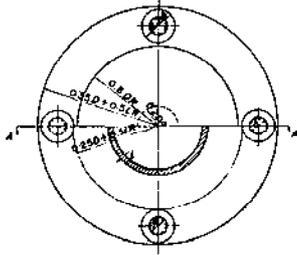
6. 係船柱

6-1 係船柱

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 係船柱	本体・付属品の化学成分、機械的性質	JISの規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	表3	1溶解毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	「特」の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	図1~3及び表4	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

設計けん引力が50, 100, 150, 250kNの場合

設計けん引力が350, 500, 700, 1000kNの場合



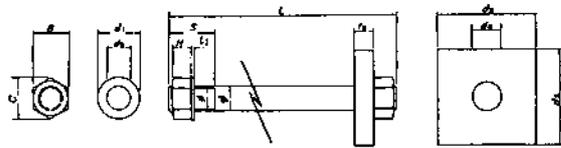
注: ()内は R₁=1.2Dの場合

規格	設計けん引力 (kN)	胴部		頭部		フタボルト		底		板		質量 (kg)				
		外径 D (mm)	高さ H (mm)	外径 D ₁ (mm)	高さ H ₁ (mm)	外径 D ₂ (mm)	高さ H ₂ (mm)	外径 D ₃ (mm)	高さ H ₃ (mm)	外径 D ₄ (mm)	高さ H ₄ (mm)					
直柱 150	150	250	250	20	400	87	15	36	4	45	100	600	500	420	53	130
直柱 250	250	300	290	20	480	105	15	48	6	60	130	720	690	510	56	220
直柱 350	350	300	290	25	480	105	16	48	6	60	130	720	690	510	56	230
直柱 500	500	350	330	27	560	122	18	36	6	70	150	940	700	600	65	360
直柱 700	700	400	370	30	640	140	20	64	6	90	190	960	800	650	74	530
直柱 1000	1000	450	410	35	720	157	26	64	3	80	270	1,180	1,000	850	74	820
直柱 1500	1500	550	490	40	860	192	30	80	8	100	340	1,450	1,220	1,040	81	1,480
直柱 2000	2000	650	570	45	1,010	227	35	90	8	110	410	1,700	1,480	1,240	101	2,250

規格	設計けん引力 (kN)	胴部		頭部		フタボルト		底		板		質量 (kg)				
		外径 D (mm)	高さ H (mm)	外径 D ₁ (mm)	高さ H ₁ (mm)	外径 D ₂ (mm)	高さ H ₂ (mm)	外径 D ₃ (mm)	高さ H ₃ (mm)	外径 D ₄ (mm)	高さ H ₄ (mm)					
曲柱 50	50	150	170	20	300	120	20	20	4	22	360	20	50	60	27	70
曲柱 100	100	200	210	20	400	160	26	27	4	22	480	40	60	70	110	140
曲柱 150	150	250	250	20	500	200	29	33	4	22	600	50	80	80	130	245
曲柱 250	250	300	290	21	600	240	21	42	4	22	720	65	100	95	160	420
曲柱 350	350	300	290	25	600	240	25	42	6	22	720	65	100	95	160	430
曲柱 500	500	350	330	29	700	280	29	48	6	22	840	70	140	100	170	665
曲柱 700	700	400	370	33	800	320	33	54	6	22	1,020	80	160	120	210	665
曲柱 1000	1000	450	410	39	900	360	39	64	6	22	1,200	85	220	125	230	1,670

図-1 直柱の標準寸法と設計けん引力

図-2 曲柱の標準寸法と設計けん引力



アンカーボルト		六角ナット			平座金		アンカー板		1組り質量 (kg)					
呼び径 d (mm)	ピッチ径 P (mm)	外径 D (mm)	長さ L (mm)	ねじ切長さ S (mm)	H (mm)	B (mm)	C (mm)	d ₁ (mm)		d ₂ (mm)	t ₁ (mm)	d ₃ (mm)	d ₄ (mm)	t ₂ (mm)
M20	2.5	17.294	450	60	16	30	34.6	37	22	3.2	80	22	16	2
M27	3	23.752	600	75	22	41	47.3	50	30	4.5	108	30	22	6
M33	3.5	29.211	700	75	26	50	57.7	60	36	6	132	36	25	6
M36	4	31.670	750	75	29	55	63.5	66	39	6	144	39	28	11
M42	4.5	37.129	850	100	34	65	75.0	78	45	7	168	45	35	17
M48	6	42.587	1,000	100	38	75	86.5	92	52	8	192	51	40	20
M56	5.5	50.046	1,150	120	45	85	98.1	105	62	9	225	61	45	40
M64	6	57.505	1,300	120	51	95	110	115	70	9	256	70	55	62
M80	6	73.964	1,600	150	64	115	133	140	86	12	320	86	65	115
M90	6	83.923	1,800	150	72	130	150	160	96	12	360	96	75	166

図-3 アンカーボルト標準寸法

表3 係船柱及び付属品の材質

名称	材質
係船柱本体	JIS G 5101 SC450
アンカーボルト	JIS G 3101 SS400
六角ナット	JIS B 1181 並3級、4T
平座金	JIS B 1256 並丸、鋼
アンカー板	JIS G 3101 SS400 又は JIS G 5101 SC450

表4 寸法の許容範囲 (単位: mm)

寸法区分	長さの許容範囲
100を超え 200以下	±2
200を超え 400以下	±2.5
400を超え 800以下	±4
800以上	±6
	±8

注)「特」:図面及び特記仕様書

7. 車止め・縁金物

7-1 車止め・縁金物

03 品質管理の試験項目及び規格値（港湾漁港編）

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 鋼製 (緑金物を含む)	本体、被覆材、付属品の化学成分、機械的性質	JISの規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	表5	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	使用上有害な反り、溶接部の不良箇所等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時適宜		
	形状寸法	「特」の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	「特」による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
2) その他 (緑金物を含む)	材質	「特」の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	「特」による。	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	使用上有害な反り等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時適宜		
	形状寸法	「特」の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	「特」による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

表5 車止め及び付属品の材質規格

名称	規格
車止め	JIS G 3193 鋼板
アングル	JIS G 3192 等辺山形鋼
基礎ボルト	JIS B 1178 J形
六角ナット	JIS B 1181 並3、7H、4T

8. マット

8-1 アスファルトマット

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	
1) アスファルトマット(洗掘防止)	材質	合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度、マットの押抜き強度が「特」に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	「特」による。	1,000㎡に1回	試験成績表及び配合表を提出	アスファルト舗装を適用する。	
	外観	補強材の種類は「特」に適合していること。	観察	「特」による。	搬入時、適宜			
	形状寸法	厚さ		スチールテープ等で測定	「特」による。	20枚に1枚を2箇所	管理表を作成し提出	
		幅及び長さ		スチールテープ等で測定	「特」による。	20枚に1枚を1箇所	管理表を作成し提出	
2) 摩擦増大用マット	材質	合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度が「特」に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	「特」による。	1,000㎡に1回	試験成績表及び配合表を提出	アスファルト舗装を適用する。	
	外観						8-1-1アスファルトマット(洗掘防止)を適用する。	
	形状寸法						8-1-1アスファルトマット(洗掘防止)トマット(洗掘防止)を適用する。	

8-2 繊維系マット

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 繊維系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強等が「特」に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	「特」による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS L 1908 引裂試験JIS L 1096

注) 「特」: 図面及び特記仕様書

8-3 合成樹脂系マット

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考

03 品質管理の試験項目及び規格値（港湾漁港編）

1)合成樹脂系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度、比重、耐海水引張強度等が「特」に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	「特」による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS K 6723 引裂試験JIS K 6252 比重試験JIS K 7112 耐海水試験 JIS K 6773
------------	--------	--------------------------------------	-----------------	---------	--------	----------	--

8-4 ゴムマット

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1)ゴムマット	材質及び規格	硬度、伸び、引裂、引張強度等が「特」に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	「特」による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS K 6251 引裂試験JIS K 6252
2)摩擦増大用マット	材質	「特」による。	製造工場の試験成績表により確認	「特」による。	「特」による。	試験成績表を提出	
	形状寸法	「特」による。	スチールテープ等で測定	「特」による。	「特」による。	管理表を作成し提出	

9. その他

9-1 ベーバードレイン

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1)ドレイン材	材質	種類	観察	「特」による。	施工中適宜	試験成績表を提出	
		品質	「特」による。	「特」による。	搬入前に1回	管理表を作成し提出	

9-2 路盤紙

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1)路盤紙	材質	種類	観察	「特」による。	施工中適宜		
		品質	「特」による。	「特」による。	搬入前に1回	「特」による。	

9-3 防砂目地板

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1)防砂目地板	材質	種類	観察	「特」による。	施工中適宜		
		品質	「特」による。	「特」による。	搬入前に1回	「特」による。	

9-4 汚濁防止膜

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1)汚濁防止膜	材質	種類	観察	「特」による。	施工中適宜		
		品質	「特」による。	「特」による。	搬入前に1回	「特」による。	

注)「特」:図面及び特記仕様書

04 出来形管理

港湾漁港編

注)表中の「特」は、その工事における図面及び特記仕様書を指す。

港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要
				測定方法	測定密度		
1. 共通の工種							
1-1 圧密・排水工	1. サンドドレーン	位置	±100mm	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀による	移動毎及び監督職員の指示による	管理図に測定結果を記入	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
		天端高	+規定しない -0	打込記録の確認	全数	打込記録紙及び管理表を作成	+：設計値より浅い(高い)ことをいう。 -：設計値より深い(低い)ことをいう。 ()は陸上。
		先端深度	+0 -規定しない				
		砂の投入量					
	2. 敷砂均し	延長	+規定しない -0				
	天端高	天端高：±300mm 天端幅、法面勾配：「特」による	陸上部：スチールテープ、レベル、光波測距儀等による	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入		
	天端幅		水中部：スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等による	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下			
	法面勾配						
	3. 載荷土砂	延長	+規定しない -0	スチールテープ、間縄、光波測距儀等による	施工完了後	管理図に延長を記入	
		天端高	天端高：±500mm 天端幅、法面勾配：「特」による	陸上部：スチールテープ、レベル、光波測距儀等による	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入	
		天端幅		水中部：スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等による	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下		
		法面勾配					
4. ベーバードレーン	位置	位置	±100mm	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀による	移動毎及び監督職員の指示による	管理図に測定結果を記入	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
		天端高	+規定しない -0	打込記録の確認	全数	打込記録紙及び管理表を作成	+：設計値より浅い(高い)ことをいう。 -：設計値より深い(低い)ことをいう。 ()は陸上。
		先端深度	+0 -規定しない				
		ドレーン材の打込長					
5. グラベルマット	延長	+規定しない -0	スチールテープ、間縄、光波測距儀等による				
天端高	天端高：±300mm 天端幅、法面勾配：「特」による	陸上部：スチールテープ、レベル、光波測距儀等による	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入			
天端幅		水中部：スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等による	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下				
法面勾配							
6. グラベルドレーン	位置	位置	±100mm	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀による	移動毎及び監督職員の指示による	管理図に測定結果を記入	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
		天端高	+規定しない -0	打込記録の確認	全数	打込記録紙及び管理表を作成	+：設計値より浅い(高い)ことをいう。 -：設計値より深い(低い)ことをいう。 ()は陸上。
		先端深度	+0 -規定しない				
		砕石の投入量					

港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要
				測定方法	測定密度		
1-2締固工	1.ロッドコンパクション	位置	±100mm	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀による	移動毎及び監督職員の指示による	管理図に測定結果を記入	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
		充填材の投入量				測定記録等の提出	
		天端高	+規定しない -0	打込記録の確認	全数	打込記録の提出	+：設計値より浅い(高い)ことをいう。 -：設計値より深い(低い)ことをいう。 ()は陸上。
		先端深度	+0 -規定しない				
	2.サンドコンパクションパイル	位置	±100mm	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀による	移動毎及び監督職員の指示による	管理図に測定結果を記入	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
		天端高	+規定しない -0	打込記録の確認	砂杭全数	打込記録紙及び管理表を作成	+：設計値より浅い(高い)ことをいう。 -：設計値より深い(低い)ことをいう。 ()は陸上。
		先端深度	+0 -規定しない			打込記録紙に砂の圧入量を記入	
		砂の投入量					
	3.盛上土砂撤去	撤去量		レベル、音響測深機又はレッドによる	完了後、測線・測点間隔は「特」による	盛上り量の平面図を作成	
	4.敷砂均し	+2-21-1-2敷砂均しを適用する					
1-3固化工	1.深層混合処理杭	位置	トランシット及び光波測距儀等により測定する場合は「特」による。	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀による	海上施工：改良杭全数 陸上施工：「特」による	管理図に測定結果を記入	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
		鉛直度、接合	「特」による	トランシット、傾斜計等により処理機の鉛直度を測定	改良杭全数、深度方向に2～5m程度毎に測定(引抜きと貫入時)	改良杭先端部の軌跡図を作成	陸上施工は除く。
		天端高	+規定しない -0	深度計、ワイヤー繰出長さ、潮位計、乾舷及び処理機等による	改良杭全数	打込記録紙又は打込記録データに天端高、先端深度を記入	+：設計値より浅い(高い)ことをいう。 -：設計値より深い(低い)ことをいう。 ()は陸上。
		先端深度	+0 -規定しない				
		固化材吐出量		流量計等により固化材のm当りの吐出量を確認	改良杭全数	打込記録紙又は打込記録データに固化材吐出量を記入	
		盛上り量		レベル、音響測深機又はレッドによる	改良前、改良後	盛上り量の図面を作成	
	2.敷砂均し	+2-21-1-2敷砂均しを適用する					
	3.事前混合処理	延長	+規定しない -0	スチールテープ、間縄等による	施工完了後	管理図に延長を記入	
		天端高 天端幅	「特」による	陸上部：スチールテープ、レベル、光波測距儀等による 水中部：スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等による	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下 測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	管理図に天端高、天端幅を記入	
	4.表層固化処理	延長	+規定しない -0	スチールテープ、間縄等による	施工完了後	管理図に延長を記入	
天端高 天端幅 厚さ		「特」による	スチールテープ、レベル、光波測距儀等による	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	管理図に天端高、天端幅、厚さを記入		

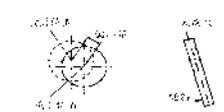
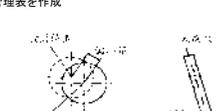
港湾漁港工事出来形管理基準

章	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所・ 結果の整理方法	摘要	
				測定方法	測定密度			
1-4洗掘防止工	1.洗掘防止	敷設位置	「特」による	スチールテープ、間縄等による	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1箇所以上	測定表及び敷設図を作成		
		重ね幅	900mm以上(アスファルトマット・繊維系マット、ゴムマット) 300mm以上(合成樹脂系マット)	スチールテープ等による	1枚に2点			
		延長	+規定しない -100mm	スチールテープ、間縄等による	マットの中心を区間毎及び全長			
1-5中詰工	1.砂・石材中詰	天端高	陸上±50mm 水中±100mm	レベル、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	1室につき1箇所	中心、管理表を作成		
	2.コンクリート中詰	天端高	陸上±30mm 水中±50mm	レベル、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	1室につき1箇所			
	3.プレバッドコンクリート中詰							
1-6蓋コンクリート工	1.蓋コンクリート	天端高	陸上±30mm 水中±50mm	レベル、スチールテープ等により測定	1室につき1箇所	中心、管理表を作成		
1-7蓋ブロック工	1.蓋ブロック製作	幅	+20mm, -10mm	スチールテープ等による	型枠取外し後全数	管理表を作成		
		高さ	+20mm, -10mm					
		長さ	+20mm, -10mm					
		壁厚	±10mm					
		対角線						
	2.蓋ブロック据付	蓋ブロック据付(天端高)		レベル、スチールテープ等による	1室につき1箇所	管理表を作成		
1-8鋼矢板工	1.先行掘削	位置	「特」による	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等による	全数	測定表を作成		
		掘削長 掘削深度	「特」による	レベル等による	全数			
		掘削径	「特」による	スチールテープ等による(水中の場合は、ケーシング径等により確認)	全数 (水中の場合は適宜)			
	2.鋼矢板	打込記録				40枚に1枚	打込記録を作成 ①矢板の貫入量 ②矢板の打撃回数 又は「特」(振動式・圧入式の場合)	
		矢板壁延長	+矢板1枚幅 -0	スチールテープ等による	施工中適宜 打込完了時		天端付近、管理表を作成	
		矢板法線に対する出入り	±100mm	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等による	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点		管理表を作成	全数を目視で確認
		矢板法線に対する傾斜	10/1,000以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等による	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点			
		矢板法線方向の傾斜	上下の差が矢板1枚幅未満 10/1,000以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等による	施工中適宜 打込完了時 (両端部)			
		矢板天端高	±100mm	レベルによる	打込完了時、20枚に1枚			全数を目視で確認
		矢板継手部の離脱		観察(水中部は潜水士)	全数		観察結果を報告	

港湾漁港工事出来形管理基準

章	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 結果の整理方法	摘要			
				測定方法	測定密度					
1-8鋼矢板工	3.鋼管矢板	打込記録			20本に1本	打込記録を作成 ①矢板の貫入量 ②矢板の打撃回数 又は「特」（振動式・圧入式の場合）				
		矢板壁延長	±矢板1枚幅 -0	スチールテープ等による	施工中適宜 打込完了時	天端付近、管理表を作成				
		矢板法線に対する出入り	±100mm	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等による	打込完了時、10本に1本及び計画法線の変化点	管理表を作成	全数を目視で確認			
		矢板法線に対する傾斜	10/1,000以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等による	打込完了時、全数確認後10本に1本及び変化点					
		矢板法線方向の傾斜	上下の差が矢板1枚幅未満 10/1,000以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等による	施工中適宜 打込完了時（両端部）					
		矢板天端高	±100mm	レベルによる	打込完了時、10本に1本		全数を目視で確認			
		矢板継手部の離脱		観察（水中部は潜水士）	全数	観察結果を報告				
1-9控工	1.控鋼矢板	打込記録			40枚に1枚	打込記録を作成 ①矢板の貫入量 ②矢板の打撃回数 又は「特」（振動式・圧入式の場合）				
		矢板壁延長	±矢板1枚幅 -0	スチールテープ等による	施工中適宜 打込完了時	天端付近				
		矢板法線に対する出入り	±100mm	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等による	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	管理表を作成	全数を目視で確認			
		矢板法線に対する傾斜	10/1,000以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等による	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点					
		矢板法線方向の傾斜	上下の差が矢板1枚幅未満 10/1,000以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等による	施工中適宜 打込完了時（両端部）					
		矢板天端高	±100mm	レベルによる	打込完了時、20枚に1枚		全数を目視で確認			
		矢板継手部の離脱		観察（水中部は潜水士）	全数	観察結果を報告				
	2.控鋼杭	打込記録	打込記録			1本/20本	打込記録を作成 ①杭の貫入量 ②杭の打撃回数 ③打止り付近のリバウンド量 ④打止り付近のラム落下高さ又は打撃エネルギー 又は「特」（振動式・圧入式の場合）			
			杭頭中心位置	100mm以下	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等による	打込完了時、全数	管理表を作成			
			杭天端高	±50mm	レベルによる	打込完了時、全数				
			杭の傾斜	直杭2°以下 斜杭3°以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等による	打込完了時、全数				
			3.フレキストコンクリート控壁	壁	幅	+20mm -10mm	スチールテープ等による	型枠取外し後全数	管理表を作成	
					高さ	+20mm -10mm				
					長さ	+20mm -10mm				
壁厚	±10mm									
法線に対する出入り	±50mm	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等による			据付後7ロウ1個につき2箇所	最下段、最上段、管理表を作成				
隣接7ロウとの間隔	「特」による	スチールテープ等による			据付後7ロウ1個につき2箇所	最下段、最上段、管理表を作成				
延長		スチールテープ等による	据付完了後、法線上	最上段、管理表を作成						
天端高		レベル等による	据付後7ロウ1個につき2箇所	管理表を作成						

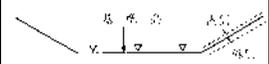
港湾漁港工事出来形管理基準

章	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所・ 結果の整理方法	摘要	
				測定方法	測定密度			
1-9 控工	4.塙所打コンクリート控壁	天端高又は厚さ	±20mm	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等による	1スパン3箇所	測定表を作成	天端高又は厚さの測定項目の選定は「特」による	
		天端幅	±20mm	スチールテープ等による	1スパン3箇所			
		延長	+規定しない -0	スチールテープ等による	法線上			
		法線に対する出入り	±30mm	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等による	1スパン2箇所			
	5.腹起	取付高さ			レベル等による	取付完了時、両端(継手毎)全数	管理表を作成	
		継手位置			観察	取付完了時、全数	観察結果を報告	
		ボルトの取付け			観察	取付完了時、全数		
		矢板と腹起しとの密着度			観察	タイロッド毎、全数		
	6.タイロッド取付	取付高さ及び水平度			レベル等による	締付後両端、全数	管理表を作成	腹越しに取付ける場合は不要
		矢板法線に対する取付角度及び取付間隔			スチールテープ等による	締付後両端、全数	管理表を作成	
		定着ナットの締付け	ねじ山が3つ山以上突き出していること		観察	全数	観察結果を報告	
		ターンバックルのねじ込み長さ	定着ナットの高さ以上		観察	全数		
		リングジョイントのコンクリートへの埋込み			観察	全数		
		支保材の天端高			レベル等による	適宜	管理表を作成	
	7.タイワイヤー取付	取付高さ			レベル等による	締付後両端、全数	管理表を作成	腹越しに取付ける場合は不要
		矢板法線に対する取付角度及び取付間隔			スチールテープ等による	締付後両端、全数	管理表を作成	
		定着ナットの締付け	ねじ山が3つ山以上突き出していること		観察	全数	観察結果を報告	
		定着具端部粒の取付け			観察	全数		
		トランベツシースの取付			観察	全数		
	1-10 鋼杭工	1.先行掘削	1-8-1 先行掘削を適用する					
2.鋼杭		打込記録			1本/20本	打込記録を作成	 <p>①杭の貫入量 ②杭の打撃回数 ③打止り付近のリバウンド量 ④打止り付近のラム落下高又は打撃エネルギー又は「特」(振動式・圧入式の場合)</p>	
		杭頭中心位置	100mm以下	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等による	打込完了時、全数	管理表を作成		
		杭天端高	±50mm	レベル等による	打込完了時、全数			
		杭の傾斜	直杭2°以下 斜杭3°以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等による	打込完了時、全数			
1-11 コンクリート杭工	1.コンクリート杭	打込記録		JISA7201記録	支持杭：全数、それ以外：1本/20本	打込記録を作成		
		杭頭中心位置	100mm以下	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等による	打込完了時、全数	管理表を作成		
		杭天端高	±50mm	レベル等による	打込完了時、全数			
		杭の傾斜	直杭2°以下 斜杭3°以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等による	打込完了時、全数			

港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要
				測定方法	測定密度		
1-12防食工	1.電気防食	取付位置	±200mm ※水深の変状等により図面通りに取付が困難な場合は別途協議	目視(承認された図面より確認)潜水士による	取付完了後、全数	測定表を作成	
		電位測定	飽和かんこう電極基準: -770mV 海水塩化銀基準: -780mV又は飽和硫酸銅電極基準: -850mV	測定機器による	取付完了後、測定端子取付箇所毎		
	2.FRPモルタル被覆	取付高さ(被覆範囲)	「特」による	レベル等による	完了後、保護カバーの上端又は下端高さ(被覆範囲の確認) 鋼管杭: 全数 矢板: 1打設3箇所以上	測定表を作成	測定密度における矢板の1打設とは、コンクリートモルタルの配合1回当たりの打設を示す
	3.ベトログラム被覆	取付高さ(被覆範囲)	「特」による	レベル等による	完了後、保護カバーの上端又は下端高さ(被覆範囲の確認) 鋼管杭: 全数 矢板: 監督職員の指示による	測定表を作成	
	4.コンクリート被覆	高さ(被覆範囲)	「特」による	レベル等による	完了後、上端・下端高さ(被覆範囲の確認) 鋼管杭: 全数 矢板: 1打設3箇所以上	測定表を作成	測定密度における矢板の1打設とは、コンクリートモルタルの配合1回当たりの打設を示す
5.防食塗装	高さ(被覆範囲)	「特」による	レベル等による	完了後、上端・下端高さ(被覆範囲の確認) 鋼管杭: 全数 矢板: 50㎡に1箇所以上	測定表を作成		
1-13コンクリート舗装工	道路については、一般土木編 3土木工事共通編2章一般施工6節一般舗装工または10道路編2章舗装4節舗装工を適用する						
1.下層路盤	高さ	±40mm	レベル等による	延長20mに1箇所	中心及び両端部の3点、測定表を作成		
		厚さ	±規定しない -45mm	レベル等による	1000m ² に1箇所		測定表を作成
		幅	±規定しない -50mm	ステールテープ、光波測距儀等による	延長20mに1箇所		
		延長	±規定しない -0	ステールテープ、光波測距儀等による			両端2箇所、測定表を作成
	2.上層路盤	厚さ	±規定しない -25mm	レベル等による	1000m ² に1箇所	測定表を作成	
		幅	±規定しない -50mm	ステールテープ、光波測距儀等による	延長20mに1箇所		
		延長	±規定しない -0	ステールテープ、光波測距儀等による		両端2箇所、測定表を作成	
	3.路盤(船揚場)	高さ	±40mm	レベル等による	延長20m又は測点毎に1箇所	中心及び両端部の3点、測定表を作成	
		厚さ	±規定しない -45mm	レベル等による	延長20m又は測点毎に1箇所	測定表を作成	
		幅	±規定しない -50mm	ステールテープ等による	延長20m又は測点毎に1箇所		
		延長	±規定しない -0	ステールテープ等による		両端2箇所、測定表を作成	
	4.コンクリート舗装版	厚さ	±規定しない -10mm	レベル等による	延長20mに1箇所	中心及び両端部の3点、測定表を作成	コンクリート板の厚さ、その他を確認するため、監督職員が必要と認めたときは、コアを採取する
		幅	±規定しない -25mm	ステールテープ、光波測距儀等による	延長20mに1箇所	測定表を作成	
		延長	±規定しない -0	ステールテープ、光波測距儀等による		両端2箇所、測定表を作成	
		平坦性	機械舗設 2mm以下 人力舗設 3mm以下	3mプロファイルメータによる	各レーン毎全延長	記録紙及び管理表を作成	

港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要
				測定方法	測定密度		
1-147スファルト舗装工	道路については、一般土木編 3土木工事共通編2章一般施工6節一般舗装工または10道路編2章舗装4節舗装工を適用する						
	1.下層路盤	高さ	±50mm	レベル等による	延長20mに1箇所	中心及び両端部の3点、測定表を作成	
		厚さ	+規定しない -45mm	レベル等による	1000m2に1箇所	測定表を作成	
		幅	+規定しない -50mm	スチールテープ、光波測距儀等による	延長20mに1箇所		
		延長	+規定しない -0	スチールテープ、光波測距儀等による		両端2箇所、測定表を作成	
	2.上層路盤	厚さ	+規定しない -30mm	レベル等による	1000m2に1箇所	測定表を作成	
		幅	+規定しない -50mm	スチールテープ、光波測距儀等による	延長20mに1箇所		
		延長	+規定しない -0	スチールテープ、光波測距儀等による		両端2箇所、測定表を作成	
	3.基層	厚さ	+規定しない -12mm	抜き取りコアをスチールテープ等による	1000m2に1箇所	測定表を作成	
		幅	+規定しない -25mm	スチールテープ、光波測距儀等による	延長20mに1箇所		
		延長	+規定しない -0	スチールテープ、光波測距儀等による		両端2箇所、測定表を作成	
	4.表層	厚さ	+規定しない -9mm	抜き取りコアをスチールテープ等による	1000m2に1箇所	測定表を作成	
		幅	+規定しない -25mm	スチールテープ、光波測距儀等による	延長20mに1箇所		
延長		+規定しない -0	スチールテープ、光波測距儀等による		両端2箇所、測定表を作成		
平坦性		2.4mm以下	3mプロファイルメータによる	各レーン毎全延長	記録紙及び管理表を作成		
1-15槽生工	一般土木編 3土木工事共通編2章一般施工14節法面工(共通)を適用する						
2. 土締工							
3. 海上地盤改良工							
3-1床掘工	1.ポンプ床掘 2.クランプ床掘 3.旋土盤床掘 4.砕岩床掘 5.バックホウ床掘	水深(底面)	±300mm又は「特」による	音響測深機、レッド又はレベル等による	「特」による。	平面図に実測値を記入 	断面図は監督職員が指示したときに作成
		水深(法面)	外側2,000mm内側300mm(法面に直角)又は「特」による				
3-2置換工	1.置換材均し	延長	+規定しない -0	スチールテープ、間縄、光波測距儀等による	施工完了後	管理図に延長、天端高、法厚、法尻、天端幅及び法面勾配を記入 	
		天端高	天端高: ±500mm又は「特」による 天端幅・法面: 「特」による	陸上部: スチールテープ、レベル、光波測距儀等による	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下		
		天端幅 法面		水中部: スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等による	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下		
3-3圧密・排水工	1.圧密・排水工	1-1圧密・排水工を適用する					
3-4締固工	1.締固工	1-2締固工を適用する					
3-5固化工	1.固化工	1-3固化工を適用する					

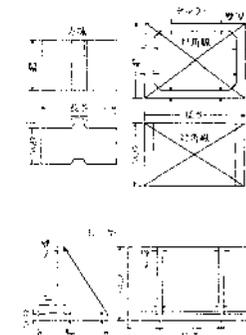
港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要			
				測定方法	測定密度					
4. 基礎工										
4-1基礎盛砂工	1.盛砂均し	延長	+規定しない -0	スチールテープ、間縄、光波測距機等による	施工完了後	管理図に延長を記入				
		天端高	天端高: ±300mm	スチールテープ、間縄、レド又は音響測深機等による	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入				
		天端幅	天端幅・法面勾配:「特」による							
		法面勾配								
4-2洗掘防止工	1.洗掘防止工	1-4洗掘防止工を適用する								
4-3基礎捨石工	1.基礎捨石(均しを行わない面)	天端高	±700mm	音響測深機、レド又はレベル等による	測線及び測点間隔は10m以下	出来形図を作成 				
		法面	±700mm		測線間隔は10m以下で測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上					
		天端幅	+規定しない -100mm	スチールテープ、間縄等による	測線間隔10m以下					
		延長	+規定しない -100mm		法線上又は監督職員の指示による。					
	2.捨石本均し	天端高	±50mm	レベル又は「特」による	測線及び測点間隔は10m以下					
		天端幅	+規定しない -100mm	スチールテープ、間縄等による	測線間隔10m以下					
		延長	+規定しない -100mm		法線上又は監督職員の指示による。					
		天端高	±50mm	レベル又は「特」による	測線及び測点間隔は10m以下					
	3.捨石荒均し	天端高	係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。 ±500mm 岸壁前面+0、-200mm又は「特」による 異形ブロック据付面(整積)±300mm又は「特」による。	音響測深機、レド又はレベル等による	測線及び測点間隔は10m以下					
		法面	係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。 ±500mm(法面に直角) 異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±300mm又は「特」による。		測線間隔は10m以下で測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上					
		天端幅	+規定しない -100mm	スチールテープ、間縄等による	測線間隔10m以下					
		延長	+規定しない -100mm		法線上又は監督職員の指示による。					
4-4基礎ブロック工	1.基礎ブロック製作	幅	+20mm -10mm	スチールテープ等による	型枠取外し後全数	管理表を作成				
		高さ	+20mm -10mm							
		長さ	+20mm -10mm							
		壁厚	±10mm							
		対角線								
		型枠計上寸法(異形ブロック)						観察	型枠撤入後適宜	観察結果を報告
		ブロック外観(異形ブロック)						観察	全数	
	2.基礎ブロック据付	法線に対する出入り	±50mm	スチールテープ等による	据付後ブロック1個につき2箇所	最下段、最上段、管理表を作成				
		隣接ブロックとの間隔	ブロック(方塊)30mm以下	スチールテープ等による	据付後ブロック1個につき2箇所	最下段、最上段、管理表を作成				
		延長		スチールテープ等による	据付完了後	法線上(最上段のみ)、管理表を作成				
天端高			レベル等による	据付後ブロック1個につき2箇所	最上段のみ、管理表を作成					

港湾漁港工事出来形管理基準

章	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要	
				測定方法	測定密度			
4-5基礎築石工	1.基礎築石均し	天端高	±50mm	レベル又は「特」による	測線及び測点間隔は10m以下	均し出来形図を作成		
		天端幅	+規定しない -100mm	スチールテープ、間縄等による	側線間隔は10m以下			
		延長	+規定しない -0	スチールテープ、間縄等による	法線上			
6. 本棟工(ケーソン式)								
5-1ケーソン製作	1.ケーソン製作	摩擦増大用マット敷設位置	「特」による	スチールテープ等による	始・終端及び変化する箇所毎	測定表及び敷設図を作成		
		高さ	+30mm -10mm	スチールテープ等による	完成時、四隅	管理表を作成		
		幅、長さ	+30mm -10mm	スチールテープ等による	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端			
		壁厚	±10mm	スチールテープ等による	各層完成時、各壁1箇所			
		底版厚さ	+30mm -10mm	レベル、スチールテープ等による	底版完成時、各室中央部1箇所			
		フーチング高さ	+30mm -10mm	スチールテープ等による	底版完成時、四隅			
		対角線	±50mm	スチールテープ等による	底版完成時及び完成時			
		バラスト	砕石・砂±100mm コンクリート±50mm	レベル、レッド等による	各室中央部1箇所			投入量管理
		5-2ケーソン進水据付工	1.ケーソン進水据付	法線に対する出入り	防波堤 ケーソン質量2,000t未満±200mm, 2,000t以上±300mm 岸壁 ケーソン質量2,000t未満±100mm, 2,000t以上±150mm	トランシット及びスチールテープ等による		据付完了後、両端2箇所
据付目地間隔	防波堤 ケーソン質量2,000t未満 200mm以下 2,000t以上 300mm以下 岸壁 ケーソン質量2,000t未満 100mm以下 2,000t以上 200mm以下			スチールテープ等による	据付完了後、天端2箇所			
天端高さ				レベルによる	据付完了後、中詰完了時	四隅、管理表を作成		
延長				スチールテープ等による	据付完了後	法線上、管理表を作成		
5-3中詰工	1.中詰工	1-5中詰工を適用する						
5-4蓋コンクリート工	1.蓋コンクリート工	1-6蓋コンクリート工を適用する						
5-5蓋ブロック工	1.蓋ブロック工	1-7蓋ブロック工を適用する						

港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 結果の整理方法	摘要
				測定方法	測定密度		
6. 本體工(ブロック式)							
6-1本體ブロック製作工	1.本體ブロック製作	幅	+20mm -10mm	スチールテープ等による	型枠取り後全数	管理表を作成又は観察結果を報告 	
		高さ	+20mm -10mm				
		長さ	+20mm -10mm				
		壁厚	±10mm				
		対角線					
		型枠計上寸法(異形ブロック)					
		ブロック外観(異形ブロック)		観察	全数		
6-2本體ブロック据付工	1.本體ブロック据付	法線に対する出入り	±50mm	スチールテープ等による	据付後ブロック1個につき2箇所	最下段、最上段、管理表を作成	
		隣接ブロックとの間隔	L型ブロック・セルテープブロック50mm以下 直立消波ブロック・ログ(方塊)30mm以下	スチールテープ等による	据付後ブロック1個につき2箇所	最下段、最上段、管理表を作成	
		延長		スチールテープ等による	据付完了後	法線上(最上段のみ)、管理表を作成	
		天端高		レベル等による	据付後ブロック1個につき2箇所	最上段のみ、管理表を作成	
6-3中詰工	1.中詰工	1-5中詰工を適用する					
6-4蓋コンクリート工	1.蓋コンクリート工	1-6蓋コンクリート工を適用する					
6-5蓋ブロック工	1.蓋ブロック工	1-7蓋ブロック工を適用する					
6-6前面壁ブロック工、張りブロック工	1.ブロック製作	幅	+20mm、-10mm	スチールテープ等による	型枠取り後10個に1個以上測定	管理表を作成	
		高さ	+20mm、-10mm				
		長さ	+20mm、-10mm				
		対角線					
	2.ブロック据付	法線に対する出入り (先端止め壁のみ)	±50mm	スチールテープ等による	据付後ブロック1個につき1箇所	管理表を作成	
		隣接ブロックとの間隔	30mm以下	スチールテープ等による	据付後ブロック1個につき2箇所	管理表を作成	
		延長	+規定しない -0	スチールテープ等による	両端2箇所	上段、下段、管理表を作成	
		天端高	「特」による	レベル等による	据付後測線につき3箇所 前面壁は測線につき1箇所	下段、中斷、上段、管理表を作成	

港湾漁港工事出来形管理基準

章	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所・ 結果の整理方法	摘要
				測定方法	測定密度		
7. 本体工(場所打式)							
7-1場所打コンクリート工	1.防波堤	天端高又は厚さ	天端幅10m以下の場合 ±20mm 天端幅10mを超える場合 +50mm ±20mm +規定しない -20mm	レベル等による	天端面は1スパン4箇所以上、パラベット頂部は1スパン2箇所以上	測定表を作成	天端高さ又は厚さの測定項目の選定は「特」による
		天端幅	天端幅10m以下の場合 ±30mm 天端幅10mを超える場合 +50mm -30mm	スチールテープ等による	1スパン3箇所		
		延長	+規定しない -0	スチールテープ等による	法線上		
		法線に対する出入り	±50mm又は「特」による	トランシット、スチールテープ等による	1スパン2箇所		
	2.岸壁	天端高又は厚さ	±20mm +規定しない -20mm	レベル、スチールテープ等による	1スパン3箇所	測定表を作成	天端高さ又は厚さの測定項目の選定は「特」による
		天端幅	±20mm	スチールテープ等による	1スパン3箇所		
		延長	+規定しない -0	スチールテープ等による	法線上		
		法線に対する出入り	±30mm	トランシット、スチールテープ等による	1スパン2箇所		
		防蔽材ベッド		スチールテープ等による	スパン毎		
7-2水中コンクリート工	1.水中コンクリート工	7-1場所打コンクリート工を適用する					
7-3パラベットコンクリート工	1.パラベットコンクリート工	7-1場所打コンクリート工を適用する					
7-4水中不分散性コンクリート工	1.水中不分散性コンクリート工	7-1場所打コンクリート工を適用する					
7-5止壁工	1.止壁コンクリート	天端高又は厚さ	±20mm	レベル、スチールテープ等による	測点毎に1箇所 測点間隔は10m以下	測定表を作成	天端高さ又は厚さの測定項目の選定は「特」による
		天端幅	±20mm	スチールテープ等による	測点毎に1箇所 測点間隔は10m以下		
		延長	+規定しない -0	スチールテープ等による	法線上		

港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要			
				測定方法	測定密度					
8. 本体工(捨石・捨ブロック式)										
8-1洗掘防止工	1.洗掘防止工	1-4洗掘防止工を適用する								
8-2本体捨石工	1.本体捨石工	4-3基礎捨石工を適用する								
8-3捨ブロック工	1.捨ブロック製作	幅	+20mm -10mm	スチールテープ等による	型枠取外し後全数	管理表を作成				
		高さ	+20mm -10mm							
		長さ	+20mm -10mm							
		壁厚	±10mm							
		対角線								
		型枠計上寸法(異形ブロック)						観察	型枠撤入後適宜	観察結果を報告
		ブロック外観(異形ブロック)						観察	10個に1個以上測定	観察結果を報告
	2.捨ブロック据付	法線に対する出入り	±50mm	スチールテープ等による	据付後ブロック1個につき2箇所	最下段、最上段、管理表を作成				
		隣接ブロックとの間隔	ブロック(方塊)30mm以下	スチールテープ等による	据付後ブロック1個につき2箇所	最下段、最上段、管理表を作成				
		延長		スチールテープ等による	据付完了後	法線上(最上段のみ)、管理表を作成				
天端高			レベル等による	据付後ブロック1個につき2箇所	最上段のみ、管理表を作成					
8-4場所打コンクリート工	1.場所打コンクリート工	天端高	天端幅10m以下の場合 ±20mm 天端幅10mを超える場合 +50mm -20mm +規定しない -20mm	レベル等による	天端面は1スパン4箇所以上、パラベット頂部は1スパン2箇所以上	測定表を作成	天端高さの測定項目の選定は「特」による			
		天端幅	天端幅10m以下の場合 ±30mm 天端幅10mを超える場合 +50mm -30mm	スチールテープ等による	1スパン3箇所					
		延長	+規定しない -0	スチールテープ等による	法線上					
		法線に対する出入り	±50mm又は「特」による	トランシット、スチールテープ等による	1スパン2箇所					
9. 本体工(鋼矢板式)										
9-1鋼矢板工	1.鋼矢板工	1-8鋼矢板工を適用する								
9-2掘工	1.掘工	1-9掘工を適用する								

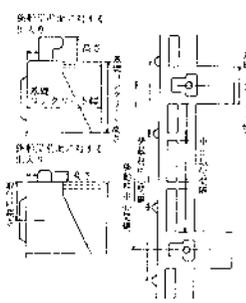
港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要	
				測定方法	測定密度			
10. 本体工(コンクリート矢板式)								
10-1コンクリート矢板工	1.コンクリート矢板	矢板壁延長	+矢板1枚幅 -0	スチールテープ等による	施工中適宜 打込完了時	天端付近		
		矢板法線に対する出入り	±100mm 又は「特」による	トランシット, スチールテープ等による	打込完了時, 20枚に1枚及び計画法線の変化点	管理表を作成		全数を目視で確認
		矢板法線に対する傾斜	10/1,000以下 又は「特」による	トランシット, 下げ振り, 傾斜計等による	打込完了時, 20枚に1枚及び計画法線の変化点			
		矢板法線方向の傾斜	上下の差が矢板1枚幅未満 2/100以下	トランシット, 下げ振り, 傾斜計等による	施工中適宜 打込完了時 (両端部)			全数を目視で確認
		矢板天端高	±50mm	レベルによる	打込完了時, 20枚に1枚			
		矢板継手部の離脱		観察(水中部は潜水士)	全数	観察結果を報告		
10-2控工	1.控工	1-9控工を適用する						
11. 本体工(鋼杭式)								
11-1鋼杭工	1.鋼杭工	1-10鋼杭工を適用する						
12. 本体工(コンクリート杭式)								
12-1コンクリート杭工	1.コンクリート杭工	1-11コンクリート杭工を適用する						
13. 被覆・根固工								
13-1被覆石工	1.被覆石(均しを行わない面) 2.被覆石均し	天端面	±700mm	音響測深機, レッド, レベル等による	測線及び測点間隔は10m以下			
		天端面	±500mm 岸壁前面 +0, -200mm 異形ブロック据付面(整積)±300mm 又は「特」による	音響測深機, レッド, レベル等による	測線及び測点間隔は10m以下			
		法面	±500mm(法面に直角) 異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±300mm又は「特」による	音響測深機, レッド, レベル等による	測線間隔は10m以下で測点3点以上, 但し, マウンド厚2m以下の場合には2点以上			
		天端幅	+規定しない -200mm	スチールテープ, 間縄等による	測線間隔は10m以下			
		延長	+規定しない -200mm		天端中心上又は監督職員の指示による			
13-2被覆ブロック工	1.被覆ブロック製作 2.被覆ブロック据付	型枠計上寸法(異形ブロック) ブロック外観(異形ブロック)		観察	型枠撤入後適宜 10個に1個以上	観察結果を報告		
		延長		スチールテープ等による	据付完了後	法線上(最上段のみ), 管理表を作成		
13-3根固ブロック工	1.根固ブロック製作 2.根固ブロック据付	幅	+20mm -10mm	スチールテープ等による	型枠取外し後全数	管理表を作成		
			高さ					+20mm -10mm
			長さ					+20mm -10mm
			壁厚					±10mm
			対角線					
		13-2-2被覆ブロック据付を適用する						
14. 上部工								
14-1上部コンクリート工	1.防波堤	天端高又は厚さ	天端幅10m以下の場合 ±50mm 天端幅10mを超える場合 ±50mm -20mm +規定しない -20mm	レベル等による	天端面は1スパン4箇所以上, パラベット頂部は1スパン2箇所以上	測定表を作成 	天端高さ又は厚さの測定項目の選定は「特」による	

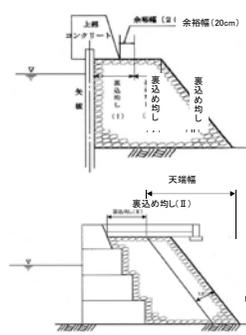
港湾漁港工事出来形管理基準

章	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 結果の整理方法	摘要
				測定方法	測定密度		
		天端幅	天端幅10m以下の場合 ±30mm 天端幅10mを超える場合 +50mm -30mm	スチールテープ等による	1スパン3箇所		
		延長	+規定しない -0	スチールテープ等による	法線上		
		法線に対する出入り	±50mm又は「特」による 注) 本体がケーンの場合 [ケーン質量] 2,000t未満: ±200mm 2,000t以上: ±300mm	トランシット、スチールテープ等による	1スパン2箇所		
	2.岸壁	天端高又は厚さ	±20mm +規定しない -20mm	レベル、スチールテープ等による	1スパン3箇所		天端高さ又は厚さの測定項目の選定は「特」による
		天端幅	±20mm	スチールテープ等による	1スパン3箇所		
		延長	+規定しない -0	スチールテープ等による	法線上		
		法線に対する出入り	±30mm	トランシット、スチールテープ等による	1スパン2箇所		
		防蔽材ベッド		スチールテープ等による	スパン毎		
	3.棧橋	14-1-2岸壁を適用する					梁(高さ、幅)、床版厚は型枠検査による
14-2.上部ブロック工	1.上部ブロック製作	幅	+20mm -10mm	スチールテープ等による	型枠取外し後全数	管理表を作成	
		高さ	+20mm -10mm				
		長さ	+20mm -10mm				
		壁厚	±10mm				
		対角線					
	2.上部ブロック据付	14-1.上部コンクリート工を適用する					

港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 結果の整理方法	摘要
				測定方法	測定密度		
15. 付属工							
15-1係船柱工	1.係船柱	天端高	±20mm	レベルによる	据付完了時、中心部、全数	管理表を作成 	
		岸壁前面に対する出入	±30mm	トランシット、スチールテープ等による	据付完了時、全数		
		中心間隔	±50mm	スチールテープ等による	据付完了時、各スパン毎中心部、各基		
		基礎コンクリート(幅)	+規定しない -20mm	スチールテープ等による	完成時、全数、天端両端		
		基礎コンクリート(長さ)	+規定しない -20mm	スチールテープ等による	完成時、全数、前後面		
		基礎コンクリート(高さ)	+規定しない -20mm	レベルによる	完成時、全数、中心点		
15-2防眩材工	1.防眩材	取付高さ	±30mm	レベル又はスチールテープ等による	取付完了時、中心部、全数		
		中心間隔	±50mm	スチールテープ等による	取付完了時、中心部、全数		
15-3車止・縁金物工	1.車止・縁金物工	天端高	±20mm	レベルによる	取付完了時、中心部、全数	観察結果を報告	
		岸壁前面に対する出入	±30mm	トランシット、スチールテープ等による	取付完了後中心部を1点		
		取付間隔	±50mm	スチールテープ等による	上部工1スパンに2箇所		
		塗装		目視による観察			
		警戒色(シマ模様)		スチールテープ等による	完了時適宜		
15-4防食工	1.防食工	1-12防食工を適用する					
15-5付属設備工	1.係船環	天端高	±20mm	レベルによる	取付完了時、中心部、全数	管理表を作成	
		岸壁前面に対する出入		トランシット、スチールテープ等による	取付完了時、全数		
		取付間隔		スチールテープ等による	取付完了時、中心部、全数		
		取付位置		スチールテープ等による	取付完了時、中心部、全数		
15-6 滑り材工	1.滑り材	取付間隔 延長	【特】による +規定しない →0	スチールテープ等による	取付完了時、適宜	管理表を作成	
16. 清波工							
16-1洗掘防止工	1.洗掘防止工	1-4洗掘防止工を適用する					
16-2清波ブロック工	1.清波ブロック製作	型枠針寸法(異形ブロック)		観察	型枠撤入後適宜	観察結果を報告	
		ブロック外観(異形ブロック)		観察	10個に1個以上測定		
	2.清波ブロック据付	延長	+規定しない -100mm	スチールテープ等による	据付完了後	法線上(最上段のみ)、管理表を作成	
		天端高	±50mm	レベル等による	据付完了後	各測点2箇所以上各測点に係るブロックの最高位置、管理表を作成	

港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所・ 結果の整理方法	摘要
				測定方法	測定密度		
17. 裏込・裏埋工							
17-1裏込工	1.裏込工	天端幅	+規定しない -100mm	スチールテープ、間縄等による	測線間隔10m以下	出来形図を作成 	マット等を使用する場合を含む
		延長	+規定しない -100mm	スチールテープ、間縄等による	天端中心上又は監督職員の指示による		
		均し面(天端)	(I) ±50mm (II) ±200mm	レベル、レッドによる	測線及び測点間隔は10m以下		
		均し面(法面)	±200mm(法面に直角)	レベル、レッドによる	法面に直角測定(測点は3点以上)		
		均しを行わない面	±700mm	レベル、レッドによる	均し面(天端)(法面)と同じ		
		裏石面	+規定しない -200mm	レベル、レッドによる	均し面(天端)(法面)と同じ		
2.吸出し防止材		敷設位置	「特」による	スチールテープ、間縄等による	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1箇所以上	測定表及び敷設図を作成	
		重ね幅	500mm以上(アスファルトマット・繊維系マット) 300mm以上(合成樹脂系マット)	スチールテープ等による	1枚に2点		
		延長	+規定しない -100mm	スチールテープ、間縄等による	マットの中心を区間毎及び全長		
17-2裏埋工	1.裏埋材	地盤高 (陸上部)	±50mm	レッド等による	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	平面図に実測値を記入	変化点は測定する
		(水中部)	±50mm	レベル、レッド及び音響測深機等による	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下		
17-3裏埋土工	1.土砂掘削	一般土木編 1共通編2章土工を適用する					
	2.土砂盛土	一般土木編 1共通編2章土工を適用する					
18. 陸上地盤改良工							
18-1圧密・排水工	1.圧密・排水工	1-1圧密・排水工を適用する					
18-2締固工	1.締固工	1-2締固工を適用する					
18-3固化工	1.固化工	1-3固化工を適用する					
19. 土工							
19-1掘削工	1.土砂掘削	17-3-1土砂掘削を適用する					
19-2盛土工	1.土砂盛土	17-3-2土砂盛土を適用する					
19-3路床盛土工	1.路床盛土	一般土木編 1 共通編 2章土工 4節道路土工を適用する					
19-4法面工	1.法面	17-3-1土砂掘削、17-3-2土砂盛土及び1-15繕生工を適用する					
20. 舗装工							
20-1コンクリート舗装工	1.コンクリート舗装工	1-13コンクリート舗装工を適用する					
20-2アスファルト舗装工	1.アスファルト舗装工	1-14アスファルト舗装工を適用する					

港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要
				測定方法	測定密度		
21. 維持補修工							
21-1維持塗装工	1.係船柱塗装	塗装箇所	「特」による	目視(承認された図面より確認)	塗装完了後、全数		
	2.車止塗装	塗装箇所	「特」による	目視(承認された図面より確認)	塗装完了後、全数		
	3.縁金物塗装	21-1-2車止塗装を適用する					
21-2防食工	1.防食工	4-19-12防食工を適用する					
22. 構造物撤去工							
22-1取壊し工	1.コンクリート取壊し	幅、高さ、延長	「特」による	トランシット、ステールテープ等による	「特」による	管理表を作成	
		外観	「特」による	目視又は潜水士による	「特」による	観察結果を報告	
22-2撤去工	1.水中コンクリート撤去	幅、高さ、延長	「特」による	トランシット、ステールテープ等による	「特」による	管理表を作成	
		外観		潜水士による	「特」による	観察結果を報告	
	2.鋼矢板等切断撤去	幅、高さ、延長	「特」による	ステールテープ等による	「特」による	測定表を作成	
		外観		目視又は潜水士による	「特」による	観察結果を報告	
	3.腹起・タイ材撤去	形状寸法	「特」による	ステールテープ等による	「特」による	測定表を作成	
		外観		目視又は潜水士による	「特」による	観察結果を報告	
	4.舗装版撤去	幅、高さ、延長	「特」による	トランシット、ステールテープ等による	「特」による	管理表を作成	
		外観		目視による	「特」による	観察結果を報告	
	5.石材撤去	幅、高さ、延長	「特」による	トランシット、ステールテープ等による	「特」による	管理表を作成	
		外観		目視又は潜水士による	「特」による	観察結果を報告	
	6.ケーソン撤去	形状寸法	「特」による	ステールテープ等による	「特」による	測定表を作成	
		外観		目視又は潜水士による	「特」による	観察結果を報告	
	7.ブロック撤去	形状寸法	「特」による	ステールテープ等による	「特」による	測定表を作成	
		外観		目視又は潜水士による	「特」による	観察結果を報告	
	8.鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去	形状寸法	「特」による	ステールテープ等による	「特」による	測定表を作成	
		外観		目視又は潜水士による	「特」による	観察結果を報告	

港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所・ 結果の整理方法	摘要
				測定方法	測定密度		
23. 仮設工							
23-1 仮設鋼矢板工	1. 仮設鋼矢板・H形鋼杭	矢板天端高	±100mm	レベル等による	打込完了時、20枚に1枚(H形鋼杭は全数)	管理表を作成	
		根入長	+規定しない -0	レベル等による	打込完了時、20枚に1枚(H形鋼杭は全数)		
23-2 仮設鋼管杭・鋼管矢板工	1. 先行掘削	+9~+1-8-1 先行掘削を適用する (任意仮設は除く)					
	2. 仮設鋼管杭・鋼管矢板工	1-8-3 鋼管矢板及び1-10-1 鋼杭を適用する (任意仮設は除く)					
23-3 仮設道路工	1. 仮設道路工	1-13コンクリート舗装工及び1-147スファルト舗装工を適用する					
24. 雑工							
24-1 現場鋼材溶接工	1. 現場鋼材溶接	形状寸法(のど厚、脚長、溶接長等)	「特」による	ステールテープ、ノギス、溶接ゲージ等による	適宜	測定表を作成	
		ひずみ		目視による	全数	観察結果を報告	
		有害な欠陥の有無		目視による	適宜	観察結果を報告	
	2. 被覆溶接(水中)	形状寸法(のど厚、脚長、溶接長等)	「特」による	ステールテープ、ノギス、溶接ゲージ等による	適宜	測定表を作成	観察結果を報告
		外観		潜水士による	全数		
	3. スカッド溶接(水中)	24-1-2被覆溶接(水中)を適用する					
24-2 現場鋼材切断工	1. 陸上現場切断	形状寸法	「特」による	ステールテープ等による	全数	測定表を作成	
		外観		目視による	全数	観察結果を報告	
	2. 水中切断	形状寸法	「特」による	ステールテープ等による	全数	測定表を作成	
		外観		潜水士による	全数	観察結果を報告	
24-3 その他雑工	1. 清掃	幅、長さ、延長	「特」による	ステールテープ等による	全数	測定表を作成	
		外観		目視又は潜水士による	全数	観察結果を報告	
	2. 削孔	形状寸法	「特」による	ステールテープ等による	全数	測定表を作成	
		外観		目視又は潜水士による	全数	観察結果を報告	

25. 浚渫工

25-1 浚渫工	1. 浚渫(計画水深完成)	水深(底面)	+0、-規定しない又は「特」による	音響測深機、レッド又はレベル等による	未測深幅は、底質が砂又は泥質の場合で、多素子音響測深機を使用した場合は3m未満、その他の機器を使用した場合は6m未満、底質が岩盤質の場合で、多素子音響測深機を使用した場合は1.5m未満、その他の機器を使用した場合は3m未満	実測値を平面図に記入し、測点ごとの実測断面図を作成	+：設計値より深いことをいう。 -：設計値より浅いことをいう。 水路測量及び海図補正を伴う暫定水深による供用の場合は、計画水深完成に準じ
		水深(法面)					
	2. 浚渫(暫定水深)	水深(底面)	+500mm、-規定しない又は「特」による	音響測深機、レッド又はレベル等による	実測値を平面図に記入し、測点ごとの実測断面図を作成		
		水深(法面)	設計より浅				

26. 埋立工

26-1 固化工	1. 固化工	1-3固化工を適用する				
26-2 埋立土工	1. 土砂掘削	17-3-1土砂掘削を適用する				
	2. 土砂盛土	17-3-2土砂盛土を適用する				

港湾漁港工事出来形管理基準

章	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所 ・ 結果の整理方法	摘要
				測定方法	測定密度		
27. 道路舗装工							
27-1コンクリート舗装工	一般土木編 3土木工事共通編2章一般施工6節一般舗装工または10道路編2章舗装4節舗装工を適用する						
27-2アスファルト舗装工	一般土木編 3土木工事共通編2章一般施工6節一般舗装工または10道路編2章舗装4節舗装工を適用する						
27-3道路付属工	一般土木編 3土木工事共通編2章一般施工3節共通的の工程または10道路編2章舗装を適用する						
28. 緑地工							
28-1植生工	一般土木編 3土木工事共通編2章一般施工14節法面工(共通)を適用する						

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

1. 共通仮設

1-1 汚濁防止膜工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
1. 水質汚濁防止膜	施工管理	取付け、組立て	取付け、組立状況	組立時、全体及び部分	適宜	カーテンの接続、アンカー等の取付状況が判明できるように撮影
		設置	設置状況	設置時	1回	作業状況が判明できるように使用船舶機械を配慮し撮影
		撤去	撤去状況	撤去時		
	品質管理	カーテンの種類、形状	カーテン	組立時、種類及び形状毎	各1回	カーテンの種類、規格、形状等が判明できるように撮影
		汚濁防止膜の構造	アンカー、フロート、ワイヤー等	組立時、種類及び形状毎	各1回	アンカー、フロート、ワイヤー等の規格形状等が判明できるように撮影
出来形管理	設置位置	設置状況	設置完了後	適宜	正面、側面等全体の設置状況が判明できるように撮影	

2. 無筋・鉄筋コンクリート

2-1 レディーミストコンクリート

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
	施工管理	材料の貯蔵	セメント、混和材料及び骨材の貯蔵状況	貯蔵時	各1回	但し、JISマーク表示認証工場の場合は省略。
		プラントの設備	全景及び細部	施工時	各1回	
		材料の計量及び練混ぜ	計量及び練混ぜ状況	施工時	規格毎1回	

2-2 コンクリートミキサー船

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
	施工管理	材料の貯蔵	セメント、混和材料及び骨材の貯蔵状況	貯蔵時	各1回	
		プラントの設備	全景及び細部	施工時	各1回	
		材料の計量及び練混ぜ	計量及び練混ぜ状況	施工時	規格毎1回	

2-3 現場練りコンクリート

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
	施工管理	材料の貯蔵	セメント、混和材料及び骨材の貯蔵状況	貯蔵時	各1回	
		プラントの設備	全景及び細部	施工時	各1回	
		材料の計量及び練混ぜ	計量及び練混ぜ状況	施工時	規格毎1回	

2-4 運搬打設工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
	施工管理	準備	打設準備	打設前	適宜	打設面の不純物除去、散水状況等を撮影
		運搬	コンクリートの運搬状況	運搬時	適宜	但し、JISマーク表示認証工場の場合は省略
		打設	コンクリート打設	打設時	適宜	ポンプ、スキップ、シュート、コンベア等の打設方法及び打込状態、締固状態等を撮影
		打継目	レイタンス除去状況	施工時	適宜	レイタンス除去状況を撮影
		表面仕上げ	仕上げ状況	表面仕上げ時	適宜	天端均し仕上げ状況を撮影
		養生	養生	養生時	適宜	打設後(底版・打継各層、天端)の養生状況を撮影

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

2-5 鉄筋工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
	施工管理	棒鋼	保管状況	荷降し後	1回	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影
		鉄筋	保管状況	加工後	1回	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影
			組立て及び結束	組立時	コンクリート打設毎1回	組立て、結束状態が確認できるように撮影
			吊筋	取付後	1回	

2-6 型枠及び支保工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
	施工管理	型枠	製作及び大組製作の状況	製作時	1回	
			組立状況	組立時	各段毎1回	
			取外し状況	取外し時	各段毎1回	
		型枠清掃状況	清掃時	1回		

2-7 水中コンクリート

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
	施工管理	打設	打設状況	施工時	スパン毎1回	2-1レディーミクストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工及び2-6型枠及び支保工の関連事項を適用する。トレミー、コンクリートポンプ、底開き箱、底開き袋等
		打設用機械器具等	打設状況	施工時	1回	
	出来形管理	出来形の確認	出来形寸法等の測定状況	出来形測定時	40m又は1施工箇所に1回	

2-8 袋詰コンクリート

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械等	施工時	1回	2-1レディーミクストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工、2-6型枠及び支保工及び2-7水中コンクリートの関連事項を適用する。
		袋詰	コンクリート袋詰状況	施工時	1回	
		設置	設置状況	施工時	1回	
	出来形管理	出来形の確認	出来形寸法等の測定状況、設置(積上)状態	出来形測定時	40m又は1施工箇所に1回	

2-9 水中不分離性コンクリート

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
	施工管理	打設	打設状況	施工時	1回	2-1レディーミクストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-5鉄筋工及び2-6型枠及び支保工の関連事項を適用する。トレミー、コンクリートポンプ等
		打設用機械器具等	打設状況	施工時	1回	
	品質管理	各種試験	スランプフロー、圧縮強度、懸濁物質等の試験状況	試験時	1回	
	出来形管理	出来形の確認	出来形寸法等の測定状況	出来形測定時	40m又は1施工箇所に1回	

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

2-10 プレパックドコンクリート

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明	
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度		
施工管理		型枠状況一般	型枠組立て、建込状況	施工時	スパン毎1回	2-1レディーミクストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工、2-5鉄筋工及び2-6型枠及び支保工の関連事項を適用する。	
		骨材の投入	骨材洗浄、投入状況	施工時	スパン毎1回		
		プラントの設備	設備の全景及び細部	施工時	1回		
		注入管及び検査管	管の配置状況	モルタル注入前	1回		配置間隔が判明できるようにテープ等を同時撮影
		モルタル注入	注入状況	注入時	スパン毎1回		注入の状態が判明できるように全景を撮影
品質管理		各種試験	圧縮強度、フロー値、膨張率、ブリーディング率等の試験状況	試験時	試験毎1回		
出来形管理		出来形の確認	出来形寸法等の測定状況、岩盤かき均し状況等	測定時	40m又は1施工箇所 に1回		

3. 一般施工

3-1 共通の工種

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明	
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度		
1. 排砂管設備工							
1) 排砂管設備	施工管理	排砂管設備	排砂管、零号等設置撤去	布設撤去の作業時	適宜	設置状況が判明できるように撮影	
2. 土運船運搬工							
1) 土運船運搬	施工管理	土砂の運搬状況	運搬時積載状況	土砂運搬時	経路毎1回	運搬経路が判明できる背景を入れて撮影	
3. 揚土土捨工							
1)バージアンローダ揚土 2)空気圧送揚土 3)リクレーマ揚土 4)バックホウ揚土	施工管理	使用船舶機械等	作業現場	現地搬入前または現地搬入時	1回	全景及び数量が判明できるように撮影	
		バージアンローダ揚土、空気圧送揚土	排砂状況	排砂時	適宜		
			海洋汚染防止対策	余水吐における濁り防止処置、設置及び状態	適宜		「特」の内容に対応させる。
		リクレーマ揚土、バックホウ揚土	土砂の揚土状況	揚土作業時	適宜		

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明	
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度		
4. 圧密・排水工							
1) サンドドレーン 【海上】	施工管理	使用船舶機器等	杭打船舶機械	組立完了後船舶機械 毎打設	1回		
			記録計器	打設時	適宜		
			測量檣等	測量中、檣等毎	檣等毎1回		
			砂運搬船舶機械	運搬中	1回		
	品質管理	材料の確認	材 料	現場搬入時(種類、品質及び形状寸法の異なる毎)	1回		
品質試験状況			試験時	試験毎1回			
【陸上】	施工管理	使用施工機械	クローラクレーン	現場搬入時、組立時、機械毎	1回	全 景	
			その他	発動発電機	現場搬入時、組立時、機械毎	1回	全 景
			施工状況	作業状況	施工時	適宜	全 景
	品質管理	材料の確認	品質試験状況	試験時	試験毎1回	全 景	
			材料置場	現場搬入時	1回	全 景	
2) 敷 砂 3) 敷砂均し	施工管理	使用船舶機械等	運搬船舶機械	投入時	適宜	全景が判明できるように撮影	
			均し船舶機械	均し作業時	適宜	均し用具は、作業前に撮影	
			その他	海洋汚染防止対策	対策を講じた時	対策毎1回	
				飛砂防止対策	対策を講じた時	対策毎1回	
	品質管理	材料の確認	材 料	現場搬入時(種類、品質及び形状寸法の異なる毎)	1回		
			品質試験状況	試験時	試験毎1回		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	1回	全景については、位置が判明できる背景を入れる。	
4) 載荷土砂	施工管理	使用船舶機械等	砂運搬船、機械	運搬時、船舶機械毎	1回		
			排砂管設備	敷設時	適宜		
				排砂中	適宜		
			浚渫船(採取船)	浚渫中	適宜		
	その他	海洋汚染防止対策	対策を講じた時	対策毎1回			
	品質管理	材料の確認	材 料	現場搬入時(種類、品質及び形状寸法の異なる毎)	1回		
			品質試験状況	試験時	試験毎1回		
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	1回	全景については、位置が判明できる背景を入れる。		
5) ペーパードレーン						3-1-4圧密・排水工 1) サンドドレーンを適用する。	

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
6)グラベルマツト	施工管理	使用船舶機械等	運搬及び均し(船舶)機械	施工時	種別毎1回	全景が判明できるように撮影均し用具は、作業前に撮影
		施工状況	砕石投入状況	投入時、規格毎及び作業機械・船種毎	適宜	
			砕石均し状況	規格及び作業機械・船種毎	適宜	
		その他	海洋汚染防止対策	対策を講じた時	対策毎1回	
	品質管理	材料の確認	材 料	現場搬入時(種類、品質及び形状寸法の異なる毎)	1回	
			品質試験状況	試験時	試験毎1回	
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	40m又は1施工箇所 に1回	全景については、位置が判明できる背景を入れる。	
7)グラベルドレーン	施工管理	使用施工機械	クローラクレーン	現場搬入時、組立時、機械毎	1回	全 景
		その他	アースオーガマシン、リーダーオーガ、発動発電機、コンプレッサ、トラクターショベル	現場搬入時、組立時、機械毎	1回	全 景
			施工状況	作業状況	施工時	適宜
	品質管理	材料の確認	品質試験状況	試験時	試験毎1回	全 景
			材料置場	現場搬入時	1回	全 景
5.締固工						
1)ロッドコンパクション	施工管理	使用施工機械	振動体(パイプロ)	現場搬入時、組立時、機械毎	1回	全 景
		その他	ロッド、リーダー、トラクターショベル、発動発電機、ショベルローダー	現場搬入時、組立時、機械毎	1回	全 景
			施工状況	作業状況	施工時	適宜
	品質管理	材料の確認	品質試験状況	試験時	試験毎1回	全 景
			材料置場	現場搬入時	1回	全 景
2)サンドコンパクションパイル【海上】	施工管理	使用船舶機器等	杭打船舶機械	組立完了後船舶機械毎打設時	1回	
			記録計器	打設時	適宜	
			測量檣等	測量中、檣等毎	檣等毎1回	
			砂運搬船舶機械	運搬中	適宜	
	品質管理	材料の確認	材 料	現場搬入時(種類、品質及び形状寸法の異なる毎)	1回	
品質試験状況			試験時	試験毎1回		
【陸上】	施工管理	使用施工機械	クローラクレーン	現場搬入時、組立時、機械毎	1回	全 景
		その他	リーダー、発動発電機、コンプレッサ、トラクターショベル	現場搬入時、組立時、機械毎	1回	全 景
			施工状況		施工時	適宜
	品質管理	材料の確認	材料置場	現場搬入時	1回	全 景
			品質試験状況	試験時	試験毎1回	全 景

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
3)盛上土砂撤去	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械等	施工時	1回	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	撤去状況	撤去中	1回	
		その他	海洋汚染防止対策	対策を講じた時	対策毎1回	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	1回	
4)敷砂 5)敷砂均し						3-1-4圧密・排水工 2)敷砂、3)敷砂均しを適用する。
6.固化工						
1)深層混合処理杭	施工管理	使用船舶機器等	改良船、材料運搬船、潜水士船、引船、揚錨船	搬入時、船舶機械毎	1回	
		施工状況	測量槽設置、撤去状況	測量槽設置時、改良船位誘導時	槽毎に1回	
			障害物撤去状況	障害物調査、撤去時	適宜	
			改良杭打設状況	試験杭打時、作業時	適宜	
			海洋汚染防止対策	対策を講じた時	対策毎1回	
			改良船計器類 代表的計器	計測時	適宜	
	品質管理	材料の確認	固化材料	現場搬入時、材料毎	1回	
		品質管理試験状況	試験時、試験種類毎	1回		
2)盛上土砂撤去						3-1-5締固工 3)盛上土砂撤去を適用する。
3)敷砂 4)敷砂均し						3-1-4圧密・排水工 2)敷砂、3)敷砂均しを適用する。
5)事前混合処理	施工管理	使用船舶機器等	主要船舶機械	搬入時、船舶機械毎	1回	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影
		材料の貯蔵	貯蔵状況	貯蔵時	1回	
		プラントの設備	全景及び細部	施工時	1回	
		施工状況	混合処理状況	混合作業時	1回	
			処理土運搬状況	運搬時	1回	
			処理土投入状況	投入時	適宜	
	品質管理	材料の確認	固化材料	現場搬入時、材料毎	1回	
品質管理試験状況		試験時、試験種類毎	1回			
6)表層固化処理	施工管理	使用船舶機器等	主要船舶機械	搬入時、船舶機械毎	1回	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影
		材料の貯蔵	貯蔵状況	貯蔵時	1回	
		プラントの設備	全景及び細部	施工時	1回	
		施工状況	配合状況	施工時	1回	
			固化処理状況	施工時	適宜	
	品質管理	材料の確認	固化材料	現場搬入時、材料毎	1回	
		配合試験状況	試験時	1回		
		品質管理試験状況	試験時、試験種類毎	1回		

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
7.洗掘防止工						
1)洗掘防止	施工管理	マット類の確認	補強材セット状況	施工時	スパン毎1回	作業状況が判明できるように撮影
			アスファルトコンクリート打設状況	アスファルトコンクリート打設時	スパン毎1回	
			搬入仮置	搬入仮置時	1回	
			アンカー取付け、加工	取付加工時	スパン毎1回	
			運搬	運搬時	1回	
	敷設状況	敷設状況と使用船舶機械	敷設時	適宜		
出来形管理	出来形の確認	敷設位置、重ね幅、延長及びジョイントの確認	敷設完了時	スパン毎1回	確認箇所が判る背景を入れる。	
8.中詰工						
1)砂・石材中詰	施工管理	使用船舶機械等	運搬船等	施工時	1回	作業状況が判明できるように撮影
		投入	投入状況	施工時	各函毎1回	
		均し	均し状況	施工時	各函毎1回	
		締固め	締固め状況	施工時	各函毎1回	
	品質管理	品質試験	品質試験状況	試験項目毎	試験毎1回	
		材料の確認	材料及び作業船等	搬入時に適宜	適宜	テープ等を同時撮影
出来形管理	出来形の確認	測定状況	均し完了後	各函毎1回	中詰材の天端とケーソン天端との高低差が判明できるようにテープ等を同時撮影	
2)コンクリート中詰					2.無筋・鉄筋コンクリートの関連事項及び3-1-8 1)砂・石材中詰を適用する。	
3)プレバッドコンクリート中詰					2.無筋・鉄筋コンクリートの関連事項及び3-1-8 1)砂・石材中詰を適用する。	
9. 蓋コンクリート工						
1)蓋コンクリート	施工管理	使用船舶機械等	コンクリートミキサー船及び付属船	コンクリート打設前	1回	・コンクリートミキサー船及び付属船の形状が判るように前方、側面からそれぞれ撮影 ・作業状況が判明できるように撮影
		ルーフィング敷設	中詰上面	コンクリート打設前	各函毎1回	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	打設完了後	各函毎1回	蓋コンクリートの施工天端とケーソン又はセルラブロックの天端との差が判明できるようにテープ等を同時撮影

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明	
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度		
10. 蓋ブロック工							
1) 蓋ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	ヤード'毎1回	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。	
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時	1回		
		函 台	製作函台	着工時	1回		
	出来形管理	鉄 筋	組立てかぶり	組立完了時	形状寸法が変わる毎に1回	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する	
		型 枠	組立完了	組立確認時	形状寸法が変わる毎に1回		
		コンクリート	形状寸法、外観	打設後	形状寸法が変わる毎に1回		番号等を入れて撮影
		完 成	完成品	完成時	1回		個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)
		仮置状況	仮置時	ヤード'毎1回	積重ね段数が判明できるように撮影		
2) 蓋ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	各函毎1回	使用する船舶機械等が判明できるように撮影	
		据付作業	据付作業状況	据付時	各函毎1回	据付作業が判明できるように撮影	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	各函毎1回	据付の全体が判明できるように撮影	
3) 間詰コンクリート	施工管理	使用船舶機械等	コンクリートミキサー船及び付属船	コンクリート打設前	1回	3-1-9蓋コンクリートエの関連事項を適用する。	
		ルーフィング敷設	中詰上面	コンクリート打設前	各函毎1回		
11. 鋼矢板工							
1) 先行掘削	施工管理	掘 削	掘削状況	施工時	1回		
2) 鋼矢板	施工管理	矢板の保管	保管状況	保管時	規格毎1回	全景及びまくら木、くさび等の変形、転落防止措置を撮影	
		矢板の積込み	吊上げ及び積込状況	施工時	規格毎1回	使用機械器具、積込方法が判明できるように撮影	
		矢板の運搬	運搬状況	施工時	規格毎1回	荷くずれ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるように撮影	
		導材の設置	導材の設置状況	施工時	布設毎1回	使用材料及び船舶機械、導材の構造が判明できるように撮影	
		矢板の建込み	建込状況(位置出し、吊込み、建込み等)	施工時	20枚に1回	作業状況が判明できるように撮影	
		矢板の打込み	打込状況	施工時	20枚に1回	杭打船等の全景、打込み方法、順序等が判明できるように撮影	
			ハンマーの種類、型式等	適 宜	1回		
			打込記録中	測定時	適宜		
			飛油、騒音防止対策	対策を講じた時	適宜	飛油対策、騒音防止対策等を行った場合	
		継ぎ手部の離脱	離脱箇所	離脱が有った時	全数	離脱部の状況が判明できるように撮影すること。	
品質管理	矢板の規格、外観、形状寸法	観察、測定状況	観察、測定時	規格毎1回	種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影		
出来形管理	出来形の確認	測定作業状況	施工時及び打込完了時	測定毎1回			

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
12.控工						
1)控鋼矢板 2)控鋼管 3)腹起 4)タイ材	施工管理	腹起しの取付け	取付け及び締付状況	施工時及び完了時	適宜	
		タイロッド受杭			適宜	3-1-11鋼矢板工を適用する。
		タイロッド、タイワイヤーの組立て、取付け、プレキャストコンクリート控壁、控杭、控矢板、控頂部コンクリート、場所打コンクリート控壁	組立て及び取付状況	施工時	適宜	3-1-11鋼矢板工を適用する。 3-6本体工(ブロック式)を適用する。 3-14-1上部コンクリート工を適用する。
	品質管理	腹起し材、タイロッド、タイワイヤーの規格、外観、形状寸法	観察、測定状況	観察、測定時	規格毎1回	種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影
		タイロッド、タイワイヤーの試験杭、矢板の品質、コンクリートの品質	引張試験の状況	試験時	試験毎1回	3-1-11鋼矢板工を適用する。 3-14-1上部コンクリート工を適用する。
出来形管理	出来形の確認	測定状況、完成状況	施工時及び取付完了時	適宜		
13.鋼杭工						
1)先行掘削						
						3-1-11鋼矢板工 1)先行掘削を適用する。
2)鋼杭	施工管理	杭の保管	保管状況	保管時	規格毎1回	全景及びまくら木、くさび等の変形、転落防止措置を撮影
		杭の積込み	吊上げ及び積込状況	施工時	規格毎1回	使用機械器具、積込方法が判明できるように撮影
		杭の運搬	運搬状況	施工時	規格毎1回	荷ぐずれ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるように撮影
		導材の設置	導材の設置状況	施工時	布設毎1回	使用材料及び船舶機械、導材の構造が判明できるように撮影
		杭の建込み	建込状況(位置出し、吊込み、建込み等)	施工時	全数	作業状況が判明できるように撮影
		杭の打込み	打込状況	施工時	全数	杭打船等の全景、打込み方法、順序等が判明できるように撮影
			ハンマーの種類、型式等	適宜	1回	
			打込記録中	測定時	適宜	
		飛油、騒音防止対策	対策を講じた時	適宜	飛油対策、騒音防止対策等を行った場合	
	品質管理	杭の規格、外観、形状寸法	観察、測定状況	観察、測定時	規格毎1回	種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影
出来形管理	出来形の確認	測定作業状況	施工時及び打込完了時	測定毎1回		
14.コンクリート杭工						
1)コンクリート杭						
						3-1-13鋼杭工 2)鋼杭を適用する。

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
15.防食工						
1)電気防食	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船、溶接機等	取付時	1回	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		製品(陽極)	取付陽極	取付前	1回	取付陽極の部分(1組)及び取付陽極全体
		取付け(陽極)	取付状況	取付時	適宜	取付状況(水中写真)
		(電位測定装置)	設置状況	取付時	適宜	測定用端子の設置状況
	品質管理	形状寸法	測定状況	測定時	1回	
	出来形管理	出来形の確認(陽極)	取付完了状態	取付完了時	1回	潜水土船または潜水土による確認検査状況
(電位測定装置)		電位測定	測定時	1回	電位差測定の状況	
2)FRPモルタル被覆	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船、溶接機等	取付時	1回	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		施工状況	モルタル注入	施工時	適宜	
		製品(FRP)		取付前、取付後	規格毎1回	
		施工状況	設置状況	取付時	適宜	FRP被覆材材の設置状況
	品質管理	形状寸法	測定状況	測定時	1回	
	出来形管理	出来形の確認	被覆防食完了状態	取付完了時	1回	完了の部分(1箇所)及び正面全体と延長方向を撮影
(素地調整)	施工管理	使用機械	コンプレッサー, クレン工具等	施工時	1回	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	作業状況	施工時	適宜	
	出来形管理	完成	完成全景	完成時	1回	
(モルタル工)	施工管理	使用機械	モルタルポンプ, 発電機等	施工時	1回	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	作業状況	施工時	適宜	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	1回	
		完成	完成全景	完成時	1回	

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
3)ペトロラタム被覆	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船、溶接機等	取付時	1回	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		製品(FRP等)		取付前、取付後	規格毎1回	
		施工状況	設置状況	取付時	適宜	FRP等保護材の設置状況
	品質管理	形状寸法	測定状況	測定時	1回	
	出来形管理	出来形の確認	被覆防食完了状態	取付完了時	1回	完了の部分(1箇所)及び正面全体と延長方向を撮影
(素地調整)	施工管理	使用機械	コンプレッサー、ケレン工具等	施工時	1回	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	作業状況	施工時	適宜	
	出来形管理	完成	完成全景	完成時	1回	
(防食工)	施工管理	使用機械	取付用工具	施工時	1回	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	作業状況	施工時	適宜	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	1回	
		完成	完成全景	完成時	1回	
4)コンクリート被覆	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船、溶接機等	施工時	1回	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		被覆防食の作業状況	施工状況	施工時	適宜	
	出来形管理	出来形の確認	被覆防食完了状態	完了時	1回	完了の部分(1箇所)及び正面全体と延長方向を撮影
5)防食塗装	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船、溶接機等	施工時	1回	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		塗装	施工状況	施工時、各層毎	適宜	
	出来形管理	出来形の確認	塗装完了状態	完了時	1回	完了の部分(1箇所)及び正面全体と延長方向を撮影

3-2 土捨工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
1.排砂管設備工						3-1-1排砂管設備工を適用する。
2.土運船運搬工						3-1-2土運船運搬工を適用する。
3.揚土土捨工						3-1-3揚土土捨工を適用する。

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

3-3 海上地盤改良工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明	
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度		
1.床掘工							
1)ポンプ床掘	施工管理	使用船舶機械等	作業現場	現地搬入前または現地搬入時	1回	全景及び数量が判明できるように撮影	
			床掘	床掘位置測量状況	測量時	2回	法線又は区域標識を入れる。
		中継船設置、撤去		設置撤去の作業時	1回		
		床掘状況		浚渫作業時、作業船毎	適宜	床掘位置が判明できる背景を入れる。	
		障害物除去	障害物積込状況	積込時	運搬毎1回		
			運搬船に積込まれた状態	積込完了時、運搬毎適宜	運搬毎1回	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影	
	障害物捨込状況		捨込時	運搬毎1回			
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測量作業時	1回	全景については、位置が判明できる背景を入れる。	
	2)グラブ床掘 3)硬土盤床掘 4)砕岩床掘 5)バックホウ床掘	施工管理	使用船舶機械等	作業現場	現地搬入前または現地搬入時	1回	全景及び数量が判明できるように撮影
				床掘	床掘位置測量状況	測量時	2回
床掘状況			床掘作業時、作業船毎		適宜	船団の配置及び床掘位置が判明できる背景を入れる	
土質状況			床掘作業時		土質毎1回	位置、深度又は層を明記する。	
障害物除去			障害物積込状況	積込時	運搬毎1回		
			運搬船に積込まれた状態	積込完了時、運搬毎適宜	運搬毎1回	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影	
		障害物捨込状況	捨込時	運搬毎1回			
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測量作業時	1回	全景については、位置が判明できる背景を入れる		
2.排砂管設備工						3-1-1排砂管設備工を適用する。	
3.土運船運搬工						3-1-2土運船運搬工を適用する。	
4.揚土土捨工						3-1-3揚土土捨工を適用する。	
1)土砂掘削						3-17-3裏埋土工 1)土砂掘削を適用する。	
2)土砂盛土						3-17-3裏埋土工 2)土砂盛土を適用する。	

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
5.置換工						
1)置換材 2)置換材均し	施工管理	使用船舶機械等	運搬船舶機械	投入時	適宜	全景が判明できるように撮影
			均し船舶機械	均し作業時	適宜	均し用具は、作業前に撮影
		その他	海洋汚染防止対策	対策を講じた時	対策毎1回	
			飛砂防止対策	対策を講じた時	対策毎1回	
	品質管理	材料の確認	材 料	現場搬入時(種類、品質及び形状寸法の異なる毎)	1回	
			品質試験状況	試験時	試験毎1回	
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	1回	全景については、位置が判明できる背景を入れる。	
6.圧密・排水工						
7.締固工						
8.固化工						

3-4 基礎工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
1.基礎盛砂工						
1)盛 砂 2)盛砂均し	施工管理	使用船舶機械等	運搬船舶機械	投入時	適宜	全景が判明できるように撮影
			均し船舶機械	均し作業時	適宜	均し用具は、作業前に撮影
		その他	海洋汚染防止対策	対策を講じた時	対策毎1回	
	品質管理	材料の確認	材 料	現場搬入時(種類、品質及び形状寸法の異なる毎)	1回	
			品質試験状況	試験時	試験毎1回	
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	1回	全景については、位置が判明できる背景を入れる。	
2.洗掘防止工						

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
3.基礎捨石工						
1)基礎捨石 2)捨石本均し 3)捨石荒均し	施工管理	準備、仮設	ストックヤード、仮設道路等	仮設道路、ストックヤード使用前後	各1回	
		陸上運搬	ストック、積込み、運搬状況	運搬時	適宜	使用機械作業状況等が判明できるように撮影
		捨石投入	投入状況	投入時、捨石規格毎及び作業船種毎	適宜	
		捨石均し	均し状況	規格及び作業船毎	適宜	
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時	1回	公的機関が実施する場合は省略できる。
		材料の確認	産地・規格毎	搬入時	適宜	スタッフ、テープ等を同時撮影
	出来形管理	出来形の確認	測量状況	測定作業時	1回	
4.袋詰コンクリート工						
5.基礎ブロック工						
1)基礎ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	1回	ヤード全景及び設備が判明出来るように撮影
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時	1回	使用する機械等の種類が判明出来るように撮影
		函台	製作函台	着工時	1回	
	出来形管理	鉄筋	組立てかぶり	組立完了時	形状寸法が変わる毎に1回	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		型枠	組立完了	組立確認時	形状寸法が変わる毎に1回	函台、函台の平坦性(敷砂等)及び剥離材(ルーフィング等)敷設状況の撮影
		コンクリート	形状寸法、外観	打設後	形状寸法が変わる毎に1回	番号等を入れて撮影
		完成	完成品	完成時	1回	個数が確認できれば1枚に複数枚入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)
		仮置状況	仮置時	ヤード毎1回	積重ね段数が判明できるように撮影	
2)基礎ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	種別毎1回	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		据付作業	据付作業状況	据付時	種別毎適宜	据付作業が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	目地測定時及び法線出入の測定時	施設毎1回	据付の全体が判明できるように撮影
6.水中コンクリート工						
7.水中不分離性コンクリート工						
8.基礎栗石工						
1)基礎栗石均し	施工管理	基礎栗石投入 基礎栗石均し	基礎栗石投入、均し、締固め	施工時	適宜	作業機械作業状況等が判明できるように撮影
	品質管理	材料の確認	試験及び検査	試験及び検査時	適宜	主要材料については品質管理基準の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影 撮影項目は品1.土及び2.石材等による
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	1回	基礎栗石の厚さが判明できるように撮影

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

3-5 本土工(ケーソン式)

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
1.ケーソン製作工						
1)ケーソン製作用台船	施工管理	使用船舶機械等	フローティングドック、引船、起重機船、運搬船、クレーン運搬機械等	施工時	種別毎1回	使用する船舶、機械の種類が判明できるように撮影
		ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	1回	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影
2)底面	施工管理	函台	製作函台	着工時及び施工時	各1回	函台、函台の平坦性(敷砂等)及び剥離材(ルーフィング等)の敷設状況の撮影
3)マット	施工管理	摩擦増大用マット類の確認	補強材セット状況	作業中、完了時	各1回	作業状況が判明できるように撮影
			アスファルトコンクリート打設状況	アスファルトコンクリート打設時	各函毎1回	
			搬入仮置	搬入仮置時	1回	
			アンカー取付け、加工	取付加工時	各函毎1回	
			運搬	運搬時	1回	
	摩擦増大用マット敷設状況	敷設状況と使用船舶機械	敷設時	適宜		
出来形管理	摩擦増大用マット出来形の確認	敷設位置、重ね幅、延長及びジョイントの確認	敷設完了時	各函毎1回	確認箇所が判る背景を入れる。	
4)支保						2-6型枠及び支保工を適用する。
5)足場	施工管理	足場	組立状況	組立時	各段毎1回	内足場及び外足場の組立状況を撮影
			昇り足場設置状況	同上	1回	足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影
			壁継ぎ設置状況	同上	1回	
			足場スペースの確保状況	同上	1回	
			解体状況	解体時	1回	
6)鉄筋	施工管理					2-5鉄筋工を適用する。
	出来形管理	鉄筋	組立て底版	組立段階確認時	各函毎1回	組立完了状況が判明できるように撮影
			フーチング	組立段階確認時	各函毎1回	
			外壁(側壁)	各層組立段階確認時	各函毎1回	
			隔壁	各層組立段階確認時	各函毎1回	
			ハンチ部	上段組立段階確認時	各函毎1回	
			吊筋等	上段組立段階確認時	各函毎1回	
かぶり	各層組立段階確認時	各函毎1回	鉄筋と型枠の間隔が判明できるように撮影			

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
7)型 枠	施工管理					2-6型枠及び支保工を適用する。
	出来形管理	型 枠	組立て 底版	組立段階確認時	各函毎1回	組立完了状況が判明できるように撮影
			フーチング	組立段階確認時	各函毎1回	
			外壁(側壁)	各層 組立段階確認時	各函毎1回	
			隔 壁	各層 組立段階確認時	各函毎1回	
		ハンチ部	上段 組立段階確認時	各函毎1回		
8)コンクリート	施工管理					2-4運搬打設工を適用する。
	出来形管理	コンクリート	形状寸法、外観	打設後、各層	各函毎1回	打設完了状況が判明できるように撮影
		完 成	完成品全景	完成時、各函毎	各函毎1回	ケーソン番号、吃水マーク等を入れて撮影
2.ケーソン進水据付工						
1)バラスト	施工管理	バラスト投入	バラスト材投入状況	投入時	各函毎1回	バラスト投入方法及び材料が判明できるように撮影
2)止水板	施工管理	止水板	止水板の設置状況	進水時	進水毎1回	曳航の場合で蓋の取付状況又は取付完了状態を撮影
3)上 蓋	施工管理	蓋(ネットを含む。)	蓋の設置状況	進水時	進水毎1回	曳航の場合で蓋の取付状況又は取付完了状態を撮影
4)進 水	施工管理	進 水	進水方法	進水時	進水毎1回	斜路式、ドライドック、FD、吊降し等の方法が判明できるように撮影
			進水設備	進水時	進水毎1回	設備(吊降しの場合、起重機船、吊具を含む。)が判明できるように撮影
			進水状況	進水時	進水毎1回	漏水がある場合は漏水状況及び処置状況を撮影
		浮 上	浮上又は吊上げ完了状況	進水(吊上げ)完了時	各函毎1回	計画吃水であることが確認できるように撮影
5)仮 置	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、発電機、ポンプ等設置状況	設置時	1回	使用する船舶機械等の種類が判明できるように撮影
	(沈設の場合)	仮置作業	沈設状況	仮置時	各函毎1回	沈設作業(注水を含む。)が判明できるように撮影
	(係留の場合)	仮置作業	係留状況	仮置時	各函毎1回	係留作業(係留アンカーを含む。)が判明できるように撮影
	出来形管理 (係留の場合)	仮置完了	沈設完了状況	完了時、各函毎	1回	沈設仮置完了状態が判明できるように撮影
		仮置完了	係留完了状況	完了時、各函毎	1回	係留完了状態(係留ロープを含む。)が判明できるように撮影
6)回航・えい航	施工管理	蓋の設置状況	完了状況	完了時、各函毎	1回	
		使用船舶	引船全景	えい航開始時	各函毎1回	形象物等が判明できるように撮影
		えい航・回航用ロープ	取付状況及び、吊具取付状況	えい航開始時	各函毎1回	えい航・回航用ロープの取付位置及び状況について撮影
		えい航・回航	えい航・回航姿勢	えい航・回航時	各函毎1回	えい航・回航の姿勢が判明できるように撮影

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
6)回航・えい航	施工管理	寄港避難	寄港及び避難の状況	寄港時及び避難時、各函毎	1回	途中寄港した場合には、その係留等の状態が判明できるように撮影
	出来形管理	えい航・回航完了	完了(目的地着)状況	えい航・回航完了時	各函毎1回	えい航・回航が完了したことが判明できるように撮影(付近の背景を同時撮影)
7)据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、発電機、ポンプ等配置状況	施工時	1回	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		据付作業	据付作業状況	据付時、各函毎	1回	据付作業が判明できるように撮影
		据付位置	前面又は背面の確認	据付時、各函毎	1回	配筋が非対象の場合に適用する。
	出来形管理	出来形の確認	据付完了状況	完了時	各函毎1回	据付完了が判明できるように撮影
		据付目地	据付完了状況	完了時	各函毎1回	代表的な部分を撮影
		据付法線の出入	据付完了状況	完了時	各函毎1回	完成法線が判明できるように撮影(延長方向へ撮影)
3.中詰工					3-1-8中詰工を適用する。	
4.蓋コンクリート工					3-1-9蓋コンクリート工を適用する。	
5 蓋ブロック工					3-1-10蓋ブロック工を適用する。	

3-6 本体工(ブロック式)

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
1.本体ブロック製作工						
1)底面	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	ヤード毎1回	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時	種別毎1回	
		函台	製作函台	着工時	1回	
2)足場	施工管理	足場	組立て 解体	組立時 解体時	各段毎1回	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
3)鉄筋	施工管理					2-5鉄筋工を適用する。
	出来形管理	鉄筋	組立て 底盤	組立完了時	10個に1回	組立完了状況が判明できるように撮影
			フーチング	組立完了時		
			壁	組立完了時		
			ハンチ部	組立完了時		
			吊筋等	組立完了時		
		かぶり	組立完了時		鉄筋と型枠の間隔が判明できるように撮影	
4)型枠	施工管理					2-6型枠及び支保工を適用する。
	出来形管理	型枠	組立完了	組立確認時	10個に1回	組立完了状況が判明できるように撮影
5)コンクリート	施工管理					2-4運搬打設工を適用する。
	出来形管理	コンクリート	形状寸法、外観	打設後	10個に1回	番号等を入れて撮影
		完成	完成品	完成時	1回	個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)
		仮置状況	仮置時	ヤード毎1回	積重ね段数が判明できるように撮影	

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
2.本体ブロック据付工						
1)本体ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	種別毎1回	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		据付作業	据付作業状況	据付時	種別毎適宜	据付作業が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	目地測定時及び法線出入の測定時	施設毎1回	据付の全体が判明できるように撮影
3.中詰工						
4.蓋コンクリート工						
5.蓋ブロック工						
6.前面壁ブロック工、張りブロック工						
1)ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	1回	3-6-1本体ブロック製作エの関連事項を適用する。
2)ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、クレーン等	施工時	種別毎1回	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		据付作業	据付作業状況	据付時	種別毎適宜	据付作業が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	種別毎1回	据付の全体が判明できるように撮影

3-7 本体工(場所打式)

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
1.場所打コンクリート工						
1)足場	施工管理	足場	組立て 解体	組立時 解体時	各段毎1回	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
2)鉄筋	施工管理	鉄筋	鉄筋の仮置、溶接、組立作業	施工時	適宜	
			組立て、結束及び溶接	組立時	適宜	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	1スパン毎1回	測定作業が判明できるように撮影
3)型枠	施工管理	型枠	型枠の構造	施工時	適宜	作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影
			目地材等の取付状況	施工時	適宜	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	1スパン毎1回	測定作業が判明できるように撮影
4)伸縮目地	施工管理	伸縮目地	伸縮目地の設置状況	施工時	1スパン毎1回	

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
5)コンクリート	施工管理	準備仮設	プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等	着手前後作業中及び跡片付後	各1回	
			コンクリートミキサー船回航	回航開始時、終了時及び施工時	各1回	使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影
			仮設道路、登坂路等	仮設作業時、設置後及び撤去時	各1回	路線状況が判明できるように撮影
		打継ぎ処理	処理作業	施工時	1回	作業方法が判明できるように撮影
		コンクリート	仕上状況	表面仕上時	適宜	天端均し仕上状況を撮影
				穴埋時	適宜	型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影
	その他	灯台基礎、電柱穴、階段等	施工時	適宜		
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	40m又は1施工箇所 に1回	測定作業が判明できるように撮影	
6)補助ヤード施設	施工管理	補助ヤード	補助ヤード	着工時全景	ヤード毎1回	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影
2.水中コンクリート工						2-7水中コンクリートを適用する。
3.プレパックドコンクリート工						2-10プレパックドコンクリート工を適用する。
4.水中不分離性コンクリート工						2-9水中不分離性コンクリートを適用する
5.止壁工						
1)止壁コンクリート						3-14-1 上部コンクリート工の関連事項を適用する

3-8 本体工(捨石・捨ブロック式)

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
1.洗掘防止工						3-1-7洗掘防止工を適用する。
2.本体捨石工						
1)本体捨石 2)本体捨石均し	施工管理	準備、仮設	ストックヤード、仮設道路等	仮設道路、ストックヤード使用前後	各1回	
		陸上運搬	ストック、積込み、運搬状況	運搬時	適宜	作業機械作業状況等が判明できるように撮影
		捨石投入	投入状況	投入時、捨石規格毎及び作業船種毎	適宜	
		捨石均し	均し状況	規格及び作業船毎	適宜	
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時	1回	公的機関が実施する場合は省略できる。
		材料の確認	産地・規格毎	搬入時	適宜	スタッフ、テープ等を同時撮影
	出来形管理	出来形の確認	測量状況	測量作業時	1回	

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明	
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度		
3.捨ブロック工							
1)捨ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	1回	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。	
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時	1回		
		函台	製作函台	着工時	1回		
	出来形管理	鉄筋	組立てかぶり	組立完了時	形状寸法が変わる毎に1回	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する	
		型枠	組立完了	組立確認時	形状寸法が変わる毎に1回		
		コンクリート	形状寸法、外観	打設後	形状寸法が変わる毎に1回		番号等を入れて撮影
		完成	完成品	完成時	1回		個数が確認できれば1枚に複数枚入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)
仮置状況	仮置時		ヤード毎1回	積重ね段数が判明できるように撮影			
2)捨ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	種別毎1回	使用する船舶機械等が判明できるように撮影	
		据付作業	据付作業状況	据付時	種別毎適宜	据付作業が判明できるように撮影	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	施設毎1回	据付の全体が判明できるように撮影	
4.場所打コンクリート工							
1)基礎砕石	品質管理	材料の確認	材料	現場搬入時(種類、品質及び形状寸法の異なる毎)	適宜		
			品質試験状況	試験時	1回		
2)型枠	施工管理	型枠	型枠の構造	施工時	適宜	作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影	
			目地材等の取付状況	施工時	適宜		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	1スパン毎1回	測定作業が判明できるように撮影	
3)伸縮目地	施工管理	伸縮目地	伸縮目地の設置状況	施工時	1スパン毎1回		
4)コンクリート	施工管理	準備仮設	プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等	着手前後作業中及び跡片付後	各1回		
			コンクリートミキサー船回航	回航開始時、終了時及び施工時	各1回	使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影	
			仮設道路、登坂路等	仮設作業時、設置後及び撤去時	各1回	路線状況が判明できるように撮影	
		打継ぎ処理	処理作業	施工時	1回	作業方法が判明できるように撮影	
		コンクリート	仕上状況	表面仕上時	適宜	天端均し仕上状況を撮影	
				穴埋時	適宜	型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影	
	その他	灯台基礎、電柱穴、階段等	施工時	適宜			
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	40m又は1施工箇所 に1回	測定作業が判明できるように撮影		

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

3-9 本體工（鋼矢板式）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
1.鋼矢板工						3-1-11鋼矢板工を適用する。
2.控工						3-1-12控工を適用する。

3-10 本體工（コンクリート矢板式）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
1.コンクリート矢板工						
1)コンクリート矢板						3-1-11鋼矢板工2)鋼矢板を適用する。
2.控工						3-1-12控工を適用する。

3-11 本體工（鋼杭式）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
1.鋼杭工						3-1-13鋼杭工を適用する。

3-12 本體工（コンクリート杭式）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
1.コンクリート杭工						3-1-13鋼杭工を適用する。

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

3-13 被覆・根固工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
1. 被覆石工						
1) 被覆石						3-4-3基礎捨石工 1)基礎捨石を適用する。
2) 被覆石均し						3-4-3基礎捨石工 2)捨石本均し、3)捨石荒均しを適用する。
2. 袋詰コンクリート工						
3. 被覆ブロック工						
1) 被覆ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	ヤード'毎1回	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時	1回	
		函 台	製作函台	着工時	1回	
	出来形管理	鉄 筋	組立てかぶり	組立完了時	形状寸法が変わる毎に1回	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		型 枠	組立完了	組立確認時	形状寸法が変わる毎に1回	
		コンクリート	形状寸法、外観	打設後	形状寸法が変わる毎に1回	番号等を入れて撮影
		完 成	完成品	完成時	1回	個数が確認できれば1枚に複個数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)
	仮置状況		仮置時	ヤード'毎1回	積重ね段数が判明できるように撮影	
2) 被覆ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	種別毎1回	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		据付作業	据付作業状況	据付時	種別毎適宜	据付作業が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	施設毎1回	据付の全体が判明できるように撮影
4. 根固ブロック工						
1) 根固ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	ヤード'毎1回	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時	1回	
		函 台	製作函台	着工時	1回	
	出来形管理	鉄 筋	組立てかぶり	組立完了時	形状寸法が変わる毎に1回	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		型 枠	組立完了	組立確認時	形状寸法が変わる毎に1回	
		コンクリート	形状寸法、外観	打設後	形状寸法が変わる毎に1回	番号等を入れて撮影
		完 成	完成品	完成時	1回	個数が確認できれば1枚に複個数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)
	仮置状況		仮置時	ヤード'毎1回	積重ね段数が判明できるように撮影	
2) 根固ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	種別毎1回	3-13-3被覆ブロック工 2)被覆ブロック据付の関連事項を適用する。
		据付作業	据付作業状況	据付時	種別毎適宜	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	施設毎1回	
5. 水中コンクリート工						
2-7水中コンクリートを適用する。						

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
6. 水中不分離性コンクリート工						2-9水中不分離性コンクリートを適用する。
7. サンドマスチック工						
1) サンドマスチック	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	種別毎1回	
		施工状況	作業状況	施工時	適宜	
	品質管理	材料の確認	試験及び検査	試験及び検査時	1回	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	1回	

3-14 上部工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
1. 上部コンクリート工						
1) 支保						2-6型枠及び支保工を適用する。
2) 足場	施工管理	足場	組立て 解体	組立時 解体時	各段毎1回	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
3) 鉄筋	施工管理	鉄筋	鉄筋の仮置、溶接、組立作業	施工時	適宜	
			組立て、結束及び溶接	組立時	適宜	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	1スパン毎1回	測定作業が判明できるように撮影
4) 型枠	施工管理	型枠	型枠の構造	施工時	適宜	作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影
			目地材等の取付状況	施工時	適宜	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	1スパン毎1回	測定作業が判明できるように撮影
5) 伸縮目地	施工管理	伸縮目地	伸縮目地の設置状況	施工時	1スパン毎1回	
6) コンクリート	施工管理	準備仮設	プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等	着手前後作業中及び跡片付後	各1回	
			コンクリートミキサー船回航	回航開始時、終了時及び施工時	各1回	使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影
			仮設道路、登坂路等	仮設作業時、設置後及び撤去時	各1回	路線状況が判明できるように撮影
		打継ぎ処理	処理作業	施工時	1回	作業方法が判明できるように撮影
	コンクリート	仕上状況	表面仕上時	適宜	天端均し仕上状況を撮影	
			穴埋時	適宜	型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影	
	その他	灯台基礎、電柱穴、階段等	施工時	適宜		
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	40m又は1施工箇所に1回	測定作業が判明できるように撮影	
7) 補助ヤード施設	施工管理	補助ヤード	補助ヤード	着工時全景	ヤード毎1回	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
2. 上部ブロック工						
1) 上部ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	ヤード'毎1回	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時	1回	
		函台	製作函台	着工時	1回	
	出来形管理	鉄筋	組立てかぶり	組立完了時	形状寸法が変わる毎に1回	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		型枠	組立完了	組立確認時	形状寸法が変わる毎に1回	
		コンクリート	形状寸法、外観	打設後	形状寸法が変わる毎に1回	番号等を入れて撮影
		完成	完成品	完成時	完成時	1回
仮置状況	仮置時		仮置時	ヤード'毎1回	積重ね段数が判明できるように撮影	
2) 上部ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	1回	3-13-3被覆ブロック工 2)被覆ブロック据付の関連事項を適用する。
		据付作業	据付作業状況	据付時	1回	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	施設毎1回	

3-15 付属工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
1. 係船柱工						
1) 係船柱	施工管理	使用船舶機械等	杭打機、クレーン車(船)、トラック等	設置時	1回	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		施工	基礎工施工状況	施工時	適宜	基礎施工状況(杭打ち、基礎石投入、均し及びコンクリート打設等)を撮影(押込ボルトを含む。)
		据付	本体据付状況	据付時	適宜	据付状況が判明できるように撮影
	品質管理	搬入数量の確認	係船柱	搬入時	1回	搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影
	出来形管理	杭	基礎杭	杭打完了時	適宜	基礎杭打込完了状況が判明できるように撮影
		石材投入、均し	基礎石投入均し完了状況	均し完了時	適宜	基礎石均しが判明できるように撮影
		型枠	型枠組立完了状況	組立完了時	適宜	打設前の型枠、埋込ボルト検査状態
		基礎完成	基礎完成状況	完成時	適宜	完成が判明できるように撮影
		据付完成	本体据付確認状況	完成時	1回	据付完了状態が判明できるように撮影

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
2. 防舷材工						
1) 防舷材	施工管理	使用船舶機械等	台船、クレーン車(船)	取付時	1回	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		取付け	取付位置の状況	取付前	適宜	埋込(取付)ボルトの部分及び全景取付状況の撮影
			取付状況	取付時	適宜	
	品質管理	搬入数量の確認	防舷材	搬入時	1回	搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影
出来形管理	出来形の確認	取付完了状態	取付完了時	1回	取付完了状態の部分(1基)及び正面全体と延長方向全景	
3. 車止・縁金物工						
1) 車止・縁金物	施工管理	使用船舶機械等	台船、溶接機、クレーン	取付時	1回	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		取付け	取付状況	取付時	適宜	取付状況(取付け、溶接、コンクリート打設)
			塗装状況	塗装時、各層毎	1回	各層毎の塗装状況(警戒色塗装を含む。)
	品質管理	形状寸法	測定状況	測定時	1回	
		塗料	塗料の種類毎	搬入時	1回	塗料の種類別に内容が判明できるもの
	出来形管理	取付け	取付完了状態	取付完了時	1回	取付完了状態の部分(1基)及び正面全体と法線方向全景
4. 防食工						
						3-1-15防食工を適用する。
5. 付属設備工						
1) 係船環	施工管理	使用船舶機械等	クレーン車(船)、トラック等	設置時	1回	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		取付	本体取付状況	取付時	適宜	取付状況が判明できるように撮影
	品質管理	搬入数量の確認	係船環	搬入時	1回	搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影
	出来形管理	取付完了	本体取付確認状況	完了時	1回	取付完了状態が判明できるように撮影
6. 滑り材工						
1) 滑り材	施工管理	取付	取付状況	取付時	適宜	取付状況が判明できるように撮影
	品質管理	搬入数量の確認	滑り材	搬入時	1回	搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	取付完了状態	取付完了時	1回	取付完了状態が判明できるように撮影

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

3-16 消波工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
1. 洗掘防止工						3-1-7洗掘防止工を適用する。
2.消波ブロック工						
1)消波ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	ヤード'毎1回	3-13-3被覆ブロック工 1)被覆ブロック製作の関連事項を適用する。
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時	1回	
		函台	製作函台	着工時	1回	
	出来形管理	鉄筋	組立てかぶり	組立完了時	形状寸法が変わる毎に1回	3-13-3被覆ブロック工 1)被覆ブロック製作の関連事項を適用する。
		型枠	組立完了	組立確認時	形状寸法が変わる毎に1回	
		コンクリート	形状寸法、外観	打設後	形状寸法が変わる毎に1回	
		完成	完成品	完成時	1回	
		仮置状況	仮置時	ヤード'毎1回		
2)消波ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	種別毎1回	3-13-3被覆ブロック工 2)被覆ブロック据付の関連事項を適用する。
		据付作業	据付作業状況	据付時	種別毎適宜	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	施設毎1回	

3-17 裏込・裏埋工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
1. 裏込工						
1)目地板	施工管理	目地板の確認	搬入	搬入時	1回	
		敷設状況	敷設状況と使用船舶機械	敷設時	1回	
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時	1回	
		目地板の形状寸法	測定状況	測定時	1回	
	出来形管理	出来形の確認	敷設完了状態	敷設完了時	1回	
2)裏込材 3)瀬取り 4)裏込均し	施工管理	準備、仮設	ストックヤード、仮設道路等	仮設道路、ストックヤード使用前後	各1回	
		陸上運搬	ストック、積み込み、運搬状況	運搬時 施工時	適宜	作業機械及び作業状況等が判明できるように撮影
		瀬取り	瀬取り状況	施工時	適宜	
		裏込材投入	投入状況	投入時、捨石規格毎及び作業船種毎	適宜	
		裏込均し	均し状況	規格及び作業船毎	適宜	
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時	1回	公的機関が実施する場合は省略できる。
		材料の確認	産地・規格毎	搬入時	適宜	スタッフ、テープ等を同時撮影
	出来形管理	出来形の確認	測量状況	測量作業時	1回	

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
5) 吸い出し防止材	施工管理	吸い出し防止材の確認	搬入	搬入時	1回	
		敷設状況	敷設状況と使用船舶機械	敷設時	1回	
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時	1回	
		吸い出し防止材の形状寸法	測定状況	測定時	1回	
	出来形管理	出来形の確認	敷設完了状態	敷設完了時	1回	
2. 裏埋工						
1) 裏埋材	施工管理	使用船舶機械	主要船舶機械	施工時、船舶機械毎	1回	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影
		施工状況一般	埋立柱の採取状況	採取作業時	適宜	
			埋立柱運搬の状況	運搬作業時	適宜	
			埋立柱整地状況	整地作業時	適宜	
			余水吐の設置及び撤去	設置作業時及び撤去時	適宜	余水吐が判明できるように撮影
			公害防止対策	防止処置作業時	適宜	
	品質管理	材料の品質管理状況	「特」に定められた品質管理の作業状況	品質管理作業時、品質管理内容毎	1回	撮影項目は「品」1.土及び2.石材等による。
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	適宜		
3. 裏埋土工						
1) 土砂掘削	施工管理	使用機械	主要機械	施工時、機械毎	1回	使用機械の種類が判明できるように撮影
		仮置場及び土砂処分場	仮置及び土砂処分状況	施工時、機械毎	適宜	各作業状況が判明できるように撮影
		掘削・切土	掘削、切土、穿孔及び発破状況	施工時、機械毎	適宜	各作業状況が判明できるように撮影 埋設物等は、その状況が判明できるように撮影
		運搬	土砂の搬入、搬出状況		適宜	
	埋戻し及び裏埋め	材料の投入及び均し状況	適宜			
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時、作業毎	地質が変わる毎に1回		
2) 土砂盛土	施工管理	使用機械	主要機械	施工時、機械毎	1回	使用機械の種類が判明できるように撮影
		仮置場及び土砂処分場	仮置及び土砂処分状況	施工時、機械毎	適宜	各作業状況が判明できるように撮影
		運搬	土砂の搬入、搬出状況		適宜	
		盛土	盛土及び各層の転圧状況		適宜	
	品質管理	材料の確認	試験及び搬入状況	試験及び搬入時	1回	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時、作業毎	地質が変わる毎に1回	盛土の各層の仕上り厚さが判明できるように撮影

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

3-18 維持補修工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
1. 維持塗装工						
1)係船柱塗装 2)車止塗装 3)緑金物塗装	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶, 機械類	施工時	1回	曳船, 台船, コンプレッサー等が判明できるように撮影
		塗装	施工状況	施工時, 各層毎	適宜	
	出来形管理	出来形の確認	塗装完了状態	完了時	1回	完了の部分(1箇所)及び正面全体と延長方向を撮影
2. 防食工						
3-1-15防食工を適用する。						

3-19 構造物撤去工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
1. 取壊し工						
1)コンクリート取壊し	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶, 機械類	施工時	1回	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	作業状況	施工時	適宜	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	適宜	
		完成	完成全景	完成時	1回	
2. 撤去工						
1)水中コンクリート撤去 2)鋼矢板等切断撤去 3)腹起・タイ材撤去 4)舗装版撤去 5)石材撤去 6)ケーソン撤去 7)ブロック撤去 8)鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶, 機械類	施工時	1回	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	作業状況	施工時	適宜	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	適宜	
		完成	完成全景	完成時	1回	

3-20 仮設工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
1. 仮設鋼矢板工						
1) 仮設鋼矢板・H形鋼杭						3-1-11鋼矢板工 2)鋼矢板を適用する。
2. 仮設鋼管杭・鋼管矢板工						
1) 先行掘削						3-1-13鋼杭工 1)先行掘削を適用する。
2) 仮設鋼管杭・鋼管矢板						3-1-13鋼杭工 2)鋼杭を適用する。

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

3-21 雑工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
1. 現場鋼材溶接工						
1)現場鋼材溶接 2)被覆溶接 (水中) 3)スタッド溶接 (水中)	施工管理	開先の加工	加工状況	施工時	適宜	使用機械器具が判明できるように撮影
		溶接	作業状況	施工時	適宜	
		水中溶接	作業状況	施工時	適宜	
	品質管理	溶接棒、溶接ワイヤ	「特」の品質であることの表示	使用前	1回	包装の表示が判明できるように撮影
	出来形管理	外観、形状寸法	観察、測定状況	測定時	適宜	ゲージを同時撮影
			形状寸法	測定時	適宜	
		試験	試料の採取状況	採取前及び採取時	各1回	
強度試験の状況			試験時	適宜		
	非破壊試験の状況		適宜			
	カラーチェックの結果		適宜			
2. 現場鋼材切断工						
1)現場鋼材切断	施工管理	切断	作業状況	施工時	適宜	使用機械器具が判明できるように撮影
		水中切断	作業状況	施工時	適宜	
	品質管理	酸素ガス及び熔解アセチレン	「特」の品質であることの表示	使用前	1回	ボンベの表示等が判明できるように撮影
	出来形管理	外観、形状寸法	観察、測定状況	測定時	適宜	ゲージを同時撮影
			形状寸法	測定時	適宜	
3. その他雑工						
1)清掃	施工管理	使用機械	ブレーカ、プラスト等	施工時	1回	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	作業状況	施工時	適宜	
	出来形管理	施工前区域	施工前	施工前	1回	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影
		完成	完成全景	完成時	1回	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影
2)削孔	施工管理	使用機械	カッター、ブレーカ等	施工時	1回	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	作業状況	施工時	適宜	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	適宜	
		完成	完成全景	完成時	1回	

3-22 浚渫工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
1. ポンプ浚渫工						
1)ポンプ浚渫	施工管理	使用船舶機械等	作業現場	現地搬入前又は現地搬入時	1回	全景及び数量が判明できるように撮影
		位置測量	浚渫位置測量状況	測量時	2回	法線又は区域標識を入れる。
		施工状況	浚渫状況	浚渫作業時、作業船毎	適宜	浚渫位置が判明できる背景を入れる。
			中継船設置、撤去	設置撤去の作業時	箇所毎1回	
		障害物除去	障害物積込状況	積込時	運搬毎1回	
			運搬船に積込まれた状態	積込完了時、運搬毎適宜	運搬毎1回	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影
		障害物捨込状況	捨込時	運搬毎1回		
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測量作業時	1回	全景については、位置が判明できる背景を入れる。	
2)排砂管設備					3-1-1排砂管設備工を適用する。	

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
2. グラブ浚渫工						
1) グラブ浚渫	施工管理	使用船舶機械等	作業現場	現地搬入前又は現地搬入時	1回	全景及び数量が判明できるように撮影
		位置測量	浚渫位置測量状況	測量時	2回	法線又は区域標識を入れる。
		施工状況	浚渫状況	浚渫作業時、作業船毎	適宜	船団の配置及び浚渫位置が判明できる背景を入れる。
			土質状況	浚渫作業時	土質毎1回	位置、深度又は層を明記する。
		障害物除去	障害物積込状況	積込時	運搬毎1回	
			運搬船に積込まれた状態	積込完了時、運搬毎適宜	運搬毎1回	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影
	障害物捨込状況		捨込時	運搬毎1回		
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測量作業時	1回	全景については、位置が判明できる背景を入れる。	
2) 土運船運搬						
3. 硬土盤浚渫工						
1) 硬土盤浚渫						
2) 土運船運搬						
3-1-2土運船運搬工を適用する。						
4. 岩盤浚渫工						
1) 砕岩浚渫						
2) 土運船運搬						
3-1-2土運船運搬工を適用する。						
5. バックホウ浚渫工						
1) バックホウ浚渫						
2) 土運船運搬						
3-1-2土運船運搬工を適用する。						

3-23 埋立工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
1. 余水吐工						
1) 余水吐	施工管理	施工状況一般	余水吐の設置及び撤去	設置作業時及び撤去時	適宜	余水吐が判明できるように撮影
			公害防止対策	防止処置作業時	適宜	
2. 固化工						
3. 埋立工						
1) ポンプ土取 2) グラブ土取 3) ガット土取	施工管理	使用船舶機械	主要船舶機械	施工時、船舶機械毎	1回	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影
		施工状況一般	埋立材の採取状況	採取作業時	適宜	
			埋立材運搬の状況	運搬作業時	適宜	
			埋立材整地状況	整地作業時	適宜	
	品質管理	材料の品質管理状況	「特」に定められた品質管理の作業状況	品質管理作業時、品質管理内容毎	1回	撮影項目は「品」1.土及び2.石材等による。
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時			

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影頻度	
4. 排砂管設備工						3-1-1排砂管設備工を適用する。
5. 土運船運搬工						3-1-2土運船運搬工を適用する。
6. 揚土埋立工						
1)バージアンローダ揚土						3-1-3揚土土捨工 1)バージアンローダ揚土を適用する。
2)空気圧送揚土						3-1-3揚土土捨工 2)空気圧送揚土を適用する。
3)リクレーマ揚土						3-1-3揚土土捨工 3)リクレーマ揚土を適用する。
4)バックホウ揚土						3-1-3揚土土捨工 4)バックホウ揚土を適用する。
7. 埋立土工						
1)土砂掘削						3-17-3裏埋土工1)土砂掘削を適用する。
2)土砂盛土						3-17-3裏埋土工2)土砂盛土を適用する。